

大化の口分田制度は、大寶律令の頒布に一變し、百姓に荒地の開墾を許さるゝや、皇族公卿も亦功田・賜田の外に之を開き、或は寺院に寄附して其莊園と爲し、或は空閑の地を求めて奴婢を養ひ使役して開拓せしめ、或は地方の富民も亦これに倣ひ、争ふて山野を開墾して莊園と稱し、其の地に産する收穫物を占領して自己の所得に歸し、國司不入と稱へて租調を輸さず課役を免る。莊園毎に莊司と稱ふる所有主の目代ありて其の莊民を治む、百姓亦其の簡便を喜び莊園に投ずる者多し。藤氏衰へ平氏兵馬の權を握るに方り、采地三十餘國に跨り、莊園五百ヶ所に及ぶ、又國司郡司の管治を避くがため、神社佛閣に納れて莊園とし、己れ躬ら莊司となりて所得を獨占するの利便あるを以て、朝紀の弛むに隨ひ公田を掠めて莊園と爲すものあり、葛西清重の伊勢大廟の神田を守りて葛西の御厨と稱し、又江戸太郎の叡山の寺田を管するが如き、或は此の種に庶幾乎。

### 二、莊園

莊園の起因に就ては歲月詳かならざるも、左記の引用書目の記載により、土地所有の變遷を察知するの資に供せん。租稅志。莊は田舎なり。莊國とは猶別業の田園と言ふが如し。古は山野閑地を大臣巨室に賜て、別業を營ましむ。爾來勢家多く閑地を占め、舉關縱橫、素封充實。驕奢豪俠自ら結束せざるに至る。神皇正統記。中古以來多く莊園を立て、不輸の地多し遂に亂國と成れり。退私錄。國司不入の地なりと、夫れ不入とは政規範圍の外に置き、百事其の自由に任すの謂なり。故に和訓栞に、以て私領とす。聖學自在に、莊園停廢の宣旨を載せたり。又後三條帝嚴禁の勅あり。凡莊園の地たる、郡に非ず郷に非ず國法の度外に在り。聖主賢臣と雖も之を如何ともする無きに至れり。又天平二十年、弘福寺所務所注言に云。水田三十五町二反九十三步、墾田三段一百九十六步、墾陸田一町莊家一所と。此時未だ莊園の名稱を見ず、然も莊家は權門勢家の置く所、之を管する者即ち莊長なり、後世變じて莊司となり、其勢國司と相抗す、遂に資て以て割據封疆の勢を成す所なり。又云。莊園は本と、別莊の田園を謂ふ。

和訓栞。湯沐の田を外國に讓り、功田子孫に至り寺に施入せし類、私領と名づけ官より給賜するに非ざるものなり。中古以來概れ領家社寺の專有する所となり、殆ど國郡の膏腴を盡し、深根固帶、復收むべからず、遂に以て莊園海内に充滿し、輪租田幾もなく國の凋弊を致すに至る。朝廷數々宣旨を下して之を廢せんを欲す、而して能はず。賴朝亦地頭を置き之を管掌せしむと雖も、之に主たるもの尙ほ領家とす。爾後地頭相闘き莊園遂に其實を失ひ、所領知行の基を爲すに至れり。降て足利氏に及び、莊園徒に空名を存し、其實は全く武族の所領たるに至る。莊園是に於て忘ぶ。徳川氏の世尙某莊の地あるは、蓋し其遺稱なり。農政左右。孝徳天皇紀。詔。罷昔在天皇等所立子代之民。處處屯倉。及別臣連伴造。國造村首所有部曲之民處處田莊。仍賜食封大夫以上各有差降。

社會樹林。これはすべて故ある私領の地にて、貢賦あることなく、今の下やしきなど云もの、大なるものなり。後に至りては、公田を郡と稱し、私領を莊と號して勝手にまかせ、開墾の地など云ひ立て、これをも莊と唱へしほどに、終には公田よりは多かりしかば、新立莊園停止すべき旨など、屢々詔ありしなり。このこと古人の説もありて、こゝに云はんも煩しければ悉さず。其地を守るものを莊司と稱して、終に大名と號し其の地を私することになり。亂れし世に城を構へ人に奪はれまじと據りしほどに、自ら封侯の如くなり、勢あるものは近隣をも併せたり。故に京官及寺社の領主などは、皆これを失なひ、莊園の名も廢したり。食貨志。班田制環。莊園漸盛。始桓武嵯峨朝。親王及王臣莊。頗遍滿郡國。

### 三、百姓の熟語

百姓と稱する熟語の濫觴は、安閑天皇即位の元年(皇紀一一九四)なり。昭和二年を距る一千三百九十二年なり。安閑紀。大河内直味張。恐畏永悔。伏地汗流。啓大連曰。愚蒙百姓。罪當萬死。伏願。每郡以饗丁。春時五百丁。秋時五百丁。奉獻天皇。不孫不絶。

### 第三項 檢地

#### 一、鎌倉幕府



檢地は王朝時代に於ける、田制の所謂る校田なり。頼朝幕府を建置し古制従つて廢る。況して文治の役興り圖籍悉く灰燼に歸して審かに檢校すること能はず。

東鑑。東兵累敗。泰衡縱火府庫而逃奔。州之國籍皆成灰燼。州人橋實俊實行兄弟能暗故事。源二品召問焉。乃援筆爲圖。二州山川郡邑皆在目。唯失其三事耳。

然れとも奥羽の地は廣漠にして、所謂る間田即ち徳川時代の隠田なるも多く、愁訴するもの少からずと雖も、若し一時に其の弊を矯め釐革せんか、恐くは再び亂ん、故に姑らく本田のみを檢校して、間田は寛假し去れり。

### 二、太閤の檢地

天正十八年秀吉會津に出陣し賞罰を行ひ、淺野長政・石田三成・大谷吉隆をして、奥羽二州の地を檢せしめ、文祿四年に至り六十餘國の檢地は終了せられたり。

檢地條例。田畠屋敷は六尺三寸の竿を用ひ、三百坪を一段となす。其百歩に足らざるものは之を捨て税せず、之を見捨て云ふ。

### 三、仙臺藩の檢地

慶長十年二月藩祖政宗、茂庭綱元に命じて領内の耕地を檢校せしめ、明年又屋代景頼をして前年迄未了の地を檢了せしめ、始めて藩の田制を定む。即ち御藏人・給人前・奉公人前・百姓前・寺持高・散田・高分等の制を設定すること、王朝時代の田制に酷似せし條項多しとす。

茂庭綱元・屋代景頼に専任したる、慶長十年の領土の御檢地帳及水圖帳と稱する原形圖は、若林倉庫に所藏せしに、寛永十三年十二月怪火のため全部烏有となる。

治家記録。寛永十三年十二月朔、若林倉庫焼く、領内檢地帳焼失。

爰に於て再び領内檢地の舉あり、寛永十七年領内を三十五組に分區し、一組三名を定員とし内二名は丈量の主にして一名は筆算の役を司る。當時の國老即ち御奉行は五名にして石田宗頼・茂庭良綱・奥山常長・古内康廣・津田頼康なり

治家記録。寛永十七年、更に封内檢地を命ず。吏員三十五組といふ。

【檢地牒の書式】 領内の再檢地は、寛永十七年に始まり、翌年に終了を告げたり。而して國分・宮城・高城本郷の行政區劃の當時なるが故に、蓋し五人一組の藩吏三組の來郡なりと知るべし。今の岩切村鶴ヶ谷の檢地牒は、本郡役所倉庫にあり、實例を掲げて往時の檢地を了知し、併せて古文書の一斑を示さん。

寛永拾八年辛巳 貳内之内

(表紙)

二月廿四日 宮城郡國分之内鶴ヶ谷村御檢地牒

黒澤 左平治  
須田 源三郎  
宮城 彦口衛門  
中屋 敷肝煎

(以下本文)	坂下	下田	拾七間	壹反八畝拾三步	百八十一文
	同	上田	拾八間	壹反貳畝步	百八十文
	同	中田	拾八間	壹反三畝廿四步	百七十九文
	同	南谷地	七間	壹畝廿六步	三十二文
	同	上々田	七間	壹畝廿六步	同
	同	下々田	七間	壹畝拾貳步	同
	同	原	七間	壹畝拾貳步	同
第一篇	地	理			四九



道	下	上々畑	八畝五間	六畝廿步	五十三文	同
原	添	下々畑	九畝五間	六畝十八步	七文	同
川	原	下畑	八畝	貳畝廿八步	六文	同
道	合	上畑	拾壹間	壹反六畝十五步	九十九文	同
午	かしら	中畑	拾三間	壹反壹畝廿一步	四十七文	同
屋敷之内	中茶畑		拾七間	四畝步	百六十文	同
同	下茶畑		九畝	壹畝六步	三十六文	同

(中略)

田合貳町四畝廿六步 此代貳貫六百六拾壹文

畑合壹町九反四畝三步 此代五百六十三文

茶合五畝拾八步 此代二百四十八文

右合四町四畝拾七步 此代三貫四百廿八文

往古村々へ被相渡置候御檢地帳燒失に付依村々願出入司衆へ相達候上御藏本帳に依爲寫取相渡者也

寶曆拾參年五月

(裏紙)

算 本間長三郎 犬飼庄吉

上記に實例を掲げて田畑及び茶畑の等差を表示す。等級の標準は専ら地味の肥瘠に由るものにして、寛文八年九月等級標準の規程下記の如し。

一、上々畑。土色赤く土菜に見得候、處々により水色濺上り浮草なま生し候事も有之、尤刈跡稻大ひなる者なり。右の次第無之候共、町裏民家近き所廣野の水田多き場なり。

一、上田。土色其外共萬事上々畑の所柄に似たるものなり、但澤又は段々上りの所、日影なまには中より上の地無之、中より下計なり、下より下々は見合考可申候。

一、上々畑。土色蔭色又は野ぶく土にて砂交り、土深く畑の地面中高に丸くくりを見得候處柄は、百姓屋敷の内又は廣野平地にあり。

一、上畑。土色其外共萬事上々畑に似たるものなり、山畑片下りの地無之右場所には下計りなり。茶畑山畑片下りにも、上茶畑より三段有之、下々は是亦見合可申事。

【五段等級】 田及び畑の等級を五段と爲し、上々・上・中・下・下々は是れなり。土地の肥瘠に由り地積の廣狹一ならず。上々田は五反八畝貳拾五歩を壹貫文と爲し、下々田は一町二反五畝歩を壹貫文と爲し、五等級を平均すれば、八反三畝二十歩を以て壹貫文と定む。三畝二十歩を切り捨て壹貫文は八反歩並の唱あり。

【丈量と間竿】 土地丈量に要する間竿の尺度は、田畑及び宅地共に六尺三寸を一步と規程す。即ち領内の面積を算ふるに秀吉時代の尺度を採用し、徳川の尺度は用ひず。其尺度は徳川家綱延寶六年三月伊豆國四郡十八ヶ村の地を検するに、壹間六尺一分に定めて丈量せられたり。故に仙臺藩内の一反は徳川の一反廿九步六合五勾に該當す。

御檢地方御定(寛文六年八月制)

一、御檢地竿兼て御定の如く、六尺三寸三百歩一反、畹免の外百歩に付拾歩つ、可爲御用。拾竿の本末燒印致相渡可申事。

一、田方畹免長拾間に、三つ、可爲御用拾候事。



- 一、拾分切を以長五間より拾四間迄壹間、拾五間より貳拾四間迄貳間、貳拾五間より三十間迄三間、段々右に準可爲御用捨事。
- 一、畑は拾歩計可御用捨候事。
- 一、田畑位付代付前々の如く、五段相付可申事。

【高分】 農家の所有すべき耕土の持高なり。所有高の制限を五貫文と定めたるは、古制の口分田の制定に酷似す。檢地の一例として前文、岩切村鶴ヶ谷中屋敷肝煎平兵衛の檢地の制定を、三貫四百廿八文と爲すが如き此れなり。蓋し富豪の土地兼併を防遏し、小民を保護するの意より此の制令を布かる。故に土地の賣買を禁止し、典質及び分割讓渡を嚴にせり。然れども天災地妖又は一家離散等の爲め、既成の耕土を棄却する場合は代官の職權を以て五貫文以上を所有する農民ありき。

【貫高】 貫高稱號の起因は、鎌倉幕府の末世に至り軍役の制度が、遂に慣例を醸成せしといふ。藩士に給與する秩祿即ち給人前、又は百姓の所有する耕土の面積即高分、及び其の村高を稱するに總て貫高を稱するに至れり。

【銘高】 銘高の査定法は、秋季黄稻の期に方り、郡方・村方役人は耕土に臨場し歩刈を爲すこと、今の三段歩刈に異なることなし、之を稱して御立見と云ひ、又は御田積といふ。先方一間即ち一坪の歩刈を試み銘高に達せざれば、割引を爲す之れを免引と云ふ。銘高は御藏入と給人前とに差等あり、御藏入の一反歩は九切五分より金粉五分八厘銘、給人米の一反歩は五切より一切五分銘を通例とす。その免引を爲すべき場合、例令へば一貫文の田地に就き、上毛・中毛下毛・下々毛の四段に分ちて歩刈を行ふ、乃ち粗の收穫高を積算すれば幾何となる、是より種粗(一反歩一斗五升)及び農民の扶食(一貫文に對し玄米三石一斗八升)を控除し、殘石を六合挽として玄米の數量に換算し、既定の銘高に達せざるときは免引を行ふ。

- 一、五貫文以上持高の者は、高分願へ御解以前持高の由理書申出候様被仰渡。(元文二年)
- 一、御本判持の百姓高分願の節は、割合を以無落遜渡可事由之事。(天明七年七月)
- 一、次男三男等新百姓相附候に付高分願。

- 一、代百姓附に付、高過不足有之以來其儘にて引請兼候に付高分願。
- 一、持來高へ取合當稼人數相減、持高手餘りに相成候に付高分願。

右は何か無據人數相減、耕作及兼候次第段々見届吟味申聞候は、御吟味の上遜渡候様可被成下候(寛政十二年正月)

【石盛】 一反歩の田地よりの收穫高を石盛又は斗代といふ。例へば一坪の田地より稻を刈取り、粗一升を得れば三百坪より三石の收穫となる、三石の粗より五分摺として玄米一石五斗を得らる、是れを十五の盛といふ。田畑の肥瘠と良否により、石盛に差等あり。中田の石盛十一は上畑の石盛と同級なり。

田。盛十五、上田一反歩此分米一斗五升。盛十三、中田一反歩此分米一斗三升。盛十一、下田一反歩此分米一石一斗。

畑。盛十三、此分米一石三斗。盛十一、中畑一反歩、此分米一石一斗。盛九ツ、下畑一反歩此分米九斗。

下々田下々畑皆之れに準ずるの制度にして、専ら貢米高調査の標準なり。所謂る四公六民の法度は是れなり。因みに四公六民の法度を概説すれば、石盛十五の上田は此分米一石五斗に當る、此取米は六斗なり、此れを反取米といふ。又四分取に當るを以て、四歳又は免四つとも稱ふ。一反歩の粗三石の内より諸入費六斗(種粗・扶食・肥料・農具代)を控除し、殘高二石四斗の粗を五分摺にして玄米一斗二升、是れを二分して六斗を貢米と爲し、殘る六斗の外に諸入費六斗の粗即ち玄米三斗を加算すれば九斗に當る、即ち一石五斗の玄米收入に對する四分は貢米、六分は農家の所得となる、此れを稱して四公六民取といふ。然れども此の石盛の制度は地券發行に方り、地價設定と共に廢滅に歸し、今又大正十五年地價制定係員の任命(五月二十四日仙臺稅務署尾形清光)を現出するに至る。

【御藏入】 藩主直轄の地を御藏入といふ。



【給人前】 藩士の知行地を給人前といふ。

一、御知行新規並御加増の地、御割本地新田取合此末五石銘を以て御割相極、若並銘高下有之割合成兼候節は、五石八升迄、下は四石九斗五升までに、御割差積其品付札にて申聞可相濟候（文化三年四月）

【奉公人前】 藩士の所有地にして、其陪隸躬耕する所の土地をいふ。其銘付頗る低く、且つ諸役の如き、或は全く除かれ或は其半額を免さる。

一、百姓御竿答（檢地の査定に同意せしこ）地の内給人屋敷並奉公人屋敷相立候分は、御書付之無自分にて屋敷を申候は、百姓並諸役相懸可申事（享保二十年十月）

【寺持高】 總ての郡役、百姓並より頗る軽く、御雇人足の如きも内雇のみ召仕はれ、外雇は免ぜらるゝの定なりしも、此時に迄て持高次第に増加し、免除の分多く百姓前へ影響を及ぼすの患あり、依て之が制限を立て、妄に増加するの弊を防止せらる。

一、寺持高百姓並逕受候分は勿論、御竿答共此末百姓並諸郡役可相出寺に付、在來候分は只今迄の通首尾可申由被仰渡。（享保十六年）

### 第四項 地券發行

國家は個人の有する、土地の所有權を確保し證明するため發行する手形は即ち地券なり。地券發行に關し、地價査定の基準を發布し、續いて地券の下附又は書換に係る事務は、總べて郡役所の事務に屬す。即ち土地所有の移轉、荒地免租年期明、開墾下年期明、地目變換より開墾、合併、分裂、地券の水火盜難等は事務の主なるものとす。明治二十二年法律第十三號により、土地所有權の證明は、土地臺帳の登録により確定するに至り、終に地券を廢止せられたり。地券發行に方り地價査定の際路は、近き賃賃價格を標準とせらるべき、査定方法の變更は、地價の査定上輕視すべからざるの偉業あるが故に、冗長を厭はず往時の査定手續より其の査定の結果を以下叙述せんとす。

第一條 地券發行に付追々取調書出候地價之儀、舊來石盛之不同と貢租の可否に因り高低有之儘、從來賣買之地價にて此度地租改正に付ては、實地相應之眞價に無之候間、御規則第一條之通從前之石盛並租等は一切なきものとす、更に其土地を取上げ、米金の作益を見積り第二條之通取調、地價何程と持主限り銘々見込實體を爲申出、其村正副戸長共寫し調査の上不都合無之に於ても、別紙雜形之通り、上中下等の反別相應相認め、一反歩平均を記載可指出、且地券名寄帳簿冊共一筆限り其地價盛込可指出候事。

附、地價之儀持主小作人共自身に調致候上は決而不相當なる事は無之筈なれ共、萬一地租を減せん爲めに低價に書出候等の儀無之候共、官には夫々檢査之法則有て其當否を査定し、不相當と見込候時調査之儀申達し、尙不服の者は御規則之通、入札又は買上等之處分致候に付、心得違不致本分之趣相守、見込之定價有體可申出候事。

第二條 地價積り方は從前直作不作地之別也。不作地の附米何程と致右之附高之内より、此後之地租（則地積三分之三）村入費（則地租三分一迄目途とす）等を引去り、全く地主の所得になるべき米金を、其村從來之仕來之方法に依り地價算出可致事

第三條 收穫米其他の品類は、是迄年々其地より生せり、取上高之惣書出候儀には無之候得共、收穫之多寡に依て地價高低を量り心得違を以て斟酌致し候等之儀有之候てけ決して不相成候條、種肥其他の諸費等一切不引去其儘書出べし、尤其年々豊凶により一定ならずと雖も、中年の作柄或は三四ヶ年平均を以て、第一條の雜形に準據し正實に書出し可申。且是迄指出候簿冊書載之收穫、相違之分は張掛紙にて速に調査し可指出事。

第五條 字圍切界並一村惣繪圖、凡て雜形に照準綿密調査至急可差出候事。

第六條 地券取調に付、昨壬申（明治五年）切添切開き、隱田等之類此度限り一切被指許旨御布告有之、開墾地たりとも既に相成候分は、地代金上納をも被指缺候儀に付、是迄書上漏候分は其筈に候へ共、若遺漏等有之は相當の地價を有體可申立、萬一地租改正之後に至り、隱歩等有之に於ては仰出候布告の通、欺隱田糧律に準し所刑相成候條心得違致間敷事。

右之通可相心得候也

【地價】 前項記載の法令に據り、田・畑・宅地の地價を査定し地租の基準と爲せり。昭和の現代即ち昭和二年を期し賃賃價格を地價とし標準とし將さに着手せんとし、且つ明治更新最初地券發行の時に於ける、郡内の田・畑・宅地の反



別及び田・畑一反歩の平均地價を掲げ、併せて参照のため各郡反當りの平均地價を表する左の如し。  
 田反別七百三十六町八反、地價百八十九萬三千七百七圓。一反平均地價二十六圓五十三錢。  
 畑反別二千六百八十二町九反、地價三十二萬三千三百五圓。一反平均地價十二圓五錢。  
 宅地反別六百六十七町、地價十二萬二千六百七十八圓。一反平均地價十八圓三十九錢。

田畑一反平均地價(錢位)

仙臺	柴田	刈田	伊具	亘理	名取	黒川	加美	志田	玉造	遠田	栗原	登米	桃生	牡鹿	本吉	計
田	一四、三四	二四、八	三三、元	三三、五八	一九、一五	三三、三	二〇、三三	三三、八	二〇、八	二〇、三三	二六、二	二六、二	二六、二	二六、二	二六、二	二六、二
畑	八、六四	九、〇	八、八七	一〇、四	九、二	三、三〇	九、七二	五、七三	八、七一	五、七三	九、六	九、九〇	八、七三	四、五九	九、〇八	
宅地	六、七四	一五、八	一七、七	一六、四	一三、六	一六、一五	一七、七〇	一三、九七	一四、〇	一四、一四	一四、一七	一五、一四	一四、三二	一五、一四	一三、三	一六、九

【地價の高低】 前項表記の地價を地目別一反に對する最高最低を表示するがため、當時の町村名を列記する下記の如し

田畑地價の最高最低一覽表(錢位)

郡	田			畑		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低
仙臺	町村名 森郷	平均 三三、〇三	町村名 熊ヶ根村	平均 九、九	町村名 熊ヶ根村	平均 五、五九
柴田	町村名 東八番丁	平均 二〇、八二	町村名 北山町	平均 六、九七	町村名 伊勢堂下	平均 五、〇〇
刈田	町村名 大河原村	平均 二六、三三	町村名 前川村	平均 一三、八〇	町村名 前川村	平均 二、五
伊具	町村名 白石本郷	平均 二九、六	町村名 湯原村	平均 七、九	町村名 湯原村	平均 二、二四
亘理	町村名 角田本郷	平均 二七、七	町村名 筆甫村	平均 一五、八〇	町村名 筆甫村	平均 五、七四
			町村名 高須賀村	平均 一三、三	町村名 高須賀村	平均 六、〇四
宮城	町村名 藤塚濱	平均 一四、三二	町村名 増田村	平均 二八、一〇	町村名 藤塚濱	平均 二、一七
黒川	町村名 味明村	平均 二九、八〇	町村名 松坂村	平均 二、五	町村名 松坂村	平均 五、三
加美	町村名 四日市場村	平均 二七、六	町村名 大村	平均 三、五	町村名 大村	平均 二、三
志田	町村名 大柿村	平均 二七、八二	町村名 米袋村	平均 一五、〇一	町村名 米袋村	平均 三、三
玉造	町村名 下一栗村	平均 三〇、四二	町村名 鳴子村	平均 一三、五	町村名 鳴子村	平均 二、四〇
遠田	町村名 田尻村	平均 二六、四	町村名 北小田村	平均 一〇、八一	町村名 吉住村	平均 五、九
栗原	町村名 大岳村	平均 二七、七	町村名 花山村	平均 六、八〇	町村名 花山村	平均 一、一六
登米	町村名 上沼村	平均 一八、九	町村名 狼河原村	平均 一五、七	町村名 赤生津村	平均 九、〇六
桃生	町村名 鹿又村	平均 三〇、四	町村名 尾ノ崎濱	平均 八、四二	町村名 立	平均 五、三七
牡鹿	町村名 南境村	平均 二〇、九二	町村名 出島	平均 六、六四	町村名 出島	平均 三、五三
本吉	町村名 麻崎村	平均 二四、五	町村名 御岳村	平均 三、八	町村名 唐桑村	平均 二、七

宅地の反別地價一反歩平均最高最低町村

郡	最高		最低	
	町村名	地價	町村名	地價
仙臺	鹽竈村	五、八四	荒卷村	五、二六
宮城	芭蕉辻	三三、〇〇	伊勢堂下	九、五
柴田	村田郷	三、三	川内村	三、七五
刈田	白石本郷	三、三	小原村	七、三二
伊具	角田本郷	五、六〇	耕野村	六、一〇
亘理	高須賀村	六、四	高須賀村	六、六
名取	岩沼本郷	六、四	二ノ倉村	三、六
黒川	富谷村	三、三	富谷村	一、三
加美	中新田村	三、三	小野田本郷	七、一〇
志田	古川村	三、三〇	志田	三、三〇
玉造	鳴子村	二、〇	玉造	二、〇
遠田	涌谷村	七、五	遠田	七、五
栗原	若柳村	七、三	栗原	七、三
登米	登米村	八、六	登米	八、六
桃生	桃生相野谷村	六、七	桃生	六、七
牡鹿	石巻村	六、六	牡鹿	六、六
本吉	本吉氣仙沼村	六、七	本吉	六、七
	音無村	七、五	音無村	七、五
	鬼首村	七、三	鬼首村	七、三
	下郡村	六、五	下郡村	六、五
	花山村	三、四	花山村	三、四
	西野村	八、六	西野村	八、六
	桑濱	四、〇	桑濱	四、〇
	鮫浦	五、九	鮫浦	五、九
	小原木村	一〇、八	小原木村	一〇、八



第五項 地 押

地目を踏査丈量して、誤謬を訂正し地籍を闡明ならしむるの事務なり、後ちの所謂る土地臺帳整理法にして、恰も該法の前身たるが如し。明治十七年收稅部を宮城縣廳内に設置す。翌十八年地押の事務を開始し、検査に關する内規を設定し、町村部内より堪能の人を撰み事務に當らしめ、尙ほ事業監視の爲には、毎年區委員二名若くは三名を派して終始之れに従事せしめ、又時々主務省吏の殊に監督することあり。十八年度本郡に於ける検査の終了せし増反別及び地價・地租の筆數下表の如し。

反別十三町四反六畝二十五歩、地價千三百四圓九十三錢、地租三十二圓六十錢一厘、筆數五百三十筆。

蓋し地押の事業を執行したるの動機は、明治六年地價査定以來既に滿十ヶ年餘を経過し、地目の變換、地價の異動、開墾期下期等の事由なるべし、十五年度に於ける本郡には、八町七反六畝の海面を埋立て貨物の陸揚地と爲し、或は開墾には二反六畝十三歩の山地を畑地に、又一反五畝の葭地を田地と爲し、或は二畝十二歩の宅地を原ノ町警察分署に獻納地と爲し敷地に提供し、或は一町一反一畝廿一步の本郡避病院敷地を陸軍省用地に買上られたる等なりとす。尙ほ翌十六年度に於ける、新規反別・荒地起返・地目變換・官有地成の四項に就き地目別及び租稅額を掲げて、土地異動の頻繁なるを表示する左の如し。

新規反別	荒地起返	地目變換	官有地成	田 租	畑 租	宅地 租	山林原野 租
五二四	四七、五三三	六一〇	一、五二六	九九	一四〇	三三	七、九四二
	一八三、五五〇	六、三七八	五、九五七	五二、八六三	一〇一、三三八	二二八	一、五二一
				七、〇〇五	一、九九九	一、六〇六	九〇一、九〇〇
				三、三〇〇	三、七二六	三、一七六	一、九〇六、一〇
				三、三〇〇	三、七二六	三、一七六	一、九〇六、一〇
				三、三〇〇	三、七二六	三、一七六	一、九〇六、一〇

第六項 開 墾

縣内に於ける開墾事業の企畫は、明治十三年加美郡王城寺原八百六十四町二反一畝の荒蕪地は、河瀬秀治により、十四年刈田郡宮村原野九百五十三町六反歩は、松方勇助川上助作により、牡鹿郡大道荒蕪地二百五十四町九反一畝十一歩は士族授産の方法により、亘理郡吉田長濤荒蕪地五十八町一反五畝十歩は武者傳次郎により、玉造郡鍛冶屋澤原野百三十町五反九畝廿三歩は、宮城産牛馬組合により、穀物根菜牧畜の目的より開墾に着手せられたり。

此の時に方り、十六年九月本郡愛子原十七町二反七畝二歩の官有地は、沼澤與三郎須田鈞等により、牧草を栽培し陸軍其他に芻糧に供するの目的を抱き、開墾に着手せしも多くは中止し、廢滅するに至れり。着手の當時より幾多の變轉を重ね存續するもの、刈田・牡鹿・玉造に限るもの、如し、開墾地の項に

宮城縣第二回年報。(明治十七年) 抑本縣の地たる其荒蕪に屬するもの實に不少、而して猶ほ開墾を謀るもの、僅かに、他なし土地の廣漠なる、人口の寡少なる甚だ其權衡を失するに因る。試みに之を概陳せんに、戸數九萬餘にして其工商を業とするものを控除すれば、即ち専ら事に農業に従ふもの實に七萬に過ぎず。而して耕地の數は十一萬六千四百町歩餘の多きに至れり、則ち一戸平均一町七反歩弱を有するの統計にして、之を耕耘する猶ほ且つ難きを覺ゆるあり、奚んを餘力の開墾に及ぶあらん。況んや頻年水陸田共に價を失ひ、其估價地價の半はに滿たず、一反歩八九圓乃至十五六圓に過ぎざるおや。夫れ然り其開墾に費すの資以て良田を購ふを得べし。以是觀之、開墾の業たる農耕の術其歩を進め、機械以て勞力を省くに至らざれば、亦た望む可からざるのこゝに於て、乃今の荒蕪地に委して顧みざる如き者、豈に已を得んや。

第七項 土地臺帳

土地臺帳の整理は、明治二十二年町村制實施の初一年、國家に屬する事務と、町村自治に屬する事務との間に、混同錯亂の弊無からしむるがため、主務省は訓令を發して收稅部(今の稅務署)に對する特別の委任を解除して第一部第



二部に移換し、又同年五月勅令第六十三號、國稅事務取扱規則により事務の完備を告ぐ。殊に土地臺帳整理法の公布に伴ひ地券の交付を廢止し、土地臺帳規則、土地臺帳施行細則の發布と共に、郡長に委任したる事目を解除して收稅部の主管と爲るや、收稅部は事務細則を更正し、先づ賦稅・徵稅の二課を廢し、更らに、檢稅・徵稅・租稅の三課を置き、同年七月一日收稅部出張所を新設し、定員三名乃至五名とす。而して本郡にありては定員五名にして、宮城縣收稅部原町出張所と號し、本郡役所に事務を開始し、本郡一圓を管轄區域とす。

各郡新設の出張所員をして、土地臺帳調製負擔の責に當らしめ、且つ曩年執行の地押事業により、地券臺帳・町村字繪圖等の調製は既に完了したるがため、事務大に進捗し年度内に完了を告ぐ。其の反別及び筆數左に。

反別。二萬五千八百七十一町五反三畝十四歩。  
筆數。二十一萬千六筆。

地券を廢止し、地租條例の施行は、從前の地目を更正したるがため、爵位局に於ては地目別を詳記するの要あり、伊達家の世襲財産に就ての地目別に關し、本郡に照會せられたり。本郡既に調査を終了したるが故に、周日を出ずして回答を爲せしは、臺帳整理の事務をして迅速に終了せる事蹟を鑑るに足る、往復の公文書下記に如し。

伯爵伊達宗基所有世襲財産の内宮城縣陸前國宮城郡南小泉村廿三番字不動前圃耕地四畝十七歩外四百十二ヶ所從前の地券面には耕地と記載有之然るに地租條例中耕地の地目無之且本年三月法律第十三號を以て地券廢せられ候に付ては右地所の儀土地臺帳面には猶從前の通耕地と記載相成居候哉將た田畑の區別相立居候哉承知致度此段及御照會候也

明治廿二年五月十六日  
宮城縣 爵位局 世襲財産課 印  
宮城郡役所 御中

本年五月十六日付を以て伯爵伊達宗基所有世襲財産の内當郡元南小泉村所屬地目の件御照會の趣了承右は當衙備付土地臺帳に於ては現地目即ち田又は畑と明記有之候條右様御承知相成度此段及御回答候也

明治廿二年五月二十日

爵位局世襲財産課御中

宮城郡長十文字信介

### 第八項 土地調査

明治の初年地券を發行するに方り、地價設定の基準は賣買價格を度外とし、唯だ漠然たる「相當相認」てふ規程の許に一筆限りの地價を設定したり。明治二十八年以降三十二年に亘り、地價修正の問題は帝國議會に起り、次いで非地價修正の反對は山口縣及び本縣下に高調し、遂に有耶無耶裏中に葬むるに至れり。

遽然。土地調査の題目を掲げ、現政府は土地賃賃價格調査に着手せられたり。帝國農會は主務省の調査方針に、幾多の疑問を抱き、若しその方針にして今後改めらるゝことなく、調査を續行するに於ては、結極農業者の負擔を重からしめ、延いては地主・小作人間の關係に、重大なる事態を惹起するの虞ありと認め、大正十五年五月二十二日各府縣農會に通牒を發し、帝國農會の態度を決定するの資料に供せんとするものゝ如し。通牒文左に。

- 一、借貸價格調査は既往何年間の、平均によるを妥當とすべきか。
- 一、田畑と宅地とにより、調査範圍(平均を見るべき機關)を異にすべきか。
- 一、契約小作料によるべきか、實收小作料によるべきか、又中間小作料ある時、賃賃價格を如何にすべきか。
- 一、災害により契約小作料の減免をなしたるものに對しては、循環的又は連續的災害なるを、偶發的災害なるに拘らず、其の減免額を控除すべきか。
- 一、土地の狀況類似する區域「一字内」二種以上の小作料實例ある場合は、高きものによるべきか、低きものによるべきか、又は平均によるべきか。



- 一、小作人に附せざる土地の賃貸價格、調査方法を如何にすべきか。
- 一、一般の小作料に比較し、高低ある土地の小作料、測定方法を如何にすべきか。
- 一、前二三年間小作爭議にかゝる、不定の小作料調査方法は如何にすべきか。
- 一、市街地附近の田畑は、宅地見込のため地價は高きも、小作料は比較的低廉なるものあり、斯くの如きも實際の小作料によるべきか。
- 一、地方の慣例により、借地權の價格を定めらるゝもの、賃貸價格査定方法を如何にすべきか。
- 一、米價その他小作料として取得する、物品價格の適當なる調査方法如何。
- 一、米價其他物品價格は、何年間の平均によるべきか。
- 一、賃貸價格調査委員會は、各稅務署管内に一名宛(市街地あるものは二名以上)設置せらるゝものと想定して、この委員の選定及び選舉方法は如何にすべきか。
- 一、その他御氣づきの意見、又は希望等。

### 第二節 地目及官民有地種

#### 第一項 官有地民有地及地目別面積

民有地の地目別面積に關しては、前節叙述の如く地價の調査及び地押の完了と共に、詳細を告げたりと雖も、官有地の地目別面積に就いて、漸く明治二十年に至り官有地調査手續を設定し、二十三年始めて完了を告げ公表するに至れり即ち田・畑・宅地・池沼・森林・山岳・原野・社寺地・道路堤防・河川溝渠・雜の地目に分類し、本郡の官有地三萬五千三百七段を計上せり。後ち地目の變換及び異動等を精査し、二十五年に至り三萬五千五百二十二町二段の計上を公表せらる。左表之れなり。

年次	官有	民有	田	畑	宅地	池沼	森林	山岳	原野	社寺地	道路堤防	河川溝渠	雜	計
明治廿三年	七、三三八、一	二、六六、五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
廿五年	七、三三七、二	二、六八一、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

町村名	御料地原野				神社地				陸軍省				農林省				森林				原野				寺院地			
	第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種				
原町	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
鹽竈町	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
廣瀨村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
大澤村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
根白石村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
七北田村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
七郷村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
高砂村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
七ヶ濱村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
多賀城村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
岩切村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
利府村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			
松島村	111,110	110	5,000	1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110			



浦戸村	合計	官有地第三種	道路堤防	河川溝渠	池沼溜池	川奇淵	砂場	荒蕪地
浦戸村	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
合計	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

第二項 有無稅地及耕不耕地面積

町村名	有稅		無稅		合計	耕地		不耕地		合計	
	學校敷地	鄉村敷地	墳墓地	用惡水路		溜池	堤塘井溝	鐵道用地	道路		郡役所敷地
浦戸村	7,033	1,011	1,011	1,011	8,044	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
合計	7,033	1,011	1,011	1,011	8,044	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011

第一篇 地 理



町村名	荒					計	新開地
	田	畑	郡村宅地	鹽田	山林		
原町	5401	3333	—	—	—	7833	—
鹽籠町	3499	—	—	—	—	3499	5,829
廣瀬村	4103	896	—	—	28	2,446	—
大澤村	308	3601	95	—	1,109	1,628	—
根白石村	1,500	2,907	307	—	770	5,410	—
七北田村	715	301	—	—	—	1,359	—
七ヶ濱村	—	2,423	—	—	—	2,806	—
岩切村	—	309	520	—	—	829	—
利府村	304	595	—	—	6	905	—
松島村	529	262	—	—	—	681	—
浦戸村	—	1,147	—	8,034	—	8,345	2,707
合 計	4,795	8,474	415	18,034	833	2,995	25,586

第三項 町村別民有地目別

本郡に於ける藩制時代の民有地に屬する、有租地田畑等の反別に關しては、未だ好個の資料に乏しかるべしと雖も昭和二年を距る百五十六年、明和九年（十一月十六日改曆安永）時代にありては、宮城三十二ヶ村、國分莊三十二ヶ村高城本郷十三ヶ村の田畑を合して凡そ八千七百三十二町一反三畝餘歩を計上し、其の地味田畑共に上の下に位せり封内風土記。宮城郡其田上中。五千三百十町五反六畝餘。其島上中三千四百二十一町五反七畝餘。

明治八年修吏局に於て、地誌提要を編纂するに方り府縣に其の材料を要給せらる。少屬里見良恭九等屬佐藤簡此の事を司り、有租地を調査せられ總計一萬千十町七反四畝四歩を計上せり。維新後に於ける地目面積表示の第一歩たるが如し。

宮城郡地誌。稅地、田六千七百二十二丁七反三畝二十三歩、畑二千七百二十一町九反九畝十四歩、宅地千五百五十四町八反八畝二十三歩、鹽田九町二反四畝二十九歩、製鹽場八反五畝一歩、溫泉二畝四歩、總計一萬一千十町七反四畝四歩。

【有租地の反別と地價】 大正六年十月一日現在。本郡各町村に涉り地目別反別地價の調査に關し、本郡より仙臺稅務署に照會せしことあり、その照會に對し稅務署は、有租地集計反別坪數（宅地）並に有租地々目別地價集計を調製して回答せられたり。公文書及び集計左の如し。

大正六年十月十日

宮城郡役所

仙臺稅務署 御中

本月一日午前六時現在民有地統計調査中の處右調査資料に供し度候間同刻現在本郡各町村に於ける民有地御取調來る十五日まで御回報相煩度此段及御依頼候也

大正六年十月十一日

仙臺稅務署

宮城郡役所 御中

本月十日宮庶第八七四八號御照會に係る有租地現在高別紙の通に候

右回答候也

有租地集計反別坪數（大正六年十月一日現在 仙臺稅務署調）

町村名	田反別	畑反別	宅地坪數	山林反別	原野反別	鐵泉反別	池沼反別	雜種反別
原町	6,446	2,413	1,286	1,201	11,101	—	110	201



町村名	田	畑	宅地	山林	原野	鐵泉	池沼	雜種
鹽竈町	一三三,二二八	一三三,四一四	八三,二七六一	一七六,五二五	一四,四二八	—	—	—
廣瀨村	三〇,九七四	一五二,五〇六	二五,二七三一	一,二八,七四四	三〇七,八三七	〇〇七	—	—
大澤村	二九,八〇八	一三三,〇三三	九三,五八四一	二,六六,五二二	一八九,〇九二八	〇〇六	—	—
根白石村	五九,四七三	一四三,八三一	一五,五七五四	三,七九,六九八	一〇六,七五五	〇〇三	—	—
七北田村	五八,六六六	二九三,七三七	三三,三三三	二,七三,一〇一	一〇九,五七七	—	—	—
七郷村	一,三九三,三一九	二九二,一三五	五二,〇八七〇	一四,八九〇〇	五二,七〇一	—	—	—
高砂村	一,二七,五三八	三三,三七〇六	二九九,五三六六	七,三六,三七	八七,三六〇〇	—	—	—
七ヶ濱村	一八九,八三五	一六五,四〇一	七六,五三五〇	二五,二九九五	三三,六四二六	—	—	—
多賀城村	七九,八三三	二六九,〇三六	一九〇,九六五	一八,六二一〇	四〇,三三二	—	—	—
岩切村	五八,〇一九	一八五,八〇〇	一四二,五八四	二五五,七九七	四,七二五	—	—	—
利府村	五四,三三六	二〇〇,九〇〇	一六,七三九一	一,四三,一〇四	一七,一六三	〇〇一	—	—
松島村	六〇〇,六七三	二六,七七一	三三,八七三六	一,九〇,五〇一	九八,〇〇八	〇〇〇	—	—
浦戸村	三六,五二〇	三六,三一九	二二,四七七七	四九,四四〇	八二二	—	—	—
合計	七,五七六,八二六	二,八七九,九〇九	二,〇六七,〇〇五	一四,九八一,四〇六	一,二二二,七三三	〇二八	—	—

有租地々目別地價集計 (大正六年十月一日現在 仙臺稅務署調)

町村名	田	畑	宅地	山林	原野	鐵泉	池沼	雜種
七北田村	一三三,七六九	一三三,〇〇三	四〇,四三三,〇〇〇	一六,〇三三,八九〇	六二,一八〇	—	—	—
七郷村	三三,五三三	一四,六三三,一〇〇	六〇,三九四,〇八〇	二二,三八七	三三,八二〇	—	—	—
高砂村	二八,一三三,五〇〇	四九,九三三,三七〇	五七,〇四一,五八〇	一,八八,六四〇	二,二六一,四〇〇	—	—	—
七ヶ濱村	四,六六六,五〇〇	一五,五五五,九三〇	一八,二〇四,五〇〇	一,八三三,三五〇	二〇九,七〇〇	—	—	—
多賀城村	三三,三三五,六四〇	二二,二八八,八六〇	四三,五八〇,八四〇	二,二四八,三三〇	三九八,八〇〇	—	—	—
岩切村	二二,四二二,八〇〇	二五,九四四,八五〇	三六,〇三三,五九〇	一,九三九,六七〇	二四,〇七〇	—	—	—
利府村	一七,一八一,一〇〇	三三,一四二,七〇〇	二七,七〇〇,〇六〇	二,一六四,〇三〇	八〇,二三〇	—	—	—
松島村	三三,八五五,四〇〇	二二,九九五,一六〇	二九,九九三,八五〇	三,五五七,三三〇	五三三,〇〇〇	—	—	—
浦戸村	七,二一九,九三〇	三,九六八,〇四〇	二,九九七,二一〇	一,五五,〇八〇	二四,九一〇	—	—	—
合計	一一,九四三,六七三	一三,三三〇,三七三	一四,九四四,〇八七	一〇,四七二,三七〇	七〇,七四七,七四〇	—	—	—

土地々目別及び地價 (昭和二年十月十五日發行第四十一回宮城縣縣治一斑)



【町村人の所有】 其の町其の村の在籍者にして、在籍所在の田畑等の土地を所有する地目及反別左表の如し。

多賀城村	一、三六五、九〇	七九七、一五	二九三、一四	六五、五八	三〇四、九八	三五、六四〇
岩切村	一、〇五六、一四	五二五、〇七	一三七、九四	四九、五〇	三〇三、六三	三六、八三三
利府村	二、一七八、六一	五〇、五〇	二〇〇、八八	三九、二九	一、四八七、九四	二四、一四一
松島村	二、〇九五、二四	六五五、八〇	二五四、四二	四、九八	一、九四八、〇三一	二〇三、四五四
浦戸村	一〇二、六六	三九、四三	三七、〇四	八、五	一七、九四	一四、四七
合計	七、七七一、七四	七、七〇一、五三	三、〇〇〇、三三	七三、七	二五、八三三、七二	二、九七、八六六

【町村人の所有】 其の町其の村の在籍者にして、在籍所在の田畑等の土地を所有する地目及反別左表の如し。

本町村人の所有する地目別集計 (大正六年十月一日現在宮城郡役所調)

町村名	田反別	畑反別	宅地反別	山林原野 雑地反別	反別	合計
原町	二七〇、四二七	一八〇、六八〇	四二、五九〇	九三、三〇四	五八七、〇〇〇	一、五八、三九八、二八〇
鹽竈町	九四、七〇九	八四、四九三	二四、四〇三	二〇、四三六	四〇八、一〇三	八九、一六六、三三〇
廣瀬村	一六二、九五三	一三六、〇三九	三七、三二九	一、三四、四〇四	一、五五、〇六三	六六、六六四、三七〇
大澤村	三九五、六七八	一五、〇〇〇	二九、七四二	二、六四、四二四	三、〇三四、八四〇	九五、五〇八、二七〇
根白石村	五一一、〇三九	一四、五二〇	五〇、七三七	三、七五、四三三	四、四三〇、七五〇	一七五、六四四、四一〇
七北田村	三九七、八六四	二二〇、七二〇	六九、三〇八	二、〇九、〇九二	二、七三六、八三二	一六、四七四、〇九〇
七郷村	七三六、九三三	二二〇、〇三三	一七八、七八三	一、〇六、〇三三	一、〇七九、三三三	二七、五九三、三四〇
高砂村	八五〇、二八〇	三三七、七五三	九三、七〇八	二七、七三五	一、三九九、四九五	二九、七三八、八五〇
七ヶ濱村	一四、八八〇	一四、一八八	三三、一〇一	二四、四三九	五八五、四三六	七、五九、五三〇
多賀城村	六〇八、六三五	二三三、〇三三	六三、七〇八	一八、六四三	一、〇八七、〇七七	二五、九九九、一〇〇
岩切村	二〇〇、二二三	一五三、九〇四	四五、三三五	三七、七三六	七四〇、九九〇	一四、三三六、一一〇
利府村	三六、六〇七	一八六、五三七	三六、〇二二	一、三六、四八九	一、八二二、七三四	一七、九八二、三四〇

【他町村人の所有】 郡内の在籍者にして在籍地以外の他町村に田畑等の土地を所有する、地目別及び反別左表の如し。

郡内他町村人の所有する地目別集計 (大正六年十月一日現在宮城郡役所調)

町村名	田反別	畑反別	宅地反別	山林原野 雑地反別	反別	合計
原町	三三、三九〇	八、六四三	五三、八	八、七九〇	五三、四〇〇	一、三三、一六〇
鹽竈町	一三、九三〇	二五、三二四	八七、〇	四、六三七	八二、六三五	七、九三〇、七三〇
廣瀬村	一六、九六八	一〇、〇四五	二、三三五	三、六八三	六〇、八三四	四、四六五、一四〇
大澤村	六、五五〇	九四、〇	二二、四	一三、四三〇	一四、一四四	二、三六〇、七五〇
根白石村	一六、一四〇	六六、八	三〇、二	一、三三〇	二八、六一一	四、一〇二、八二〇
七北田村	三九、一六〇	三、八六八	一、四三五	一七、六四〇	二八、六一三	一三、四七二、七〇
七郷村	三三、四一七	三、八七九	九、三六	一、九〇四	四、一五八	一〇、七三二、七〇〇
高砂村	一一、七三七	二五、五〇〇	二、七九七	二四、〇〇三	四、一五八	三、一三九、八〇〇
七ヶ濱村	一四、一三三	五、〇三三	一、四〇四	三、二二六	二、七八〇	五、四三六、七三〇
多賀城村	一四、七九二	三六、〇三三	一、四〇八	三、一〇七	二、〇六三	四、四三〇、四四〇
岩切村	一〇四、四八二	二五、五〇七	一、二八八	一九、六二五	一四〇、九八二	三七〇、四〇〇、四四〇
利府村	一〇一、五三三	一一、六六三	一、九〇三	二二、八七七	三六、八〇三	三六、三三〇、六五〇
松島村	六、四一一	一、六五〇	五、二	一三、六三四	二二、八〇九	二、〇九三、四一〇
浦戸村	三、六二五	二、八九〇	二四、九	一、九四〇	八、三四八	一、〇三三、〇八〇



合 計 六四七、八二三 一七二、七〇三 二六〇、九二〇 六五、七三三 一、四九一、九八九 三三、二二二、一〇〇

【他郡市人の所有】 本縣内各郡市の在籍者にして、本郡各町村に田畑等の土地を所有する、地目別反別及びその郡名左表の如し。

縣内他郡市人の所有する地目別集計 (大正六年十月一日現在宮城郡役所調)

町名	田反別	畑反別	宅地反別	山林原野 雑地反別	反別 町別	合計
浦戸村	一、四九五、七〇九	二、六八、一四二	三、三六、二一一	一、四七、九四三	浦戸	一、四九一、九八九
松島村	二、八二一九	三、〇一一五	五、八三	二、〇五二四	松島	二、八二二、九一〇
利府村	六、三三二	二、七三六	一、二二五	三、三三、〇五二	利府	一、〇〇七、〇九〇
岩切村	三三、三四五	一、五、三七	九八五	七、八六二	岩切	三三、三三二
多賀城村	三九、五五六	七、七〇〇	七九六	一〇、七二四	多賀城	三九、五三六
七ヶ濱村	六、九三六	六、九三〇	一、九〇五	一六、三〇〇	七ヶ濱	一、八九四、〇八〇
高砂村	二八、一〇八	一、七、四九五	三、一一五	三、〇〇三	高砂	三三、七二二
七北田村	四九八、八八二	六、一、四四四	二、三二九	八、七九三	七北田	五〇、四八七、一八〇
根白石村	七〇、五五七	四、四〇五	三、七四八	五、六九、六〇三	根白石	七四、〇三三
大澤村	一、七、三九二	一、六、〇〇九	一、三三〇	三、一、七三〇	大澤	一、七、三二八
廣瀬村	四、六五五	一、四、七九二	二、三八八	二、七三、四〇五	廣瀬	四、九二五、七八〇
鹽竈町	二、〇〇三	一〇、八八〇	一、五五三	二、九、三三三	鹽竈	四、八三九、二二〇
原町	二、三、三〇一	五、五、三〇三	五、四七三	二、五二、三三四	原	四、九二、八二二
町名	合計	合計	合計	合計	合計	合計

【縣内他郡市人の所有する地目郡市別】 (大正六年十月一日現在調)

郡市名	田反別	畑反別	宅地反別	山林原野 雑地反別	反別 町別	合計
仙臺市	二、三〇、三七三	三三、八二四	二、一、四三九	二、七、五〇〇	仙臺	二、八九〇、四九二
刈田郡	三、三三	一	一、〇二	九、七	刈田	一、四三、七
柴田郡	五、二、六七	、六、一〇	、三、三六	、一、四〇	柴田	六、五、八二八
伊具郡	三、八、六二〇	二、五、七〇八	、四、三六	、二、四七八	伊具	四、八、三三六
亘理郡	、五、四二二	一	一	一	亘理	一、八、一〇〇
名取郡	、四、〇三〇	二、五、七三三	一、三、一〇	五、八、四三三	名取	一、五、三七、二八〇
黒川郡	五、〇、八二一	二、一、九三六	、四、一七	、四、五〇三	黒川	四、九、三三六
加美郡	一、五、一三三	一、五、一三三	、四、一七	、七、七八五	加美	九、三、三九
志田郡	二、三、〇〇〇	、九、三〇五	、五、一七	、四、一四八	志田	七、六、五二七
遠田郡	、五、七四	七、〇、一〇	、〇、一〇	、二、一、五〇一	遠田	二、九、五〇八
栗原郡	一、一、五五	、九、四〇五	、〇、二五	、九、七、一〇	栗原	二、一、八、五二〇
登米郡	一	、〇、一〇	一	一	登米	一、七、〇
桃生郡	一七、二、〇一一	三、七、三三	、六、〇六	、三、八、五〇	桃生	四、一、三、六四〇
牡鹿郡	、八、七五	、五、三三〇	、三、六元	、九、一〇	牡鹿	二、六、八二七
本吉郡	一	、一、四二〇	、一、〇、一〇	一	本吉	四、九、二七〇

【他府縣道廳人の所有】 本縣外の在籍者にして、本郡各町村に田畑等の土地を所有する。地目別反別及び、道府縣名左表の如し。



【他府縣人の所有する地目別集】

(大正六年十月一日現在 宮城郡役所調)

町村名	田反別	畑反別	宅反別	山林原野 雑地反別	反別	合計
原町	三、三三三	一、四二一	二、三三七	二、四四五	三、〇〇〇	七、〇〇〇
鹽竈町	一、四〇〇	二、八五九	五、三三四	一、四三〇	一、九一三	一、三〇五
廣瀬村	三、七一九	八、三五五	三、〇〇四	九、〇七五	一〇、五一一	三、九七〇
大澤村	三、七一九	一、〇一四	一、八二七	九、五〇〇	八、七一九	九、二七〇
根白石村	四、八二三	一、〇一四	一、八二七	五、〇〇〇	五、〇一四	一、二四九
七北田村	四、七五八	一、〇一四	一、五〇一	五、二七七	四、一八〇	一、三三六
七郷村	三、九四八	八、〇〇七	一、七四〇	二、二九四	四、五〇〇	一、三三六
高砂村	七、三三三	一、九二〇	三、三三五	九、一七九	四、八二〇	一、三三六
七ヶ濱村	七、〇四七	一、五一一	七、二二六	一、〇一三	三、〇〇九	一、三三六
多賀城村	六、七六一	四、四〇四	一、二二四	二、四二六	九、四六一	一、三三六
岩切村	二、〇五九	五、五三二	一、二二四	一、三〇五	三、〇三〇	一、三三六
利府村	一、五、一八〇	〇、五三三	一、	三、四一〇	四、九四九	一、三三六
松島村	一、	一、九三三	一、三二二	八、九三三	一、三〇九	一、三三六
浦戸村	三、三三〇	五、五九九	〇、六三六	一、九三三	一、一四八	一、三三六
合計	一、八〇〇	一、八〇〇	四、七〇六	一、三、九三三	二、七、五二二	二、七、五二二

【他府縣人の所有する地目別集】

(大正六年十月一日現在調)

町村名	田反別	畑反別	宅反別	山林原野 雑地反別	反別	合計
東京府	九、七〇五	九、九四六	二、七〇六	七、二三五	一、八、五二二	二、九、〇一〇
大阪府	一、	一、五〇一	一、	一、	一、五〇一	一、〇〇〇
京都府	一、一〇四	一、	一、	一、	一、一〇四	一、一〇四
神奈川縣	一、三三七	一、一〇一	一、〇八一	三、七七五	五、一六五	五、一六五
兵庫縣	一、八九三	一、	一、八二七	一、	一、〇〇〇	二、六九〇
愛知縣	一、	一、三三三	一、	一、	四、四一〇	二、九二〇
岐阜縣	一、	一、	一、	五、一〇	三、一〇	一、一〇
鹿兒島縣	一、	一、	一、	一、	〇、八一	一〇、五二〇
福井縣	五、三三〇	一、	一、	一、	一、五、三三〇	四、〇九〇
長野縣	一、	一、	一、	二、五三五	三、三三〇	一、〇、三三〇
茨城縣	八、三二九	一、〇〇三	一、	一、	四、六八二	一、六、〇〇〇
栃木縣	一、	一、	一、	一、	四、六八二	一、六、〇〇〇
福島縣	二、五、八二二	一、七七一	一、	四、〇四八	二、七、二一〇	七、四、二一〇
岩手縣	八、三三三	一、八三三	八、二二二	一、八六五	三、三、七四六	三、〇、九八〇
青森縣	三、〇〇三	一、	一、	一、	三、〇〇三	三、三三〇
山形縣	五、二二八	一、四、四四	一、	二、〇五〇	一、四、三三三	七、三、五七〇
秋田縣	一、〇九九	一、	一、	一、	一、六二九	一、三、三三〇

第三節 耕地整理

第一項 沿革概要

明治二十四、五年の交、縣内各郡に土地改良と稱する好題目を撰み、犬牙錯雜せる畦畔・溝渠の改修を高唱し且つ實



行するものあり。會ま同三十二年耕地整理法を發布し、施行の期を翌三十三年一月十五日と制定せらる。同年宮城縣農會は同法施行の有利を是認し、縣内水田八萬二千六百七十二町餘の内、山間沼邊を控除し、五萬六千二百六十八町餘に對し、七ヶ年を一期とし二萬八千三百三十四町をして整理後の面積たらしむるを立案し、知事小野田元熙に具申す。知事之れを甘諾し、更ちに縣農會評議員某氏を先進地に派遣して調査せしめたるは、三十四年二月なりとす。その年九月十日靜岡縣磐田郡富岡村老農鈴木浦八を聘して指導の任に當らしめ、各郡に出張を命じ、耕地整理施行の順序並手續方法より、乃至換地處分に至るまで諄々講話せしめて、耕地整理の國家的並に個人上有利の業程たるを鼓舞獎勵したりき。此の冬十二月十日岩切地區は總面積十四町八反六畝拾四歩を疆域として施行したるは、抑も本縣最初の事業なりとす。此の時に方り主管の任に當りたるは、宮城縣農會にして會は面積十町に對し、補助金參百圓を交附して獎勵の任に當れり、即ち後ちの耕地整理及土地改良獎勵法制の素因にして復た母體たるが如し。爾來該法の存廢頻りに起りて大正の現行法を行ふに至れり。

【主管の變遷】 該法施行の當時農商務省農政課の掌る所なりしに、明治三十九年六月一日分課規程の改正により新たに耕地整理課を置き、大正八年四月開墾課を新設するや、土地利用の調査及び開墾に關する事務を分掌し、翌九年八月耕地整理課に於て、農業水利改良計畫する事務に當りしも、十年五月官制改正により、食糧局に屬し耕地整理課は、一、耕地整理に關する事項、二、農業水利に關する事項、に分類し、農林省新設と共に農林省農務局の所屬となる。

耕地整理に關する主管の各課各府縣今尙課目の異なるは、中央部の變遷と、又法制の廢置に伴ふもの、如し。耕地整理課の存置は本縣及び、新潟・千葉・茨城・三重・栃木・福島・山形・福岡・宮崎の十縣、農林課に屬するもの、主管は、東京・京都・長崎・石川・富山・和歌山・愛媛・鹿児島之二府七縣。農務課の主管に屬するもの、神奈川・兵庫・大阪・群馬・愛知・山口・熊本・長野・岡山・大分・廣島・徳島・高知の一府十二縣。勸業課に屬するもの、奈良・滋賀・岩手・青森・福井・鳥取の六縣。産業課に屬するもの、靜岡・岐阜・沖繩・佐賀の五縣。其他埼玉の河川改良課・山梨の農商課秋田の耕地課等なりき。

【法制の廢置】 法制の廢置は斯業の獎勵に於ける羅針なり。

耕地整理要覽。耕地整理法は明治三十二年三月法律第八十二號を以て制定せられ、翌明治三十三年一月十五日より施行せられたり。法律施行の當初に於ては、耕地整理と稱するは、耕地の利用を増進する目的を以て、其の所有者共同して土地の交換若は分合區劃形狀の變更及道路、畦畔若は溝渠の變更廢置を行ふに過ぎざりしが、實施の經驗に基き漸次改正を加へられ、明治四十二年四月法律第三十號を以て、根本的大改正を加へられたり。今其の改正の要點を列記すれば。

イ、舊法に於ける耕地整理は、農耕發展上主要なる開墾、地目變換を認めざりしも、新法は之を目的事項中に加へ、尙整理の結果生じたる、工作物の維持管理に付新に規定するところありたり。

ロ、舊法に於ける耕地整理は、單純なる共同事業なりしを、新法は法人たる耕地整理組合として、權利義務の主體たることを得せしめたり。

ハ、舊法に於ける耕地整理の發起は、地區内土地の所有者數・面積・地價の各三分の二以上の同意あることを條件を要したるも、新法は土地所有者數に於ては、二分の一以上の同意を以て足れりとし、面積・地價に於ては三分の二以上の同意を以て、組合の設立を許可し得ることとなせり。

ニ、土地の強制編入は、舊法に於ては共同施行に之を認めたるも、新法に於ては共同施行は土地所有者全體の意思の合致を要し、耕地整理組合のみ強制編入を許すこととなせり。

ホ、耕地整理監督權に關しては、舊法は農商務大臣のみ之を有したるも、新法は之を改めて第一次に郡長、第二次に地方長官、第三次に主務大臣とし、地區の區域が郡市若は數郡に涉り、又は市内に止む場内に於ては、第一次に地方長官、第二次に主務大臣



となせり。

へ、舊法に於ては耕地整理施行の認可権は、主務大臣に屬したるも、新法は整理施行又は組合設立の認可権は、總て之を地方長官に屬することとなせり。

ト、地租に付ては、新舊法大差なきも、新法に於ては開墾又は地目變換が、地區總面積の五分の一以上に當るときは、現地價に依らずして其の従前の地域に依り、地價を修正し、開墾に在りては修正地價に依り、地租を徵收することとなせり。又舊法に於ては整理後國有地の増加したる場合、地區内の總地價を減ずることなかりしが、新法は相當減すべき旨規定せり。

大正三年三月法律第三十二號を以て、再び大改正を加へられたり。今其の改正の要點を列記すれば。

イ、湖海を埋立又は干拓して、耕地と爲す事業に耕地整理法を適用し得ることとなせり。

ロ、從來耕地整理施行者、又は耕地整理組合の組合員は、土地所有者に限りたるも、登記したる地上権・永小作権・土地貸借權を有する者、又は國有林野法、若は官有地取扱規則に依る豫約開墾者は、土地所有者及貸貸人の同意を得たるときは、整理施行者又は耕地整理組合の組合員たることを得せしめ以て事業の實施に便せり。

ハ、從來開墾又は地目變換が、地區總面積の五分の一以上に當るときは、開墾又は地目變換を行ひたる従前の地域に付、全部地價を修正したるも之を改めて、五分の一を超過する面積に付てのみ、地價を修正することとなせり。

大正八年四月法律第四十五號を以て、更に改正を加へられたり。今其の改正の要點を列記すれば。

イ、耕地整理の事業として行ひ得る事項の範圍を擴張し、開墾・埋立・干拓等を行ふ場合に於ては、整理施行地の利用に必要な施設をも、耕地整理の事業として遂行し得ることとなせり。其の主たる働きは、移民を招致して新に開墾事業をなす場合を豫期したるものなり。

ロ、水面の埋立・干拓を行ふ場合に、漁業權との調和解決を計る爲、漁業權に對する補償規定を設け、可成當事者間の紛議を避けんことを期せり。

ハ、從來耕地整理組合聯合會の設置を認めざりしも、斯くては組合と組合と其事業の一部を共同して、行はんとする場合に於ては、不便なるを以て、耕地整理組合聯合會なる法人を設置し得る途を啓けり。

二、起債の最長期間は、從來二十年なりしを五十年に改めたり。耕地整理地價據置年期は、從來二十年以上三十年以内なりしを四十年に改め、又耕地整理新開免租年期は、從來埋立・干拓地は五十年以内なりしを六十年に改め、開拓地は十年以内なりしを二十年に改めたり。

【現行規則の要旨】 耕地整理及土地改良の獎勵に付ては、當初府縣若は府縣農會等に於て、技術員を設置し、設計及工事監督等を補助指導したるものにして、政府に於て特に施設するところなかりしが、明治三十九年度に於て、初めて耕地整理及土地改良獎勵費規則を設け、耕地整理及土地改良の施行に關する調査・設計・工事監督に要する府縣の設備費に對し、國庫補助を行ひ以て其の施設の完成を計れり。明治四十一年度以降は講習・講話・指導獎勵等に要する費用に對しても、國庫補助を行ふこととし、且此の年始めて耕地整理事業中、道路・堤塘・溝渠・橋梁・溜池の變更廢置、又は灌溉・排水に關する設備、若は工事に要する費用に對する府縣の補助金に對し、國庫補助を爲すこととなり、爾後數回の改正に依り、事業獎勵の範圍益々擴張せられ以て今日に至れり、其間重要な改正の行はれたるは、明治四十年三月、大正元年十月、大正四年三月の三回なり。今其の主要なる點を擧げんに。

明治四十三年三月の改正に於ては、從來本規則の施行地は、府縣に限られたるも、近年北海道に於ても土地改良事業の發達を見、之が調査・設計・工事監督等の費用に對しても、國庫補助の範圍を擴張して、耕地整理事業中工事又は設備に要する總ての費用に對しても、府縣と均しく補助金を交附することとなりたり。

大正元年十月の改正は、工事費補助金に對する國庫補助の範圍を擴張して、耕地整理事業中工事又は設備に要する總ての費用に對する補助金對しても、補助し得ることと改めたり。

大正四年三月の改正は、從來耕地整理費補助金は、耕地整理事業年度と會計年度と一致せざる爲、會計年度に依り補助金を分割交附するの不便ありしにより、之が不便を避くる爲、補助金の交附に關する規程を以て特に交附期間を定め



たる場合は、會計年度に依り之を分割するを要せず、其の年度の補助金を以て有期間内に行ふ、工事又は設備費に對し交附するを得るの途を開きたり。又耕地整理事業中開墾・埋立・干拓・地目變換等専ら耕地擴張に關する、事業を獎勵する爲、右耕地擴張に關する特別工事費の補助金に對しては、大正四年度以降特に國庫補助を増加交附し來りしも、豫算の關係上大正十一年以降は之を廢止し、耕地擴張に關するものと否とに係らず、同一率に依り補助することに改めたり。

【補助金交附の標準と歩合】 本縣に對する、耕地整理事業獎勵に關しては、開墾助成法に依り、助成金の交附を受けざる地區にして、工事に要したる費用に對し、左の標準に依り補助金を交附す。

- 一、溜池工事費。百分の二十以内。
- 二、隧道。揚水機並五町歩未満の開墾助成法第一條該當の事業。百分の十五以内。
- 三、其の他の工事。百分の十以内。

第二項 事業概要

耕地整理事業の創始は明治三十四年なり、爾來大正十三年に至る其の間二十三年の歳月を累ぬ。宮城縣内務部發行の耕地整理事業成績一覽、大正十三年八月末日現在を閱するに、縣内各郡を通じ地區（舊法）組合（新法）四百六十八の組織、面積四萬二千七百九十四町七反六畝九歩を計上したり、而して本郡の組織及び面積を指ふるに、舊法により組織したる組合外一人施行地區・松島村竹谷組合・北小泉組合・岩切村岩切組合・利府村春日溜池施行地區・七北田村松森溜池改築一人施行・成亥澤溜池施行・古内溜池施行・荒巻溜池施行・前ヶ澤溜池施行・上谷別長命施行・丸太澤溜池一人

施行。高砂村蒲生堰一人施行・田子組合。七ヶ濱村東宮濱溜池組合・松ヶ濱組合。根白石村二ノ關共同施行總て二十の地區、其の面積四百三十九町九反五畝二十歩を算出せり。

【成績の一】 上記の地區及面積に付詳述すれば、事業の完了せしもの十二區、面積二百二十二町三反六畝十四歩、未だ完了せざるもの一區、百五十七町九反二畝二十七歩、合せて三百六十八町六反三畝十八歩。換地處分の未だ申請せざるもの三區、百町一反一畝二十四歩。工事の未だ完了を告げざるもの一區、四町七反九畝十歩なりとす。地區の名稱・總面積・工費の豫算・工事の着手と完了の年月日並に、事業の完了を告げ且つ組合を解散したるを數字に示せば左の如し。

地區名稱	總面積	工費豫等	工事着手年月日	工事完了年月日	事業完了組合解散年月日	備考
舊法						
岩切地區	一四、八七四	七五、三三三	三五、二二六	三六、三二六	三九、四一〇	
南日苦竹地區	六一、〇〇三	五、六五二、八六五	三九、四一五	四〇、五三二		
變更						
中野蒲生組合	一七六、八二二	一〇、一三六、一〇一	三九、六二九	四〇、九三〇	六、二一八	大正二年組合に變更
竹谷組合	一〇二、五三四	三、五六七、二三四	四〇、三二七	四一、六二六	三三、三三三	
岩切組合	一三、三六六	一、〇六一、二四三	二、三二六	二、三二九	六、九三四	
春日溜池施行地區	一、七三七	三、四九、〇三八	七、五二七	七、七、六	八、三、三六	一人施行
松森溜池改築地區	一、三五〇	二、八五一、八〇〇	七、二、三	八、三、六	八、二、三	溜池一人施行
蒲生堰一人施行	六、四二〇	二、八五〇、七〇〇	八、五、九	八、七、五	一〇、四、六	揚水機設置
田子組合	五、六〇〇	二、四八、二九九	八、五、九	八、七、五		
東宮濱溜池組合	一五、五五二	六、〇六二、六七四	九、一、二	一〇、一〇、二五		
北小泉組合	六四、五五〇	七、八、六四、九三三	九、二、四	一一、一〇、一〇		
七ヶ濱組合	一九、二六〇	二、八元、八〇〇	九、二、五			
第一篇 地理						



法	縣		内郡	
	面積	町積	面積	町積
戊亥澤溜池施行	二,六二八	九,二二〇	九,五二八	一〇,二二八
古内溜池施行	三,〇〇〇	九,四一五	九,五二八	一〇,二二八
荒巻溜池施行	一,〇七二	九,四一五	一〇,一七	一〇,二二八
前ヶ澤溜池施行	一,三〇三	九,四一五	一〇,一七	一〇,二二八
上谷刈長命施行	一,三三三	一〇,一七	一〇,一七	一〇,二二八
丸太澤溜池施行	九,〇六九	一〇,三三	一〇,三三	一〇,二二八
二ノ關共同施行	四,七九二	一〇,二一	一〇,二一	一〇,二二八
銅谷水下組合	三,〇七四	一〇,三三	一〇,三三	一〇,二二八
田子組合	五,六〇〇	一〇,三三	一〇,三三	一〇,二二八

【成績の二】 更に成績一覽の所報に依り、縣内各郡に於ける、耕地整理事業の施行に關し、明治三十四年以降大正十二年に渉る組織の數と總面積を二十三年間の年次別を舉示し、併せ本郡に於ける年次別を表示する左の如し。

年度	縣		内郡	
	面積	町積	面積	町積
四十一年	六	三二,一七〇	一	一〇,二二八
三十九年	二六	一,四四二,八四一	一	一四,八二四
三十八年	九	六九,四二〇	一	一〇,二二八
三十七年	一三	九四,七四九	一	一〇,二二八
三十六年	七四	九,〇五七,八一七	一	一〇,二二八
三十五年	四	四,〇三三,一〇八	一	一〇,二二八
三十四年	六	一,一九一,二〇五	一	一〇,二二八
三十三年	二八	一,二四五,八七二	一	一〇,二二八
三十二年	八二	一,一九一,二〇五	一	一〇,二二八
四十三年	八二	一,一九一,二〇五	一	一〇,二二八
四十四年	二六	一,五五三,〇九一	一	一〇,二二八
大正元年	三三	七,六八三,八	一	一〇,二二八
二年	三三	一,一八八,一三〇	一	一〇,二二八
三年	三三	三〇六,二四九	一	一〇,二二八
四年	八	一,一〇〇,三〇六	一	一〇,二二八
五年	九	四七五,二〇一	一	一〇,二二八
六年	三三	五七,六二二	一	一〇,二二八
七年	七	二六〇,二六五	一	一〇,二二八
八年	七	三,七四一,六三一	一	一〇,二二八
九年	三三	二五八,八二五	一	一〇,二二八
十年	三三	一〇四,三二六	一	一〇,二二八
十一年	一九	六〇,一七〇	一	一〇,二二八
十二年	八	四二,七九四,七〇九	一	一〇,二二八

【補助金交附】 上記の成績一覽を發表以來、工事を完了し規定の検査を終了し法定の補助金を交附せり。假令は大正十三年八月五日、根白石村二ノ關耕地整理共同施行地區代表者石川今朝治に、一千百九十二圓を交附し、又十四年五月二十七日、七北田村組合施行に係る土地改良工事に、補助金七百圓を交附したるの類之れなり。又發表の後ち土地改良事業を新設し完了を告ぐ。即ち多賀城村笠神八合堤の改築工事は、大正十三年十一月一日起工、同年十二月十五日完了したる工費二千五百圓に對し補助申請は、大正九年十月八日縣令第七十二號耕地整理及土地改良獎勵規則に準據し



たるものにして有爲の行程なり。

【踏査の申請】 耕地整理の設計調査の申請の年月及び村名左に。

大正十四年十一月二十六日、利府村長丹野市右衛門。

大正十五年二月八日、高砂村字砂原花淵源吉より、面積七十町四反五畝三步の地區。

大正十五年三月二十二日、大澤村字十里平國有林約百町歩開墾の目的設計調査の直接縣廳申請。

大正十五年四月七日、鹽竈町佐藤善十郎外二名の申請、鹽竈町外一ヶ村地内の地區。

大正十五年五月五日、鹽竈町字藤倉埋立地内に施行、鹽竈町長申請。

其の他、十四年一月二十四日、松島村櫻井四郎左衛門より、溜池改築。二月六日、利府村長より森郷字惣ノ關溜池改築。

五年三月二十二日、七北田村長代理助役より、七北田村字新田堰改築、及び字七ツ沼樋管改造の申請あり。

#### 第四節 用悪水及治水

##### 第一項 治水

紀元六二五年崇神天皇六十二年、河内國依網の池を作りたるは、灌漑水源池の濫觴にして、復紀元九八六年仁德天皇十四年、河水を疏して田四萬頃（百畝を一頃とす）を得たるは疏水土木の甲子にして、共に灌漑の便に供して稻苗の發育を培養するに在り。爾來地域の變遷に伴ひ、堰堤を築造して水位を遙かに高からしむるの設備となり、既成若くは自然の池沼を干拓して稻田となる、今は只神話的傳説を存するのみ。所謂小鶴ヶ池の類是れなり。加之らず灌漑用水の池沼を利用し、淡水魚族の養魚所となし、或は河川の中流に堰堤を築いて水力電氣に應用するに至る、然れども用悪水路と治水の要は、主として食糧問題に關係する古今敢て渝らず。

【大澤村】 瀧の上堰。明治七年新國六之進・早坂總兵衛。大倉川を上流して灌漑に充てんとし工費百圓を投じて、定義區地藏平に上水口を設け、三百餘間の水道を鑿ち、瀧の上若林曲戸等に上水し、水田數町歩を開墾せり。後年結城忠右衛門・結城三右衛門・石垣專助等更に數百圓を投じ、大に其の工を擴張せられたるにより、現時は定義の内瀧の上若林・曲戸・海老沼・石子等各區の全部に灌漑するを得。

【苦地堰】 明治三十四年、芋澤上川前區、佐藤三五郎・佐藤傳藏・安達運五郎・荒井作右衛門・佐藤龜藏等上川前區の灌漑用水に缺乏するを憂慮し、區民に諮り金一千五百圓の工費を募り、大倉字夜盜澤・芦毛沼の水を利用し數町歩の水田を開墾し、併せて灌漑用水缺乏の憂を免かる。依て碑を建つ左に。

##### 水道開鑿之碑

關 庸 孝 撰文

方今之務。在竭力溝洫。以圖國家之裨益矣。大澤村上川前區苦地。戶數僅十有四。每戶各業農。然此地固置水田。且於其用水也。不便最甚矣。於是。佐藤三郎安達運五郎佐藤種之助佐藤龜藏安達久兵衛等。五人相共戮力。以爲溝渠開鑿之計劃。荒井作右衛門以數術爲測量。鳩土工數人以命從事。於斯。遡廣瀨川水源。沿綠樹山之林麓。穿水門。引夜盜澤谿流。貫流渠干地中。源泉混混。而南奔十餘町。而水流出於某地。灌漑田疇。既而檢其開拓地。更得二十有餘町之稻田。固所期也。蓋此舉也。自明治三十一年二月興役。至同三十三年十二月竣功焉。此費用金壹千五百圓。皆以某等同志之力。成此美績。因勒事跡于石。以傳不朽云爾。銘曰。

井井十血。確守祖業。勤儉最嚴。竭力溝洫。王澤夙霽。農有餘粟。務圖富國。居民樂怡。

明治三十四年五月

佐々木 一松 書

同志者 安達運五郎 佐藤 太藏 荒井作右衛門



安達榮之助 佐藤種之助 荒井久松  
 佐藤三五郎 安達庄三郎 安達久兵衛  
 荒井林藏 佐藤龜藏 區長荒井久右衛門  
 佐藤勇三郎 安達長吉 石工川島文七

【廣瀬村】 四谷堰。封内風土記卷之三。郷六川。乃愛子川末流也。有堰。曰砂子堰或四谷堰。又。堰一。號四谷堰。宮城國分八邑用水。堰は郷六にあり。始め郷六御殿の下にありて古堰と稱せしに、享和二年(距昭和二年百一十七年)大洪水に害を被り、翌三年九月の改築なり。堰守佐藤久四郎の筆記左に。

- 一、伊達政宗君の時に通水したるものなりと傳ふ。此用水は仙臺城下の火防用水及郷六村水下八ヶ村の用となす。
- 一、昔しは荒卷村字火面澤の水を以て、用水となしたりと傳ふ。其穴今に存す。(三瀧温泉の東赤禿山に穴あり)
- 一、四谷堰は郷六御殿(樂壽園なり)にありて古堰といふ、數年來出水のために水底となれり、故に享和三年九月川上七十間餘に堰をつくれり。其川幅五十四間の所に大堰を張り、横十一間平坪數五百九十四坪あり、此の材料は大丸太長三間末口一尺五寸の松材を以て、四ッ梓に組立、幅五十四間に横十一間を二段に切組み、兩足元は岡梓と稱して三段に組立て、其前後は石垣を築き其上を大石にて龜腹をはり、又上に蛇籠を組立て三通に引き、長三間直徑一尺五寸のものを用ふ。
- 一、三十三年目天保六年閏七月七日大洪水あり、水量四十尺に及び、仙臺城下瀨町・川内・大工町・中町・琵琶首丁・花壇川前・靈屋下邊は水押し流され、人畜死傷し人家流失す。同七年大凶作なり。
- 一、七十五年目明治十年には、無堰論起りて同所より川上三百間餘字釜ヶ淵に轉堰す、水上らざるため八十間川上現在の堰となしこれも無堰にては水上らざるにより、川幅三十八間に地盤八間高六尺餘の石堰となし、又潜穴をほりたり。右工事は十年八月穴掘をはじめ、抜口よりほり二百間に至りたるに、岩石堅くして困難を極め、十三年三月漸く竣功す。監督人は細谷直英なり。十三年七月七日洪水のため石堰流失す、同年九月沈床龜梁工事となし十月落成す。該工事は前の石堰と同様に組立て、龜梁を製し其上に大石を以て龜甲張にて堅くせり。同十四年九月十四日洪水のため流失せり。

- 一、十四年假堰をつくり、猿梓を以て締切り、長四十二間幅二間半に二行に組立て石詰とし、其上龜梁を以て石留せたり、十七年九月洪水のため、二十間流され十月修繕せり。
- 一、二十二年九月十一日大洪水あり、水量三十五尺となり、堰は流されたり。天保六年以來の大水にて、仙臺市人家流失す。九月二十六日より堰の工事に着手し、二十三年一月三十日落成す。夫より出水の度小破損あれども、大破損に至らずして今に至れり時に請負人は堰守佐藤久四郎監督人郷家謙治伊藤彌六なり。
- 一、四十一年五月 七北田村字荒卷石取山陥落して一大谷をなし、又川中に土石二三丈隆起す、ために四谷堰潜穴に異狀を生じ水流れず、數回修繕して舊に復し通水せり。

棒目木堰。作並の河崎にあり、長四十六間二尺なり。文政四年(距昭和二年百七年)秋開鑿し五年春落成す。熊根の用水とす。

【根白石村】 新堰堀。根白石驛の裏手に冠川の流水を堰止め、水路を新開して本村小角・實澤並に七北田村野村・上谷刈・市名坂・松森等の水田に灌漑せり。此堰堀の流る、所に涌上かりと稱する小字あり、數丈の地下より地上に水を上ぐる隧道なり、故に涌上かりと稱ふ。獅山公の時代大越喜右衛門水利の設計なりしと云ふ。

### 第五節 品井沼組合

#### 第一項 概 説

品井沼一帯の地盤は、太古時代に於ける太平洋沿岸の入江にはあらざる乎、而して陸上地點に於ける舟航交通の要路にして幾多の古代人種が棲生蕃息せるが如し。黒川郡大松澤村には貝殻塚の地名あり。又志田郡鹿島臺村大迫には、八ツ穴と稱する洞窟あり、共に品井沼の西北部にありて東南に面せる横穴なり。

封内風土記卷十六。大迫邑。岩洞。品井沼湖斷崖之巖穴。在處處。其口僅容身。其中潤大抵方一丈許。其中有漆四面者。以其數多



土人呼之。曰八穴。傳云。古昔蝦夷所居也。

【位置・廣袤】 本郡の東北隅に位し、北緯三十八度二十七分、東經百四十一度三分。東西約五十町、南北約三十五町。周圍五里餘にして面積千七百八十九町餘歩。宮城・黒川・志田三郡に跨る一大遊沼池なり。湛水の狀態は殆んど瓢狀を爲し深き部分は南北に亘ると、又稍楕圓形にして南北に長く東短かしと、且又町數に長短の差あり。蓋し曆數の遠近により或は觀測者により所見を異にしたるもの歟。

封内風土記卷之十六。大迫邑。沼一。品井湖。東西三千五百六十間餘。南北千五百六十間餘。周圍九千二百二十間餘。接志田。黒川。宮城三郡。封内三大湖之其一也。

藩繪圖。しなる沼長二十五町、横二十四町、深四尺五寸。

【水位】 鹽竈灣平均水位零點上四尺三寸にして、其面積約百三十六萬九千餘坪、最低水位は零點上四尺三寸にして、其の面積約八十七萬三千五百餘坪なり。沼の最低面は、基面上二尺九寸にして、高城川口最低干潮は基面以下三尺四寸なり。故に沼の最低面と高城川口最低干潮との高低の差は六尺三寸なり、沼の最低水位は基面上四尺三寸にして、高城川口に於ける各月平均最低水位は基面以下一尺九寸八分なるを以て、其差は六尺二寸八分なり。高城川最大満潮は基面上四尺四寸にして、各月平均最高水位基面上二尺五寸なり。

【地勢】 沼を圍繞せる全體の地勢は、西南北は奥羽山脈分水嶺の支脈に圍まれ、只僅かに東方の一端を開くのみ、此の圍繞せる潤水は吉田・鶴田・新堀の諸川は、激流奔湧して多量の土砂を流下に沈澱せしむると又水草の枯腐堆積する遠悠の久しき、土壤隆起し遂に海拔六尺三寸の地形を構成するに至れり。

【地味】 沿岸の小部分に礫石の混入せるものを除く外は、概ね浮泥を混したる砂土、若くは壤土にして、強粘ならざる粘土質を帶るものもあるも、灌排宜しきを得るに至らば、沖積地帯の常として良好の地盤を構成するに庶幾ん乎。

第二項 藩制時代

仙臺藩廳に於て、新田を開發して國用を實くがため、潛穴を穿ち河身を築きて、品井沼に聚集停滯せる貯水を下方に放流する工事に着手したるは、元祿六年にして昭和二年を距る、二百三十六年の昔なりき、而して九年の歳月を累ね同曆十四年に竣工せり。逐項絮述する下記の如し。

【品井沼の地籍】 松山郷に屬せり、寛永十七年藩廳の檢地に際し、松山郷十四ヶ村を擧げて志田郡に入る、故に志田郡松山郷と公私の文書に明記するを例とす。元和中松山郷は茂庭周防の領土となる、所謂當時の御給人前なり。

藩繪圖。(藩士大河内源太夫藩命により調製元祿十一年四月二十一日奉命翌十二年八月上書)鳴瀬川の中央稍右岸に沿ふて下り、小川落口に至り小川品井沼の右岸に沿ふて廻り、吉田川中央より上るここ二百十間餘、大松澤川沼口より上るここ六百四十餘間。

品井沼湖上の内茂庭周防の領土に屬せるもの、上記の藩繪圖に徴せば湖上の水盤全部にはあらざるべし、山崎・味明の部落に添いたる湖上は、大谷郷に屬すればなり。

【品井沼の新田】 新田開發の地籍、概ね松山郷に屬するが故に、藩廳の奉行即ち國老、津田民部・柴田藏人・但木土佐・富田壹岐・布施刑部の諸士は、先づ茂庭周防に協商を遂げ、或は所領の地所に對して故障の有無、或は開墾工事の進捗上領土の幾部を押收せしことあり。

茂庭姓元君記録三十七卷。御郡司衆より品井沼谷地新田御開發仰付らるゝに付ては、給人前、障の儀あらば申出べき云々。元祿八年二月十八日。

同書五十五卷。元祿九年九月品井沼御新田御取立に付、茂庭周防知行地尻の谷原、御用地に被召上候御新田に開發罷在成儀存候處、只今迄漸谷原三分一程も開發仕候由に御座候云々。

品井沼開發御新田畝反付覺。一、品井沼鑿三千五百六十間、横千五百六十間。此坪數五百五十五萬三千六百坪、此反別千八百五十



一町二反歩。

前記計畫總反別に對する三分の一は即ち六百十七町内外なり。放水工事により六百十七町餘の新田を開發し、先きに用地として茂庭の領地を召上たりしも、放水・新田の事業は爰に一段落を告ぐるを以て、再び藩廳より茂庭に返還したるは、元祿十五年六月なり。

茂庭姓元君記録第五十五卷。品井沼谷原並に、續の楚山新田御開發以前の如く御自由あるべき、云々。

元祿の開墾は六百十七町餘、其内二百五十町、即ち百十町住在家、六十町小堤村、二十町平渡、十町廣長村、三十町大迫村、二十町深谷村。右六口二百五十町は茂庭の所領に歸せりと「品井沼排水工事沿革紀要」に所載せり。茂庭の所領たりしは確かなりとするも、品井沼開墾の時により得たる所領にはあらざるべし。品井沼の開墾は元祿時代なり、二百五十町の領知は明曆時代なり、明曆は元祿より約四十年前なればなり。

茂庭家記録明曆元年未。右六口二百五十町、當年より荒野新田茂庭周防申受けられたき由、云々。

【起工の歲月】 品井沼排水工事の起工式を舉行せるは、元祿六年七月九日なり。是より先き貞享年間藩士我妻六兵衛をして經始測量の任に當らしむ、當時稱して「繩引」と云ふ。爾後歲月を累ぬる約ね五六年の後ち、元祿六年七月五日根廻村肝入清左衛門方へ起工に要する各種の器械を輸送し、續いて藩士大越喜右衛門は部下の吏員を率ゐて起工地に臨み、鐵立即ち起工の式を行ひたるは現在の潛穴及び高城川の濫觴にして、品井沼水害豫防組合の母體なるが如し。

覺書（編者云ふ。覺書と約言せるは「品井沼豎横間數潛穴通り沼より海中迄間數並穴所品井沼開發御新田畝反位付沼より海中迄下り覺」は古文書の書題にして冗長を避くるがため本節に限り覺書と假題す以下之に倣ふ）貞享年中我妻六兵衛様、御繩引被成置候以後、元祿六年迄一圓御取立無之、元祿六年七月五日根廻村肝入清左衛門所へ、鐵道具夥數被相下、同九日大越喜右衛門様御大將にて、御役人様大勢御下、則鐵立を被成置候。

【排水の工程】 潛穴及び今の高城川當時の浦川又山王川を防鑿して、品井沼の貯水を松島灣に放流せる設計の概班を窺知するを得ん乎。

覺書。一、沼の内より明神崎穴頭迄、平堀長九百六十間、此下り三尺六寸三分（幅深詳ならず）

一、潛穴頭より根廻村山王前迄、潛穴の内千四百十八間、此下り五尺三寸（内法横高詳ならず）

一、穴尻より海中迄平堀通千六百八十八間、此下り六尺三寸（幅深詳ならず）

三口合間數四千六十六間、此下り一丈五尺二寸七分、百間に付三寸七分五厘五毛五糸、鑿穴（ツリ出し穴）十ヶ所。

【事業の竣工】 竣工の歲月各書同じからず、一は元祿十一年なり、一は未だ潛穴の竣功せざりしと。

品井沼事業概況。元祿六年七月始めて工を起し、工程約五ヶ年半を費し、同十一年末に竣工したり。

品井沼排水工事沿革紀要。元祿十二年八月調製の藩繪圖を閱するに、潛穴の放水路たる高城川の記入なし、蓋し右に要したる材料は、受命の後聚集したるものとすれば、元祿十一年の頃は、未だ潛穴の竣功せざりしもの、如し。

然れども前書紀要に載する處によれば、唯十一年にはあらざるべしと疑を存し、未だ竣功の歲月を擧げざるを恨とす。蓋し元祿十四年の竣功なるが如く惟はる。某氏所藏の潛穴圖繪に元祿十四年の記入ありしを閱見したることあり。

且つ品井沼新田開發に關聯せる事項の終了を告げたるは、元祿十五年なりき。前記引用書目の姓元君記録の五十五卷に「新田開發以前の如く御自由」云々の記事を咀嚼し去らば、元祿十一年の竣功は考慮すべきの餘地尙存す。

【竣成後の修繕】 仙臺藩府に於て、修繕工事を施行せしこと前後六次にして、即ち享保・寛保・延享・文化・天保・文久の曆年此れなり。年次の間隔と天災地妖により、修繕工事に難易大小の差あり、享保乃至文久の工事を略叙する左に。

第一次。享保四年八月二十七、八日の兩日洪水汎濫崩川缺、耕地の被害十八萬石餘、六年閏七月二日洪水耕地十四萬



五千石餘の被害に、家屋・橋梁・堤防・通路の缺崩領内一萬千八百十三ヶ所。八年十月九日洪水、耕地被害十八萬五千石餘、九年六月二十六日洪水、耕地被害十七萬千石餘、十三年八月洪水、耕地被害二十三萬三千石餘及び十五年八月晦日、十六年八月廿七日洪水あり、潜穴に閉塞の被害あるを以て第一次の修繕工事を施行す。

覺書。(大友傳吉所藏)享保年中穴拂工事を爲す。上廻役人は女川彦内・荒井善助にして、役人は菊地庄太夫・石森勘左工門なり。

第二次。寛保三年潜穴の浚渫工事は、享保十三年より十六年目なり。

覺書。(同上)寛保三年穴拂工事を爲す。上廻役人は安田次左衛門・青木彌太郎にして、役人は江口八郎左衛門・菊地庄太夫なり。

第三次。延享二年の潜穴浚渫工事は、寛保三年より三年目なり。

覺書。(同上)延享二年穴拂工事を爲す。上廻役人は安田次左衛門・青木彌太郎にして、役人は名生長三郎・尾花善助・和地權之丞なり。

第四次。文化四年十一月二十五日、潜穴開鑿以來の一大工事に着手し、文化六年十二月九日竣工を告ぐ。元締役谷準平・大内清作・役人眞田忠治、勘定役人堀江十兵衛・石川要右衛門・松本逸覺工事を監督し、三十三萬九千二百十五人の夫役之れに従ふ。延享二年の改修以來より六十二年目なり。古文書を左に抄記す。

潜穴拂御人足月切調帳。穴尻川拂日出人足面付帳。(栗石庄松所藏)文化四年冬大谷高城志田黒川入合品并沼悪水添潜穴御再興御取立に付萬御入料御人足積。

一、潜穴壹ヶ所。長千四百十八間、横拾貳尺、高八尺。

但右間敷之通、高城畑谷村より根廻村山玉前に至る、御堀通し高城川及海邊まで、水落ヶ處數十年來押埋候上、二十年程以前根廻村釜ヶ澤百姓庄兵衛居久根山の内、長三十間、横十五間程押埋れ一圓流水無之、猶更押埋沼廻村々年來水難の愁相除可申様無之候に付、此度御拂方御吟味被成候處、一字押埋候に付確と見分可仕様無御座、大圖穴之内三ヶ二程押埋候見詰を以、右砂石御

取拂並押埋通に、新潜穴長百間程横貳間高八尺、右法づり出穴一ヶ所。長二十間横一間半高七尺、御堀方並に右づり出穴二十一ヶ所、長九間より五間に至る見詰一間半四方、横穴堅穴共に御堀之處、一字押埋又は押埋候に付、相殘候分十九ヶ處御堀方出來後、穴毎廻り土手に根置一間高三尺、駒踏三尺御築立、山澤より出水相除候様被成置、御普請中沼より人口之處一ヶ所上三十一間地場十六間の處、根置八間高二間半駒踏二間前後、柱一間送り越四本づ、閉立筋杭増土を以御築立、胴突堅め御普請出來後御取拂共に被成置候。此御人足二十四萬九千三百八十四人。

一、堀拂一ヶ所。長六百六十間、横十五間より三十間迄。

但潜穴頂より沼落口迄、間敷之通御堀方相成處、追々押埋蘆柳等生茂り平地同様に相成候に付、此度幅八間より十二間迄深並七尺通御堀方被成置、右續き沼の内先年三百間御堀込相成候處押埋候に付、此度は百五十間横十五間深並三尺通御堀込被成置並に御普請中右堀の内一ヶ所長三十間づ、根置き、四間づ、高一間半づ、駒踏四尺づ、前後にて御築立水波一方出來以後御取拂被成置候。此人足三萬九千九十八人。

一、同一ヶ所。長七百間、横並十間。

但根廻村山玉前潜穴尻より高城川落合迄、右間敷之通至て押埋み蘆こも草生茂り候に付、深三尺より一間迄御堀拂方兩側刈拂共に被成置候。此人足二萬千三百三人。

一、土手一ヶ所。長四百六十間、根置二間、高一間、駒踏六尺。

但高城川通愛宕下より三の橋迄、川東土手、右間敷之通先年御築立之處、追々低く相成平地同様相成候に付、前後三尺づ、根置御築立、根筋杭一間送り越五本打筋杭増土を以御築立方、高並三尺通り上置胴突堅め、並川中通出川原五十坪程御取拂直ちに土手築方不足分は、川中通りより御取方御築立被成置候。此人足四千八百七十八人。

一、同一ヶ所。長三百六十間、根置並三間、高並五尺、駒踏六尺。

但同所續き三ノ橋より一ノ橋迄の間、右間敷之通御築立之處、追々大破相成土手形も無之罷成候に付、新規同然水前根筋杭一間送り越五本打、筋杭川中通より運出の處、一兩耳増相付御築立胴突堅め被成置候。此人足三千五百七十六人。

一、同一ヶ所。長百七十六間、根置五間、高一間、駒踏一間半。



但同所續き一ノ橋より蛇ヶ崎角迄、右間敷之通水前根筋を御築立の處、朽損大破相成候に付、如元之筋掻き直し三尺通り付添、高並三尺通り上置、川中通より運土を以兩耳増相附御築立、胴突堅め共に被成置候。此人足千百十九人。

一、同一ヶ所。長百五十五間、根置三間、高一間半、駒踏一間。

但同所續き磯崎御壘場回り圍土手、右間敷之通水前石垣組立内増土を以て御築立の處、自然と浪立の筋相緩候に付、水前浪除筋高二尺杭一間送り越五本打抗増土御築立並に海前東南之角より、長二百間横二間高サ三尺より四尺迄、五通筋杭一間送り越五本打、筋杭築立眞水除御普請被成置、右土手通筋出十五ヶ所、長十五間づ、高二尺より三尺迄右同斷、筋杭土手上置高並二尺通増土を以御築立胴突堅め共に被成置候。此人足三千六百九十二人。

一、同一ヶ所。長八百二十間、根置二間、高一間、駒踏六尺。

但高城川西側田畑除土手、一ノ橋より愛宕下向迄、右間敷之通御築立之處自然缺崩低く相成候に付、水前一間通付添根筋杭一間より越五本打、筋杭増土を以て御築立、一鉢並三尺通上置川中通より運土を以て、右同斷御築立胴突堅め所々出川原三ヶ所取合九十坪程御取拂共に被成置候。此人足五千二百二十九人。

一、同三ヶ所。長七十間づ、根置二間、高一間づ、駒踏一間づ。

但同所西町通櫻渡戸川通横土手、右間敷の通り増土を以御築立の處、追々缺崩大破相成候に付、三尺通付添高並三尺通上置、増土にて御築立胴突堅め共に被成置候。此人足千五百七十五人。

一、御役人會所一棟。長六間半、横五間半。

右間敷の通土臺引本柱間柱相立、貫貳た通相通し梁桁榑首棟相懸、角木打屋中垂木軒番匠ふづり抓小萱葺ぐし丸き、増懸け壁萬力間渡し相入、横立木舞杭荒壁より返し壁迄相付、右の内貳間半五間の處、大引並相入椽板張上の間に仕切抜き、障子五間板戸六間相立、湯遣所閑所相付、御拵疊二十疊敷御普請二ヶ所へ御建替被成置候。出人九百九十二人。

一、元人等居候小屋。長十間より十五間迄、横三間。

但右間敷之通、柱掘立梁桁榑棟木相懸屋中垂木番匠ふづり杭、藁葺葺四方二枚片簀圍中はみ入三通筋詰、出入口三ヶ所相付片簀相立、藁葺敷御建替被成置候。

一、玄米二十一石二斗四升。此金四十二切四分八厘。

但御人足肝入兩人日用受拂一人取合三人確々相詰居事に相成候間、御普請中一人に付、玄米一升づ、御扶持方被下置方々吟味仕候。

一、金百切。

但御普請中臺所御立、御普請本へ御役人並に諸職人元人等迄指置候に付、鍋釜家具様之類御買立被相渡候分、大圖見詰置候分。合出人三十三萬九千二百十五人、此代一万六千九百六十貫七百五十文、御買用代。

丙

一、九萬七千四百八十八人、直出被召仕候分、大谷高城志田黒川水下村々割付日用。

一、二十四萬千七百二十七人、金掘並元人御人足肝入等給分御役人支番共に、惣御入料金八百五十二切七分六厘七毛。

右之通り大圖御入料御人足積仕御達申候以上。

文化四年十月

大内 清作 谷 準平 野村 太左衛門  
高橋 權五郎 石母田 兵助

第五次。天保十二年潜穴及び河身の浚渫工事を施行せられたり。赤間太三郎所藏「天保十二年品井沼潜穴御普請方へ御用立諸式味明不來内兩村へ御割付」及び平石庄松所藏「品井沼堅横間敷潜穴通り沼より海中迄間敷並穴所品井沼開發御新田畝反位付沼より海中迄下り覺」と題する言文書共に云ふ、天保十二年六月九日起工、役人黒田榮治と。然れども

竣功の歲月等詳ならず。文化六年竣功以來三十三年目の浚渫なり。

第六次。文久元年十一月(又十月)朔日工を起し、翌同二年竣功す。工事監督庄子某にして、天保の工事より二十一年後なり。

品井沼御普請方萬控。(庄子忠恕所藏)文久元年十月より同二年四月迄。金三千兩御見當高、内金千四百六十五兩九分八厘五毛、



實御用高大圖見詰、殘千五百三十四兩三步一厘五毛。

【潜穴二條の開鑿曆星に就いて】 潜穴に二條線あり、方人稱して西位にあるを西の穴と云び、東位に在るを東の穴と云ふ。東西の二條は共に元祿創始に開鑿せりと、否、潜穴二條の内一條は寛政年間の掘添なりと。復た云ふ、東の穴は文化四年十一月の起工によりて開鑿せられたりと。換言すれば現在二條の潜穴は、元祿・寛政・文化の三曆星に岐かる、如し。

【品井沼事業概要】 元祿六年七月始めて工を起し、工程約五ヶ年半を費し、同十一年末に竣功したり。工事及設計に關しては、更に徴すべき書類を存せざるも大要左の如し。

一、潜穴二條。各千五百間。

品井沼排水工事沿革紀要。實坪は二千五百二十坪に過ぎざれば、之が人足掛りは一坪に付九十九人に當る、故に此人足掛より推して、當時（編者云ふ文化の浚渫工事）の浚渫は二條なりしを確信し、且其間數の元祿當時の間數と符合する點より、潜穴は最初より二條なりしことを信するものなり。

同書。或は現存の潜穴二條の内、一條は寛政年間に掘添へたりとの説あれども、根據なき説にして信するに足らず。蓋し文化四年品井沼悪水落潜御再興御取立云々あり。寛政の末年より文化四年迄は、僅かに八年に過ぎざれば、掘添等の大工事なきや明かなり。潜穴の形状と其勾配とは、二條の間に多少の差異あるも、文化年中に再興の大修繕を施せしことあるより、之を誤傳して掘添の説をなすに至りたるならん。

松島校提出資料。東穴時代の工事。伊達周宗の時代にして、文化四年十一月二十五日に起工し、同じく六年十二月九日に竣工せり其の間約三ヶ年を要す、西穴に更に東穴を添加したるは、一條の西穴丈にては排水不十分なる爲なり。中頃に東西二穴を通ぜしめたる穴あり。西穴は其後土砂缺壞して通水せざるに至る、工程左の如し。

一、平堀の部。沼尻より穴頭まで六百三十間、穴尻より磯崎海岸まで千八百二十一間。

二、潜穴の部。穴頭より穴尻まで千三百八十二間五寸。

三、沼の中。百五十間掘込み。

合計 三千九百八十三間五寸。

### 第三項 維新當時

【維新後最初の浚渫】 明治十三年七月工を起し、九月に至りて竣工したるは、抑も維新後に於ける最初の經營にして、維新前即ち藩制時代の文久元年より二十年目なりとす。

是より先き、潜穴は閉塞して通水充實ならず、加ふるに鳴瀬川の瀑漲は小川の逆流となりて品井沼に溢れて、沿岸三郡十ヶ村の憂患を顧念し、明治十二年十二月二十七日松平宮城縣令は、潜穴浚渫費三千二百七十五圓八十錢、築堤費四千四百三十五圓四十三錢三厘を計上し、内務卿大久保利通に別途官費支出の稟請を爲せり、翌十三年三月六日稟請に對し、二千八十二圓餘交附の指令に接せり。

是に於て本縣五等屬細谷直英（通稱十太夫道號鴉仙）及び野蒜出張所土木局黒澤内務四等と設計せしに、經費充實ならざるを以て、六月十四日更に五百十四圓七十八錢六厘の國庫補助を乞ふ、七月十七日許容せられ、別途官費を合せて二千五百九十六圓七十八錢六厘を以て、潜穴の浚渫、悪水豫防の工事を遂行す。

【蘭人の設計】 松平正直品井沼排水開鑿に關しては、赴任幾くもなくして爰に着眼し、内務省要路の高官と折衝事に當り明治十三年二月廿日僚屬樋田魯一をして内諾せしめ、後十五年内務省土木局御雇長工師セ、イ、フアン・ドールン氏來縣せられ、品井沼放水並に開鑿に關する設計を作成せられたり、品井沼放水路改修復命書之れなり、結文を掲げ且つ曩きに來縣内諾の公書を抄録する左に。



宮城縣品井沼惡水路工事總計帳。明治三十三年二月二十日、宮城縣三等屬種田管一の經伺文中に「過般土木局より墨澤内務四等屬出張検査の上、鳴瀬川逆流防止築堤の義は、本年必らず長工師ドールン氏の來縣實測の上見込可相立」云々。  
フアンドルン氏品井沼放水路改修復命書。(結文抄録) 隧道を穿鑿すべき岩礫は、假令其質柔軟にして製作に困難なきも、然し隧道は各其長千二百二十尺幅十二尺高九尺六寸、其員十二乃至十五條を要するを以て、予は工費の巨額に登らんを恐る。而して該工費は放水路の改良に因て耕地となる一萬反の價格よりも其額を増さん。然し予は爰に工費を概計すべき實錄なきを以て、敢て此増額のこゝを斷言せざる可く、副圖に掲示したる計劃の實施如何は、耕地の價格隧道の築費等を精細算査したる後、之を決せずんばあらざるなり。

該復命書は千八百八十年 月六日

長工師 セ・イ・フアンドールン 譯 平野重彰

【品井沼沿村組合】 明治二十二年二月十六日、品井沼疏水に關し品井沼沿村組合規程を設定し、目的・區域・議決・主管及び事務の管理、潛穴の修繕等の組織全く整備し、主管に松島村長菅原利春を選び、宮城郡松島村、志田郡鹿島臺村、黒川郡大谷村、粕川村、大松澤村の三郡五ヶ村を區域とし、毎村二名の議員を選び、品井沼潛穴疏水に關する事務を共同處辨し、明治三十四年九月沿村組合の組織を變更して、水害豫防組合と爲す。其の間に於ける事業の主なるもの、公文書により抄録する下の如し。

品井沼潛穴浚書類。明治二十八年金壹萬參圓拾九錢六厘を以て、品井沼潛穴開門を築造せり。其構造は煉化石造開門内法高十八尺幅十六尺二門連續一臺にして、基礎山石並にセメント、コンクリートを用ゐ、前後雨覆包覆石張工を施し、堰板二通設備す。而て其工費全體の内金六千一圓九十一錢八厘は縣稅補助費(六分)にして、金四千一圓二十七錢八厘は村稅組合費より成れり。其工事は同年二月五日に着手し、其れより繼續して三十一年五月二十五日に至り落成せり。  
補助願書。明治三十一年潛穴の浚渫及び潛穴入口並に堅穴缺崩の防備を爲せり。其工費は三千圓にして内金千五百圓は縣稅の補助(五分)を受けたり。同年三月起工同三十二年六月十五日竣功せり。工事は組合主管松島村長菅原利春之を管理せり。

同書。明治三十二年品井沼排水開鑿の議あり、乃ち品井沼組合に於て測量費三千六百圓を議決し、内金二千六百圓を縣費より補助(六分)し、東京帝國工科大學助手佐々木恒太郎氏を聘して實測せしめたり。

品井沼排水計畫說明書。(抄録) 沼の東端を横斷して、日本鐵道線路を建築せられし以來毎年水害を蒙れり、何とされば線路建築前にありては、一朝洪水に際會せば鳴瀬川殆んど沼と相通じ一帶の水面をなし、其間一の障害物なく、減水の際には排水自由なりしを以て、浸水も急なる丈減水も急速なりしなり。然るに線路建築後は、小川筋に十六間、中の橋に九間の排水口を設けしに過ぎず。故に以前に比較せば浸水量は多からざるも、減水時間は數倍を要することとなり、爲めに被害の増加は、確乎争ふ可からざる事跡なりとす。

隧道。本隧道は普通鐵道の如く、馬蹄形になす時は水深大ならざるが爲め、疏通水量を減するが故に扁平なる橢圓形の者を選択せり。其形は上部に五個の中心を有し、半徑は六尺及十尺とす。内側拱環半徑は頂點は六分の百、即ち十六尺六七とす。起點の半徑は十分の三十六、即ち三尺六寸なり、内側拱環と洪水面との餘裕間隔を三尺とす。側壁及底面の半徑は、二十五尺及四十二尺四五七とす。流量計算に於ては前式を用ゐ、其流水斷面積は百八十三平方尺八七二とす。拱環の厚さは蘭均氏公式に依り一尺四寸乃至二尺一寸二分なり。然れども本隧道試鑿の結果堅き盤層なることを斷定せり。故に二枚卷大部分を占め、四枚卷を要する個所稀に存するものとす。

工事費。排水工事費は百四十五萬四千二百二十一圓餘にして、隧道工費を其主なるものとす、故に該隧道を現今存在する、潛穴の如く掘鑿せしみにて、煉瓦卷立工を施さざるべきは豫算總額の半、即七十萬圓前後にして竣工し得るものとす。然りと雖も煉瓦卷立工を施さざれば、現在の潛穴の如く修繕費を要するのみならず、後年に至り復舊工事を施すこと能はざるに至らん。

明治三十三年六月

佐々木恒太郎

- 品井沼堅横間數潛穴通り沼より海中迄間數並穴所品井沼開發御新田畝反付沼より海中迄下り覺。
- 一、品井沼堅三千五百六十間。一、同横千五百六十間、此畝反千八百五十一町二反歩。
- 一、上々位にて此田代 三千四百四十七貫四寸文



- 一、上田右同斷 同 二千七百七十六貫八百文
- 一、中田右同斷 同 二千四百六貫五百六十文
- 一、下田右同斷 同 二千三十六貫三百二十文
- 一、下々田右同斷同 千四百八十貫九百六十文

○、品井沼より潜穴通海中間數下り覺。

- 一、沼之内より明神崎穴頭迄平堀之内九百三十間。
- 一、但沼之内へ三百間掘込の間數積り、此下り三尺六寸五分。
- 一、潜穴頭より根廻村山王前迄潜穴之内千四百十八間。此下り五尺三寸四分。
- 一、穴尻より海中迄平堀通千六百八十八間。此下り六尺三寸。

三口間數四千六十六間。此惣下り一丈五尺二寸七分。此下り百間に付三寸七分五厘五毛五糸つゝ。

右沼より海中迄道法に積り、十一里一町四十六間。沼堅横道法に積り、一、堅九里五町二十間。一、横四里二町。

但堅横共に岡谷地に御搦へ無之水之内計り、貞享年中我妻六兵衛様御繩引被成置已後、元祿六年迄一圓御取立無之、元祿六年七月五日根廻村肝入清右衛門所へ鐵道具數被相下、同九日大越喜右衛門様御大將にて、御役人様御大勢御下り、則御歛立被成置候事。

○、潜穴之次第御役人様御名面付。

- 一、根廻村山王前さき出し水上所。中村喜三郎様・矢野權七様・但轟澤寺下之穴より巳未を爲御掘被成置候。
- 一、同村割先。黒澤常助様・大内逸角様。
- 一、同村猫ヶ澤立穴。清水彦太夫様。右は跡より御掘被成置候由。
- 一、同御百姓清之丞屋敷前之横穴、右高梨卯左衛門爲御掘被成置候由。
- 一、同御百姓彦之丞田尻之立穴、作間新三郎様・大内彦助様。
- 一、同御百姓清之丞畑下彦之丞田裏東根之横穴。

- 一、同御百姓太右衛門畑下之立穴、安田惣右衛門様・金子權兵衛様。
- 一、同御百姓太右衛門屋敷より口勘五郎畑下之横穴。
- 一、同御百姓小三郎名子吉之丞畑尻之立穴、木村源十郎様・平伊兵衛様。
- 一、同御百姓庄左衛門・田之上小三郎・名子吉之丞・畑尻之横穴。
- 一、同御百姓甚五郎屋敷脇之立穴、大童庄之助様・高野新太夫様。此所寺下を申候。明神崎より此所までは、子丑の方を爲御掘被成置候。

- 一、同御百姓小三郎・水谷與兵衛屋敷之横穴。
- 一、同御百姓小三郎・名子吉之丞居久根山之内横穴。右は五丈一尺三寸、但七寸迄之がんき七十三在り。
- 一、同御百姓庄右衛門畑下穴（原本堅横缺く）堀田市右衛門様・安田彦七様。此下り七丈三尺二寸、壹の折を申、此所より御掘初め、夫より兩方へ爲御掘被成置候由を以て、一ノ折を申候由。
- 一、同御百姓彦之丞居久根山之内横穴、此間朴ノ木澤長根あり。
- 一、右長根幡谷村根廻村之境にて高山なり、潜穴之地場より右根まで十四丈三尺九寸三步を御改め被成置候所。
- 一、同村大菅御村之内横穴。
- 一、同村御百姓仁右衛門畑下横穴。
- 一、同村御百姓庄之助居候處、長右衛門田地之内立穴、早川平八様・梶沼庄右衛門様・本郷登右衛門様。
- 一、同村御百姓久兵衛・名子徳兵衛田より東山根、長右衛門田地之内より少北の立穴。
- 一、同村御百姓久兵衛・名子徳兵衛田尻之横穴。

地繪圖之内に記入あり

文化四年十一月より御普請御取付、御本谷準平様・大内清作様・御役人眞田忠治様。同年十一月根廻村へ御下り、同十二月御勘定係御役人堀江十兵衛様御下り、同村御百姓十藏所御會所出來迄之間、當座御宿相成同所に御勤仕被成置候。同五年正月新會所出



來御取移、同五年二月御役人石川惣右衛門様御下り、同六月眞田仲治様遠田へ御役所替、同六年二月松本逸角様御下り、沼尻より穴頭まで六百三十間、穴頭より根廻村穴尻まで、潜穴之間數千三百八十二間五寸、穴尻より磯崎海邊まで、千八百二十一間外沼之内百五十間掘込共に、都合間數三千九百八十三間五寸、文化六年十二月迄惣出來相成申候。御普請御取附より惣出來迄引續き御勤仕之御方御本谷準平様・大内清作様・御役人堀江十兵衛様・御人足肝入大友甚助・御請拂人太右衛門、右五人三ヶ年引續き相働き外色々御代り御座候得共略す。委數半切扣張に在り、引合せ披見可被成候事。  
文化六年巳の十二月

圖師請拂人 太右衛門之印

外潜穴頭平掘通り御役人様御名前、練川戸右衛門・柴原又右衛門様・遠藤善七様・鈴木正助様・鹿又與五郎様  
右五人は平掘通り御普請被成置段事。

品井沿海中迄間數覺。右之内一海中より幡谷村境迄本郷根廻之内二千四百間。一根廻村境より品井沼迄幡谷村之内千六百六十間。但右は古記在之分、文化四年十一月右穴御再興の御寫取問合せに相入れ候事。

文化四年十一月

右御希望に據り爰に舊記を申上候。

大正十五年四月廿七日

黒川郡大谷村味明八番地

栗石庄松

松島小學校長 眞籠良三郎様

### 第四項 組合創立

【創立】 明治三十四年九月本組合を創立して目的の事業を行ふ。是より先き明治二十二年十二月沿村組合を組織し關係村長を以て管理者と爲し、排水の工事を施行し且開墾の調査を爲せしは前文既述の如し。此の秋に當り沿村組合を變更して、本組合を創立し、法令の定むる所に順ひ規約を制定して、宮城郡長を推して管理者と爲し、且本縣廳地方課土木課に品井沼委員會を設けて事業遂行の補助機關に供す。其の區域・面積・事業及び其他の要綱を掲載する下記の如し。

如し。

【區域】 三郡五ヶ村に亘る。組合員二千九百七十五人、二千二十戸、一萬二千九百十三人。面積四千七百二十九町五畝六歩、此地價金四十三萬四千餘圓にして、區域の郡村字及び、地目反別調査左の如し。(大正九年三月調)

宮城郡松島村の内 大字竹谷・幡谷一圓。

黒川郡大谷村の内 大字不來内・山崎・羽生・一圓。

同 郡粕川村 一圓(大字粕川一圓)。

同 郡大松澤村 一圓。

志田郡鹿島臺村 大迫・深谷・平渡・廣長・木間塚・一圓。

村名	田	畑	宅地	山林	原野	計
松島村	二五、七四元	八、七三三	三、六一三	三、四八三	五、八四三	七、四八七〇〇
大谷村	二四、五一一	六、一八九	一五、一〇九	二〇、〇七八	三三、七〇一	七、四二、〇八八
粕川村	三三、九二〇〇	六、三三七	一八、九九三	一	六三、四二一	三、七九、六五四
大松澤村	二九、七二七	六、五三三	一八、一〇三	四九、六〇五	五七、八〇三	八、六八、九六七
鹿島臺村	六三、七九七	三、八五〇	四、一〇五	八六、八五八	一五八、七四四	一、九四、四七〇七
計	一、六二四、五五二	五八、七三〇	一一、九〇五	一、九一、四八四	四七二、三六一	四、七二九、〇五六

【開墾】 明治三十六年仙臺土木監督局の後援を得て精細の調査を遂げ悪水を排除し、組合區域の既成耕地、八百四十餘町歩の水害を免かれ、而して尙新に一千三百町歩の開墾地を得るの計畫を立案せらる。左に土地臺帳反別を掲げん。

官有地	最低水位開墾不能	道路用悪水路敷地	開墾可能地	計
二、九二〇	三、九二〇	三、三〇〇	一、七、一〇〇	三〇、三二〇

### 第一篇 地理



國有地	1	八、二五〇	一八、八六二	七五、〇四四
組合有地	一九四、一一〇	八五、一五〇	四九八、三四〇	七三、六〇一
民有原野	五、一〇〇	七、二六八	六〇四、六八〇	六八、〇〇八
計	一九九、二一〇	一九、九三九	一、三〇〇、〇〇〇	一、七九、〇九元

【耕地整理】 明治四十四年三月、品井沼耕地整理組合を設立して開墾事業の進捗を資く、即ち用排水溜池の設備・道路の區劃・田面の整理等にして、爾かも隣接せる既成の耕土にして、苟も開墾地帯と水利交通の關係を有する耕地は擧げて整理地區に編入したり。即ち水害豫防組合事業地の面積千七百二十二町六畝十一歩、隣接個人有地の面積百八町七反十歩、合せて一千七百九十三町九畝十一歩にして、地價六千三百六十三圓九十七錢。組合員三百三十七人。而して換地處分の結果、畦畔二十二町六反二畝十九歩、道路・堤塘・溝渠百四十九町五反七畝十五歩を控除し、組合事業地の地目別面積左表の如し。

組合有地	町田	七、六二六	宅地	池沼
村區有地	三三、三九三	三、七三六	原野	計
個人有地	二八、〇〇四	二、五二四	六九三	一、〇一四、一三五
計	六九、三九五	二、二二二	四八三	一、五〇五
		一八、四三二	一九、九九二	二七、四二五
			五六、三〇三	二七、四二五
				一、五五八、〇九二

地區内の面積大部分は、品井沼水害豫防組合の事業にして、隣接個人有地は只た水利の關係上特に編入したるが故に、分賦金の全部は豫防組合の負擔する所にして、創立より大正八年度に至る、品井沼耕地整理組合の收支總計決算左記の如し。

分賦額	一四二、六七、七五	事務所費	一七、七二、〇六一
夫役	五四、三六、三五	會議費	八八、七八五
雑收入	二、七五、六八〇	工事費	一〇〇、三五、三三
縣補助	二七、七九、〇〇〇	補償費	二、五〇、〇九
公債	三四、九四、六五	維持管理費	一四五、一一〇
徴収	二、三三、六〇	公債償還費	三七、三九〇、九五
計	二三、四〇、三三	受付費	四、三九四、〇〇〇
		組合設立費	四七、四五
		計	二三三、三四、三九八

【事業の経過】 明治三十六年八百四十町餘の水害を除き、新たに一千三百町餘を開墾せんがため、三十八年度より四十年度に至る三ヶ年間の繼續事業とせしに、時恰かも凶年飢饉に遭遇せしを以て、窮民救済の事業を兼ね、三十九年五月競争入札に附したるに、東京市鈴木由三郎に落札し法定の契約を締結し南北開渠より起工せしも、隧道工事に着手するに至らずして工事の進行を怠り、物價工賃の騰貴を理由として工費の増額を求め、工事の進行を阻害するを以て、四十年五月契約を解除し、同年七月隨意契約の方法を探り、福島市大島要三に契約せり、此間空しく歳月を経過せしを以て、繼續期間を四十二年度に延期の已むなきに至れり。

工事の進行中四十二年六月十六日、隧道の各條は不慮の水害に遭遇し、時恰かも梅雨の期節に當れるを以て、岩層は愈々軟弱を増し、六月十六日各條に涉り俄然大崩壊を來し、終に煉瓦巻工事を施すにあらざれば、工事進行繼續するを得ざるの状態に陥り、加之物價に伴ひ工賃は騰貴し、單に隧道工事のみにして尙且つ不足を告ぐるのみならず、請負



契約済の未着部分に對し解約を申請し來るに至れり。

茲に於て工學博士増田禮作を聘して顧問と爲し、實地を調査せしめ工事の現況を初程として、精細設計の結果工費を増加し、豫定の金額以内を以て工事の竣功を告げ、明治四十三年十二月二十六日、開渠隧道の通水式を舉行せられたり。

【工事の概要】 品井沼事業概要を描載抄録する下の如し。

#### 一、鳴瀬川下流の改修

第一期に於ては小川口に水門を設けて逆流を防止し、野蒜街道字双子屋橋より、字大崩鳴瀬堤防取付ヶ個所に至る間は現在の儘とし、只其間に散在せる在來の陸橋を埋立て、路面凹凸個所の不陸を平均するに止め、大洪水の場合に於ては全部從來の如く、越水堤たらしむること、爲したり。

#### 二、小川水門

小川逆水除水門は、野蒜街道双子屋橋下流小川口に設置したり。其の構造は基礎を「コンクリート」として上部を木造とす。通水底部の高さは壩體平均干潮位零點基面上五尺とし、通水上部の高さを同二十五尺とし、徑間を十二尺四寸徑間全長四十八尺とす。其扉は一徑間毎に二枚建て中央拜み合せとし、鳴瀬川に向ふて開き品井沼に向つて閉つ、其目的は鳴瀬川の逆流を除き、品井沼の水量を排出するにあるを以て、鳴瀬川の水位品井沼の水位より高きときは、水門は自然に閉鎖し、低きに至りて自然に開放せらるゝものとす。

#### 三、新排水路

沼内より松島村字上橋谷隧道北口に至る、一千二百一十間七分二厘は開渠にして、底幅五十尺より六十二尺に至り、隧道は長七百二十間底幅各二十尺高三尺三寸、其中間一個所に井杖工を設け三條並列の直線なり。南部開渠は隧道南口より、東北鐵道本線を横斷し松島村字根廻にて高城川に入る、長二百二十四間底幅六十六尺なり。

高城川改修は松島橋迄に止め、底幅六十六尺乃至二百十八尺、延長千六百九十五間三分四厘なり。

排水路。地質によりて其測法の差を定め、岩質に在りては二分五厘、土質に在りては一割五分、盛土に於ては外法二割内法一割五分と定め、所量の流量は必ず安全に流下すべき幅員を保たしめたり。

隧道。疏水面の經濟を計り、扁平なる橢圓形のものを選択せり。其形狀は上部に五個の中心を有し、半径三尺六寸七尺及十六尺とし、側壁及底面仰拱の半徑は、二十五尺及四十二尺四五七となしたり。拱環の卷立は煉瓦の五枚巻にし隧道北口は各長十間、南口は長百五十間乃至百九十七間とし、其他は土灰岩なるを以て卷立工事を施さず。

#### 四、用水路の新設

山王江用水路。開墾灌溉用の東部幹線なり。在來志田郡松山町字山王鳴瀬川に右岸に於て堰揚したる自然流下水を導く爲め、鹿島臺村字阿久戸より區域内、木間塚及平渡の二部落を通過し、字杉ヶ崎より開墾地内に入り、西行黒川郡大松澤村の東端に達せしむ、字阿久戸の隧道七十七間を合せ、總延長七千六百八十餘間幅員二間乃至三間あり。又此線路中字杉ヶ崎に於て分水堰を設け、南行小川架樋を通して、松島村字幡谷に達せしむ、此總延長千九百六十間幅員一間乃至二間を有す。以上二線の用水支配地三百五十六町歩なり。

行井堂用水。開墾地灌溉用の西部幹線なり。黒川郡粕川村行井堂吉田川左岸に於て堰揚をなし、粕川村大字粕川を貫流し、東行志田谷地の東端に及ぶ、幅員一間乃至二間半、延長五千二百三十餘間、此の灌溉面積約三百六十町歩なり。



圍繞堤の築造。農學博士上野榮三郎氏の改善に關する意見を聴取し、且つ其狀況に鑑み徒らに收穫不確實なる大面積（編者云一千三百町歩）を支持せんより、比較的確實を見込たる小部面（編者云九百五十六町九反四畝八歩）に限定するを以て、寧ろ適切な施設なるべきを考察し、被害の實況と技術上の計較とに基き、沼地と原野との分界全線に亘り築堤工事を施行したり。馬踏一間二分乃至一間五分、表法二割、裏法一割五分、高五尺乃至十尺總延長一萬二百間。此工費金三萬八千七十二圓にして、内金七千六百十四圓の縣補助を受け、大正二年五月竣功したり。則ち現在の圍繞堤之れなり。其結果として開墾見込面積より減少すること、三百四十四町歩とす。

揚水機。大正六年度に於て東西二ヶ所に揚水機を設置す。志田谷地揚水機は火力裝置なりしも、七年度に至り共に電力に改む。又同年度に於て共同苗代専用の唧筒一基を志田谷地に設備し、動力七馬力半の電力裝置とす。尙二ヶ所に付絮述する左表の如し。

馬力	揚程	揚水量	灌漑能力	大正八年灌漑面積	同 上 區域 別
志田谷地 三	八〇尺	一六、〇〇〇	一九二町	七三町	上志田・下志田・川北・若下向
小 川 三	一〇、五	一三、五	一五、六	一三〇	土手外・富田・内の浦・大谷地 鎌卷
			三四八	二〇、三	

【移住民】 大正六年新に移住民招致方法を設定し、募集條件概要、（一）移住者一戸に付、田畑約二町歩を標準とし、開墾地の上之を貸與す、（二）宅地は一戸に付約一反歩を標準として、相當家を建設して貸與す。（三）田畑の貸付料は作付の初年、宅地の貸付料は第五年目より之を徴收す。（四）貸付料を作付の年より、五ヶ年間遅滞なく納付したるものには、家を無償交付す。

他府縣移住民は、山形縣を最多とし、岩手縣を次とす。縣外總數四十九戸、縣内各郡百八十三戸。又組合區域に來在

るせ住民を通作者と稱す。大正九年三月末日現在の移住民及通作者の狀況左表の如し。

移 住 民	戸 數	人 口	作		反		別
			田	畑	住宅地	計	
移 住 民	三三	一、〇八七	三三九町	六、四四二	三九、三九五	一、七〇〇	一戸平均
通 作 者	八七	五、九三三	二五、三〇〇	七九、七三三	三三、〇三三	三、〇〇〇	
計	一二〇	七、〇二〇	六八、三三九	一、六、一七五	七二、三八八	四、七〇〇	

【事業費】 明治三十四年工費金二十九萬圓を計上し、隧道一線を掘鑿する計劃なりしも、起債償還の方法全からずして止む。三十六年更らに設計を變更増加して、工費金五十萬圓を計上し、財源を三十ヶ年賦償還の起債に求め、三十八年二月起債の認可を申請す。茲に於てか日下部内務技師並に清野内務書記官の踏査を経由し、同年十月丁第二十五號を以て認可の公令に接し、翌三十九年三月五十萬圓の借入契約を締結し工費額の財源茲に整備せり。

時恰も戦後の財界俄然狂騰し、殊に工事の設計は變更せられて、隧道工事及開渠工事のみにして尙ほ八十七萬圓を要し、道路・溝渠の工費三萬圓を要し、合せて九十萬圓の計數を示し、既定の工費に増加すること四十萬なりとす。茲に於て起債及償還方法第五ヶ條を議決し、四十二年十二月七日起債償還方法の變更認可を申請せしに、翌四十三年二月内務省は甲第二百六十四號を以て許可す。尙内務・大藏兩省は特に低利の資金を融通し、勸業銀行は從來契約の利率を低減し本縣亦増資に對する据置期間の利子金十六萬八千圓を年度割補助金交付の指令を與ふ。即ち左記の如し。

金 一 萬 圓	明治四十三年度	金 三 萬 七 千 圓	同	四 十 四 年 度	金 三 萬 八 千 圓	同	四 十 五 年 度
金 三 萬 八 千 圓	同	四 十 六 年 度	金 三 萬 八 千 圓	同	四 十 七 年 度	金 一 萬 一 千 圓	同
金 三 千 圓	同	四 十 九 年 度					







本組合規約第二十九條により互選せられたる常設委員大正十五年六月現在の氏名。

戸石 李市・大友 勇喜・櫻井 民治・高橋 涉・佐藤 忠太夫

## 第六章 交通運輸

### 第一節 概説

紀元一三七〇年元明天皇和銅四年正月、山背國に岡田・山本の二驛・河内國に楠葉驛、攝津國に大原・殖村の二驛伊賀國に新家驛を新設して、交通來往の便を圖りたるは驛遞の濫觴にして、史の所謂る、始置郡亭驛の記此れなり。

往昔重荷を負ふて貢物を京師に運ぶ、運者必らず食糧を携帶して來往するを常とし、只薪炭に限り宿亭より供給するを得るのみ。木賃宿の稱號茲に起因す。此の朝始めて通貨を鑄造して物品交換の融通を便にし、且つ食糧を準備して調貢の苦痛を除く。

續日本紀卷五。和銅四年正月丁未。始置郡（一本作郵、記略作郡）亭驛。山背國相樂郡岩田驛。綴喜郡山本驛。河内國交野郡楠葉驛。攝津國島上郡大原驛。島下郡殖村驛。伊賀國阿閉郡新家驛。

同卷。五年十月乙丑。詔曰。諸國役夫及運脚者。還郷之日糧食乏少。無由得達。宜割郡稻別貯便地。隨役夫到任令交易。又令行旅人必齎錢爲資。因息重擔之勞。亦知用錢之便。

同書六卷。和銅六年三月壬子。詔。諸國之地江山遐阻。負擔之輩久苦行役具備資糧。闕納貢之恒數減損重荷。恐饑路之不少。宜各持一囊錢作當廬給。永省勞費往還得便。宜國郡司等募豪富家。置米路側任其賣買。一年之内賣米一百斛以上者以名奏聞。又賣買田以錢爲價。若以他物爲價。田並其物共爲沒官。或者糶吉者則給告人。賣及買人並科違勅罪。郡司不加檢校違十事以上。則解其任。九事以下量降考第。國司者式部監察計進附考。或雖非用錢而情願通商者聽之。

郡亭驛を新設し、通貨を鑄造し食糧を準備し來往の道を開き、交通の便を圖るや、翌和銅五年九月陸奥・越後を劃きて出羽國を建置し、翌十月最上・置賜二郡を出羽國に隸し、後ち齋田（秋田）淳代（野代）の二郡を出羽國に屬せしめて北狄鎮撫の基礎を築く。

郡亭驛の建立以後八年即ち養老二年陸奥國の石城外五郡を合せて石城國を建置し、翌三年七月驛家十一ヶ所を新置き、行旅の道程を築造せり六年の後ち、神龜元年多賀城を築き東奥拓殖靺鞨鎮撫の策源地となす。

續日本紀。養老二年五月乙未。割陸奥國之石城。標葉行方。宇太。巨理。菊田六郡。置石城國。同書。養老三年七月丁丑。石城國始置驛家二十處。

石城の國に驛亭十一ヶ所を新設して旅行の便を開きしより八年の後、神龜元年東夷の亂あり、藤原宇合海道より進んで亂を平らぐ。是に於て將軍東人多賀の柵を築いて鎮撫の營所となす。後ち十四年を経て、天平九年二月十九日出羽の柵に通する道を開かんとす。茲に於て山海兩道の稱號現はる。

續日本紀。九年丙申（天平九年正月二十二日）陸奥按察使大野朝臣東人等言。從陸奥國達出羽柵。道經男勝行程迂遠。請征男勝村以通直路。云々。

同書。遣陸奥持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言。以去二月十九日到陸奥多賀柵。與鎮守將軍從四位上大野朝臣東人共平章。且追常陸。上總。下總。武藏。上野。下野等六國騎兵總一千人。開山海兩道。夷狄等咸懷疑懼。仍遣田夷遠田郡領外從七位上遠田郡雄人。遣海道。差歸服狄和我君計安盤。遣山道。並以使旨慰諭鎮撫之。

山海兩道の部民に旨を傳へて住民を慰撫して誤解を避けたるもの、如し。奈良朝時代に起りし山海の稱號は永く傳へて江戸時代に及びたりしと云。今の所謂る濱街道の稱號茲に基由せしには非らざるか。山道は云ふ迄もなく高嶺に沿ふたる地帯なるべし。延暦八年三月諸國の歩騎兵五萬二千八百余人多賀城に會し、夫の道を分けて膽澤の賊地に進軍した



る道程定かならずと雖も、桃生城に添ひたる地帯は海道にして、玉造塞より衣川の陣營に至る日數四日の制定なれば、山道と稱するを得べし。又藤原三世の時代に信號機に該當せる焚鐘を要路に設置して非常を合圖したるの遺跡なりとの説各所に傳ふ。本郡根白石村實澤川の西、八乙館の西北四五町の番堂山も其の一なるべし。又文治の役頼朝親ら兵を率ゐて泰衡を討伐するに方り、七ッ森の山麓を過たり今の加美郡中新田町の西北部の山谷より、岩手山の西南に出て、眞山村を通過して平泉に進軍したるは即ち山道を辿りたるか如し。復文祿征韓の役に藩祖岩手山城にあり、軍旅の行程は殆んど文治の行軍と道程を等しくしたるか如し。

藩祖宮城郡國分の庄に治府を移して以來、新道を開鑿して舊道を廢止す。今の七北田村荒卷の古道は秀衡街道の其一なり。茲に於て陸奥・上野の國境、境の明神より津輕三馬屋間の百五十七里十八丁は山道にして、陸奥・常陸の國境・關田より氣仙郡石塚峠に至る三百七十三里は海道なり、更らに伊達領小坂より、羽州上野山並に新宿に、又刈田郡宮宿より羽州山形嶺關根に通ずる道路並に、仙臺北目町より羽州關山に達する道路を西道と云ひ、名取郡長町より羽州高野村山寺村に出づる道路を西山道と云ふ。

此の時に方り山・海・西道の各所に宿驛あり、山道には七北田より富谷新町に、海道には原町・利府・高城・西道には下愛子・熊谷根・作並の宿驛あり。憶ふに七北田及び原町等との宿驛旅亭に定めたるは、慶長の末年元和の初年なるか如し。

定 (町名)

- 一、御朱印之人馬相立の時不申及、往還衆へ對し一切齎略仕間敷事。
- 一、御傳馬並駄賃之荷物一駄四十貫目、人足之荷物一人に付五貫目に可限之事。
- 一、駄賃錢、一駄に付當町より何町へ何十疋、乘懸荷はん共同然、荷物なくして同乗は何十文。人足賃は駄賃錢の半分たるべし。

但夜通し急に相通らば、荷物なしに乘こいふとも、夜の方は一駄賃之積りに駄賃錢可取之事。但五貫目迄の乘懸荷物は、荷なしに乘駄賃錢同様たるべし、夫より重き荷物本駄賃可取之事。

- 一、御傳馬の御墨印を、馬繼の宿々において拜見致し、御手書之外一疋も多く不可出之、並歩天御判紙書附之外一人も多く不可出之事。

- 一、御傳馬駄賃之荷物馬を持次第可出之。但駄賃馬多く入る時は、其町より在々所々へ雇ひ、荷物遅々無之、風雨の時も可出之事。附人馬共繼來る宿を、追通べからざる事。

- 一、宿賃之事。薪代共に一人に付て、主人十文下に六文、馬十文つゝたるべし。但宿を取手前の薪燒候はゞ、右之代半分たるべき事。

- 一、乗物壹挺に繼人、足六人山乗物は四人にて御定の人足賃を取可、相送之長持一掉三十貫目を限るべし、人足一人に五貫目の荷積に而、三十貫目は人足六人、夫より輕き荷物は貫目に從ひ人數を減少すべし。此外何れ之荷物も右に可准之事。附人馬之儀、御定之外増錢を取者於有之は、牢舎たるべし。品により檢斷並其町の者迄可爲曲事。

右之條々公儀御高札之趣を以、被相定之間堅可相守之。若違背之輩在之は、縱雖後日相聞糺科之輕重、可被罪科者也。依下知如件。

年 月 日

御 奉 行 連 名

社會事林。えき(驛)宿場。宿驛などいふ。古。諸國交通の街道の處々に、行旅のためにその宿泊車馬などの用を辨すべき所を官より特に定めたる地あるをいふ。神功皇后二年(距大正十五年千七百二十五年)皇后親ら新羅を征し、始めて路驛を造り、大化二年正月始めて諸國に驛馬傳馬を置き、驛鈴關契を作り、大寶二年十二月始めて紀伊國賀陀の驛家を置くなさいふ事、歴史に見えたりこれ等を始めとして、驛の制漸く詳しくもあり、改革もありたり見ゆ。養老二年廐牧令に凡そ諸道須らく驛を置くべきもの、三十里案小路六丁一里に一驛を置く、若し地勢阻險なる及び水草なき處は便に隨つて安置す、里數を限らず、その乗具及び簑笠等は各置く所の馬數に準じてこれを備ふ(義解に下條にいふ)驛長替代の日馬及び鞍具缺闕あれば、並に前人に徴する即ち知る乗具は是れ官司備へ、簑笠は驛子私に備へ其の驛子替代の日は亦雜入自ら備ふることを。凡驛には長一人を置く、驛戸内家口富



んで事に幹くする者を取つて之をなす。一度置きて以後は悉く長く仕へしむ。若し死、老病及び家貧にして任に耐へざるものあれば、替を立てその替代の日、馬及び鞍具に欠闕あれば、並に前人に徴す。若し邊に縁るの處、蕃賊に抄掠せられて、力制すべきにあらざるものは、此の令を用ゐず。凡諸道驛馬を置くは、大路（義解に山陽道を云ふ、其太宰府以去は即小路とす、按するに、以去は蓋筑紫九州を指すなるべし）二十四、中路（義解に、東海東山兩道を云、自外は皆小路なり）十四、小路五匹とす。其使稀なる處は國司其宜きを量て之を置く、必しも其足るを須ひず、皆筋骨強壯なるものを取てこれに充つ。

每馬各中との戸（按するに賦役令に、上々戸、上中戸、上下戸、中上戸、中下戸、下上戸、下中戸、下々戸あり）をしてこれを蒙養せしめ、若馬闕失せば、即驛稻を以てこれを市替せしむ。傳馬は每郡各五匹皆官馬を用ふ（義解に軍團の馬を以てこれに充つ、其驛馬も亦同し、案に其驛馬も亦同しと云ふものは解し難し）若之れ無人ば、當處の官物を以て市充す、皆家富み且兼丁あるもの（義解に、凡驛は後役共に免す、故に必其家の富るを取らず、傳戸に至ては、唯々雜後を免す、故に必其富者を取る）を取てこれに付し、養て以て迎送の用に供せしむ。義解に國司其任國に向ひ、或は罪人をして官馬に乘らしむる者は、皆傳馬に乗るの類を云。

凡公使（義解に公使を以て稱する者は、親王以下在京諸司の命を奉じて、四方及外蕃に使用するもの、及驛使を云）は須く驛馬及傳馬に乗るべし、若足らざるものは乃ち私馬を以て之に充つ、私馬若公使に依て死を致すものは官爲めに酬替す。凡官人傳馬に乗り出で使用するものは、其到る處皆物を用ひ、位に准て供給し、（義解に官稻と云物は則郡稻を云、驛使は驛稻を用ひ、位の高下に隨て従人各多少あり、故に位に准て供給す、但供給の多少は式の處分に依る、按するに元慶元年、沙門安然等に傳食驛馬を給すと云もの、加し、所謂傳食は即供給の類なるべし）驛使は三驛にも給す、若山嶮闊遠の處は每驛之を供す（原漢文）とあり、その情を概見すべし。

〔驛田〕 驛には驛田とて田地を給し驛家一切の費用、驛馬の購買飼養の料、驛子の給料等の支辨に充つる定めなり。厩牧令に驛稻といへるは即ち驛田よりしたるものなり。

〔驛鈴〕 驛鈴といふは官用にて旅行するものに賜ふ所のものなり。柳庵雜等に、驛路の鈴は、日本書紀、孝德天皇大化二年の條に、改新の詔を載、其二に初て京師を修め、畿内國司郡司關塞斤候防人驛傳馬を置、及鈴契を造り、山河を定む云々凡驛馬傳馬を給する。傳鈴傳の刻數に依るは、此時に造られしこと明か也。公式令に驛傳馬を給する、皆驛傳符刻數に依る、事速ならは一日十驛以上、事緩ならは八驛、濠日事緩は六驛以下と見ゆ、厩牧令に、諸道に驛を置くは、三十里ごとに一驛を置とあれば、十驛は三百里に當り、八驛は二百四十里、六驛は百八十里なり。公式令に、凡行程馬日七十里、歩五十里、車は三十里と云に依て考るに、一晝夜百刻の内、晝五十刻に五十里を行、夜五十刻は休するなるべし。然らば一刻は一里に當ると聞ゆ。

親王及一位には、驛鈴十刻（親王一位の人に先つて三十刻前）、驛鈴を振來て驛馬を催すと云、傳符三十刻（傳符は今の先觸なり。三十刻前に觸知するなり、一刻一里と云ふに依れば、三十刻は三十里にて即一驛つ、前たつと云）三位以上には、驛鈴八刻、傳符二十刻、四位には、驛鈴六刻、傳符十二刻、五位には、驛鈴五刻、傳符十刻、八位以上には、驛鈴三刻、傳符四刻、初位以上には驛鈴二刻、傳符三刻、皆數の外別に驛子一人、（嚮導人の事なり驛傳の條に見ゆ）を給すと云是也。然らば驛鈴の刻數は、十刻、八刻、六刻、五刻、三刻、二刻の六品を知べく。餘が觀る者三種、皆驛路鈴と云、殊に驛鈴の銘のあるは、更に疑ふべくもあらず。然るを葛飾の吾嬬森の神社の神寶なる鈴や、常陸國鹿島正寺の古鈴なとを、驛鈴なりと云は如何あるべき。禁抄抄に六角八角と云にも合はず、猶委くは信濃人成澤寬經の鈴志に出れば、爰に略せりとあり。

〔驛制の廢止〕 驛の制は、徳川幕府の未まで種々の沿革を経て猶存したりしが、明治の代になりて廢れたり。徳川幕府の頃江戸より四方へ出づる街道の中、東海道には五十三驛あり、中山道には六十九驛ありたり。慶長十四年傳馬法の制は、荷物重さ四十五貫を馬一駄とし、その駄賃、凡一里に京錢十六文、人足賃八文とす。公家武家僧尼の輩は、山本山の勸合印を受け、これを證として宿驛にて人馬を繼ぎ立つることを得、その人馬を繼ぎ立つる所を、繼所又は傳馬所といへり。元祿七年には幕府助郷の制を定めたり、助郷とは宿驛の人馬の不足を補ふために、諸村に人馬を課するをいふ。近く一二里の諸村に課するを定助郷といひ、五里以上十里内外の諸村に課するを加助郷といふ。

續日本紀三。（文武天皇慶雲二年）四月辛未（二十二日）給太宰府飛驒鈴八口、傳符十枚、長門國鈴二口。  
宮城郡地誌。作並驛。作並村に屬す。東西一町三十間南北四十間。羽前街道に係る。東口より西口まで、一町三十間道幅三間。  
熊ヶ根驛。熊ヶ根村に屬す。東西四町三十間南北一町十間。羽前街道に係る。東口より西口まで、三町五十間道幅三間。  
愛子驛。上下愛子村に跨る、東西六町五十一間南北三十間羽前街道に係る。東口より西口まで六町五十一間道幅三間。



七北田驛。七北田村市名坂村に跨る、東西二町南北十間、陸羽街道に係る。南口より北口まで十町十間道幅四間。  
原町驛。南目村苦竹村に跨る。東西十一町九間南北一町四十三間、東海岸通に係る東口より西口まで十二町十八間。道幅三間三尺  
鹽竈驛。鹽竈村に屬す。東西十一町二十一間南北二町三十二間、鹽竈街道に係る。西口より東口まで十一町二十一間道幅二間三尺より四間に至る。町十三、杉板町、西町、二井町、釜前町、本町、中宿町、舟戸町、大河岸町、新川岸町、宮町門前町、新町南町。

利府驛。利府本郷、加瀬村、森郷に跨る。東西八町三十一間、南北四町、東海岸通に係る。西口より東口まで十二町三十一間、道幅三間、町五、南町、八幡町、大町、中町、東町、  
高城驛。高城本郷に屬す。東西一町、南北六町五十六間四尺、東海岸通に係る。南口より北口まで六町五十六間四尺、道幅六間より八間に至る。町二、新町、本町。

七北田驛。本村古時は、北根村なり。元和九年亥癸伊達氏新道を開き、北根村を本村に合併して、七北田驛を置くに傳ふ。

### 第二節 交通

#### 第一項 道路

藩制時代にありては各藩里程の計數を異にせり、仙臺藩にありては六町を一里として小途と云ひ、三十六町を一里として大途と云ふ。蓋し六町を以て一里と爲せしは古制の道程なり。秋田藩に在りて四十八町を以て一里と稱せし如く區々一定せざりき。(參照第六篇第一章第五節)

明治六年十二月二十日太政官達第四一三號を以て、道路標建設の法を布き、一里を三十六丁とし、一町を六十間とし一間を曲尺六尺と制定す。是より大途小途の稱號廢る。同九年六月八日太政官達第六〇號を發布し、國道・府縣道・里

黑道の三階級に分類し、尙ほ官街道と稱するものあり。左に官街道及び其の他の道路名稱・里程・道幅起終等を列記する左に。

〔官街道〕 芭蕉辻より、鎮臺本營青葉城に至る、一里、道幅最廣四間三尺、最狹四間。

國分町より、北折縣廳に至る、一丁四十間、道幅最廣八間三尺、最狹八間。

芭蕉辻より、榴ヶ岡兵營に至る、二十三丁四十間、道幅最廣三間三尺、最狹三間。

縣廳より、榴ヶ岡兵營に至る、十丁三十間、道幅最廣四間、最狹三間三尺。

縣廳より、控訴裁判所に至る、十四丁四十二間、道幅最廣三間三尺、最狹三間。

縣廳より、鎮臺本營に至る、十三丁七間、道幅最廣五間、最狹四間三尺。

縣廳より、集治監に至る、三十丁二十一間、道幅最廣四間、最狹三間三尺。

縣廳より、堤通りを経て、國道に接する者、十二丁、道幅最廣三間三尺、最狹三間。

鎮臺本營より、北材木町を経て、作並街道に接する者、八丁、道幅最廣四間、最狹三間三尺。

鎮臺本營より、集治監に至る、二十一丁二十間、道幅最廣四間、最低三間三尺。

縣廳より、外記丁を経て、石巻街道に接する者、十一丁、道幅最廣三間三尺、最狹三間。

縣廳より、寺小路を経て、蒲生街道に接する者、十三丁三十間、道路最廣四間、最狹三間三尺。

〔陸羽街道〕 仙臺芭蕉辻より、宮城郡七北田驛に至る、二里二間、道幅最廣四間、最狹三間三尺。

七北田驛より、黒川郡・加美郡・志田郡・遠田郡・栗原郡を経て、岩手縣界に至る、二十里三丁四十間、道幅最廣四間、最狹三間三尺。

〔二口街道〕 仙臺芭蕉辻より、宮城郡・名取郡を経て、山形縣界に至る、十里十二丁二十間、道幅最廣三間、最狹二間三尺。

〔石巻街道〕 仙臺車町より、宮城郡・牡鹿郡を経て、桃生郡雄勝濱に至る、二十里二十八丁十一間、道幅最廣三間、最狹二間三尺。

〔鹽竈街道〕 岩切村より、鹽竈驛に至る、二里、道幅最廣三間、最狹二間三尺。



〔作並街道〕 仙臺芭蕉辻より、宮城郡作並を経て、山形縣界に至る、九里三十一丁十二間、道幅最廣二間三尺、最狹二間。

〔蒲生街道〕 仙臺芭蕉辻より、蒲生村に至る、二里二十二丁二十九間、道幅最廣二間三尺、最狹二間。

上記は、明治十五年本縣統計書の公簿に據り、郡内に關する部分を抄録したるものとす。

大正八年四月十日法律第五八號道路法を發布し、五等に區別す、國道・府縣道・郡道・市道・町村道にして、大正九年四月一日を施行期とす。即ち新法にして現行法是れなり。

〔國道〕 (一) 東京市より神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎮守府所在地、又は樞要の開港に達する路線。(二) 主として軍事の目的を有する線路につき、主務大臣の認定したるものにして、府縣知事之を管理す。

〔府縣道〕 (一) 府縣廳所在地より、隣接府縣廳所在地に達する路線。(二) 府縣廳所在地より、府縣内郡市役所々々在地に達する路線。(三) 府縣廳所在地より、府縣内樞要の地、港津又は鐵道停車場に達する路線。(四) 府縣内樞要の地より、之と密接を有する樞要の地、港津、又は停車場に達する路線。(五) 府縣内樞要の港津より、之と密接の關係を有する樞要の地、又は鐵道停車場に達する路線。

(六) 府縣内樞要の鐵道停車場より、之と密接の關係を有する樞要の地、又は港津に達する路線。(七) 數郡市を連結する幹線にして其沿線地方と密接の關係を有する樞要の地、港津、又は鐵道停車場に達する路線。(八) 地方發達の爲め必要にして、將來前各號の一に該當すべき路線にして、府縣内のものにつき、府縣知事の認定したるものなり。府縣知事之を管理す。

〔郡道〕 (一) 郡役所々々在地より、隣接郡市役所々々在地に達する路線。(二) 郡役所々々在地より、郡内町村役場所在地に達する路線。(三) 郡役所々々在地より、郡内樞要の地、港津、又は鐵道停車場に達する路線。(以下八項まで府縣道と同文省略)

〔市道〕 市内の路線につき、市長の認定せるものにして、市長之を管理す。

〔町村道〕 町村内の路線につき、町村長の認定したるものにして、町村長之を管理す。尙ほ市町村長は、市町村の爲め特に必要ある場合、市町村外の路線につき、地元市町村長の意見を聞き、路線の認定を爲すことを得、市長の認定したるものは市道の路線町村長の認定したるものは町村道の路線。

〔國道〕 第四號線、本郡七北田村を通じ、南仙臺市より本郡七北田村を通過する二里十五町三十六間にして、北黒川郡

境に達す。

〔縣道〕 道路法第十一條により、本縣知事大正九年四月十日告示第二五一號、同十一年二月告示一一五號、同十二年二月告示第八四號、同十二年四月告示二六二號を以て、縣道の路線を認定せらる本郡地内に於ける。路線名、認定路線の起終點及び、重要な經過地名を列記す。

〔仙臺石巻線〕 起點仙臺市大町四丁目起點、終點牡鹿郡石巻町。經過地宮城郡原町・岩切・利府・松島停車場・蟠谷。

〔仙臺涌谷線〕 起點仙臺市大町四丁目、終點遠田郡涌谷町。經過地宮城郡松島、志田郡鹿島臺・竹谷。

〔仙臺鹽竈線〕 起點仙臺市大町四丁目、終點宮城郡鹽竈町。經過地宮城郡原町・同高砂村福田。

〔七北田鹽竈線〕 起點宮城郡七北田、七北田終點宮城郡鹽竈町。經過地宮城郡岩切村岩切・同多賀城村南宮。

〔蒲生仙臺線〕 起點宮城郡高砂村、終點仙臺市大町四丁目。經過地宮城郡原町・福室。

〔仙臺楯岡線〕 起點仙臺市大町四丁目、縣界宮城郡廣瀨村坂下。經過地宮城郡廣瀨村下愛子・熊ヶ根・作並。

〔吉岡松島停車場線〕 起點黒川郡吉岡町、終點松島停車場。經過地黒川郡大谷村、宮城郡松島村初原。

〔菖蒲田鹽竈線〕 起點宮城郡七ヶ濱村菖蒲田、終點宮城郡鹽竈町。經過地宮城郡多賀城村登神。

〔吉岡鹽竈線〕 起點黒川郡吉岡町、宮城郡鹽竈町。經過地黒川郡鶴巢村、宮城郡利府村。

〔原町荒濱線〕 起點宮城郡原ノ町、終點宮城郡七郷村荒濱。經過地宮城郡原町荒井。

〔岩切停車場今市線〕 起點宮城郡岩切停車場、同岩切村今市。

〔利府停車場線〕 起點宮城郡利府停車場、終點同郡利府村利府。

〔仙臺定義線〕 起點仙臺市大町、終點宮城郡大澤村大倉。經過地郷六・芋澤。

〔松山鹽竈線〕 起點松山町、終點鹽竈町。

〔鹽釜停車場線〕 起點鹽竈町、終點鹽竈停車場。

〔志戸田仙臺線〕 起點黒川郡志戸田、終點仙臺市。經過地七北田村。



〔吉岡松山線〕 起點黒川郡吉岡町、終點志田郡鹿島臺村。經過地宮城郡松島町。  
〔仙臺鹽竈線〕 起點仙臺市。終點宮城郡鹽竈町。經過地同郡高砂村。

【郡道】 路線名稱及び延長四里十八町四十三間を詳別すれば左の如し。

〔原町大澤線〕 一里十三丁。〔原町荒濱線〕 二里二十九丁。

〔原町多賀城線〕 十丁五間。〔七北田岩切驛線〕 二里卅八丁。

【町村道】 路線總數二百四十一道にして、延長總數九十五里三十五町三十七間。爰に線路數及び延長を町村別に詳記する左に。

町村名	線路數	延長 里町間	町村名	線路數	延長 里町間
原町	三	四、〇一、一〇	鹽釜町	三六	二、一、五
廣瀬村	八	四、六、〇〇	大澤村	一一	一、一〇、〇〇
根白石村	二	九、〇、〇〇	七北田村	三〇	六、一、三三
七郷村	四	四、三、〇四	高砂村	三〇	一、〇、〇、三三
七ヶ濱村	一五	四、五、〇〇	多賀城村	三三	八、二、二、元
岩切村	一五	四、〇〇、一、四	利府村	三六	一〇、三、四、三六
松島村	二	七、〇、〇〇	浦戸村	四	一、七、〇〇

〔宮城郡地誌〕 陸羽街道。一等道路に屬す。名取郡長町村長町驛より、本郡に入り仙臺大町四丁目まで一里四十五間。其より荒卷村北根村七北田村市名坂を経て、再び七北田村に入り七北田驛に至る、二里七間一尺。其より黒川郡富谷村富谷驛に至る、二里十八丁七間三尺。

〔東海岸通〕 二等道路に屬す。仙臺大町四丁目にて陸羽街道より東に分れ、南目村を過ぎ苦竹村原町驛に至る、二十三町四十八間二尺。其より左折して小田原村小鶴村藤澤村を通過し、岩切村字十文字に至り、左折して神谷澤村菅谷村飯土井村利府本郷を経て加瀬村利府驛に至る。二里二十三町十六間。字大町より左に折れ四町をすぎ右折して、再び利府本郷に入り森郷に至り、左に灣通して春日村赤沼村を経て松島村に至り、左に折れ陽徳院門前より右折して高城本郷高城驛に至る、三里二町十五間四尺。其より根廻村手樽村を経て桃生郡上下堤村川下村を過ぎ小野村小野驛に至る、二里二十町二十一間一尺。一は岩切村十文字にて東に分れ一は鹽竈街道と稱す。

〔鹽竈街道〕 二等道路に屬す。岩切村にて東海岸通より東に分れ、新村村南宮村市川村を経て鹽竈驛に至る、二里十九丁二十五間。

〔羽前街道〕 二等道路に屬す。仙臺大町四丁目より陸羽街道を北に過る八町四十一間にして二日町に至り、左折し荒卷郷六村を経て、下愛子村下愛子驛に至る、二里三十五町二十四間。上愛子村を通過し熊根村熊根驛に至る、二里四町十間。其より作並村作並驛に至る、一里三十一町二十七間。其より屈曲して羽前國村山郡關山村關山驛に至る、五里三十一町三十五間三尺。

【蒲生道路の改修と訴訟】 明治二十年九月十七日宮城郡岡田村菅野竹村外九十三人は、代言人(今の辯護士)草刈親明に依頼し、宮城郡長十文字信介を被告とし、宮城郡の内蒲生村より仙臺區神明下に達する里道、荒濱村より仙臺三百人町に達する里道の改修は、越權の處分たるを以て、取消請求の訴訟を提記したり、是より先き同年六月一日「蒲生村外十一ヶ村(岡田・荒濱・荒井・六丁目・南小泉・伊在・長喜城・福室・南目・蒲ノ町・霞目)に關する道路改修に係る、土木費、道路費金六千二百十二圓六十六錢六厘を決議し、蒲生村より南目村字神明下まで延長五千百十七間五歩及び、荒濱より仙臺區三百人町に達する延長五千五百三十間三步の經費は聯合會に於て可決し、關係の厚薄を參酌し分賦徴收したるものなり。爭議の要點を約言すれば、原告一定の申立は、三百人町及保春院前丁は、仙臺區の地盤なり、仙臺區の道路を宮城郡の聯合會に於て決議し、且工事を執行するは不當越權の處分たるにより處分を取消し、徴收したる土木費の返還を要求すと謂ふにあり。被告の答辯の要旨は、仙臺區三百人町又は仙臺區保春院前町と記したるは、同町に通ずる道路にして且つ郡區境界の終點を示したるに過ぎざれば、職權外の仙臺區を改修したるに非らず



依りて原告の訴求を排斥せられたしと謂ふにあり。斯くて争ふこと一年半、其間判官の臨場を経て判決するに至れり  
判決文左に記す。

原告申分は總て相立なる儀と心得可し。  
訴訟入費は原告之を負擔す可し。

右は内閣の裁可を経て明治廿二年二月廿八日仙臺始審裁判所公廷に於て裁判を言渡す者也。

仙臺始審裁判所長 久保季景  
裁判所書記 加藤鈴吉  
右正本に依り騰寫する者也。

明治廿二年二月二十八日

於仙臺始審裁判所  
裁判所書記 加藤鈴吉

大正十五年度に於ける、道路の改修路面改良路線の四十一路線と決定せるを六月廿四日付を以て發表せられたり。四十一路線中、本郡に關するもの、道路の改修にありては、仙臺石巻線の本郡利府村及び松島村、仙臺鹽竈線の本郡多賀城村を施行地域に編入し、又路面の改良にありては、仙臺鹽竈線・鹽竈港線・松山鹽竈線・七北田鹽竈線の四線は共に鹽竈町を施工區域とせられたり。本縣知事上田萬平縣内四十一路線を撰擇したる理由の説明は各紙に散見せり。當該年度に於ける道路施政の一斑を識知するに足るが如し。左に、

上田知事の理由説明。大正十一年から十ヶ年間繼續事業たる道路の改良工事は、樞要路面四十二ヶ線、路線改修並に五十八ヶ線の主要地點、路面改良の計畫にして、爾來進捗し來つたが、近時自動車の激増と共に、交通状態も變化したので、既定改修路線の變更及び路面の工事方法等變更を要するに至つたので、從來の路面改良のいはゆる丙丁種（單純なる砂利工事に近きもの）の如きも、改良費にて支辨したるも、十五年度以降からは修繕費にて支辨し、修繕費は將來なるべくこれを増額する、と、改良は膠石またはアスハルトその他特殊舗裝及び、水縮砂利道等の工法によるものとした、路線の改修もまた今日まで施行した、改修工事の成績思はしからず、よつて當初の計畫を變更し、今日の交通状態に基き、新舊縣道を問はず、必要に應じて四十一路線を選定した即ち單に一小局部の曲線勾配を矯正するが如き工事は、これを後廻はしとし、道路貫通により交通上新生面を開くと認められたものや主として施行し、又橋梁の架換改良に屬すべきものを、新に本費目中心にて支辨施行の計畫をなし、先づ北上阿武隈外六河川に架設するや、大なる橋梁十五ヶ所を選んだ。

本縣交通機の一夫欠陥は、國縣道にわたりて、北上阿武隈その他の大河川ありしかも、完全なる橋梁もなく、交通の要路にして今日なほ渡船によるものあり、よつてなるべく速かに大欠陥の除去を急務と認めた。以上の方針によれば、この既定繼續費殘額約七百萬圓にては勿論不足を生じ、道路法による、受益者負擔を課すべき性質なるも、本縣の如きは困難なるを以て、地元町村または關係者、或は受益者負擔の意味において、工費四分の一以上の金員、及びこれに相當する用地材料勞力等の寄附を受けこれを補充するの方針を定め、國道については路線及び路面の改修、並びに橋梁の架設に對しても、國庫補助を仰ぎそれを改築するの計畫を立てた。従つて別に既定計畫による繼續費豫算の増額を要求せず、本計畫を遂行するもので、若し地元において右寄附を提せざる場合は、本計畫施行について、其順位を變更し他に寄附を提するものより先づこれに着手する見込で、従つて豫定改修の年度は、國庫補助または地元寄附の前後により變更し、豫定改修路線もまた寄附の有無によりて、改廢せらるゝ結果となるを以て、この點について關係地元において誤解なきやう、本計畫の趣旨を諒解せられたい。

### 第二項 水路

#### 一、御船引堀

領内の貢米を城府に輸入し、且つ御買米の制を定めて江府に輸出せんがため、領内河川の沿岸に米廩を建置せられたり。城府の附近にありては、今の石巻測候所出張所の地帯は、藩制時代の貢米又は御買米貯藏の米廩穀倉建置の趾なり。此地の倉廩に輸送せしむるがため、新たに水路を鑿掘して輸送の便を圖れり、時人稱して「御船引堀」と云ふ。



原町誌。(倉庫址と御船引堀) 南目區と苦竹區にあり、南目の倉庫は今の仙臺市より原町への入口右方(今古峰神社の後方)に數反の畑地あり、元此處にありしものにて、伊達領三倉庫の一なり。遠郡の租米は蒲生濱に舟送し、其れより御船引堀に據りて苦竹倉庫に至り、更に牛車を以て運送して、此の倉庫に收めしなりと云ふ。御船引堀は、貢米輸送の爲めに掘穿せるものにして、蒲生濱よりその街道に沿ふて、苦竹に至る約三里の間の溝渠なり、又一方には貞山濱に通じ、一方は西方七郷堀に通じて、其の水を引き以て舟行の便にす。而して苦竹の處に船溜りを造り、此處に倉庫を設け、之を「苦竹御藏」と云ひしなり。然れども今は只其の址を留むるのみにして、其の用をなさず。

### 二、貞山堀

阿武隈川を分流して松島灣に注ぎ、又た野蒜運河を経て北上川に通じ、南は福島縣北は岩手縣下に航路を連絡せしめて、舟楫の便を開く所謂の六六工事の其一なり。明治十六年大代濱より着手し、土木課の直轄にして二十年、大代灣閑上濱間及び蒲生閘門の建築を竣ふ。其の操工設計最困難にして刻苦經營せる工事なりとす。此年工事を六區に分ちて翌十九年第一區出張所分轄と爲し、濬筋浚深・岩石破碎・築堤・芝張・掘鑿・船渠・樋管・橋梁・護岸・沈床・上装・單床・矩切・砂留等の工にして二十年阿武隈接續締切堤防十餘間を除の外、全線九里三町八間餘の掘鑿を了し通水を許す。

七郷小學校提出。貞山渠。内川又堀川ともいふ。北は大代に起り中野濱を貫流して蒲生の湊に通じ、南は藤塚濱閑上濱に至り名取川に交入し、更に南下して蒲崎に至り、逢隈河口に達し荒濱に通ず。其の地宮城名取の二郡に跨り、沿岸の延長九里に亘り、斥鹵砂濱の間を縫行し、専ら水運の利を擧ぐ、由來仙臺藩の造始たりし所なれば、後人其の藩號に因み貞山渠といふ。

大八洲遊記。蒲生村。七北川下流。至此入海。港口有河渠二道。一北到七箇濱。一南達名取川。舊仙臺侯所鑿。湮塞已久。今又加修理。

鹽松勝概。貞山渠。納言公所鑿。起大代。至蒲生。合七北田川。至閑上合名取川。更南至寺島接阿武隈川。延長十一里。經年霜川身壅塞。大代蒲生中間。纜通小舟。蒲生以南。唯得際瀨潮。挽牽木材。稱曰引材堀。明治十六年。縣會興工疏浚。於是。阿武隈支流。注鹽松灣。湖東名野蒜二運河。達北上川。南自福島縣。北至岩手縣。一百里間。舟隻運漕。長免海波危險。不特澤管内。亦可以利隣縣。至二十年竣工。

### 三、港津

仙臺藩制時代に在りては、寒風澤濱に船舶出入の監守を常置し、海陸交叉の良港たりしも、明治十一年野蒜築港の問題起るに方り、一變して石濱に移り、後ち野蒜築港の工事を廢止す。是れより先き本縣六六工事の企業を決定し、松島灣浚深工事亦六六工事の一なり。

明治二十四年四月測量に着手し、同年十月完了を告ぐ。爰に明治二十四年地方事務並管内景況報告の一斑を掲げて、當時の状態を察知するの資に供せん。

抑も本灣たるや、其幅東西六千百間南北二千四百間、此面積千三百八十八萬五千五百坪にして、灣内に散布したる大小の諸島、波浪のために破碎せられ暗礁となりたるもの多く、且つ無數の諸島漸次減少して暗礁に變じ、又灣内に流入する高城・鹽竈の二川・貞山・東名の二運河も亦皆多少の泥沙を運搬して自然に灣内を埋没せり。

而して本灣外海より通潮する海口を、代ヶ崎・金島・石濱・鰐ヶ淵・寒風澤・東名の六口とす。此六口中東名は年々海砂に埋没せられ狭隘に小舟を通するに過ぎず。鰐ヶ淵・代ヶ淵の二口は、海口に暗礁あり灣の前後亦淺きがため通船に適せず、獨り金島、石濱の二口は多少の暗礁あるも、干潮以下最深五十尺最淺十八尺の水を保つを以て、灣内に船舶を通せしめんとするには、此二口を目的とするの外なし。而して本灣海潮干満の差は、平均三尺八寸にして灣全面に於て三尺八寸の水深は、海潮昇降の間に増減する



ものなり。此水量十八億九千八百七十八万八千六方尺は、潮流の作用に依り六口より分入するものにして、六口の断面積を以て除すれば、潮流の速力の程度を知るを得べし、即ち潮流の速力大略平均一秒時二尺四寸にして、灣内低部泥土の如きは自由に流動するを得べきなり。

而して該測量の區域、東は桃生郡野蒜村東名濱より起り、桂島・野々島・寒風澤島・宮戸島等無数の島嶼を包容し、南は宮城郡七ヶ濱村菖蒲田に終はり、平面測量・深淺測量・高低測量・潮量検査・潮流検査等の順序を以て、施行結了の後港灣築造法を計畫するに、經費合計金五十九萬三千七百餘圓を要するの概算なり。

現今牡鹿郡荻ノ濱港は、横濱函館間の一碇泊所にして、本縣及秋田・岩手・山形・福島等の諸縣下の、荷物を集散する一要港なり。然れども荻ノ濱港と内地を接続するは、松島・鹽竈の二灣にして、艀船の航路十三里餘なるも、外海を航行せざるべからず、爲めに通常蒸汽船を以て曳船し、荷物集散の不便なるは勿論、荷物運賃等に影響する頗る大なるものあり。故に松島灣に築港するときは、蒸汽船を要せず通常の小舟を以て荷物を集散し、而かも其航路の距離短縮平穩にして、其利便實に大なるものあるを知るなり。

既往に溯り、先きに藩制時代の寒風澤港を敘述し、後ち石濱港の概況を摘記し、更らに鹽竈灣に關する諸説を列記する下の如し。

【寒風澤港】 浦戸村野々島と寒風澤島との相接する海峽にして、伊達家統治以來二百五十余年間、諸國の船舶輻輳して頗る殷賑を極め、徳川幕府の直轄地所謂の天領と稱したる、羽前岩代等の貢米を、逢隈川口の荒濱港より轉送し來り、此の港に常備の幕府城米御藏と稱する倉庫に收納して、諸國の御穀船と稱する大船を以て、之を江戸深川に轉漕したり幕府は常に廻船方役人を御藏會所に交代勤番せしめて取扱ふを例とす。又伊達家は此の地に船檢所を常置し、役人を派して出入の船舶積載貨物の検査を行ふ、其の狀恰も驛路の關所の如く嚴重なりき。廢藩置縣の後、驛遞局郵便蒸汽船を以て、東北に始めて交通の道を開くに方り、この地に出張員を派遣し其の事務を取扱はしめたり。又三菱會社は

出張所を設置し、奥羽各縣の輸出入貨物の集散昇降の乘客等、この地を經由せざるはなし、この間最も繁盛を極めたり、明治十一年野蒜築港創始せらるゝや、同十三年より凡ての汽船は、桃生郡潜ヶ浦に入港せられたるにより、自然廢港の姿となり二百五十餘年の繁榮も、今はその俤もなく一漁村と變じたり。

【石濱港】 津森山直下の沿岸と、野々島の毛無崎との間、一海峽を成す所の水道にして、港内水深く大船巨船を泊するに足る。維新前は戸數僅か二十餘の一漁村なりしが、明治三年東京の人木村萬平なるもの此の地に着眼し、津森山下の地を卜し回漕店を開始せるより、大小の船舶出入頻繁を極む、その後埼玉縣人白石廣造は木村萬平の後を襲き、運送業を經營す。其の後時勢の變遷、交通機關の變革に依り、漸次衰退して僅かに港名を保つ、然れども港内水深きを以て時々大船巨船出入す。

明治十六年宮城縣統計書

名稱	所屬地	灣口方位	碇泊所の深さ		灣内の廣表			
			最深	最淺	東	西	南	北
寒風澤港	宮城郡寒風澤濱	南	一五〇	三五	町	町	町	町
石濱港	同郡石濱	南	一五〇	三五	一〇〇〇	一〇〇〇	三〇〇〇	二
鹽竈港	同郡鹽竈村	東	一五	五	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一四五
松島灣	同郡松島村	南	一五	五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、八〇〇	二

宮城郡地誌。石濱港。東西五町南北六町深千潮四丈より五丈五尺に至る、東方に向ふ暗礁あり、東南に向ひ出崎あり、濱の東方にあり北風に宜く南方に宜くならず、一年出入の船數五十艘貨物二百石。  
寒風澤港。東西六町南北二町三十間深千潮二丈より二丈五尺、西方に向ふ暗礁出崎あり、東北方にあり、北風に宜しく南風に宜くならず、一年出入船數五十艘貨物二萬五千石。







するは止むを得ざるの實地なれば、或は營業年限並に貸錢の増加を乞ふに於ては、官廳の採用あるべき事柄なるは疑を入れざるなり。然るに此事たる費用消却方法の一部にして時宜を得て行ふものとす、更に第二號計算書の金額四萬六千七百八拾圓を以て本社の資本とし、別冊申合規則を定め、一株を金貳拾圓とし、則ち二千三百三十九株を以て成立つものとす。之に依て明治十四年八月及び同十五年製したる宮城木道社規則は渾て廢するものとす。明治十六年七月。

第二號 宮城縣木道社計算書

入金の部	
由利公正	此利金千五百圓 元利合四百五十株
福澤市太郎	此利金二百圓 元利合六十株
横井潔	此利金二百圓 元利合六十株
三好助右衛門	此利金二百圓 元利合六十株
奥村信造外三名	此利金四百八十圓 元利合百四十四株
小野善右衛門	此利金千九百六十圓
古川良助	明治十六年七月二十日臨時立替金 此利金二十圓 元利合六百八十九株
右同人	此利金一千圓 元利合三百株
三岡丈夫	此利金千九百廿圓 元利合五百七十六株
宮城、福島地方各七十五名	元利合四萬六千七百八十圓 元金金七千四百八十圓 明治十四年十一月より十六年六月迄平均利子。

第二項 鐵道

明治五年に開通さる。東京・横濱間の十八哩は、我邦鐵道の嚆矢にして、爾來國運の發展に伴ひ各地に布設するに至

れり。日本鐵道株式會社は明治十八年七月鹽竈に鐵道布施の工を起し、二十年末に竣功せるは郡内に於ける最初の鐵道なり。當時稱して奥州線と云ふ。明治三十九年鐵道國有法を公布せられ、一地方の交通を目的とする鐵道を除くの外、一般運送の用に供する鐵道は、凡て國の所有たるべきものと制定す。

従つて當時民業に依りて經營せられたる鐵道は、盡く政府の買收する所となれり。其の買收價額は、會社の明治三十五年後半期乃至同三十八年前半期の、六營業年度間に於ける、建設費に對する益金の平均割合を、買收の日に於ける建設費に乗じたる額を、二十倍なしたる金額、及び貯藏物品の實費を時價に依り公債券面金額に換算したる金額を基準とし、五分利附公債證書を以て交付せられたり。此の規程により、明治三十九年十一月日鐵道會社は政府に賣渡し東北本線と稱するに至れり。鹽竈及び岩切・利府・松島の各驛に革新行はる。左に哩數及び拂込額・建設費・買收價額を表示す。

哩數	拂込資本金	建設費	買收價額
八六〇、五	五八、二〇〇、〇〇〇	五五、〇五七、八四三	一三、七六〇、四七

(岩切驛) 明治十八年七月鹽竈より工を起し、二十年十一月十一日開通式を舉行す。當時岩切村洞ノ口に至り東北本線と鹽竈線に分岐す。當時の停車場は洞ノ口と多賀城村南宮との中間、現今の踏切の所に新設せしも、二十一年起工翌年竣功せしき、現在の位置に移轉す。

(利府驛) 明治二十七年一月四日の新設にして、利府村森郷柱田園に停車場を置く五等驛なり。

(松島驛) 仙臺驛を距る十四哩九分、上野驛を距る二百三十二哩一分、青森驛を距る二百二十四哩八分に位す。

日鐵時代の鐵道運賃

驛名	旅客	入場料	手荷物	貨物	計
岩切	二、七六四、〇〇	四、〇五	七二、三八	二、三三六、六	三、八五四、一

第一篇 地理 一三三







昭和二年九月五日の開始にして、各館に專屬浴室の設けあり。又洋和兩様の客室、等位を定め従つて料金に等差あり。仙臺及び松島公園に至る哩程表及三等賃表下に。

營業哩程表

仙臺	0.1	0.8	1.4	1.9	4.7	5.2	7.7	9.3	9.7	10.5	11.6	14.4
東七番丁	0.6	1.2	1.7	4.5	5.0	7.5	9.1	9.5	10.3	11.4	14.2	
櫛ヶ岡	0.6	1.1	3.9	4.4	6.9	8.5	8.9	9.7	10.8	13.6		
宮城野原	0.5	3.3	3.8	6.3	7.9	8.3	9.2	10.2	11.2	13.0		
陸前原町	2.8	3.3	5.8	7.4	7.8	8.7	10.7	11.5				
二福田町	0.5	3.0	4.6	5.0	5.8	8.0	8.8	9.8				
陸前高砂	2.5	4.1	4.5	5.5	7.1	7.5	8.4	9.2				
多賀城	1.6	2.0	2.6	3.6	4.1	4.5	5.4	7.4	7.9	9.2		
西鹽竈	0.4	1.3	1.7	2.9	3.3	3.7	4.9	5.1	5.7	6.7		
本鹽	0.4	1.3	1.7	2.9	3.3	3.7	4.9	5.1	5.7	6.7		
東鹽竈	0.8	1.3	2.9	3.3	3.7	4.9	5.1	5.7	6.7	7.7		
濱田	1.1	1.8	2.1	3.9	4.7	5.1	6.7	7.7	8.7	9.7		
松島公園	1.8	2.1	3.9	4.7	5.1	6.7	7.7	8.7	9.7	10.7		

旅客運賃表(三等)

第四項 仙臺軌道株式會社

大正八年十二月十日、資本總額壹百萬圓の株式會社を創立し、先きに事務所を仙臺市北一番丁に置き、後ち同市堤町に移す。株式組織の目的は運輸交通に在り。その沿線を擧ぐれば、仙臺市堤通より黒川郡富谷・吉岡・大衡を經由し、

加美郡色麻、中新田を貫通して、志田郡志田村中新田驛の省線に至る、其の全延長二十八哩とす。

停留所と哩數。仙臺市通町より東照宮前へ一哩一分、東照宮前より宮城郡七田村八乙女へ三哩二分、八乙女より七北田へ五分、七北田より山の寺へ一哩、山の寺より大澤へ一哩四分(大澤以北略)

開通年月。大正十一年十月六日通町七北田間、同十二年七月五日七北田大澤間、同年十二月廿二日大澤吉岡間、同十四年二月二日省線中新田驛加美郡中新田間(吉岡中新田間昭和三年開通豫定)

第五項 松島電車株式會社

起點松島村初原、松島停車場前、終點松島海岸五大堂前。二、三哩。驛前停留場、愛宕橋・高城裏・新富山・松島橋五大堂前に置く。開通大正十二年二月十五日。株式金五十萬圓。是より先き、大正十一年二月四日大崎水電株式會社の創始なりしも、該社の解散と共に本社の所有に歸す。一區間の賃錢を六錢とす。

社長及重役。社長佐々木新助・取締役永澤安之助・野田眞一・富士東七・藏元雄吾・佐々木吉四郎・永澤鐵藏・監査役大川松之進・岩淵利右衛門・大宮司雅之輔。

車輛數。車動車三輛、附隨車二輛。

十五年八月	九	十月	十一月	十二月	昭和元一月	二	三月
乗客數	一五、七六	一〇、五九	三、三六	六、五七	四、九八	七、二四	九、五九
四月	三、八五	五月	六	七月	計		
		三、六三	一、八六	九、九〇	三、六、四七		

第四節 橋梁及渡船



橋梁及び渡船の道路を接続するものは、道路の附屬物として道路法を準用するの制度なり。

【橋梁】 郡内主なる橋梁には國道に七北田橋あり、縣道に今市橋あり、共に七北田川に架設せり。明治二十二年九月十一日の暴風雨は五十年以來の洪水にして、宮城縣内大小の橋梁を流失する、九十三ヶ所にして延長七百六十二間を算す。本郡七北田川に架設する國道當時第六號陸羽街道（仙臺石巻線）接続の橋梁も流失となる。翌二十三年架設せられたり。左記の宮城郡地誌は水害以前、地方事務報告は水害以後の橋體を見得べし。

宮城郡地誌。七北田橋。陸羽街道に屬す。市名坂村七北田驛より四町架して郡の北方七北田川の中流にあり。水深八尺廣四十三間。橋長四十五間幅三間土造。

今市橋。東海岸通に屬す。岩切村の中央架して、の東方七北田川の中流にあり。水深六尺廣三十五間。橋長三十六間幅四間土橋。地方事務報告。國道第六號陸羽街道、宮城郡七北田村字七北田橋（木製）は昨二十二年洪水のため流失せしが、一層堅牢を旨とし、長四十八間幅二十尺、此平積百六十坪。本年（明治二十三年）六月起工同十一月竣功。工費金五千五百貳拾九圓拾七錢參厘、地方稅（縣稅）より支辨せり。縣道石巻街道（仙臺石巻線）宮城郡岩切村字今市橋（木製）は、昨二十二年洪水のため流失せしが、一層堅牢を旨とし、長三十五間幅二十尺、此平積百十六坪五合。本年起工同十一月竣功。工費金四千七百七拾參圓九錢九厘、地方稅より支辨せり。

七北田村七北田橋及び岩切村今市橋上記の如し。而して郡町村道又は樞要又は密接の關係を有する、道路の接続橋梁の名稱其他の事項は、毎町村に亘り叙述する下記の如し。

【鹽竈町】 常盤橋。一名太田屋橋。海岸通より宮町・二軒茶屋・門前に通ずる要路に當り、御祓川の下流新河岸川に架したる木橋なり。長さ十二間、幅四間工費金二千五百五十七圓八十一錢、大正三年十二月一日竣工。

大正橋。一名一貫堂橋。一貫堂横丁より鹽竈神社裏坂廣前に通ずる石橋にして、御大典記念として架設し常盤橋の上手にあり。長さ四間幅二間一尺。大正四年八月一日竣工、工費金三百五十圓。

（大澤村） 天狗橋。大倉切拂惡土圍大倉川の上流、新岨に架せる危橋なり。往昔一夜に架橋したるを里人驚異して斯く名付けたりと傳ふ。明治三十四年現在の架橋とす、工費金一千圓。

（根白石村） 馬橋。朴澤より根白石に通ずる、冠川に架したる木橋の釣橋、長さ二十間、幅一間半、大正二年新設。鼻毛橋。根白石市街より小角を経て、七北田に通ずる里道、冠川の架橋なり、長三十三間幅二間。

（松島村） 縣道に接続する橋梁に、松島橋・愛宕橋・新橋あり。里道に接続する橋梁に、中橋・明神橋・大友橋あり。

【渡船場】 鹽竈町。本町船留の入口に渡船場あり、停車場前より、二軒茶屋・女郎山に通ず、徒歩人に限る。

（浦戸村） 鰐ヶ淵渡あり、寒風澤より桃生郡宮戸村に達す、約ね二丁余。野々嶋渡、寒風澤より野々嶋に通ず。石濱の渡野々島より石濱に通ず約五丁余の渡津にして、風浪の荒きときには渡るを得ず。

松島村、鳴瀬川に藤卷渡あり。

### 第五節 車輛及船舶

#### 第一項 車 輛

一駄の通量一定ならず、三十五貫・三十八貫・四十貫・四十五貫・五十貫を以て一駄の駄量とし、又個數によりて一駄の量を定むるものありて、行旅貨主共に其の不便に苦しむ。然れども僻村の物産は誘掖せられて輸出の量は激増し、都會より僻村に輸入するもの之れに倍次するに至れり。爲めに沿道樞要の宿驛に、交通輸送の業を開始する輩簇生せり。當時人力車には一人乗、二人乗のものあり、荷車には大七七八又は中及小車の區別あり。



明治十四年本縣甲第一八七號、十六年甲第三二號等を發布し驛宿取締に關する諸規程を發布し、更らに同十八年七月十六日甲第六一號を以て、驛傳營業取締規則を發布し、陸運荷物請負人、車牛馬繼立、旅人宿及牛馬車、人力車、荷牛馱馬、籠籠渡船人、其他運送の業を營むものを網羅し、一團と爲し其條項百十五條に亘る。同年同月十七日甲第六二號驛傳取締人選舉規則を制定し、同日甲第六三號驛傳營業組合區畫を發布し、驛傳取締所を置く。

本郡を分ちて仙臺驛組合・愛子組合・作並組合・高城組合の四組となす。此の時陸運營業を主とする、内國通運會社・東北陸送會社・奥羽水陸運輸會社・木道社・宮城運送會社・陸羽共同會社の各會社は、驛傳營業取締規則の制裁する所となり、本社の支店若くは出張所を各地に新設せり。而して本郡四ヶの組合區域を詳別すれば、

仙臺組合。苦竹・南目・燕澤・鶴谷・荒卷・小鶴・田子・福室・岡田・伊在・小田原・荒井・蒲町・霞目・六丁目・南小泉・岩切  
 長喜城・荒濱・市名坂・七北田・古内・北根・松森・上刈谷・野村・根白石・實澤・小角・西田中・福岡・朴澤・鹽釜・留ヶ谷・東田中・下馬・笠神・浮島・蒲生・高崎・八幡・中野・大代・七ヶ濱・石濱・寒風澤・野々島・桂島・南宮・高橋・新田・神谷澤  
 市川・山王。  
 愛子組合。下愛子・上愛子・芋澤・郷六。  
 作並組合。作並・大倉・熊ヶ根。  
 高城組合。高城本郷・松島・赤沼・櫻渡戸・初原・根廻・幡谷・竹谷・北小泉・手樽・磯崎・利府本郷・森郷・加瀬・春日・菅谷  
 澤乙・飯土井。

明治二十年四月縣令第三八號を以て人力車取締規則を發布し、其第二章に「二人乗は横幅二尺以上」と制定せしも、後ち要途に適せざるを以て漸次に減少せり。爾後大正八年縣令第三五號の發布に至るまで、改正せらるゝこと七回なり尙本縣管内を参照として榜示し、本郡に於ける現存せし、人力車及び運搬専用の車體を區分し、茲に殆んど五十年前の計數を掲げて、交通機關の變遷を知るの資に供するも、亦徒爾にはあらざるべし。

車種	明治十一年		明治十二年		明治十三年		明治十四年		明治十五年	
	本縣	本郡	本縣	本郡	本縣	本郡	本縣	本郡	本縣	本郡
一人乗	二二五	一八六	二二五	一八六	二二五	一八六	二二五	一八六	二二五	一八六
二人乗	二二五	一八六	二二五	一八六	二二五	一八六	二二五	一八六	二二五	一八六
荷車	大七、八	本縣	大七、八	本縣	大七、八	本縣	大七、八	本縣	大七、八	本縣
中小車	本縣	本郡	本縣	本郡	本縣	本郡	本縣	本郡	本縣	本郡
合計	六、六三	二、四七	六、六三	二、四七	六、六三	二、四七	六、六三	二、四七	六、六三	二、四七

岩切驛以北の開通に伴ひ、交通運輸の慣例は一變し、一時乗合馬車に依り來往便利の機關に供し、明治二十年四月縣令第三九號乗合馬車取締規則を發布するに至るも、漸次に斯の業を經營するもの及び人力車輛も減少するに至れり。明治十五年末人力車の數一人乗二人乗を合せて二百九十二輛を計上せしも、大正十五年五月に至りて六分の一に減少せり之れに換ふるに自動車・自轉車の輛數は増加せり、かゝる激増の趨勢は大正七年以後なるが如し。大正七年末に於ける本縣を通じて、乗用自動車のみにて四輛、又自動自轉車十一輛、自轉車一萬七百六十七輛に過ぎざりしに、現時は本郡のみにして三千臺を突破するの趨勢を示せり。

明治三十八年七月縣令第二一號自轉車取締規則を發布し、大正九年六月該則を改正したるは現行法なり。又大正八年内務省令第一號自動車取締令施行細則を發布し、本縣又同十二年十一月縣令第四四號を以て該法を制定したるは即ち現行法なりとす。左に交通運輸に關する、各種車輛の計數を郡内町村別に掲載する下記の如し。







(積量) 百立方呎を一噸として測度す。甲板一層又は二層を備ふる船舶にありては上甲板、三層以上を備ふる船舶にありては最下層甲板より、第二層に至る甲板を量噸甲板とす。石敷を以て積量する船舶は、肋骨を有する船舶、機械力を以て運航する装置を有する船舶、日本形にあらざる帆装を有する船舶は噸敷を以て積量せるも、其の他の船舶にありては總て石敷を以て積量とす。

(航路) 検査官吏が船舶の能力を査覈して之を定むる法とす。遠洋航路・近海航路・沿海航路・平水航路の四段に分區す。遠洋航路を除くの外、各航路を分區し、近海航路は經緯に制限を設けて二區とし、沿海航路は、一區より二十九區に分ち但第三區第五區後ち法文より削除せらる。平水航路も一區より三十區に分區し、陸前國花淵崎より、宮戸島萱の埼に至る線内は第二十六區の範圍内にあり。

明治十八年四月旅客汽船取締規則を制定して、始めて船舶の検査を行ふ。飛龍丸・玉川丸・北上丸・一龍丸・船行丸東江丸・廣通丸・米澤丸の八艘にして、共に海濱の旅客及び貨物を搭載するも、航路の方面を二途に分てり。飛龍・玉川・北上・一龍・米澤の五艘は日々金華山灣内の航行を主とし、恰かも石巻運輸株式會社の外航部なり。廣通・東江・船行の三艘は石巻港より北上川の沿岸を経て、岩手縣下磐井郡狐禪寺河岸に往復する、石巻運輸株式會社の内航部の如し。

而して玉川丸東京府岩崎彌太郎・東江丸千葉縣森秀三郎・米澤丸・北上丸の二艘は桃生郡永井村、廣通丸・船行丸・一龍丸の三艘は牡鹿郡石巻住人の所有にして、單り飛龍丸の一艘は本郡鹽竈丹野六右衛門の所有なり。

明治十六年宮城縣第一回年報。持主宮城縣宮城郡鹽竈村丹野六右衛門。船長東京府平民今泉兼太郎。検査證番號八。緊留地宮城郡鹽竈。航行沿路石巻金華山灣赤澤ヶ浦間。噸數一六。公稱馬力一五。製造所及年月日東京越前堀船澤辰

造製。明治十二年八月。

同報告により、蒸汽船及風帆船・百石以上及び以下の日本形船の数は省略して、單に本郡に於ける鯉漁及び廻漕船のに就き、明治十一年乃至十五年の統計を轉載する下の如し。

十一年	四間以上	四間以下	十二年	四間以上	四間以下	十三年	四間以上	四間以下	十四年	四間以上	四間以下	十五年	四間以上	四間以下
五	一、三九	四	一、三〇	四	一、二七	四	一、三〇	四	一、三〇	四	一、三二	四	一、三二	四

明治三十六年十二月八日縣令第五一號遊覽船營業取締規則を發布し、後ち四十一年十月縣令第六六號、四十五年二月縣令第六號の改正を経て、大正九年八月縣令第六五號の改正は現行法なりとす。其の第一條に、「土地の風光を觀覽する公衆を乗船せしめ云々」松鹽水郷の探勝に便ならしむるがため、松島海岸のみにして遊覽船三十隻を備ふ。殊に又大正十三年五月二十三日縣令第三一號汽船取締規則を布き、其の第二條に平水航路の區域を示せり、即ち平水航路第二十六區の輪廓範圍を詳説したるが如し。

一、宮城郡七ヶ濱村字多門山岬より、同郡浦戸村字金島を経て桂島西端に至る直線内、及桂島東端石濱より、桃生郡宮戸村字中ノ島に至る直線内。

大正十一年四月一日現在

町名	村名	蒸汽船	風帆船	發動機船	小廻船	漁船
原町	鹽竈町	一	一	一	一	一
廣瀬村	廣瀬村	三	三	三〇	三	七
大澤村	大澤村	一	一	一	一	一







書狀	書留	新聞	書籍	葉書	金子入	配達	留置	切手代	葉書代	封皮代
鹽竈	一四、六二	五五	二八〇	一	一	一三、八六一	三〇四	二五〇、五〇	五九、〇〇	一
寒風澤	二、九四	一三	三三	二	一	七、〇五	四	六三、〇〇	六〇、〇〇	一
利府	九七	一八	九	一	一	三、九〇	一	二〇、九九〇	八九	一
高城	六、六八	三八	三	五	一	一〇、九二五	四八六	一四、九五〇	一〇、九五〇	一
原町	八、七二	九	三	七、二四〇	五	三、〇四六	六一	四、二一〇	一	一
蒲生	一、六四	六	七	一、五九六	一	八、〇四	五九	五四、九〇	一九、五六〇	八七
荒濱	二、〇一	八	八	五、六六	三	七、五	九〇	三〇、八五〇	二、五〇〇	一
七北田	八、六九	一五	六	二、三六	一	四、三七	二九八	一一、三四〇	二七〇	一
根白石	八、二四	八	一	四	一	二、四七四	一三〇	一六、五五〇	五〇〇	一
作並	九五	八	一	二、四三	一	三、二六七	一五	一九、九〇	四、九五	二、〇六
愛子	五、四五	八	三	一三	一	一、八五〇	一五	二〇、九四〇	七〇	一
七ヶ濱	一四、二九〇	七	一	四	一	一、三三六	一五二	一、三三〇	七〇	一
岩切	一、二六	三	一	二、二二	一	一、二七四	一六	二八、七〇	二、四六〇	一
南小泉	五、八四	七	五	七	一	四、五二	一一〇	一四、五〇	三〇	一

明治八年一月内國通常爲替の取扱ひを開始す。十六年郡内に於ては鹽竈高城の二局に限りその事務を執行す。

(郵便局) 郡内に十六箇所の郵便局あり即ち、鹽竈・岩切・利府・松島・高砂・愛子・作並・根ノ白石・石濱・大澤

高 鹽 竈 振 出 高 爲 拂 渡 高 爲 替 料

高 城 一、七、四、二、五〇 三、四、五、六、八 四、〇、八、〇、五 八、六、六、六、三 一、一、七、〇、〇 一、七、〇、〇

七北田及び鹽竈驛前・仙臺原町・菖蒲田・松島海岸・蒲生之れなり。各局に収入印紙郵便切手の賣捌所及び郵便函を配置す。今大正十年度に於ける、通常郵便・小包郵便の收發計數を表示する左の如し。

賣捌所	函數	通常郵便		小包郵便	
		引受	配達	引受	配達
鹽竈	一八	一、六、一、四、五、九	一、六、九、〇、三、八	七、五、一、〇、一	一三、七、七、二
岩切	三	六〇、八、九、四	二五、九、三、九	一、〇、九〇	八二
利府	五	一、五、七、五、七	二、六、二、〇、八	六〇八	一、一、五、二
松島	一〇	一、四、二、一、一〇	一、三、三、八、三、八	一、八、五、四	三、一、一〇
高砂	六	七、二、六、五、五	一九〇、一、八、五	五二七	一、三、二、六
愛子	二	六、二、四、九	八七、四、八	四七四	五九三
作並	三	二、一、八、七	三、五、二、九	一九五	六三七
根ノ白石	四	九、二、一、〇〇	一、六、一、八、六	五三八	一九四
石濱	六	三、五、三、七	五、九、六、九〇	三三三	五一八
大澤	六	四、一、二、〇〇	一〇、九、七、九、八	一三	九六一
七北田	一〇	一、六、一、〇、五、五	一、八、四、七、四、五	八〇〇	一、一〇、四
鹽竈驛前	一	一〇、四、八	一	二、三、九、二	一
仙臺原町	一	一、九、六、八	一	二、二、二、七	一
菖蒲田	一	五、五、六	一	二、九〇	一
松島海岸	一	八、四、九	一	八〇九	一
蒲生	一	七、五	一	一、六、三	一
計	七三	三、七、六、一、〇、九、九	四、二、四、五、五、七	一、九、八、八、四	二、四、二、七、二



大正九年 三、八五九、九一  
 大正八年 三、八二七、九五

(電信) 上記十六箇所の郵便局の内、電信事務を取扱ふ局名及び大正十年度に於て有料通数の發着を表示する左に。

有	料	通	數
發	着	通信	通信
鹽	仙	菖	松
臺	臺	蒲	島
原	原	田	北
釜	町	島	海
計	計	岸	計
六、〇〇六	三、三六三	一、二二七	五、六三三
三、三六三	一、二二七	九三六	一、七三九
一、二二七	九三六	七四、八七三	三九、九七八
五、六三三	一、七三九	二九、九七八	一、七、四六〇
一、七三九	七四、八七三	二、七、四六〇	
九三六	二、七、四六〇		
七四、八七三			
三九、九七八			
一、七、四六〇			

(電話) 電話の事務取扱は、明治三十四年鹽竈局に始り、仙臺原町・松島・松島海岸・七北田の五ヶ所とす。架設の年月日等は二項に詳述す。

第二項 郵便局町村別

本郡内町村に設置したる郵便局の沿革概要を列記する下の如し。  
 原町。【原町郵便局】 明治十四年一月十六日郵便局を本町南目に設置し、同三十五年九月二十六日電信及び電話の取

扱を開始す。配達区域は仙臺市内、榴ヶ岡・二十人町通り・和光明神横丁・小田原弓ノ町・牛小屋丁・東丁・大行院丁・清水沼通及び、本郡原町・岩切村、七郷村南小泉の一部・六丁目・伊在・高砂村田子・福田・岡田とす。創立以來局長、庄司清右衛門・庄司久治・庄司清左衛門・詫摩健彦・錦織房之助(現在)

【鹽竈町。鹽竈郵便電信局】 明治六年四等郵便局を、鹽竈町字川岸三七七番地に新設し、三十九年五月特定三等局に指定せられ翌四十年四月同町字門前五九番地に移轉す。鹽竈町及び七ヶ濱・多賀城の二村並に吉津を集配區域とす。電信。二十年十一月十日の新設にして、仙臺鹽竈線に開通し、四十一年十月二日仙臺石巻線に接續、同年鹽竈菖蒲田線に四十四年鹽竈盛岡線を開通す。電話。三十四年十月十六日架設。局長。大沼清。

【廣瀬村。愛子郵便局】 明治七年十二月廣瀬村下愛子に新設し、仙臺・作並・茂庭・大澤・秋保の取次を主とす、八年一月一日官制の改正により愛子郵便局と稱し五等級に位す。局長。加藤忠四郎・加藤忠三郎歴任す。

【作並郵便局】 明治七年十二月廣瀬村作並に設置し、作並郵便取次所と稱し、愛子・關山の取次と主とす、翌八年一月官制の改正により、作並郵便局と稱し、五等局なり。局長。奥山長三郎・早坂長左衛門・岩松秀三・岩松喜藏歴任す  
 【大澤郵便局】 明治三十七年三月二十五日、本村芋澤百六十二番地小字赤坂に新設す。奥山多仲局長となる  
 同三十九年十一月二十五日退職、同月佐藤嘉藏後を繼ぐ。郵便・爲替・小包の事務を開始す。

【根白石村。根白石郵便局】 明明十三年十一月七日の創立にして、村内の中央、根白石區に置く。八年十月十日貯金取扱、二十五年二月一日爲替、七月十日外國爲替、三十三年七月一日小包郵便物取扱事務を開始す。局長。庄司榮之進。

【七北田村。七北田郵便電信局】 明治三十五年十一月七北田區に設置す。同四十一年 月電信事務、大正元年九月十六



日公衆電話の取扱を開始す。局長創設以來現時に亘り庄司徳右衛門其の任に當れり。

高砂村。【郵便電信局】 明治十二年二月二十二日驛遞局と稱す。同二十二年七月二十二日郵便局と改稱し、郵便電信電話の事務を開始し、福田町横丁に在り、局長花淵源吉。

七ヶ濱村。菖蒲田郵便電信局は、明治三十九年三月廿三日日本村菖蒲田濱に置く、同四十一年十月一日電信局を局内に新設し、公衆電報取扱事務を開始す。局長設立當時渡邊儀平、現任渡邊長治。

岩切村。【岩切郵便局】 岩切村字今市下區に郵便受取所を設け、三瓶勇佐をして事務を司らしむ。

明治三十五年十二月十六日岩切村二六五番地に岩切郵便局を新設し、三浦源吉局長に任ず。

利府村。【利府郵便局】 明治十五年八月十六日四等郵便取扱所を、利府村三番地に新設し、十九年五月二十五日三等郵便局と成り現時に及ぶ。十八年十月十八日郵便貯金、二十九年七月一日郵便爲替、三十二年十二月一日郵便小包の事務取扱を開始す、局長。伊藤助右衛門。

松島町。【松島郵便電信局】 明治三十年三月三十一日郵便局を、松島村字高城に新設す。電話。同四十四年十一月十一日架設開通。局長。大友傳九郎を経て現任武者義寛。【松島海岸郵便電信局】 明治四十四年三月三十一日松島海に設置し、電信・電話を併置す。電話は同年十一月十一日に架設す。局長。大官司雅之助、大正十三年一月勅八等に叙す

【松島驛前郵便局】 大正十四年九月十六日松島停車場前字初原に新設す。局長中村綱吉。  
【浦戸村。【石濱郵便局】 明治十七年七月一日石濱に新設し、白石廣造局長に任ぜらる。大正十二年九月大塚六郎治その後を襲いて現時に及ぶ。浦戸村の全部を配達區域とす。

## 第四章 住 民

### 第一節 先住民族

#### 第一項 種 族

現代人種の根源を爲せる吾人の祖先に就ては、由來の考證は考古學人類學上より推定の斷案を下すが如きも、未だ決定的に論定するを能せざるが如く思はる。蓋し科學的研究の向上に伴ひ好個の材料を蒐集し、先史及び原史時代の古骨を經とし、生物學に數學を應用し、總べての感情を抛棄して傳統的に、現代の人骨を研究し、研究上に一新紀元を劃するの時期に達するに於ては強ち難解の結論にはあらざるべし。然し種族の由來に關する考説として、今日傳唱する所に據れば、假令へ斷片的の事實を囚へての臆測たりし嫌なき能はざるも、既説を綜合すれば左の數項に分類するを得。

- (イ) 繩紋土器の使用民は、アイヌ族。
- (ロ) 彌生式古器及び祝部土器の使用民は、大陸渡來人種。
- (ハ) 口碑傳説或は言語の類似により、大陸或は南洋渡來の人種。
- (ニ) 政治上の大變動は人種の大變動を醸せり、神武天皇の御東征は、畿内地方へ日本人種の渡來を意味す。
- (ホ) エロホツクルは、アイヌに驅逐せられ、アイヌは日本人種に驅逐せらる。

神代史の所謂る、高天原・天ツ神は日本人種にして、國ツ神は、アイヌ・蝦夷・蝦狄・隼人其の他の種族に該當し、日本地上に棲息する、最古の先住民族と謂ふを得べし。醫學博士清野謙次の民族論に。

神武天皇の御東征を人類學的に觀察すると、甚だしく漠然たるものである。同天皇御東征の時、既に到る所に住民があつた。此人



種は如何なる種族であつたかに就きて、史家は往々日本書紀やら古事記に記されたる、片言隻語を捉へて縦横憶斷して居る。然し其れが當を得て居るや否は極めて疑はしい。

夷族の名稱は時代の推移によりて各種の名稱を異にしたるが如し、殊に支那文學の東漸は、東夷・南蠻・西戎・北狄の稱號を生みたることあり。太平洋の沿岸を稱して蝦夷と云ひ、日本海の沿岸を稱して蝦狄といふ。史の所謂る征夷將軍、征狄將軍の類之れなり。皇軍に抗するもの、凡稱は夷賊なり。先史及原史時代の土蜘蛛屬・國樛屬の面貌骨格及び衣食住等の種族は姑く措き、上古時代にありては外蕃視たるの跡あり、その種族を頌ちて、隼人蝦夷・海道蝦夷・田蝦夷・又東奥蝦夷を小分して都加留屬・龜蝦夷・熟蝦夷と云ふ。恰かも臺灣に於ける生蕃・熟蕃の二族に分類したると等し。而して蝦夷等級を付せし時代もありき。

續日本紀一。文武天皇即位元年十月壬午(十九日)陸奥蝦夷。貢方物。十二月庚辰(十八日)賜越後蝦狄物。各有差。

同 書四。元明天皇和銅二年七月乙卯朔。令諸國。運送兵器於出羽柵。爲征蝦狄也。八月戊申(二十五日)征蝦夷將軍正五位下佐伯宿禰石湯。事畢入朝。召見特加優寵。九月乙丑(十二日)賜征狄將軍等祿。各有差。

同 書五。元明天皇和銅三年正月壬子朔。天皇御大極殿受朝。隼人蝦夷等亦在列。丁卯(十六日)天皇御重開門。賜宴文武百官並隼人蝦夷。四月辛丑(二十一日)陸奥蝦夷等。請賜君姓。同於編之。許之。

續日本紀七。元正天皇靈龜元年十月(丁丑)二十三日。陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇彌奈等言。親族死亡于孫數人。常恐被狄徒抄略乎。請於香阿村造建郡家。爲編戶民永安堵。又蝦夷須賀君古麻比留等言。先祖以來貢獻昆布。常採此地年時不闕。今國府部下相去道遠。往還累旬甚多辛苦。請於於閉村便建郡家。同百姓共率親族永不闕貢。並許之。

續日本紀十。聖武天皇天平二年正月辛亥(二十六日)陸奥國言。部下田夷村蝦夷等。永懷賊心。既從教諭。請建郡家于田夷村。同爲百姓者。許之。

續日本紀。三十三。光仁天皇。寶龜五年七月壬戌(二十五日)陸奥國言。海道蝦夷忽發徒衆。焚橋塞道既絕往來。侵桃生城敗其西郡。鎮守之兵勢不能支。國司量事與軍討之。但未知其相戰而殺傷。八月己巳勅坂東八國曰。陸奥國如有告急。隨國大小差發發兵二千已下五百已上。且行且奏。務赴機要。

【蝦夷】 紀元七五七年景行天皇二十七年、武内宿禰蝦夷の風俗を上奏せり。

書紀。二十七年武内宿禰。自東國還奏言。東夷之中有日高見國。其國人。男女並推結文身。爲人勇悍。是總曰蝦夷。亦沃壤而曠。擊可取也。

又。四十年東夷多叛。邊境騷動。天皇(景行)詔群卿曰。今東國不安。暴神多起。亦蝦夷悉叛。屢略人民。遣誰人。以平其亂。云々。天皇持斧鉞以授日本武尊曰。朕聞。其東夷也。讖性暴強。陵犯爲宗。村之無長。邑之勿首。各食封墾。並相盜略。亦山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。其東夷之中。蝦夷是尤強。男女交居。父子無別。冬即宿穴。夏則住櫛。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以。箭藏頭鬢。刀佩衣中。或聚黨類而犯邊界。或伺農業而略人民。擊則隱章。追則入山。故往古以來。未染王化。

紀元一三二八年齊明天皇四年越の國司阿部比羅夫、舟師を率ゐて蝦夷と肅慎を討伐して、後方羊蹄に郡領を置き、三夷共に服して皇化遠く東陲に及ぶ。

日本書紀。齊明天皇。五年遣阿部臣。率船師一百八十艘。討蝦夷國。阿部臣簡集飽田淳代二郡蝦夷二百四十一人。其虜三十一人。津輕郡蝦夷一百十二人。其虜四人。膽振鉏蝦夷二十人於一所。而饗賜祿。即以船一艘與五色綵帛。祭彼地神。至肉入籠。時間蒐蝦膽鹿島穗名二人進曰。可以後方羊蹄爲政所焉。隨膽鹿島等語。而途置郡領而歸。

是より先き蝦夷を三種に分ち、尤も遠きものを津輕と呼び、其次を龜蝦夷と呼び、近きを熟蝦夷と稱ふ。龜蝦夷以東は、曾て來朝せしこなし。

日本書紀齊明天皇五年。遣坂合部連石布。津守連吉祥。使於唐國。仍以陸奥蝦夷男女二人。示唐主(高祖)唐主問曰此等蝦夷國在何方。使人答。國在東北。問。蝦夷何種。答。類有三種。遠者名都加留。次者名龜蝦夷。近者名熟蝦夷。今此熟蝦夷。每歲入貢本國之朝。問。其國有五穀。答。無之。食肉存活。問。國有屋舍。答。無之。深山之中。止住樹木。

【あいぬ】 史に謂ふ蝦夷なり、古の「えみじ」にして通稱「えぞ」と云ふ。上古時代より奈良朝を経て、平安朝の初期







宴を張るなり、殺したる熊の頭は、棒にさして垣邊に擧す、その数の多きを貴び間々二十頭に及ぶ。

【性情】 質直にして従容迫らず、自然を樂む風あり。女子は男子よりもよく働き、それをその本分と心得たるもの、如し。

【思想】 智鈍くして道理に暗く迷信の事多く、數も百以上をば能く解すること能はず、男子はいたく神を尊信し、これに禮事するをその本分と心得たり。女子は神を拜せずといへども、倉庫或は手箱の中に種々の守を秘しおき、これを信仰すれば、その功德によりて殃をばらひ幸を得、或はこれによりて他人を咒詛することを得るものせり。されど、これに對してもなほ拜することをはせざるなり。さてその守といふは、蛇の蛻(ぬけから)の如きものなり、長虫はその平生いたく恐怖する所のものなり、又その口傳に初め神の人を造る、上を以て四體を作り、絮縷を以て毛髪を作り、柳を以て脊骨を作るといひ、又柳をばその人種の保護神なりといへり。又毛髮爪などの斷片を人に取りらるゝを、極めて危険の事として取られざらんことを勉む、そは若しこれを人に取りられ、その人我を咒はんとて、これに向ひて祈をなして然る後これを地に埋むることあれば、その腐るに共に、身體もまた自ら腐るこいふ傳説を迷信せる故なり。

【言語】 文字なく、唯言語あり。次にその言語の一二例を示す。

(人名)	通稱	土名
ナカウ	イロシ	コンカマ、グル
グリゴリ	アウエルキ	イロシビ
マリヤ	マニヤ	ヌムツスマ、グル
ドムニク	アウダチナ	ラスタマカ
アウダチナ	ラルラ	ツプスタイ、マツト
		スツムイ、マツト
		スランキ、マツト
		ヤビ、マツト

(以上男子)

(以上女子)

(數)

シネ……………一	デーベチ……………二	リービチ……………三	イネツプ……………四
アシユキノツプ……………五	イランベ……………六	アルワンズ……………七	トビサムベ……………八
シニベサムベ……………九	ラムベ……………十	アルワン・ホレット……………百	

(會話語)

今日	私の	家に	來れ	牛	より
ヤンツ	ク	チヨイオネ	エケ	スカテナ	エコシ
馬	速い	少し	水を	飲ませて	呉れ
ロソツト	オメースタク	オノ	水を	イーン	コレ
神は	我々を	作る	盗	人が	殺さ
カムイ	ウン	クレ	イスカ	クル	アン
れた					
ロナ					

【教育】 子女を教育するに、男兒は父これを訓へ、女兒は母これを訓ふ。男女兒共に平生訓ふる修身上の事は、第一兩親に柔順なるべき事、目上の者を尊敬すべき事、村の老人を尊敬すべき事等にして、この他人の求めざるに自ら進んで物言ふことを誡め、目上のもの、談話にさし出て物言ふことを殊に厳しく誡め、總べて人の前には、唯黙りてあるを兒童の作法とせり。さて男兒に教へ習はする事は釣りする事、獵する事、弓矢竄などを作る事、獸の往來する道に伏矢を設くる事、鹿を見出す事、空の模様を見て天氣を豫知する事を主とす。但矢に用ゐる毒藥の調製法の如きは秘傳に屬し、成長の後ならざれば教へず。因にいふ、その毒藥は蕃椒・蜘蛛・附子の三品を調合したるものにて、この毒にあたりたる時、大蒜をおろし鉛をまぜて傷所につくれば、妙に毒解すといふ。次に教ふる事は、山澤の名稱形状位置方向より、順道間道等に及びて、出獵の時道を踏み迷ふことなからしめ、又次に教ふる事は、いなほの製し方、諸の場合における祈禱文、儀式の時の挨拶、古來の傳説を理解し記憶する事等なり。女子に教ふる事は木皮より布を織り衣を製する事、耕作の事、料理の事、茅屋を修繕する事、木を代る事などより、入墨の方法、葬儀の時における



泣き方心得、子を教ふる道などに至る萬般の事なり。修身上の事の女子に殊に肝要なりとて、最も意を用ゐて訓ふるは、男子を尊敬して途上に逢へば道を譲るべき事、相對するときは、被り物を脱き袖にて口を蔽ふべき事、彼より言葉をかけられざれば、用事ありとも語り出さざるべき事、その家に入りては、厨房を窺はざる事、辭し去るときは却行すべき事を厳しく訓ふ。

【住地人口】住地北海道を中心として、一方は千島の占守島まで、一方はサカレン島の南部に及び、人口は北海道に大略一萬二千人、千島に七八千人。サカレン島に二千人ばかりなり。

【佐伯】種族の名稱にして蝦夷の一種なり、去れど土蜘蛛、國栖の如く全國に廣く住居せしにはあらずして、一部分のみによりし特種のものならん。然れども佐伯の種類は單り蝦夷のにはあらざるべし。佐伯に異人種あり、播磨國造族あり大伴氏族あり、又讃岐國造族あり弘法大師釋の空海は其の裔に屬せり。本書の主とする所は、蝦夷の一族及び異人種に屬するものを限りとす。

景行紀四十年條。日本武尊。以所俘蝦夷等。獻於神宮。五十一年條。於是。所獻神宮蝦夷等。晝夜喧譁。出入無禮。時倭姬命曰。是蝦夷等。不可近就於神宮。則進上於朝廷。仍令安置御諸山傍。未經幾時。悉伐神山樹。叫呼隣里。而脅人氏。天皇聞之。詔群卿曰。其置神山傍。蝦夷。是本百獸心。難住中國。故隨其情願。令班邦畿之外。是今播磨。讚岐。伊勢。安藝。阿波凡五國佐伯部之祖也。

姓氏錄右京皇別佐伯直條。磐田(應神)天皇。爲定國界。車駕巡幸。到針間(播磨)國神崎郡瓦村東岡上。于時。青榮葉。自岡邊川流下。天皇詔應川上有人也。仍差伊許自別命。往問。即答曰。已等是日本武尊平東夷時。所俘蝦夷之後也。散遣於針間。阿藝。阿波讚岐。伊豫等國。仍居地爲氏也(後改爲佐伯)伊許別命。以狀復奏。天皇詔曰。宜汝爲君治之。即賜氏針間別佐伯直姓也。

常陸風土記茨城郡條。古老曰。昔在國巢。山之佐伯。野之佐伯。普置漏土窟常居穴。有人來則入窟而竄之。其人去更出郊以遊之。猪性最情。鼠窺盜掠。無被招慰彌阻風俗也。此時大臣族黑坂命。伺候出遊之時。縱騎兵急令追。或曰。山之佐伯。野之佐伯爲賊長。引率徒衆。橫行國中。大爲劫殺。時黑坂命。規滅此賊。仙駕抄所引風土記。黑坂命。征討陸奥蝦夷。事了凱旋。

【吉彌候部】蝦夷の一族なり、後ち馴致せられて部民となりたるものあり、之れを稱して何々氏部曲と云ふ。京師・磐城・陸前・岩代・下野・陸奥・常陸・遠江・陸中・出雲・相摸・出羽の諸國に上毛野氏又は下毛野氏部曲及び其の裔多ふし。羽後・甲斐・參河・攝津・尾張・越中・播磨・安藝・出雲・豊前・豊後・肥前・肥後の諸國に蝦夷族に屬する毛野氏部曲多きが如し。

姓氏家系辭書。吉彌候部は、天平寶字元年以前は、君子部と云ふ。君は東國に於ては、豊城入彦命。御諸別王の後裔なる、上毛野君、下毛野君を云ふ也。豊城入彦命東國を鎮め、孫彦狹島王及び其子御諸別王、東山十五國の都督となりて以來、東國第一の名族として、附近の諸國造其下風に立ちたりき。順つて其部民非常に多かりしなるべく、殊に仁徳朝の田道、舒明朝の形名の如く書證に表はれたる限りに於ては、武尊以來の蝦夷征伐は、此氏によりて後はれたるが故に、蝦夷人の捕はれ、或は其馴致により降りて此氏の部民となりしもの極めて多數なりき。即此等兩毛野君の部曲及び、其下風に立ちし豪族蝦夷人等を、毛野君子部の意にて、吉彌候部と云ふなり。

上述の如く、此部民は毛野君の部曲なれば、種族の如何は問ふ處にあらざるも、實際此氏を稱する多くは、續紀以下の書に多く、倅因又は倅倅と記載するを以て、蝦夷族多數なしむるを知るべし。因りて東國國造の吉彌候部を稱するは、此毛野氏の部曲にして、或は蝦夷族の歸服せるを政策上國造に任せられたるものならんか。

神護景雲三年三月紀。名取郡人外正七位下吉彌候部老人。賀美郡人外七位下吉彌候部大成等九人。賜姓上毛名取朝臣。新田郡人外大初位上吉彌候部豊庭。賜上毛野中村公。玉造郡人外正七位上吉彌候部念丸等七人。賜姓下毛野俯見。普是大國造道島宿禰島足之所請也。(以上部曲裔)

弘仁二年四月紀。陸奥國人外正六位下志太連宮持。倅吉彌候部小金。授外從五位下。褒勇敢也。

類聚國史百九十。延曆十一年饗陸奥蝦倅云々。倅因吉彌候部荒島等。於朝堂院云々。荒島外從六位下。以懷荒也。

延曆十八年十二月紀。陸奥國言。倅因吉彌候部黑田。妻吉彌候部田刈女。吉彌候部部保公。妻吉彌候部留志女等。未改野心。往還賊地。因禁身進送。配土佐國。

延曆二十二年條。陸奥國勅六等吉彌候部押人等男女八人。賜姓雄谷。



承和三年三月紀。陸奥俘囚外從八位上勳五等吉備候部於加保云々。授外從五位下。以勳功足勒也。陸奥國戶藉。戶主君子部國忍戶。戶主弟古須兒久波自。大寶二年藉後嫁出座。郡内郡上里戶主君子部波尼多戶。主同族阿佐麻呂爲妻。

### 第二項 民族の變遷

悠遠の久しき確知するに由なしと雖も、四面環海の日本本土に、貿易風と稱する順風に舟楫を追ふて、東西南北到處に上陸して、足跡を印したる最古の先住民各種の聚屯は、政治の變動に影響して、終に優越人種に御せられ、或は服従同化し、或は結婚混血したるは、即ち吾人の尊崇禮を捧ぐる祖先なりと謂ふに庶幾んか。

日本先史時代日本原史時代より、史の所謂る天孫種以外の人種即ち異人種の種屬を類別するに於ては、單り蝦夷屬のみにはあらざるべし。景行天皇四十年紀に、暴神多く起りて亦蝦夷悉く叛くと、又山には邪神あり郊には姦鬼ありと。異人種種屬の夥多なる亦知るべし。而して蝦夷族は海に航して蝦夷が島即ち今の北海道に驅逐されたるが如く史乘に傳ふるも、武内宿禰の上奏したる、人となり勇悍之を總て蝦夷といふ。と果して現在北海道を中心に諸島に蟠居せる蝦夷族の先住民種なりしや、風俗習慣性情思想等を考査し來らば、今日のアイヌは往時の蝦夷のみと推斷するは餘地向存せり。然れども天孫種以外の異人種たりしは疑ひなかるべし、只だ異人種の故を以て現在のアイヌを蝦夷なりと斷案すは輒く肯定するを得ざるが如し。而して亦蝦夷屬は天孫種即ち日本人種に反抗したりと謂ふを得ざるべし。國史の所謂る大國主命を助けて天業を補佐し、國土を經營したる、少彥名命の種系について、喜田博士は夷系の神なりと唱道したり、此類他に絶無と謂ふを得ず。換言すれば此等の種族、或は土着の先住民族なりとの推定夫れ或は然らん。

考古學講座民族論。例へば、神武天皇の御東征を、人類學的に觀察するに甚だしく漠然たるものである。同天皇御東征の時、既に

到る所に住民があつた。此人種は如何なる種族であつたかに就きて、史家は往々日本書紀や、古事記に記されたる、片言隻語を捉へて縱横斷斷して居る。然し其れが當を得て居るや否やは極めて疑はしい。其上神武天皇が如何に多數の軍兵と、其妻子を率ゐて來られたりしても、大和國に以前から住居して居た住民よりも、多數だつた事は、交通不便の世にあり相て無い事である。よし又此人數の問題を除外することでも、天皇の軍兵が大和國の舊住民と雜婚し無かつたこと考へられ無い。

神代史を見ても分る通り、神代史で有名なる神々を初めとして、奈良朝以前の出征軍人は到る處、其地の婦人と結婚して居るに無いか。従つて神武天皇に統率せられて來た軍人及文官が假令大和國の古住民と、全然別人種だと假定するも（此假定は頗る疑はしい、むしろ神武天皇の軍勢は大和國舊住民と同一種族であつて、唯九州と云ふ地理的關係上大陸文化の影響を受けて、進んで居たものとすもの、方が真に近い）政治上に於て又物質文明の上にて古住民に優越して、文化方面に於ては獨占的地位を占むるに至つたことは疑ひ無い。然し體質に於て新來の客が文化方面に於ける如き、絶對的優越を占めたことは信ぜられぬ。勿論彼等が古住民の一部の政治的に悦服せざるものを、殺した事を記録に残されてあるが、從順なるものは永い間雜居して居た事は古記によつて推測出来る。従つて新來人が肉體的に如何程迄に、古住民に優越したかは、當時に於ける新人の數と舊住民の數に關係し、又兩者間に於ける結婚數に關係する。之れが分ら無い限りには、神武天皇東征に伴へる人種の變化を文化史上に於て立論するのは無意味である。

【有史以前の變遷】 永く地底に埋没せる古代人種の必須品を發掘し、考古學上の定規に基準し、遺留品の分布地帯に就きて、多寡若くは有無を參酌するに於ては、臆ろにもせよ人種の進化即ち民族の變遷を諒知するを得ん。

考古學講座民族論。彌生式土器と祝部土器とを使用した者は、總て大陸渡來の人種であつて、之れが繩紋土器使用人種を悉く追ひ拂つてしまつたらうか。此兩種土器の分布は非常に廣大で、殆んど日本全國に及び、唯北海道に於て彌生式土器が、割合に乏しい丈けである。一地方に於て地層から觀察するに、繩紋土器は古くて、彌生式土器は稍や新らしく、祝部土器は最も新らしい。祝部土器は南鮮新羅の土器と殆んど同一物である。そして新羅土器は中部朝鮮の百濟土器と可成り著しい類似を示し、又新羅及百濟土器は、支那漢代土器の或る物と類似して居る。恐らく支那文明の影響によつて成たものらしい。彌生式土器は特徴が少ないから判然とは云ひ兼ねるが、鳥居博士等も云はれる如く、蒙古地方の或土器とも似て居るし、朝鮮古代土器の或物とも似て居る、多分大陸



文明の餘波として成つたものらしいが、決定的に斷言するには材料が未だ不足して居る。然し彌生式土器使用の初期は、石器時代

だったが、金石併用時代に及び、遂には祝部土器使用の金屬時代迄も、彌生式土器が使用せられた事は確かである。

【歸化人】紀元四四二年孝靈天皇七十二年、傳へて、秦徐其の主始皇の命を受けて、不死の藥を需めんがため來朝し、後ら歸化したるは秦氏の祖先なりと、爾來韓國との交通は一去一來屢ば事を構ふ。神后攝政元年任那・三韓に内宮家を置き之を鎮撫し、百濟の入貢を新羅之を奪ふて代獻せしことあり。荒田別・襲津彦を遣して之を夷け、應神天皇七年、紀元九三六年高麗・百濟・任那・新羅漸く我有に歸す。是より外蕃の歸化するもの多ふし。紀元九四三年弓月王は秦人を率ゐて歸化し、紀元九四九年漢王の裔阿知使主其十七縣の民を率ゐて歸化し、其他雄略天皇御宇秦民九十二部一萬八千六百七十人の歸化により機織の業は興れり。紀元一二〇〇年欽明天皇一年歸化秦人の戶籍を編む。其の數七千五十三戸を算ふ。紀元一二二五年欽明天皇二十六年より、一四一七年孝謙天皇天平寶字元年に至る韓人の歸化するものあり。天智天皇の御宇百濟人七百を近江に、又持統天皇の御宇百濟人を武藏に配置す。

續日本紀。(孝謙天皇天平寶字元年)夏四月辛巳(四日)其高麗。百濟。新羅人等。久慕聖化。來附我俗。志願給姓。悉聽許之。其戶籍記。元姓及族字。於理不穩。宜爲改正。

【住居の變遷】住居をして轉轉ならしめたりしは、時代の推移に伴ふべき施設なりしが如きも、先づ奈良朝時代を最とす。其の主なる動機は或は、殖民政策、或は要邊防禦、或は感化行動等にして、又課稅徭役を忌避して郷關を去り他郷に徙ふものあり。此種に關する國史の一斑を列載する下記の如し。

續日本紀六。(元明天皇靈龜元年)五月庚戌(三十日)移相摸。上總。常陸。上野。武藏。下總六國富民千戶。配陸奥焉。

同書七。(元正天皇養老元年)二月丁酉(二十六日)以信濃。上野。越前。越後四國百姓各一百戶。配出羽柵焉。

同卷。同年五月丙辰(十七日)詔曰。率土百姓。浮浪四方。規避課役。遂仕王臣。或望資人。或求得度。王臣不經本屬。私自驅

使。囑諸國郡。遂成其志。因茲。流宕天下。不歸鄉里。若有斯輩。輒私容止者。授狀科罪。並如律令。

同書九。(元正天皇養老六年)八月丁卯(二十九日)令諸國司。簡點柵戶一千人。配陸奥鎮所焉。

同卷。(聖武天皇神龜元年)二月乙卯(二十五日)陸奥國鎮守軍卒等。願除己本籍。便貫比部。率父母妻子。共同生業。許之。

同書二十。(孝謙天皇天平寶字元年)四月辛巳(四日)詔曰。古者。治民安國必以孝。理百行之本莫先於茲。宜令天下。家藏孝經一本。精勤誦習。倍加發。百姓間有孝行通人。鄉閭欽仰者。宜令所由長官。具以名薦。其有不孝不恭不友不順者。宜配陸奥國桃生。出

羽國小勝。以清風俗。亦捍邊防。

同書二十一。(天平寶字二年)十月丁卯(廿八日)發陸奥國浮浪人造桃生城。既而復其調唐。便即占着。又浮宕之徒貫爲柵戶。十二

月丙午徵發坂東騎兵。鎮兵。役夫。及夷俘等。造桃生城小勝柵。五道俱入。並就功役。

同書。(天平寶字三年)八月己丑(二十日)勅。造陸奥國桃生城。出羽國雄勝城。所役郡司。軍毅。鎮兵。馬子合八千一百八十人。

從去春月至于秋季。既離鄉土不顧產業。朕每念茲情深於憫。宜免今年所負人身舉稅。始置出羽國雄勝。平鹿二郡。玉野。遮翼。平

戈。橫河。雄勝。助河。並陸奥國嶺基等驛家。

續日本紀二十二。(淳仁天皇天平寶字四年)十月癸酉(十七日)陸奥柵戶百姓等言。遠離鄉關傍無親情。吉凶不相關緩急不相救。

伏乞本居父母兄弟妻子。同貫柵戶庶蒙安堵。許之。

同書二十三。(天平寶字四年)十二月戊寅(二十二日)藥師寺僧壅達。俗名山村臣伎婆都。與同寺僧範曜。博戲爭道遂殺範曜。

還俗配陸奥國桃生柵戶。

同書二十四。(天平寶字六年)閏十二月丁亥(十三日)配乞索兒一百人於陸奥國。使即占著。

同書二十九。(稱徳天皇神護景雲三年)正月己亥(三十日)陸奥國言。他國鎮兵。今見在戍者三千余人。就中二千五百人。被官符。解却

已訖。其所遺五百余人。伏乞暫留鎮所。以守諸塞。又被天平寶字三年符。差浮浪一千人。以配桃生柵戶。本是情抱規避。萍漂蓬

轉。將至城下。復逃亡。如國司所見者。募比國三丁已上戶二百烟。安置城郭。永爲邊城。其安堵以後。稍省鎮兵。官議奏曰。夫懷

土重遷。俗人常情。今徒無罪之民。配邊城之戍。則物情不穩。逃亡無已。若有進趨之人。自願就二城沃壤。求三農之利益。伏乞。

不論當國他國。任便安置。法外給復。令人樂遷。以爲邊守。奏可。

同卷。(神護景雲三年)二月丙辰(十七日)勅。陸奥國桃生伊治二城營造已畢。厥土沃壤其毛豐饒。宜令坂東八國各募部下百姓。



如有情好農桑就彼地利者。則任願移徙。隨便安置法外優復。令民樂遷。

同書。(同年)六月丁未(十一日)浮岩百姓二千五百人。置陸奧國伊治村。

同書三十二。續日本紀。戊午(光仁天皇寶龜三年)十月戊午(十一日)下野國言。管內百姓逃。入陸奧國者。彼國被官符隨至隨附。因茲。奸偽之徒爭避課役。前後逃入者惣八百七十人。國司禁之終不能止。遣使令認。彼土近夷民情險惡。遞相容隱猶不肯出。於是。陸奧國司共下野國使。存意檢括還却本鄉。

同書三十四。寶龜七年九月丁卯(十三日)陸奧國俘囚三百九十五人分配太宰管内諸國。

同書三十六。(光仁天皇寶龜十一年)十月丙辰(二十六日)勅。天下百姓。規避課役流離他鄉。雖有懷土之心途懼法而忘返。隣保知而相繼<sup>ユル</sup>課役。因此無人乃有。臨得出身誼訴多緒。勘籍之日更煩尋檢。宜依養老三(擬當作五年)年格式。能加捉搦委問歸不。願留之輩編附當處。願還之侶差網遞送。若國郡司及百姓。情懷奸詐阿藏役使者。官人解却見任。百姓決杖一百。宜爲恒例焉。

【氏族】紀元五七五年崇神天皇十二年。神・人の分界を闡明ならしむるがため、民籍を檢校したるは、氏族制度及び戶籍法規の創始たるが如し。爾來五百年を經由し人口は増加し、外人の歸化するも亦多く、氏姓ために紛淆して爭訟常に已まざりしを以て、紀元一〇七五年允恭天皇即位の四年、詔を下し諸の氏人を味糧「あまかし」の丘に召集し、盟神探湯「くがたち」の法を以て、氏姓の眞僞を明らかにし、詐冒を正さして氏姓を明かにす。詔勅譯文左に

上古の治は、人民各々其所を得て、姓氏錯ることなし、朕祚を踐みてより茲に四年、上下相争ひ百姓安からず、或は皇孫神裔を詐冒し、或は誤りて己れが姓を失ふ。天下の治らざるは、蓋し是に由る、百僚宜しく正す法を議定すべし。

由來氏族制度、姓氏家系の研究は、國家の體制上重要な事項なりとす。爰を以て上古時代に盟神探湯の法あり、奈良朝に氏族志撰著の企てあり、平安朝に新撰氏錄の公刊あり、江戸時代に諸家系圖纂・寛永諸家系譜傳・寛政重修諸家譜の撰あり。明治の栗田寛、大正の太田亮の著ありて、紛糾混亂を辨別是正して、氏族研究の資質に供せらる。氏を分類すれば、皇別・神別・諸蕃及び出自未詳の氏族とす。更らに尙ほ姓氏家系辭書に據り略述すれば。

【皇別】一、多臣族。二、安寧帝裔氏族。三、懿德帝裔氏族。四、春日氏族。五、吉備氏族。六、安部氏族。(奥州阿倍氏流)安部安東・安藤・秋田・北浦・厨河・黑澤・白鳥・鳥海・行方・藤崎・松浦)七、武内宿禰後裔。八、丹波氏族。九、毛野氏族。十、垂仁帝後裔。十一、景行帝後裔。十二、仲哀帝後裔。十三、應神帝後裔。十四、繼體帝裔三國公族。十五、宣化帝裔多治公族。十六、敏達帝裔橋氏族。十七、用明帝裔當麻公族。十八、舒明帝裔三島公族。十九、天智帝裔。二十、天武皇裔。廿一、光仁皇裔。廿二、桓武皇裔桓武平氏桓武源氏。廿三、平城帝後裔。廿四、嵯峨源氏。廿五、仁明源氏。廿六、仁明平氏。廿七、文德源氏。廿八、文德平氏。廿九、清和源氏。三十、陽成源氏。卅一、光孝源氏。卅二、光孝平氏。卅三、宇多源氏。卅四、醍醐源氏。卅五、村上源氏。卅六、冷泉源氏。卅七、華山源氏。卅八、三條源氏。卅九、後三條源氏。四十、順德源氏。四十一、後嵯峨源氏。四十二、後深草源氏。四十三、後深草源氏。四十四、正親町帝裔。

【神別・天孫族】第一、高產靈尊裔。一、大伴氏族。二、忌部氏族。三、葛城直族。四、其他。第二、神產靈尊裔。一、紀直族。二、加茂氏族。三、久米氏族。四、多米氏族。五、伊勢直族。六、角凝魂命流。第三、中臣氏族津速魂命裔。第四、藤原氏族。甲藤原北家。一、攝家流。二、家政流。三、花山院家流。四、中御門流。五、能信流。六、大二條家流。七、御子左家流。八、坊門家流。九、宇都宮氏族。十、道綱流。十一、世尊寺家流。十二、堀河家流。十三、爲光流。十四、閑院家流。十五、小野宮家流。十六、小一條家流。十七、本院流。十八、長良流。十九、良相良仁良世流。二十、勸修寺家流。廿一、日野家流。廿二、四條家流(伊達氏族。伊佐・伊達・塚目・矢部)。乙、藤原南家。一、豐成家。二、熱田大宮司族。三、工藤氏族。丙、藤原式家。丁、藤原京家。第四、物部氏族。第五、振魂命裔氏族。第七、安藝國造族。(阿岐・阿久・伊久・佐渡・白河・信夫・思・染羽・波久岐・怒麻)。

【天孫族】第一、出雲臣族。第二、天押禰耳尊裔。第三、稻水命裔。第四、凡河内氏族。第五、尾張氏族。【地祇族】第一、三輪氏族。第二、安曇氏族。第三、大和氏族。第四、磯城彥族。第五、蝦夷族。(荒井・石原・伊治・盤具・膽澤・磐井・浦上・宇漢米・浦田・道・大墓・意薩・置井出・上毛野綠野・相原・小倉・棕崎・黒田竹城・須賀・去返・白石・遠田・都利和利別・遠藤澤・爾散南・島良志別・眞野・竹城・陸奥高城・陸奥石原・陸奥意薩・春永・和我・陸奥磐井・陸奥小倉・高城・佐伯部・大伴部・玉作・伴部・深江・丸子・上毛野膽澤。第六、吉彌候部族。第七、隼人族。(阿多(吾田)・阿多小橋・阿多隼人・阿多御手犬養・大角隼人(大隅隼人)・大住(大隅)・加志・日下部・佐須岐・前・薩摩・坂合部(境部)・曾(贈)・曾乃。



甌・二見・日向隼人・岐・小橋・朝戸・肥人・日向肥人・阿多肥人・肥人部・加士岐・肝屬。第八、宇治土公族。第九、宇佐氏族。第十、其他。

【諸蕃】 第一、周人裔。第二、秦氏族(已智流・稻荷祠官流・惟宗氏流)。第三、西文氏族。第四、八戸ノ氏族。第五、倭漢氏族。(阿智使主流・河内漢氏流・大友氏流・大友但波・坂上氏流・土師氏流・丹波氏流・大藏氏流)。第六、上村主族魏人裔。第七、吳人裔。第八、漢人裔。第九、燕人裔。第十、隋人裔。第十一、唐人裔。第十二、其他漢土歸化族。第十三、百濟歸化族。第十四、高麗歸化族。(陸奥白河・陸奥安達)。第十五、新羅歸化族。第十六、任那歸化族。第十七、其他朝鮮歸化族。第十八、渤海人裔。【出自未詳氏族】 第一、田部氏族。第二、伊豆卜部氏族。第三、江洲中原氏族。第四、大隅建部族。第五、有道氏族(兒玉黨)。第六、私氏族。第七、成田氏族。第八、糟谷氏族。第九、守部氏族。第十、大森氏族。第十一、栗生氏族。第十三、名和氏族。第十四、豊原氏族。第十五、長曾我部氏族。第十六、御神本氏族。第十七、松平氏族。

【氏の冠稱】 氏は内にして國訓相通するものなり。氏は即ち一家を表はすの稱號なり。社會は單純、人口は稀薄なる太古にありては、敢て一家を表すに要なきも、社會の複雑と人口の繁殖するに隨ひ、氏の冠稱を要とするに至れり。爾かも傳家の業程を異にし、又一家を分裂して居所を轉ずるは、古今の常態なり。斯る場合に於て、地名又は部落名、若くは官職業務により、上司より命名するものあり、或は親から撰擇冠稱するものあり。國史に徵するに多くは地名を冠用するを常とし、又官職を冠稱して氏とし、或は特殊の事情を紀念として冠稱するものあり。或は又數代の後裔に至りて氏の改題を請ふものあり、又は或事情のため假名を冠するものあり、本郡七代の郡長大童信太夫は黒川剛と假稱せしが如きは其例の一なり。爰に歸化の韓人、韓國の氏を高原に改稱し、又は地名を冠稱するの例證を舉示せし。

續日本紀二十。(孝謙天皇天平寶字元年)四月辛巳(四日)其高麗。百濟。新羅人等。久慕聖化。來附我俗。志願給姓。悉聽許之。其戶籍記。元姓及族字。於理不穩宜爲改正。同。書三十。己丑(稱德天皇神護景雲二年)十一月己丑(廿五日)陸奥國牡鹿郡倭國外少初位上勳七等大臣部押人言。傳聞。押人等本

是紀伊國名草郡片岡(別本平岡)里人也。昔者先祖大臣部直征夷之時。到於小田郡島田村而居焉。其後。子孫爲夷被虜。歷代爲俘。幸賴聖朝撫運神武威邊。拔彼虜庭久爲化民。望語。除俘四名。爲調備民。許之。同。卷。(寶龜元年)四月癸巳(一日)陸奥國黒川。賀美等一十郡倭四三千九百廿人言曰。己等父祖本是王民。而爲夷所略遂成賤隸。今既殺敵歸降子孫蕃息。伏願。除俘囚之名輪調備之貢。許之。

同。書四十。(桓武天皇延暦九年)十一月壬申(十日)外從五位下韓國連源等言。己等是物部大連等之苗裔也。夫物部連等各因居地行事。別爲百八十氏。是以。源等先祖曠兒。以父祖奉使國名。故改物部連爲韓國連。然則大連苗裔。是日本舊民。今號韓國還似三韓之新來。至於唱道每驚人聽。因地賜姓古今通典。伏望。改韓國二字蒙賜高原。依請許之。

同。卷。十年三月戊戌。左大史正六位上武生連眞象等言。文忌寸等元有二家。東文稱直。西文號首。相比行事。其來遠焉。今東文學家既登宿禰。西文漏恩猶沈沈寸。最弟等幸逢明時。不蒙曲察歷代之後申理無由。伏望。同賜榮號永貽孫謀。有勅責。其本系。最弟等言。漢高帝之後曰鬱。鬱之後王狗轉至百濟。百濟久素王時聖朝遣使徵召文人。久素王即以狗カ孫王仁貢焉。是文。武生之祖也。於是最弟及眞象等八人賜姓宿禰。

同。卷。四月乙未(五日)近衛將監從五位下兼常陸大椽池原公綱主等言。池原上ツ毛野二氏之先。出自豐城人彥命。其人彥命子孫。東國六腹朝臣。各因居地賜姓命氏。斯乃古今所同百王不易也。伏望因居地名。蒙賜住吉朝臣。勅綱主兄弟二人。依請賜之。

第三項 姓 氏

上古の各時代より中古の初期に亘る、祖先民族の階級を大別すれば、概ね左記の四種なるが如し。

- 一、姓「かべね」を有する者は貴族なり。但し村主「すぐり」又は勝「すぐり」の姓を有するものは此限りにあらず。
- 二、氏「うち」を有する者は、普通の民族なり、村主・勝の二姓は氏に該當す。
- 三、部字「へ」字又は人「ひこ」字を有するもの、例へば掃守部・大伴倍又は國造人・奏人の類も亦氏と同じく普通の民族に等し、但し一部分に限り雜戸と稱する民族あり、普通の民族より一段下の階級に屬するも、家人より一段の上級なり。
- 四、家人・奴婢には氏を有せず、只だ名計りに止まる、四段階級の劣等に屬す。



此の種の民族は、漸次に増殖して現在の日本國民を作りたる祖先の民族も、生物進化の自然に淘汰せられて、同種族の間に優劣・勝敗・興亡・盛衰に撞着せしことありとするも、其の後裔子孫は傳へて現在に及びたるべし。

【允恭朝の六姓】 允恭天皇盟神探湯の法を以て、氏族の詐冒を厳正し、六姓を設けて上下の秩序を定む。君「きみ」臣「おみ」連「むらじ」造「みやつこ」直「あたへ」首「おびと」之れなり。君は准皇族、臣と連は最高位、造と直は其の次位、首を下位とす。(臣) 皇裔に授くるの姓(君) 原始的彦・梟師又は公と同様、(連) 原義群主の意、連より大連出て、執政官に就く。(直) 國造に賜ふの姓。(造) 總領的伴造に賜ふを本義とし、秦氏族に賜ひたるは特例。(首) 部分的伴造と、縣主又は稻置に賜ふ。

【天武朝の八姓】 紀元千三百四十二年天武天皇即位十一年禁式九十二條を制定し、朝制・服制を改定し、諸王以上を十二階に、諸臣を四十八階とし、貴賤を明らかにするを以て、八姓を制定す。真人「まひと」朝臣「あそみ」宿禰「すくね」忌寸「いみき」道師「みちのし」臣「おみ」連「むらじ」稻置「いなき」の姓之れなり。(真人) 允恭朝の君に相當す。(朝臣) 允恭朝の臣に相當し、最高の貴族に授く。(宿禰) 允恭朝の連に相當する、天神天孫裔諸氏中の有力者に授くるを原則とす。然れど後ち全く皇・神・蕃に關らず授くるの例外あり。(忌寸) 允恭朝の造及び直に該當す、奈良朝以後は此規定に據らざるに至れり、是より蕃族に授くるを原則と解するものあり。(導師) 諸道の師匠と云ふ意義、畫師・樂師中有勢堪能者に賜ふ。(臣) 允恭朝の臣は最高位に置きしに、此の時第六位に班す。(連) 允恭朝の臣に匹敵するも「此の時第七位に落つ。(稻置) 最下級に位す、去れど此より此の姓を賜はれたるもの記録に著はれざりき。

上記の絮述は聊か冗長の嫌なきに非らざるも、祖先時代に於ける社會の組織を考察すると共に、國民階級の一斑を窺知するの要あるを知るべし。而して允恭朝の六姓は國民増加の趨勢に隨伴し、天武朝の八姓も亦かく惟はる。八姓以下に班する住民即ち姓氏を冠せる國民の階級を預ちて、良民・賤奴の二種とす。良氏は即ち公民にして所謂の御百姓なり、御百姓に亦貧富により階級に等差あるは前述の如し。賤奴は官隸神奴寺僕の各種に預つ、所謂の奴婢是れなり。良民と賤民の通婚を嚴禁したる古制あり、然れども禁を犯し子女を擧げたる場合は、子女の戶籍を良民と爲す單殊の法を制定したるは、江戸時代の士民禁婚の素因なるが如し。

續日本紀卷三十四。(光仁天皇實龜七年)十一月癸未(四日)。出羽國倭四三百五十八人配太宰管内及讚岐國。其七十八人班賜諸司及參議已上爲賤。  
續日本紀卷四十。(桓武天皇延曆八年)五月己未(十八日)。太政官奏言。謹案令條。良賤通婚明立禁制。而天下子女及冠蓋子弟等。或貪艷色而奸婢。或挾淫奔而通奴。遂使氏族之胤沒爲賤隸。公民之徒變作奴婢。不革其弊何導迷方。臣等所望自今以後。婢之通良良之嫁奴。所生之子並聽從良。其寺社之賤如有此類。亦准上例放爲良人。伏望。布此寬典極彼泥滓。臣等愚管不敢不奏。伏聽天裁奏可之。

### 第二節 典 範

明治大帝明治二十二年二月十一日、皇室典範を裁定し給ふ。詔勅。  
天祐を享有したる我が日本帝國の寶祚は、萬世一系歴代繼承し、以て朕が躬に至る。惟ふに祖宗肇國の初め、大憲一たび定まり。昭なるこ日星の如し、今の時に當り宜く遺訓を明徴にし、皇家の成典を制定し、以て丕基を永遠に鞏固にすべし。茲に樞密顧問の諮詢を経、皇室典範を裁定し朕が後嗣及子孫をして遵守する所あらしむ。  
【皇位繼承】 大日本國皇帝は、祖宗の皇統にして、男系の男子之を繼承す。皇位は皇長子に傳ふ。  
【踐祚即位】 天皇崩するときは、皇嗣即ち踐祚し、祖宗の神器を承く。即位の禮及大嘗祭は、京都に於て之を行ふ。  
【成年後立太子】 天皇及皇太子皇太孫は、滿十八年を以て成年とす。前條の外の皇族は、滿二十年を以て成年とす。



〔敬稱〕 天皇太皇太后皇后の敬稱は、陛下とす。皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王の敬稱は、殿下とす。

〔攝政〕 天皇未だ成年に達せざるときは、攝政を置く。天皇久きに亘るの故障に由り、大政を親らするときは、皇族會議及樞密顧問の議を経て、攝政を置く。攝政は、成年に達したる皇太子、又は皇太孫之に任ず。

〔皇族〕 皇族と稱ふるは、太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王を謂ふ。皇子より皇孫に至るまでは、男を親王、女を内親王とす、五世以下は男を王、女を女王とす。

〔皇族會議〕 皇族會議は、成年以上の皇族男子を以て組織し、内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長を以て參列せしむ。

【第一次の増補】 明治四十年二月十一日皇室典範第一次の補則を裁定せられたり。王は勅旨又は情願に依り、家名を賜ひ皇族に列せしむることあるべし。蓋し皇族より臣籍に入りたる場合にして、貴屬より卑屬に降下し給ふ重大事なり詔勅。

天祐を享有したる我が日本帝國皇家の成典は、祖宗の洪範を紹述して、敢て違ふことあるなし。而して人文の發展は寰宇の進運に隨ひ、制度の燦備は條章の増廣を必要とす、是の時に當り、朕は祖宗の丕基を永遠に鞏固にする所以の良圖を惟ひ、日靈章に由て以て皇族の分義を明にせむことを欲し、茲に皇族會議及樞密顧問の諮詢を経て、皇室典範増補を裁定し、朕が子孫及臣民をして、之に率由して愆ることなきを期せしむ。

【第二次の増補】 大正七年十一月二十八日皇室典範第二次の増補を裁定し給ふ。蓋し李王世子殿下と、梨本宮方子女王殿下との御婚姻に關し、其必要を生じたるに出でたるものなり。故に「皇族女子は王族、又は公族に嫁することを得」章條なり。詔勅。

朕惟かに、祖宗の遺範を紹述し、時に隨ひ宜を制し、以て國運の進運に順應するは、皇考の宏議にして、朕の率循する所なり。今や、皇家の成典を増廣するの要を認め、皇族會議及樞密顧問の諮詢を経て、皇室典範増補を裁定し、故に之を公布せしむ。

【女帝】 明治二十二年皇室典範御裁定以前、御女性に御在りまして、實祚を繼がせ給ふ女帝は、三十二代推古、三十五代皇極、三十七代齊明（皇極天皇御重祚）四十一代持統、四十三代元明、四十四代元正、四十六代孝謙、四十八代稱徳（孝謙天皇御重祚）百九代明正、百十七代後櫻町、百十八代後桃園の各天皇にして皇位の寶數十一を算ふるも、重祚を控除すれば其の數九なりとす。

【贈天皇】 悉く皇考にして、皆其の御子皇位に即かせられたるにより、追尊を受けられたる親王あり。岡宮天皇は天武天皇の第一皇子、崇道書敬天皇は天武天皇の第五皇子、後高倉天皇は高倉天皇の第二皇子、後崇光天皇は伏見宮家の王子、陽光天皇は正親町天皇の第一皇子、慶光天皇は閑院宮家の王子、田原天皇は天智天皇の第二皇子、崇道天皇は光仁天皇の第二皇子、北一條天皇は三條天皇の第一皇子是れなり。

【謚號】 贈名の義にて、人の死後に贈る名なり。歴代の天皇大概皆謚あり、今日歴史に天皇の名として、通常記する所の神武・綏靖・嵯峨・淳和は皆謚なり、漢風あり國風あり。天平勝寶三年藤原不比等（謚號淡海公）勅を奉じ撰みたるに初る。神武より文武に至る漢風にして、其の以後に漢風の謚は崇徳・安德・順徳のみなりき。宇多天皇以後中絶歴代の天皇多くは佛門に歸依せられて、院號を稱せられたるを以て、崩御の後ち直ちに之を以て稱し奉るの例なり。即ち陽成院・後桃園院の如き是れなり。

【親王】 皇室典範に依り、皇子より皇女孫まで、男を親王女を内親王と稱し、五世以下は、男を王女を女王と稱する旨を規定せられたり、又天皇、支系より入りて大統を承くる時、皇兄弟姉妹の王、女王たるものに特に親王、内親王の號を宣賜する規定にして、所謂皇族なり。明治二年皇族旗を制定せらる。現在（大正八年十月一日）親王を稱せらるる皇族稍や多きも、皇子・皇妹の外は、皆此規定以前の親王なり。



伏見宮。崇光天皇(北朝)の皇子榮仁親王を御祖先とし、既に五世以上を経たまひ、其後桃園天皇の皇子入りて宮家を継ぎ給へる事あるも、再び宮家の御系統を以つて相續し給ひ今日に及びり。

閑院宮。東山天皇の皇子直仁親王より出て、既に六代に及ぶ。光格天皇此の閑院宮家より出て、大統を繼がせ給ひ、御子孫相承け今上天皇に至る。現今の載仁親王は伏見宮家より入りて、之を相續し給へるなり。其他の宮家は凡て伏見宮の御分脈なり。

【古制】親王は皇子に限りたるも、漸くにして親王宣下行はれ、皇孫と雖も親王たることを得ると共に、皇子にして尙ほ親王宣下を得たまはざる者あり。武門の世に至りては、皇子の佛門に入らせらる、者多く、親王の數甚だ少きを致し遂に伏見・桂・有栖川・閑院を四親王家と稱し、世々天皇の御猶子となり親王を稱せらる、を例とするに至れり。斯くして維新前までは、此の四家に限られたるが、王政復古と共に佛門に投せられたる諸王の還俗して、親王宣下を受けられたるもの多く、一時この盛を見るに至れり。現在の宮家、有栖川宮・伏見宮・華頂宮・山階宮・賀陽宮・久邇宮・梨本宮・朝香宮・東久邇宮・北白川宮・竹田宮(明治三十九年三月三十一日御創立)閑院宮・東伏見宮(元仁和寺、一時小松宮明治三十六年二月二日御再興)

宮號の改號は古來の制にして、八條宮の常盤井と改め、再び京極と改稱し、更らに改めて桂宮と稱するの前例あり。現に、皇室典範に於て、皇族は養子を爲すを得ざるの典範なり。有栖川宮家の如き、男子の御系統なきの故を以て、相續者を得給はぬ事に決せり、去れど陛下の思召に依り、第三皇子宣仁親王殿下(明治三十八年一月三日御誕生)を以つて、之を御再興せらる、事となり、有栖川宮號を改め高松宮と稱せり。

【位階】紀元一二六三年推古天皇十一年十二月、本邦初めて冠位十二階の制を設ふけ、貴族の階級を定む。孝德天皇大化三年七色十三階の冠を、制定す、織冠の名稱是より起る。天智天皇三年二月二十六階に改め、天武天皇十四年正月四十八階と爲す。文武天皇大寶二年史の所謂大寶令完成するに至り、親王は四品以上諸王諸臣三十階の制度は永く傳へて、明治の維新に及ぶ。

明治二年七月八日、位階二十を設け、正七位以下を判任官の位とし外位を置かず。一位より九位に至り正従あり、初位に大小あり、四位以下以上の稱を廢し、及び舊制の百官受領を廢す。同年七月十一日、勅授四位以上、奏授六位以上判授七位以下に定む。

官位訓。品と位をひとつ事におぼえて、少とび過て、四位の人を四品といふ族多し。いかにも品も位も同じ事のやうにて、かくべつの事也。品と申すは親王の御くらゐなり、たゞへば、一品、二品、三品、四品也。臣下のくらゐは、位と稱するなり。扱品と、位とのちがいは、品には正従なし、位には正従あり、四位よりは又正従に上下ありて四階つゝ也。かゝる千細をもわきまへずして位も、品も、ひとつにいふは、無下に淺ましき事をかし。

官位令義解。親王稱品者。別於諸臣也。貞丈雜記。此官は、此位と定りて官と、重さのつりあひを云也。重き官は位も重し、輕き官は位も輕し、是を相當と云也。たゞへば、太政大臣は正一位従一位、左大臣右大臣は正二位従二位、大納言は正三位、中納言は従三位など、官と、位と相應の定有な云ふなり。

### 第三節 階級

#### 第一項 華族

華族の稱號は、明治二年十二月二日、公卿・諸侯の名稱を廢止したるに亙る。公卿「くぎやう」と呼び、又公家「くげ」と稱し、禁裡に奉仕する高族の凡稱なり。雲客・月卿・卿相・華胄・清華の異稱を冠する、所謂殿上人なり。近衛・九條・二條・一條・鷹司の五家を五攝家と稱し、親王・諸王の次とす。之れに次に、久我・三條・西園寺・徳



大寺・花山院・大炊御門・今出川・廣幡・醍醐の九家なりとす。又領地知行の持高一萬石以上を所有する貴族を大名といふ。鎌倉時代の一族大名、守護大名にして、江戸時代の外様・譜第の二段に分れ、更らに國司大名、城持大名の階級を定む。所謂る天候の諸侯之れなり。此の種の貴族は、明治維新の大政更新によりて版籍を奉還し、殿上人と共に華族に編入せらる。

明治十七年、公・侯・伯・子・男の爵を制定し、華族諸家に寵賜し、同二十年五月四日勅令第十號叙位條例を公布せらる、其第一條に凡そ位は華族勅任官及國家に勳功ある者、又は表彰すべき効績ある者を叙すると制定せられたり。

公 爵、 侯 爵、 伯 爵、 子 爵、 男 爵  
從一位、 正二位、 從二位、 正從三位、 正從四位

從四位以上は右の例に従ひ、爵に准ずる禮遇を受く。然れども、華族の體面を汚辱する失行者には、禮遇不享・停止・失爵・褫奪の制裁を設定せり。爵位を有する計數左の如し。

大正元年	公	侯	伯	子	男	計
大正八年	七	七	七	七	七	九〇
大正元年	二	三	三	三	三	一〇一
大正八年	四	三	三	三	三	一〇七

貞丈雜記。位記と云は官位の證文の様成物也。任官の前に大臣を初め、其か、りの役人列座して評議する事有、其一座に寄合たる攝政關白、左右大臣、大中納言、辨など、云役人の名を書き、判をすへて、此人の此功勞によりて、此官に被仰付を書たるを位記と云ふ。此卷物には天子の御朱印あり。さて大賞令に見ゆる位階は左の如し。

親王四。一品二品三品四品。諸王諸臣三十階。正一位從一位、正二位從二位、正三位從三位、正四位上正四位下、從四位上從四位下、正五位上正五位下、從五位上從五位下、正六位上正六位下、從六位上從六位下、正七位上正七位下、從七位上從七位下、正八位上正八位下、從八位上從八位下、大初位上大初位下、少初位上少初位下。右の授位に三等の制あり、勅授、奏授、判授といふ。内外五位以上を勅授とし、内外七位以上を奏授とし、内外初位以上を判授とす。

### 第二項 士 族

#### 一、士族の稱號

國民を族別したる一種の稱名にして、始めて明治維新に現る。蓋し華族と平民に對する族稱にして、法制上の取扱平民に異なる所なし、幕府時代の武士の族稱を士族に換へたるものなり。聊か爰に起因を釋ぬるに、明治二年十二月二日の布告を掲ぐる左に。

先般各藩大義名分の素懷を正し、海外諸國の形勢を察し、以て其封土を奉還す。依て大に公論衆議を被爲盡、府藩縣一途之政令に歸し天下と共に綱紀を更張被遊度御主意に付、更に知藩事に被任、隨て家祿の制被爲定、藩々に於ても維新之御政體に基き追々改正可致、就ては中下大夫士以下の稱被廢、都て士族及卒と稱し、祿制被相定候。爾後各其地方官に於て可爲賞屬旨、被仰出候條、篤と御主意を奉體し、銘々分を守り、其の職を可盡候事。但知行所一同上地被仰付、總て廩米を以賜候事。大夫士以下之面而、今般家祿御定相成候に付而者、其家來共三代以上相恩之者は、相應の御扶助可被下候間、姓名並從前之祿扶持米等取調早可申出事。但舊主に於て扶持致し候儀は可爲勝手事。規則祿制を二十一等に分ち、士族は十八等に仕候事、但士族の元高十三石に滿たす、卒の元高八石に滿さる者は是迄之通事。元祿は現今被宛行候高を以て定候事。舊來同心之輩は卒と可稱事。



祿制は總て現石高を可稱事。

祿制當年は是迄之通、來春より可減事。

祿は都而廩米にて賜候間、其解頭にて取糾し、大藏省へ可申出事。

### 二、仙臺藩士

由來仙臺藩領域に住する藩民を大別して、士・農・工・商の四階級と爲す。而してその階級に亦數多の階級あり。先づ士にありては、御一門を最級とし、之れに亞ぐもの、御一家・御一族・准御一家の三種にして時人之れを三席と稱す。續いて着座・御太刀上・大番士・組士及び番外士・士分即ち相當官級に該當するものあり、其の下に凡下扶持人と通稱するあり、即ち組拔・諸役所・乗物添・簇元・足輕・御作事・御小人・同心並に看守・小屋主・社侍・寺侍等あり。農は百姓なり、百姓に一定の土地を有する御百姓あり、水呑百姓あり。工に御作事あり、百般の工業に従事する雜工あり、商に又御城商人在郷商人ありて利權に厚薄多寡の差等あり。農・工・商の上位に班する、御一門以下凡下扶持の輩、維新の布告に依り士族の藉に編入するに至れり。爰に仙臺藩二十八萬石の領土を有するに至るや、御一門以下凡下に至る、その人口戸數に關する、當時の調書を抄録する下記の如し。

#### 六郡御支配地金穀調 (永野榮助所藏)

- 一、御一門衆。十一人、此人數三百三十人、但一軒三十人之積。
- 一、御一家・御一族・准御一家・着座・御太刀上まで、八十三人、此人數千六百六十人、但一軒二十人之積。
- 一、詰所以上以下共、大番士三千四百二十人、此人數三萬四千三百二十人、但一軒に付き十人づ。
- 一、諸組士。七百七十四人、此人數五千四百八十八人、但一軒に付七人づ。
- 一、凡下御扶持人。五千六百十六人、此人數三萬九千三百三十二人、但一軒に付七人づ、之積、御扶持方不被下諸職人其の外共。
- 一、城下町方。戸數、三千八百四十六人、此人數一萬六千八百三十四人(實調)

- 一、同 當座借屋看守小屋主等、此人數千八百一十一人(大圖調)
- 一、同 屋敷並社寺門前等、千二百人、此人數五千五百五十二人(實調)

八口合人數、十萬四千八百三十七人  
此米二十萬九千六百七十四石也、但一人二石づ、清濁酒米共。

本郡に領土地行を有する、八幡の天童氏利府の木村氏蒲生の和田氏等の藩士及び步卒の、戸數人口に就ては未だ好個の資料を得ざるも、大正十五年を距る百五十五年、即ち明和の末年に公刊せられたる封内風土記に據れば、一斑を窺知するに足ん。

封内風土記。宮城郡。今市步卒百二十口。男女凡九百三。馬六十五。福田步卒六十八口。男女凡五百四十六。公族天童備後頼根家僕居其邑者。男女凡下皆同二百九十七口。馬二十七。同島中雅樂安亮家僕三十口。馬四。和田左太郎爲利家僕二百七十七口。馬十九。大町平治頼泰家僕七十四口。木村藤馬信堅家僕六十二口。馬一。山本三郎兵衛資盛家僕百三口。馬十一。森田司馬清元家僕百八十九口。馬二十一。古内鐵右衛門永家僕三百六十八口。馬四十七。成田丹宮友房家僕五十六口。馬二。矢野善三郎定教家僕四十五口。總計二千九百五十口。馬九十七。

宮城郡地誌。戸數士族六千九百。人數士族一萬三千七百十三口。  
南目十二戸八十人、苦竹二十一戸十七人、小田原十二戸五十三人(原町)。  
鹽竈二十九戸百五十人(鹽竈町)。下愛子六戸二十五人、上愛子十三戸六十九人、郷六三戸二十二(廣瀬村)。  
平澤九戸八十人、大倉五戸三十人(大澤村)。  
根白石十七戸百七人、福岡十四戸八十七人、西田中一戸七人、朴澤六戸四十五人、小角一戸六人、實澤八戸五十九人(根白石村)。  
七北田六戸二十三人、市名坂一戸三人、松森十二戸九十人、荒卷二十戸五百三十八人、上刈谷八戸四十二人、古内一戸十三人、野村八戸六十六人(七北田村)荒井七戸五十五人、南小泉二十四戸百三十七人、荒濱四戸十七人、霞目一戸一人、六丁目二戸十人(七郷村)。  
福室八戸四十二人、田子九戸四十四人、岡田五戸三十人、蒲生十二戸六十六人、中野十九戸百二十八人(高砂村)。  
湊二戸十八人、松ヶ濱一戸八人、菖蒲田十三戸十八人、代ヶ崎三戸十八人、東宮三戸十八人(七ヶ濱村)



高崎一戸八人、高橋三戸十五人、八幡十二戸七十七人、大代十六戸百一人、笠神六戸五十四人、市川四戸三十人、新田二戸十一人、山王一戸八人、南宮一戸四人、下馬一戸九人、留谷一戸八人、南田中一戸六人(多賀城村)、岩切二十一戸百二十六人、燕澤三戸十七人、鶴ヶ谷一戸三人(岩切村)、利府六戸五十三人、菅谷三戸十二人、神谷澤一戸二人、赤沼六戸四十二人、加瀬二十四戸九十人、森郷一戸六人、春日五戸三十八人(岩切村)、高城六戸四十六人、松島十一戸八十二人、磯崎七戸二十八人、竹谷十二戸九十五人、北小泉四戸二十五人、手樽十五戸九十二人、櫻渡戸八戸四十七人、初原一戸五人、根廻二戸十九人、幡谷九戸六十八人(松島村)、寒風澤二戸十二人(浦戸村)

上記の計数は、明治八年地誌提要編纂資料に供せんがため、里見・佐藤兩屬の編輯せられたる、宮城郡地誌より抄録せるものにして、計數上不合あるが如きも、本郡各部に介在したる士族の戸數人口を知るを得べし。爾來十年を經由し明治二十年二月一日着手、同年六月三十日完了の調書に基づき、郡内士族の異同左の如し。

年	戸主		家		計
	男	女	男	女	
明治二十一年	四七五	三	一、二二三	一、五二五	三、二三八
同 二十二年	四七六	八	一、二七五	一、六一八	二、九一
同 二十三年	四七五	〇	一、二五八	一、五五〇	二、七〇八
同 二十四年	四七七	八	一、二四〇	一、四七七	二、六六七
同 二十五年	四七七	二	一、二〇三	一、四七四	二、五八〇

#### 第四節 戸籍

##### 第一項 戸籍法の創始

戸籍の文字、國史に初めて顯はれたるは、孝德天皇大化二年にして、昭和二年を溯ること實に一千二百八十一年なり。此の時、一、姓あるもの。二、公民にして姓なきものは雜戸。三、次は總じて賤民と稱し、男女老幼の區別を明かにし、耕地を給與し、租庸の制度を定めて、國用に資すると共に、食糧の調節と、自活の安定とに主きを置かれたるに基由せる戸籍法なるが如く思惟す。

孝德紀。戸籍「へむふだ」及び計帳を作り、班田「あがちた」受授の法を制し、人ごとに口分田「くふんでん」を給す。(原文漢)。大化更新始めて戸籍法を設定せられしより、五十六年の歲月を經由し、文武天皇大寶二年律六卷及び令十一卷を普く天下に布く、史に云ふ大寶令十七卷此れなり。同令中又戸籍の文字を踏用し、且つ當該官吏を置く。是より先き持統天皇全國の壯丁を檢閲し其の四分の一に丁るの數をして兵士となさしめんとす。文武天皇の御宇弓馬に堪ふる國民を檢閲して、三分の一に改めたり。偶ま此歲薩摩國種ヶ島に叛民起りて朝命に逆ふ、天皇伐つて此れを平らげしむ。征討の軍に従ひし勳功者を賞するに功田を賜ふの舉あり、仍て功田分賦の配率をして整正ならしむると。又人口の増殖に伴ひ本支貫族の混雜を釐革せしむるがため、戸籍法の改正行はれしならん。

續日本紀二。八月丙申(大寶二年八月朔日)薩摩。多嶺。隔化逆命。於是。發兵征討。遂檢戸。置吏焉。歷朝聖德錄(文武の條)此時に當り、諸臣の氏姓甚しく紛雜しければ、天皇は之を正し定めて、本支貫賤を明らかにせんを欲し、天武帝の遺制(天武天皇十三年更に諸氏の族を改めて、八色の姓を作る)に則り、眞人以下連に至るまで、五姓を二百餘族に賜ふ。【藩制の戸籍】文祿四年六月秀吉令を下して、天下の土地人民を檢校せんとし、七月秀次の事あり果さずして已む。徳川家康慶長八年(距昭和二年三百二十五年)征夷大將軍に任ぜらる、爾來百制大に革まり、各藩諸侯皆此れに倣ふ。



王朝時代の戸籍計帳は、人別帳に改題し、村肝入五人組合をして死亡・出産・出入等を漏れなく登録せしむ、且つ出産の數夥多にして家産飽富なるも別戸を構成するを嚴禁せられたり。蓋し一戸を構へ獨立の生計を營む百姓に對しては五百文以下の耕地を保有せしあたり。人別帳には必らず、牌所寺の加判を要とす、時人稱して「宗判」と云ふ。惟ふに徳川家光寶永三年天主教を禁じ、六年踏繪の令を布き、十二年寺社奉行を置き、十四年鳴原の亂あり禁教の令を嚴にし貿易を禁止す。翌十五年正月家光ヤンヨースを顧問とし天主教を驅逐して、切支丹宗門の信徒にあらざるを立證せしむるの宗判なり。此制度法令永く傳へて明治維新に及ぶ。

〔維新後の戸籍〕 明治四年四月四日戸籍法を發布せり、七月五日民政司より分離し、戸籍司と稱し、八月十日戸籍寮に改む。是より先き、慶應四年(明治元年)二月五日民政司を新設し戸籍の事務を司る。當時内亂鎮まらず、庶令の改廢頻繁にして且つ單行法屢ば布かる。四年三月四日奉行人脱籍の者不指置様可心得の布告を始めとし、同月七日士民脱籍取締令、五月二十五日兵士の戦死を調査して、神祇官に申告せしむの令規を頒布す、當時輪王寺宮(北白川宮)親王の御所在にして尙ほ探知するに由なしと云ふ。九月八日曆號を改めて明治と稱す、明治元年十月十四日脱藩武士に復歸を勸誘して生活安定の法を宣傳し、十二月二日跡目相續・隱居家督・養子縁組に關する出願の手續を定む。二年二月三日浮浪の徒、各所に散布する者の復籍法を布き、三月八日公卿諸藩の侯伯に命じて、無籍者をして住居せしむるを禁止す。此時會計・軍務・刑法の三官寮に令して、三月を限りに無籍戸外の者は、府若しくは藩に於て入籍復歸せしむべきの制を定むるも、人心未だ安らかなず、歸國を望むの士にして旅費に乏しきもの多く寺院に押入り財を奪ひ、或は良民に危害を加ふるの兇徒各所に出現し、十一月十三日復籍人引渡方並に、旅費支給の法を發布して人心を鎮定す三年正月九日脱走人には悉く舊惡を糾明せず、且つ復籍人の引渡には、決して苛察の處置あるべからざる旨を嚴達

し人心稍靜謐に歸し、随つて復籍するもの漸次に増加し、九月四日脱籍無産の輩に對して、復歸規則を發布して、戊辰亂離の戸籍をして堵に就かしむ。

明治七年一月布告第一號戸籍寮を内務省の所管に移し、九年四月戸籍寮を廢し、五月戸籍局を置き、入籍・華士族分家・僧尼の族籍・平民の苗字・署名の記載・寄留の書式・氏名の改稱及び八年十二月二日太政官達第二百五號の改正により、稍や具體案の端を啓くに至る。

十二年郡市長に委任し、隻民片戸の錯なからしむるに留意したりと雖も、當該吏員の粗漏・違式・錯誤ありて精覈の實を擧ぐるに由なく、十八年七月本縣訓令三號戸籍送入加除手續を發布し、同年十二月訓令第二十二號戸籍表様式並調製差出の期限を初めとし、戸籍更正順序十五ヶ條、戸籍帳編製並取扱規程三十二ヶ條、戸籍謄寫帳下與規五ヶ條を制定し、當該胥吏を督せり。然れども二十五年十二月縣令第四十九號及び、訓令第四十八號により、郡市長に特任したる戸籍に關する條件を改めて、地方長官に移管し、三十一年六月法律第十二號戸籍法の改正に、讀いて三十二年法律第六十號國籍法の制定を發布す。

### 第二 古今の戸口

仙臺藩制既に、領内封土の士民に關する、戸口の臺本は晨とに整備せしと雖も、茲に轉錄し能はざるを恨事とす。然れども戸口の概要を知るに足るもの、明和九年(距昭和二年一五六)公刊の封内風出記とす。唯だ人口の男女別に就いては、本郡を總括し、戸數に就ては、各邑に分記しあれば之を抄録し、往時の統計を知得する假りの指南車とせん。

又維新の當時、戸籍法の不備なりし時代に、各村に涉り戸數人口及び男女別を知るに足るもの、明治八年編輯の宮城



郡地誌とす。茲に編次を更正し、現在の町村を参照とし本末増減を鑑識する便せん。

封内風土記。宮城郡。其戸四千百八十四。其口三萬千四百四十一。其一萬七千三百九十六男。其一萬三千七百四十五女（本章三節二項参照）

宮城郡地誌。戸數。本籍一萬九千三百八十四戸、士族六千九戸、平民一萬三千三百七十五戸。寄留二百八十三戸、華族一戸、士族六十戸、平民二百二十二戸。社二百二十六戸、國幣中社二、縣社二、郷社二、村社五十六、小社百七十一、總二百三十三。寺二百三十戸、曹洞宗八十一、臨濟宗四十八、眞言宗十五、眞宗二十六、日蓮宗八、天台宗八、淨土宗三十七、時宗二、黃蘗宗五、總計二萬百二十三戸。

人數。男五萬千三百七十七口、士族一萬三千七百十三口、平民三萬七千四百二十四口、士族一萬二千四百九十三口、平民三萬五千三百三十一口、總計九萬八千九百六十一口。地出寄留千三百三十一人、男六百六十人、女四百七十一人。外寄留四百三十四人、男二百五十人、女百八十四人。

地名	明和九年		明治八年		備考
	戸數	人口	戸數	人口	
原町	八	二四一	一、三二一	六七八	
鹽竈町	二七	一、二四一	一、二四一	六三三	
廣瀬村	二	六六	一、七三	四八	
下愛子	七	二二	一、七三	四八	
郷六	七	二二	一、七三	四八	
作並	七	二二	一、七三	四八	
大澤村	七	二二	一、七三	四八	
根白石	七	二二	一、七三	四八	
西田中	七	二二	一、七三	四八	
實澤	七	二二	一、七三	四八	
市名坂	七	二二	一、七三	四八	
北根	七	二二	一、七三	四八	
上刈谷	七	二二	一、七三	四八	
野村	七	二二	一、七三	四八	
南小泉	七	二二	一、七三	四八	
荒濱	七	二二	一、七三	四八	
伊在	七	二二	一、七三	四八	
長喜城	七	二二	一、七三	四八	
田子	七	二二	一、七三	四八	
蒲生	七	二二	一、七三	四八	
松ヶ濱	七	二二	一、七三	四八	
花ヶ崎	七	二二	一、七三	四八	
代ヶ崎	七	二二	一、七三	四八	
浮島	七	二二	一、七三	四八	
八幡	七	二二	一、七三	四八	
笠田	七	二二	一、七三	四八	
新田	七	二二	一、七三	四八	
南宮	七	二二	一、七三	四八	
留谷	七	二二	一、七三	四八	

地名	明和九年		明治八年		備考
	戸數	人口	戸數	人口	
小角	二	二八	二	二八	
七北田	八	二七	八	二七	
松森	八	二七	八	二七	
荒卷	三	二九	三	二九	
古内	六	二七	六	二七	
荒井	七	二七	七	二七	
蒲町	二	二〇	二	二〇	
霞目	六	二〇	六	二〇	
六丁目	二	二九	二	二九	
福室	四	二九	四	二九	
岡田	四	二九	四	二九	
中野	八	二九	八	二九	
湊	四	二九	四	二九	
葛蒲田	一〇	二九	一〇	二九	
吉田	四	二九	四	二九	
東宮	三	二九	三	二九	
高崎	三	二九	三	二九	
高橋	二	二九	二	二九	
大代	二	二九	二	二九	
市川	七	二九	七	二九	
山王	三	二九	三	二九	
下馬	二	二九	二	二九	
實澤	七	二九	七	二九	
市名坂	七	二九	七	二九	
北根	七	二九	七	二九	
上刈谷	七	二九	七	二九	
野村	七	二九	七	二九	
南小泉	七	二九	七	二九	
荒濱	七	二九	七	二九	
伊在	七	二九	七	二九	
長喜城	七	二九	七	二九	
田子	七	二九	七	二九	
蒲生	七	二九	七	二九	
松ヶ濱	七	二九	七	二九	
花ヶ崎	七	二九	七	二九	
代ヶ崎	七	二九	七	二九	
浮島	七	二九	七	二九	
八幡	七	二九	七	二九	
笠田	七	二九	七	二九	
新田	七	二九	七	二九	
南宮	七	二九	七	二九	
留谷	七	二九	七	二九	



第三項 戸口統計	浦戸村	石濱	寒風澤	根廻	櫻渡戸	北小泉	磯崎	高城	春日	加瀬	赤沼	飯土井	利府	岩切	南田中
男	17	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
女	17	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
計	34	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
現住	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
戸数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
現住一戸當人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

明治三十一年内閣訓令第一號人口統計材料統計表取扱手續に基き、同年を第一回とし、其後毎五年十二月三十一日を期とし、其日の現在数を調査して、道・府・縣より内閣統計局に進達し、内閣統計局は之を集成して發表するの法を制定す。調査法の概要を擧ぐれば、現住人口は、各市町村の本籍人に、其市町村の出入寄留人員、並に兵營、軍艦及び入監中の人員を加除して得たるものとす。然れども現住人口の本籍人口よりも多ふかりし奇觀を呈すことあり、蓋し入寄留の重複と、出寄留の脱漏とに基因するものと爲さざるべからず。人口移動の頻繁なる今日、國勢調査の施行を待つにあらざれば、其の正確なる現住人口を知るに難しとす。

### 一、明治の人口戸數

明治十六年より同廿五年に至る、本郡に於ける本籍及び現住者の人口戸數の増加は、本籍に於ては一萬三百三十五人又現住に於ては七百四戸なりとす。十年間の累進統計を表示する下の如し。

年	本籍人口		現住人口		現住一戸當人員
	男	女	男	女	
明治十六年	27,624	26,100	27,711	25,974	6.89
同十七年	26,100	26,000	26,738	26,266	7.03
同十八年	26,000	26,000	?	?	6.89
同十九年	26,000	26,000	?	?	7.04
同二十年	26,000	26,000	26,749	26,333	7.04
同二十一年	26,000	26,000	26,749	26,333	7.04
同二十二年	26,000	26,000	26,749	26,333	7.04
同二十三年	26,000	26,000	26,749	26,333	7.04
同二十四年	26,000	26,000	26,749	26,333	7.04
同二十五年	26,000	26,000	26,749	26,333	7.04

### 二、大正の人口戸數



大正七年人口の靜態調査は施行せられたり。前記の明治廿五年に比し、本郡内人口戸数の増加を示せば、本籍に於ては二萬七千九百九十六人、又現住に於ては四千四百二十二戸を算せり、左に大正七年より十一年に至る、本籍現住の統計及び靜態調査に關する公文の一斑を掲ぐる下の如し。

年次	本籍人口		現住人口		戸數	現住一戸當人員
	男	女	男	女		
明治七年	四、一六四	四、九八一	四、〇四五	四、〇八八	三、八五	?
同八年	四、〇五一	四、八〇七	四、一四七	四、一三〇	三、九元	六、四
同九年	四、八八一	四、四九八	四、七二二	四、三〇四	三、一七一	六、三
同十年	四、六四三	四、一三〇	四、九三三	四、三六四	三、四八	六、四
同十一年	四、三五一	四、七〇一	四、六五四	四、二三八	三、七四六	?

大正七年八月二十三日  
宮城郡長殿  
内務部長

人口靜態調査に關し依命通牒

本年末人口靜態調査は毎五年の調査に該當し之が正確を期する爲め公簿の整理並届出の勵行に關し別紙の通り内務次官より通牒の次第も有之に付、警察部長も交渉を遂げ候條警察官憲と協力し充分の御督勵相成は勿論近く國勢調査を施行せらるる事なるを以て之れが準備さしても今より相當計畫相成遺憾なきを期せられ度依命及通牒候也。

大正七年七月二日

濱田宮城縣知事殿

小橋内務次官

人口靜態調査に關する件依命通牒

本年末は明治三十一年内閣訓令第一號甲條に依り毎五年定期人口靜態調査の期に有之候處從前に於ける調査の結果に就て之を見る

に缺點多々有之就中現住人口は多大の誤謬を包含するが故に實用上不便尠からざるのみならず殊に議員選舉の基準として公正を關し遺憾の次第に付這次の調査に際しては務めて調査の結果を正確ならしむる様致度旨内閣書記官長より照會有之候本件に關しては本年五月御會同の節特に内閣總理大臣より訓示せられたる次第も有之相當御配意相成居る義と存候得共、警察官憲御督勵之上今より戸口調査を周到にし戸籍並に寄留に關する届出の手續を完了せざる者有之たる場合に於ては本人又は其の家族等に對し速に手續を盡さしむる様懇篤注意を促し市役所町村役場等に備付の本件簿冊整理上に充分なる便宜を供與し本年末人口靜態調査の正確を期するに於て遺憾無之様格段の御配慮相煩度候  
追て從來人口等の調査に就きては往々徴税の目的に出づるにあらざる哉等の疑惑を興へ爲に事實を告白せざる者有之哉の聞も有之斯くては本件靜態調査上支障不少義と懸念被致候間是等の誤解なからしむる様御取計相成度候

三、町村別統計

大正七年より十一年に亘る五ヶ年の本籍人口及び現住戸數人口の男女別、並に、人口の出入即ち入寄留・出寄留・在外國・在監人其他の計數を、町村別に詳記する左に。

町村名	年次	本籍人口		現住人口		現住戸數
		男	女	男	女	
原町	大正七年末	四、〇四四	三、九八〇	三、五二五	三、四四四	一、三〇〇
	大正十一年末	四、三三七	四、二三八	四、〇四八	四、〇四三	一、三三七
鹽竈町	〃〃〃	四、五三三	四、五三六	五、四六四	五、五三〇	二、一六六
	〃〃〃	五、一三三	五、一三九	六、四二七	六、五〇七	二、六〇〇
廣瀨村	〃〃〃	二、二二二	二、〇〇三	一、八四三	一、八四八	五二六
	〃〃〃	二、二二七	二、一三九	一、八五三	一、八四五	五三六
大澤村	〃〃〃	二、二〇二	二、〇五四	一、八五一	一、八九一	五〇〇
	〃〃〃	二、五三八	二、〇九六	二、〇六一	一、九三七	五二五











り總ノ國（下總）を巡り更に葦浦より船に乗り、玉浦を横きり竹水門（多賀の湊）に上陸し夷酋を綏撫したるは、昭和二年を距る實に一八一七年の上古に屬す。當時二百四十四の國造ありとは、舊事紀の國造本紀及び國史の載する所なり。

紀元七九五年成務天皇五年、専ら内治の整齊に勵み、國縣の境域を改正し、更に山河の形勢に鑑み、阡陌の現状を察し、國を劃し邑を定め、全國大小百二十餘國とし、尙ほ細分して大小一千二百餘邑とし、國ごとに造を置き、邑ごとに稻置を置き、一の稻置をして八十の民戸を治めしめ、一の國造をして十の稻置を統べしめ、國造・稻置の任命には皆楯矛を賜ひて標とす。地方の制度こゝに於て大に定り、百姓其の堵に安んじたり。建國以來の第一維新なり。

成務紀。朕今や大業を紹き、朝夕懈たらざれど、人民尙ほ騒ぎて、荒き心を憐めず。是れ國に長なく、邑に首なきが故なり。宜しく國ごとに長を立て、邑ごとに首を置き、其地の長長しき者を撰びて、其官に任じて、民を治めしむべし。

同書。國郡に造長を立、縣邑に稻置を置、並に縣を分ち阡陌に隨ひて邑里を定む。因て東西を日縦とし、南北を日横とす。山陽を影面と云ひ、山陰を背面と云ふ。こゝを以て百姓安居して、天地無事なり。

同書。東は新治・仲・筑波。北は信夫・石城・佐渡・能登。西は未羅・天草。南は紀伊。波多。

舊事記。成務始分其地。定以爲國者、八曰阿尺（安積）曰思國（志田）曰伊久（伊具）曰染羽（標葉）曰浮田（宇多）曰信夫（信夫）曰白河（白河）曰石城（磐城）

應神紀。復置道奧（一作陸奥又作陸道。奥方言並同、猶言東道之奥區）道口（古俗相稱道路近遠之語耳）阿岐閉（一作阿岐後之安積郡）神野（後改賀美）

社會事林。國造。「くにみやつこ」上古の地方官なり。もこ凶賊を討平し人民を鎮撫せし功を以て、その地に封ぜられたるものなり、各その國にありて神を祭り民を治むることを掌る。

神武天皇初めて大和に、九大國造を置かれしより、繼體の朝に至るまで、凡そ二百四十四の國を置き、各國造を封ぜられたり。その島に在るものを特に島造と稱す。

同書。稻置。「いなぎ」日本紀成務天皇紀に、五年令諸國以國郡。立造長。縣邑置稻置。並賜之矛以爲表とあり。これ、この語に見えたる始めなり。邑長の號にて、國造に次ぎ、その職を世々にしたるもの。後には姓の名になり、第八等に居る。

### 第二節 大化の郡縣

成務天皇郡國を制定し、國造・稻置の地方官を設置し、歷朝の聖帝之に則ること五百十一年にして、孝德天皇大化皇紀一三〇六の革新は行はれたり、郡國の劃定その一なり。東は名譽の横河、南は紀伊の兄山、西は赤石の楯淵、北は近江狭々波の合坂山を劃して畿内の地と定め、其の東西南北に輪廓を構へて七道と稱す、所謂畿内七道の用語爰に始るもの、如し、然れども當時未だ諸國の疆域及び郡境定かならず。此の時國造・稻置の官を改めて、國司郡領と爲す。所謂大化の革新にして建國以來第二の維新なり。元明天皇和銅六年（皇紀一三三三）諸國に命じて、郡村の名稱には勉めて、雅馴の文字を用るしめ、又國ごとに山川原野より、土地の肥瘠、産物の品種、其他之に關する故事舊聞を誌して、上つらしめ、之を風土記「ふどき」と呼ぶ。蓋し本邦最初の地誌なり。

續日本紀六。（元明天皇和銅六年）五月甲子（二日）畿内七道諸國郡鄉名。著好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚虫等物。具錄色目。及土地沃瘠。山川原野名稱所由。又古老相傳舊聞異事。載于史籍。言上。

和銅三年三月平城の新京成りて皇都と奠め、列聖相承け光仁天皇に至る七帝、年を経ること七十五年、本邦文華の開發時代にして、奈良の朝と稱ふ。此の時代に於ける、郷を郡とし、郡を合して國を建つる最も多とす。例へば越後に出羽郡、上野に多胡郡、武藏に高麗郡を初めとし、丹後・美作・大隅・諏訪・出羽・能登・安房・磐城・岩代諸國の建置は悉く、奈良朝時代なりき。



續日本紀四。(元明天皇和銅元年)九月丙戌(二十八日)越後國言。新建出羽郡。許之。

同書五。(同四年)三月辛亥(六日)割上野國甘良郡織裳。韓級。矢田。大家。綠野郡武美。片岡郡山等六鄉。別置多胡郡。

同書六。(元明天皇和銅六年)夏四月乙未(三日)割丹波國五郡。始置丹後國。割備前國六郡。始置置美作國。割日向國肝坏。贈於大隅。始置大隅郡。始置大隅國。

同書七。(元正天皇靈龜二年)五月辛卯(十六日)以駿河甲斐相模上總下總常陸下野七國高麗人千七百九十九人。遷于武藏國。置高麗郡焉。

同書二十一。(淳仁天皇天平寶字二年)八月癸亥(二十四日)歸化新羅僧三十二人。尼二人。男十九人。女二十一人。移武藏國。閑地。於是。始置新羅郡焉。

同書八。(元正天皇養老五年)夏四月丙申(二十日)分佐渡國雜太郡。始置母。羽茂二郡。分備前國邑久。赤坂二郡之鄉。始置藤野郡。分備後國安那郡。置深津郡。分周防國熊毛郡。置玖珂郡焉。割信濃國。始置諏方國。

同書五。(元明天皇和銅五年)九月己丑(二十一日)太政官議奏曰。建國啓疆。武功所貴。設官撫民。文教所崇。其北道蝦狄。遠憑阻險。實縱狂心。屢驚邊境。自官軍雷擊。凶賊霧消。狄部晏然。皇民無擾。誠望便乘時機。遂一國。式樹司宰。永鎮百姓。奏可之。於是。始置出羽國。冬十月丁酉朔。割陸奥國最上置賜二郡。隸出羽國焉。

同書七。(元正天皇靈龜二年)九月乙未(二十三日)從三位中納言巨勢朝臣萬呂言。建出羽國。已經數年。吏民少稀。狄徒未馴。其地膏腴。田野廣寬。諸令近國民。遷於出羽國。教喻狂狄。兼保地利。許之。因以陸奥置賜最上二郡。及信濃上野越前越後四國百姓各百戶。隸出羽國焉。

同書八。(元正天皇養老二年)五月乙未(二日)割越前國之羽咋。能登。鳳至。珠洲四郡。始置能登國。割上總國之平群。安房。朝夷。長狭四郡。置安房國。割陸奥國之石城。標葉。行方。宇太。巨理。菊田六郡。置石城國。割白河。石背。會津。安積。信夫五郡。置石背國。割常陸國多珂郡之鄉二百一十烟。名曰菊多郡。屬石背國焉。

然れども、六十六ヶ國の國境を構成したるは、嵯峨天皇弘仁十二年(皇紀一四八一)なりとす。

歷朝聖德錄。弘仁十二年三月、詔して、越前の江沼。加賀二郡を割きて、加賀國を置く。是に於て諸國の割置全く終り、定めて六十

六箇國、及び二島とす。爾來明治の維新に至るまで、又變更なし。

日本地理志料。陸奥國。美知乃於久。按古事記神武段。道與。齊明紀國造本紀。同。其地東海東山兩道北隅に僻在す、故に名づく萬葉集古今集。美知能久。知るべし。於字は淺人の益し所。或美知國。源重之集清輔與儀抄に見ゆ。後无都といふ。无都、柿本人麻呂集に見ゆ。明人謀收「むち」をなす。本州上世日高見國蝦夷雜處、荒服を以て之を待つ。崇神十年四道將軍を置き、大彥命を北陸に、武渟川命東海に、二將軍を進め會津に相逢ふ、本州地名始めて史に見ゆ。景行帝二十五年武内宿禰に命じ、東北諸國を巡察せしむ、歸奏し曰、東夷日高見國あり、男女推髻文身、稟性勇悍、土沃疆曠擊取べし。四十年東夷叛、日本武尊に詔し之を討ち、帝手斧鉞を授け曰、朕聞東夷疆褻凌犯事をなす、邑首長なく、互に盜略す、邪神姦鬼害を人民に播く、蝦夷最強、冬穴夏巢、衣毛如血。登山如禽。承恩則忘。見仇必報。箭頭誓に挿み、刀衣中に藏す、黨類を集め邊界を侵す農桑を伺ひ以て人民を略す撃てば草に隱れ追はざ山に入り、往古より王化に洽からず、汝深謀遠慮、之を視るに威を以てす、之を懷くに德を以てす、兵甲を煩さず、自臣順せしむ。武尊奏曰、臣神祇の靈により、天皇の感をかり、往て賊境に臨み、宜く德教を以てす、猶不伏あらば兵をあげ之をうたん。遂に駿河相模を歴て、上總より轉じ陸奥に入り蝦夷境に至り、夷酋島津神國津神等遙に王船を望み、驚怖震懾し皆弓矢を投し、面縛罪を請ふ夷地悉く平け、因て其酋神を俘にし以て自ら之に従ふ、日高見國より常陸を歴て凱旋す。朝廷本州を經略し此に功る。五十六年蝦夷又叛す、東山道都督御諸別王兵を發し之を撃ち、夷酋叩頭服罪す、盡く其地を獻す。其降者を免し不伏を誅す、東方久しく無事なり。其子奈良別下毛野國造に拜す鎮夷の功あり。大彥命裔と陸奥に繁衍すにより氏を賜ふ多し。

成務帝國縣を定め、比止禰命を阿尺に、志久麻彦を思太に、豐島命を伊久に、足彥命を染羽に、賀我別王を浮田に、久麻直を信夫に、鹽伊已自直を白河に、建瀨依米命を石背に、建許呂命を石城に封す。應神帝更に屋主刀禰を菊多に、宇佐比刀禰を岐閉に封す國十有一なり。

孝德帝國郡制を定め、之を停め、陸奥國を置き、當時疆域文獻の徴するにたるなしと雖も、國により按するに、蓋今の磐城岩代陸前

の間に止り、賀美郡以北版圖に入らず、賀美の名、上なり。凡郡郷賀美の名は偏隅にあり、一も中央に位する者なし、武藏賀美郡

州西北にあり、後ち郡を建つ次第は賀美より漸く北に進む、以て證すべし。

齊明元年紀。蝦夷衆を率ゐて屬し、關に詣り貢獻す、特に柵養律刈蝦夷十五人、冠各二階を授く。四年紀。越國守阿部臣比羅夫舟

師を率ひ蝦夷を伐ち、鰐田、淳代地を收め郡領を定め、有間嶺にて大に渡島蝦夷を斃す。明年再び蝦夷を討ち、飽田淳代津輕三郡

第二篇 郡治沿革

一九七



及膽振蝦夷四百人を簡集して饗賜す、其十神を遣り、進て肉入「ししり」籠間菟「ここひろ」に至り、政府を後方羊蹄に建て、遂に肅慎を伐ち四十九人を虜にして歸り、王化始て北陳に軍ぶ。然れども陸奥東邊にて賀美以北、尙未だ版圖に屬せず。和銅六年新に陸奥國丹取郡を建て、後ち玉造郡と改め即ち賀美郡北に接す。

靈龜元年郡家を香阿、乃閉村に建つ、香阿詳ならず、閉は閉伊郡なり。養老二年常陸國石城、陸前國標葉行方字太日理菊多六郡を割き石城國をおき、白河石背會津安積信夫五郡を割き石背國をおく。常陸國多河郡二十畑をさき、菊田郡となし石城國に屬す。本書標葉の上に陸奥國三字を脱す。今常陸風土記に依り補ふ。是時陸奥領郡史に見えず。蓋賀美玉造黒川宮城名取志太柴田七郡あり、志太東北は小田郡なり、色麻郡下文色麻柵と稱す未だ郡をたてず、姑く石城石背幅員に較せば、定めて七郡となし博雅を待つ。五年柴田郡をさき刈田郡をおき八郡とす、津輕香阿閉伊は權に置く故に算せず。石城石背二國を廢し史も缺く。唯神龜五年新に陸奥國白河軍團をおく、則知る已に二國を停め陸奥に併す、是に於て十九郡なり。天平二年陸奥言、田夷蝦夷已に教化に服し郡家を建て編して百姓に同す、遠田郡を言。勝寶元年小田郡始て黄金を貢す、郡は遠田郡北にあり、建郡此より先きなり。天平九年持節大使藤原麻呂言、副使坂本字頭麻呂を遣し、玉造柵を鎮し、大伴美濃麻呂は新田柵を、日下部大麻呂は牡鹿柵を、將軍大野東人は軍を帥め、色麻柵に從て發す、新田以下三柵は後に郡を置く。寶字四年牡鹿郡俘囚あり、共に二十三郡。景雲元年栗原郡を置く本伊治城なり。前後長岡新田讚馬色麻富田登米六郡を置き二十九郡。是より先き寶字二年本洲浮浪人を發し桃生城を造り、寶龜二年桃生郡人牡鹿猪手あり三十郡を領す。

延曆四年鎮守將軍大伴家持言。名取以南十四郡山海に僻在し、塞を去り遠く徵發あり機急に會せず、是により權に多賀階上二郡をおき、民を募り兵を足し、以て國府を衛り、誠に豫を不虞に備ひ鉞を萬里に擢す、請ふ眞郡とし備に官員をおき、則民統攝の歸を知り、賊窺望の望を絶ち、奏可す、三十二郡。

按宮城郡多賀郷は、即多賀城所在鎮守府を膽澤郡に徙に及び降し郷とし、宮城郡に屬す。八年勅陸奥國從軍人今年田租を免し給後二年。牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川十郡賊と地を擽し、特に復年を延ぶ。桃生登米を載せず疑ふべし。十八年陸奥國富田郡を色麻に、讚馬郡を新田に、登米郡を小田に并す、二十九郡となる。富田は色麻北、讚馬は新田東にあり、今佐沼村存す。延喜式和名抄に登米郡をのす、則復た之を置くなり。二十一年坂上田村麻呂を遣し、膽澤城を造り、駿河以東十國浪人四千人を發し膽澤城に配す。是より先田村麻呂征夷大將軍に拜し

留鐵數年此間正史殘闕す、經略の詳なる知るべからず。然れども夷民を服し、土宇を拓き其功偉なり。蓋磐井江刺膽澤三郡をおき、多賀階上二郡を廢し、登米郡を復し、氣仙郡を建つ、郡三十二なり。

足利氏初め已に廢す者あり、尊氏の反其族家衆を以て、陸奥管領とし、是を大崎氏祖とす。其管する所古の黒川・賀美・色麻・栗原・玉造・長岡・葛岡・新田・志太・小田・遠田十一郡に過す。新田其仇家族稱と相渉り之を廢す。元中初伊達氏に歸す、天正中

大崎五郡の稱あり、玉造・賀美・志太・遠田・栗原なり、乃ち長岡葛岡小田已に廢す。本洲夷民雜居叛服常なし、故に國府鎮守府を並置し之を制取す、鎮將下に且つ、其國司に任する者、和銅に毛上野小足上毛野安麻呂、天平に百濟敬福石川年足、勝寶に佐伯全成、寶字に藤原朝滿田中多太麻呂、景雲に石川名足、寶龜に佐伯美濃、天慶に紀古佐美内藏全成、延曆に多治比宇美多治比清成坂上田村麻呂、弘仁に佐伯耳麻呂小野岑守、承和に自岑高行藤原大津小野信道、仁壽に藤原興世、齊衡に紀永直文室有直、貞觀に坂上當道安倍比高良岑經世の倍貞行、仁和に安倍清行、永承に源賴義、康平に高階經重、延久に源賴俊、寛治に源義家、嘉應に藤原秀衡あり。時に鎮將或按察使を兼ねる者あり。

### 第三節 宮城郡の建置

#### 第一項 國史に現はる宮城郡

國史に現はる宮城郡の名稱は、舒明天皇三年（皇紀一二九一）松島の八幡社と鹽竈の鹽竈社に、奉勅使差遣の典籍によりて知るを得べし、昭和二年を距る實に千二百九十五年なり。去れど郡國の廢合のみに關する史典に徴して建郡の歲月を明確に記載し得ざるは編者寡聞の然らしむ所なり。強いて之を推めん欲せば或は推古天皇二年（皇紀一二五四）鹽竈神社圭田奉納時代に溯らざるを得ぬが如く思はる。先哲既に「郡名」の起因は神聖の墟なりと言ふ。（參照本節第二項）



案ずるに舒明天皇の御宇、三韓討伐の鴻業は、既に終焉を告げたり、されば先帝の遺業を繼紹し、東夷を鎮撫し給はんと、仍りて國土の經營に靈驗著しき神社に奉幣使を派遣し給ふ。舒明天皇三年松島の八幡神社に、翌四年鹽竈神社に幣を捧げて武運の長久を祈らせ給ひたりき。

類聚國史。舒明天皇三年七月。陸奥宮城郡松島八幡。奉勅使早良連惟保。

同書。舒明天皇七月。陸奥國宮城郡鹽竈神。奉勅使(損膽良隅)。錦綿布靈璽等。

類聚國史は宇多天皇寛平四年菅原道實の著にして、源順の倭名鈔より早きこと約八十餘年前の著書なり。この書にして前者は松島の八幡神社、後者は鹽竈の鹽竈神社に奉幣使の事見ゆ。

是より先き、推古天皇二年鹽竈神社に圭田を奉ぜしことあり。圭は潔なり、其の圭田より生ずる收穫を以て祭祀の料に供する今の祭祀田に酷似するが如し。

風土記。鹽竈神社。圭田五十六束(編者注す束は稻百把の稱なり)祭る所は鹽土翁なり。推古天皇二年甲寅七月、始めて圭田を奉じて神事を行ふ。

案ずるに、推古天皇の御代に至り、韓風廢れて唐風漸く興らんとす、小野妹子を隋國に遣はして唐留學の端を啓く又佛寺を興して、佛教を興隆にし、神祇を奉祭して敬神崇祖の誠を致せり。即位の十五年二月詔を下し給へり。

推古紀。朕が皇祖天皇の、世々を幸し給ふや、敦く神祇を禮し、山川を祀り給はざるは無し。されば朕が世に於て、争て祭祀を怠る可けむ。百僚宜しく心を竭くして、天神地祇を崇祀すべし。

先賢の著書皆謂ふ。天平神護二年紀、陸奥國宮城郡稻一萬餘石を與へて貧民を賑給しとき、「郡名始めて見ゆ」と。

續日本紀二十七。(稱徳天皇天平神護二年)十一月己未(七日)以陸奥磐城宮城二郡稻穀一萬六千四百餘斛。賑給貧民。

天平神護二年(皇紀一四二六)なりと。舒明天皇三年より後ること百三十五年なり。宮城郡名の類聚國史に現はる

前述の如し、先賢の所見皆稱徳天皇天平神護二年なりと云ふ。編者今は姑らく類聚國史に據りて、宮城郡は舒明天皇の御宇に在りと。

### 第二項 郡名起因

推古天皇の御宇は、所謂る文明東漸の東天紅なり、古來の庶制は社會の現状と併馳すること難く、大化の革新は此時代に醗酵し、孝徳天皇の御宇に醸成したるもの、如し。推古天皇敬神尊祖の詔を下し、鹽竈神社に圭田を奉祀し給ふ續いて舒明天皇八幡神社鹽竈神社に奉幣使を派遣し、國家の泰平を祈らせ給ひて後ち、孝徳天皇郡國の制度を煥發し給ふ宮城の意義深甚にして、郡名の起因既に此に胚胎したるに非らざる乎。故に謂ふ、新井白石松島記に、「郡名宮城。蓋神聖之墟也」と。佐久間洞岩その著奥羽觀蹟聞老志に「今先生(白石字在中源君美享保 年歿す年六十九)の作の若き一篇の中許多曠濶渺茫の地を呑み、而して餘蘊なし。此を以て直に古の稱、蓬瀛と爲す者珍奇神妙金玉の遺音、實に驚く可きなり。是に於て乎、我が國華愈々熾んに、地名益々新たらん。嗚呼地は人を得て照かに、名は文に依りて長へなり知らざるべからず」松島記の禮讚かくの如し。宮城郡名に繋る、松島記の一條を抄録する左に。

松島記。鹽竈之浦。在其南陔。而有左右二社。蓋是太古。神聖始作魚鹽之利。以贖民用。後世戸而祝之。社而稷之。舊稱之。曰志波日子神社。方言志波。即鹽也。日子。乃古之尊稱。皇家祀典亦與焉。郡名宮城。蓋神聖之墟也。

### 第三項 宮城郡郷

郡郷の異同一にして足らず。王制弛みて莊園興るに方り、公土に屬する地帯を郡と云ひ、私田に屬する面積を郷と云



ふ。更らに變じて庄司豪族大名となる。古今の變態を叙述せんと欲するも紙數に制あり姑らく爰に措く。

日本地理志料。宮城郡。美也岐。出羽宮城郷あり。天平神護二年紀。陸奥國宮城郡稻一萬餘斛、貧民を賑給し、郡名始て見ゆ。延暦四年紀。鎮守將軍大伴家持奏。名取以南一十四郡山海に僻在し、去塞懸遠徵發あり機急に應ぜず、是に由て權に多賀階上二郡をおき、百姓を募集し兵を國府に足し、請ふ眞郡となし備に官員をおき、則ち民統攝の歸を知り、賊窺の望を絶つ、之れを可とし二郡後ち郷となす、又本郡に隸す事下に具す。延暦十五年紀。磐瀨郡人某姓大伴宮城連きたまふ。承和七年紀。宮城郡權大領物部已波美、和池を造り公田に漸く、私婚を輪し公民を賑す、詔し外從五位下に叙す。貞觀八年紀。鹿島苗裔神三社宮城郡にあり。郡名古今異なし。本郡東海及桃生郡、南名取郡、西出羽村山郡、北賀美黒川志太三郡に至り、郷九餘戸一を營す中郡なり。近古私に國分莊宮城郷利府郷高城郷と稱す、今村七十九町三百五を領し、南日村に治す。別に仙臺區をおき、表小路町に治す。

赤瀨。殘篇風土記赤瀨郷あり。封内風土記赤瀨未詳。保木氏曰。今加瀨村以東蓋其地なり。按今赤瀨村あり、瀨瀨諸の瀨り、赤瀨。松島。四家。磯塔。高城。根洞。幡谷。小泉。竹谷。手續諸邑に亘り高城郷と稱す、或其域なり。弘仁三年紀。濱田郡人竹城公多知麻呂等八十八人に、姓陸奥高城連きたまふ。貞鑑文治六年修。竹城郷あり、其延命寺に高城氏累世墳あり、千葉系圖に高城氏あり、常胤子胤道は郡の國分莊に居り、國分を以て氏となす。松島村は曲浦に臨み島嶼數百海上に星散し、島皆青松なり白波を映帶し、稱して天下絶景となす。瑞岩寺あり天長中僧慈覺創し、尤も勝景に富み、寺に僧賴賢碑あり、弘安中歸化元僧一山撰文並書、筆法遵俊世に稱せらる。

磐城。名取桃生二郡に磐城郷あり、皆其移民の居る所。殘篇風土記。磐城莊に作る。國郡沿革考。磐城方廢し今鹽釜地方蓋是なり。按圖。大代。笠神。下馬。中野。北原。菅蒲田。吉田濱。七ヶ濱諸邑に亘る其域なり。主稅寮式鹽釜神を祭る料、稻一萬束。其祠は鹽釜村千家「ちか」山にあり武甕槌神津主神岐神を祀り、四大釜あり徑四尺左右即ち太古鹽を煮る所、崇して神體となす。初二神岐神を嚮導となし、妖神を驅逐し途に此土にいたり、大に威靈をあらはし、岐神は民に教ゆ鹽を煮る、其生業を資く、故に三神を合祀し、號して鹽釜神といふ。祀典の鼻節神社は鹽釜社東、花淵濱にあり亦岐神を祭るなり。

科上。古事記。信濃科野に作る。萬葉集。階坂在「しなさか」の語あり以て越國に冠す、此地山により層々級をなし故に名づく。延暦四年紀。鎮守將軍大伴家持奏。多賀階上「はしかみ」二郡をおき、兵を國府に足し機急に備ふ、之を許し多賀東に、本郡西にあり以て國府を嚮るなり。後降して郷となす、未だ何年なるか詳ならず。階上郡は節用集及南部城報時續識に見ゆ。昔生氏國郡全圖。宮城郡に階上郡をおき、作並。大倉。坂下。門澤。漆澤。輕井澤諸邑を以て繋ぐ黒川岳あり、出羽に界し其概を知るべし。觀跡聞老志。今本吉郡波路上一「はちがみ」村を以て擬す、然に宮城本吉中間に、桃生牡鹿二郡を隔つ、故に取らず。大倉に古鹽二あり、下大倉館大倉藏人居り、大倉古館作並宮内居る、國分氏に屬す。

丸子。萬呂古。安積郡丸子郷あり、蓋安房齋藤郷民の移居なり。神龜二年紀。征夷將軍以下功を論し、普階賜物あり中に丸子大國あり。延暦四年紀。小田郡大領丸子部勝麻呂あり。或は本土の人。陸奥郡郷考。丸子は今の何地か審ならず。按圖本郷村仙臺城西にあり、愛子。上愛子。下愛子。大堀。花坂。半澤。郷六。大竹。葛岡。吉田。鹽澤諸邑蓋其地なり。本郷は郷司の宅なり。封内風土記。葛岡郷六並に壘址あり、皆國分氏に隸す。半澤宇那福祠の梁牌、福徳元年庚戌藤原朝臣尾沼郷六大膳宗家修營なり、長沼其本姓居地により姓を復す。福徳は偽年號なり、後土御帝延徳二年に當るなり。

大村。白河郡及豐陸信濃に大村郷あり、亦其移民の居る所か。殘篇風土記に大村莊に作る。陸奥郡郷考。大村方廢す。按圖郡東南、小泉。蒲町。伊在。六丁目。荒井。霞目。長喜城。荒沼。深沼。荒濱諸邑蓋其地なり。國分尼寺小泉村にあり礎礎敗瓦尙存す。

白川。志良河波。其移民の居る所。陸奥郡郷考。白川は今の何地か審ならず。按圖七北田川に沿ふて、田子。福室。福田。平柳。岡田。蒲生。町蒲上。東作諸邑あり國分莊に屬す、疑らくは其域なり。宮城。按古宮城郡司此に治す、大伴宮城連も居る。東鏡文治六年條。陸奥國宮城郷あり。封内風土記云。源賴朝已に泰衡を平げ、宮城郡國分莊を千葉胤道に賜ふ、因て此に城き國分氏と稱し子孫傳領す、慶長中伊達政宗代て封し、千代城と改め、後仙臺を以て之に易ゆ、提封六十萬石二十一郡に亘り東陸雄鎮たり、今宮城縣治あり。

按圖仙臺城邑川内。南目。苦竹。小鶴。燕澤。鶴谷。原。小田原。北根。荒牧諸邑其故區なり。宮城野は南目村にあり、或は本荒郷といふ、胡枝花を以て名あり、鞭桶壘あり、將軍坂上田村麻呂東伐に鞭を植て憩ふ、故に名あり。文治中藤原泰衡國分原鞭桶に軍す即ち此なり。燕澤に弘安五年碑あり、文に省畫多し、土人蒙古碑と呼ぶ。青羽山、躑躅花岡あり、皆國雅に見ゆ。餘戸。陸中留守氏、文永二年讓狀、宮城郡高用名内餘部村。封内風土記餘戸方廢す、餘目「あまめ」村存す、戸目一聲相通す。按圖松森。市名坂。七北田。野村。大澤。古内。上谷刈諸邑岩城莊に屬す是其地なり。長命山嶽あり、東鑑云。泰衡鞭桶を棄て退



き、中山物見岡に陣す是なり。伊谷澤原は頼朝陣柵なり。

多賀。常陸多珂郡あり、蓋其移民居る所。天平九年紀。陸奥持節大使藤原麻呂、多賀柵に至り、鎮守將軍大野東人と議し、常陸上總下總武藏上野下野六國騎兵一千人を發し、別將を分遣し、山海兩道を徇ひ麻呂留て多賀柵を鎮す。天平寶字六年鎮守將軍藤原朝獲修す、號して多賀城といふ。立碑京師及夷境道程を記し、城址及其碑市川村に現存す。天平勝寶二年紀。陸奥調庸、多賀以北諸郡に黄金を輸さしむ、其法正丁四人一兩、以南諸郡菑により布を輸す。延曆四年紀。將軍大伴家持言、柵に多賀階上二郡を置き、募兵以て警急に備ふ、請建て眞郡を置き、内民心を繋き外夷情を服す、之を許す後降して郷をなす史闕く。八年紀。諸國軍士多賀城に會し、分道して賊地に入る。承和六年紀。鎮守將軍陸奥守藤原末守奏、膽澤多賀兩城の間、異類延蔓控弦數千警急あり支禦しかたし、援兵を徵發し諍民赴農を須つ、又多賀城膽澤の後援をなし、兵數を益さす何以て急を救はん、上奏報を待ち恐は機事を失はん、且つ發し且つ奏し之を許す、知べし是より先き、已に膽澤城を置き、多賀城を以て國司治所となす。臺記。康治二年條。大納言伊通論せられ多賀國府にあり、東鑑。文治五年條。頼朝進て多賀國府に軍す。宗久紀行同。殘篇風土記。多賀莊を作る。陸奥郡郷考。多賀方廢す。祀典。多賀神社市川村にあり多賀城墟あり。

按圖・市川・加瀬・浮島・利府・利府本郷・森郷・飯土井・澤乙・東番・西番諸邑其故區なり。承和六年紀。援兵を發し多賀城を衛り、四五月間結番上下暫く時變を候す、東番西番は番戌の所、祀典の伊豆佐實社飯土井村にあり。利府池に菅を生す、古席をあみ庸貢に供す。古歌、十府菅席「こふすがこも」是なり。  
柄屋。都加夜。和名太知乃都加。本草音刀軛に作る。考工記云。劍莖は人の握る所、鐔以上なり、都加握るなり。  
兵部省式。陸奥國栖屋驛馬五匹、柄は柄の字の譌、是郷兼驛なり。陸奥郡郷考。柄屋今の何地か審ならず。按圖菅谷村あり、菅柄聲近し。岩切・今市・神谷澤・南宮・山王・新田・高崎・八幡・留諸邑・岩切莊に屬し其地なり。祀典。志波彦神社岩切冠川明神といふ。鹽釜社記を案するに、岐神部屬の神海を煮るを掌る、志波彦は即鹽彦なり。北橋を冠川に架し、土人轟橋といふ、夫木集途絶橋なり。八幡に與井地あり、八雲御抄起居里陸奥にあり是なり。聞老志。野田玉川。末松山あり、此書傳會多し盡く信すべからず、附して採擇に備ふ。

【宮城連】 上古及び奈良朝の國史に現はる、宮城郡は既記の如し、而して平安朝の初期、皇紀四五七年桓武天皇延暦十

五（又十六）年（距昭和二年一一三〇）磐瀨郡の人丸子部某に、大伴宮城連の姓を賜はりしことあり。丸子部は丸君部曲にして、其の族東北に繁榮す、和名抄載する所の、宮城郡に丸子郷あり、地理志料に丸子郷の疆域を仙臺城の西部、上下愛子等の地帯と推定せらる、即ち丸子部種族の蟠居地帯なるべし。

而して丸子部族に二種あり、一は天帶彦國押人命の後裔と、一は阿太賀須命の後裔に分る、前者は皇孫族にして後者は出雲神族なり。大伴宮城連は後者に屬するものなるべし。

姓氏家系辭書。丸子部天和【丸君部曲】丸の子部の意なる事、吉彌子部の公の子部なるに同じ。丸は和邇にて古代の大族也。丸子部は其部曲即配下の民を云ふ。ワニコペなれど後世多くマリコ又はマルコと訓するを以て此部に載せたり。多く東國に榮ゆ。和邇氏數流あれど、其内榮えたるは和邇臣と和邇君となり。前者は天帶彦國押人命の後にて皇別第一流の氏なるが、其部曲に和邇部あるを以て、此丸子部は和邇部曲と思はる。和邇君は三輪公族にて出雲神族也。姓氏錄。大和神別に和仁古、大國主六世孫阿太賀田須命之後也。和仁古は丸子に同じ。即丸子部の出雲神族和邇君の部曲なるを知るべし。

【宮城四郎】 平安朝に宮城連あり、鎌倉時代の初期に宮城四郎あり。四郎は留守家の祖、伊澤家景の弟家業なり。大江氏の族なり。大江は元と大枝と稱す、出雲の臣族にして土師氏の流なり。貞觀八年大枝の文字を大江に改む。宮城四郎家景初め頼朝に仕へ、後ち齋齋神社の神主となる。

姓氏家系辭書。宮城氏（伊澤氏裔）伊澤家景（留守氏の祖）の弟家業、宮城四郎と云ふ。鹽齋神社の大神主此氏也。  
日本地理志料。柴田郡の條に。東鑑を引證  
東鑑。將軍賴家屢芝田次郎を召す、病と稱し至らず。正治三年宮城四郎を遣し、芝田城を攻む。



## 第二章 統治府

### 第一節 將軍

元明天皇即位の七年、即ち和銅元年四禽圖に叶ひ、三山鎮を作すの祥地を、大和國添上郡奈良に卜して皇都を奠む。列聖相承け光仁天皇に至る、七帝ここに都して御代を治め、文化の開發蓋この時代なりき、史家稱して奈良朝と云ふ。爾かあれども、武備従つて解弛し、殊に遷都の力役に疲憊し、平穩和順の風光は褪色せられしもの、如し。天皇深く之を宸憂し給る、詔して授刀舍人を置く。

和銅二年（皇紀一三六九）三月五日巨勢朝臣麻呂を、陸奥鎮東將軍、佐伯宿禰石湯を、征越後蝦夷將軍に任じて、節刀を賜ふて、陸奥越後の夷賊を伐たしむ、討伐半歳にして亂平らぎ、八月二十五日優寵を加へ給ふ。此の役に於ける陸奥の夷賊は後ちの出羽にして未だ出羽國の建置せられざる時なり。爾來節刀を授け將軍に任ずる毎に、征隼人持節大將軍・征夷將軍・持節鎮狄將軍等の稱號を異にす。

續日本紀四。（元明天皇和銅二年）三月壬戌（五日）陸奥越後二國夷。野心難馴。屢害良民。於是遣使徵發遠江。駿河。甲斐。信濃。上野。越前。越中等國。以左大辨正四位下巨勢朝臣麻呂。爲陸奥鎮東將軍。民部大輔正五位下佐伯宿禰石湯。爲征越後蝦夷將軍。內藏頭從五位下紀朝臣諸人。爲副將軍。出自兩道征伐。因授節刀並軍令。

同 八月戊申（二十五日）征蝦夷將軍正五位下佐伯宿禰石湯。副將軍從五位下紀朝臣諸人。事畢入朝。召見特加優寵。同 書八。（元正天皇養老四年）九月丁丑（廿八日）陸奥國奏言。蝦夷反亂。殺按察使正五位上上毛野朝臣廣人。戊寅以播磨按察使正四位下多治比真人縣守爲持節征夷將軍。左京亮從五位下下毛野朝臣石代爲副將軍。軍監三人軍曹二人。以從五位下阿倍朝臣駿河爲持節鎮狄將軍。軍監二人軍曹二人。即日授節刀。

同 書。五年六月乙酉（十日）太政官奏言。陸奥筑紫邊塞之民。數過煙塵。疾勢戎役。加以父子死亡。室家離散。言念於此。深以矜懷。宜勿出當年調庸。諸國軍親帥戰兵殺獲逆賊。乘勝追北者賜復二年。冒犯矢石身死者父子並復一年。如無子者昭穆相當鄉里者議亦聽復之。

同 八。（元正天皇養老四年）三月丙辰（四日）以中納言正四位下大伴宿禰旅人。爲征隼人持節大將軍。授刀助從五位下笠朝臣御室。民部少輔從五位下巨勢朝臣真人爲副將軍。

同 九月丁丑（廿八日）陸奥國奏言。蝦夷反亂。殺按察使正五位上上毛野朝臣廣人。戊寅（廿九日）以播磨按察使正四位下多治比真人縣守爲持節征夷將軍。左京亮從五位下下毛野朝臣石代爲副將軍。軍監三人。軍曹二人。以從五位下阿倍朝臣駿河爲持節鎮狄將軍。軍監二人。軍曹二人。即日授節刀。

和銅四年（皇紀一三七二）九月二日、勅して兵術の訓練、越へて四日兵器の倉庫を護衛せんがため、兵營建置のため將軍を置くこと三名。

續日本紀五。（元明天皇和銅四年）九月甲戌（二日）詔曰。凡衛士者。非常之設。不虞之備。必須勇健應堪爲兵。而悉皆庭弱。亦不習武藝。徒有其名。而不能爲益。如臨大事。何啻機變。傳不云乎。小教八戰。定謂棄之。自今以後。專委長官。簡點勇健。武之人。每年代易焉。

往昔未だ軍府の稱號定まらざるが如し、故に或は征狄所と稱し軍營と名け、後ち柵・戍・軍團等の稱號を経て奈良朝の初期に至りて鎮守府の稱號となる。宛かも東北鎮臺の稱號變遷して師團と稱するに等しかるべし。

續日本紀四。（元明天皇和銅二年）七月丁卯（十三日）令越前越中越後佐渡四國。船一百艘。送于征狄所。同 書 五。（和銅四年）九月丙子（四日）勅。頃聞。諸國役民。勞於造都。奔亡猶多。雖禁不止。今宮垣未成。防守不備。宜權立軍營。禁守兵庫。因以從四位下石上朝臣豐庭。從五位下紀朝男。栗田朝必登等。爲將軍。

### 第二節 國司



成務天皇始めて國郡を分ちて邑里を定め、國造及び稻置の官を置きしより、五百十年の歲月を經由し、皇紀一三〇五孝德天皇大化元年、封權制度を廢して、郡縣制度に改む。畿内七道凡そ五十餘（嵯峨天皇弘仁十二年六十六個國二島）國と爲し、國毎に國司を置き、郡毎に郡司を置く。國土の形勢、山川地帶に鑑み、大國上國中國下國の四段階級を設け、國司の任期を四個年とし、郡司を世襲とす。國造の名は天ツ社・國ツ社の宮司に存するもの多ふしとす。此時始めて年號を建て大化といふ、是れ我朝建元の始めにして、西紀六四五年、漢土の唐太宗貞觀十九年に當る。翌二年三月勅を下せり。

凡そ人の上たる者は、先づ己れを直くして、後に人を正さざる可らず。故に國司は専ら罪人を判す可らず、又賄賂を受けて邪正を誤るべからず。勢威を藉りて、財貨を貪る可らず。

國の階級により、守・介・掾・目の四段に分類す、左に概要を示し、併せて國守職の變遷沿革を略叙せん乎。

- 大 國 守一人從五位上。 介 一人正六位下。
- 大掾 一人正七位下。 小掾 一人從七位上。
- 大目 一人從八位上。 小目 一人從八位下。 史生 三人。
- 上 國 守一人從五位下。 介 一人從六位上。
- 掾 一人從七位下。 目 一人從八位下。 史生 三人。
- 中 國 守一人正六位下。 掾 一人正八位上。
- 目 一人大初位下。 史生 三人。
- 下 國 守一人從六位下。 目 一人初少位上。 史生 三人。

社會事林。各國に博士醫師各一人あり、これに伴ひて、大國には學生五十人醫生十人、上國には學生四十人醫生八人、中國には學生三十人醫生六人、下國には學生二十人醫生四人あり。諸國史生以上を國司といふ。その後種々の沿革ありたるが、常に弊政百出し、國司は終に京都に止り（堀河帝の時）目代を使はして國務を行はしめ、莊園盛んに行はるゝに至りては、益々國司の弊を來し

頼朝に至り、家人を以て守護地頭となすに及び、國司その職を失へり。然れども尙遙授の官を置き、目代は本廳と稱して、朝廷の稅務を掌り、その屬使に總檢校檢校稅所大帳所朝集建兒國堂所等あり。建武中興の時武人を用ふるを守護となし、公卿を用ふるを國司といへり。然れども幾ならずして、武人全く地方衛を專擅するに至れり、國司の國衛のある地を國府と稱し、後に府中ともいふ今に地名となりて殘れるもの多し。

【任期の延長】大化の新政に國司の年期を四個年とす、後ち百十三年を經過し、皇紀一四一八淳仁天皇天平寶字二年十月二十五日勅して六ヶ年とす。蓋し民間の疾苦を愛憐し給ふ愍慮なりとす。

續日本紀廿一。冬十月甲子勅。如聞。吏者民之本也。數遷居則民不安。居久習習則民知所從。是以。服其德而從其化。安其業而信其令。頃年。國司交替。皆以四年爲限。斯則適足勞民。未可以化。孔子曰如有用我三年有成。夫以大聖之德。猶須三年而況中人乎。古者。三載考績三考黜陟。所以表善簡惡盡臣力者也。自今以後宜以大誠爲限。省送迎新之費。其每至三年。遣巡察使推檢政迹慰問民憂。待滿兩廻隨狀黜陟。庶令移易食俗。悉變清風黎元息肩會稟有實。普告遐邇朕意焉。

### 第三節 任官

陸奥守任官の始めは、元正天皇和銅元年三月十三日、下毛野朝臣小足なるべし。

續日本紀四。（和銅元年）三月丙午。以從四位上中臣朝臣意美麻呂。爲神祇伯。（中略）從四位下上毛野朝臣小足。爲陸奥守。（以下略）

翌二年四月十六日小足薨じ、七月朔日上總守從五位上上毛野朝臣安麻呂を陸奥守に任ずと即ち小足の後任なるが如し、去れど先賢記して安麻呂を擬して、陸奥守の初任となせり。老志に「上毛野朝臣安麻呂同年（和銅二年）七月爲陸奥守按當國守權輿」復た風土記に。和銅二年七月朔從五位上上毛野朝臣安麻呂を陸奥守となす、是陸奥守の始なり。

續日本紀四。（元明天皇和銅二年）四月壬寅（十六日）從四位下上毛野朝臣男足卒。秋七月乙卯朔（一日）以從五位上上毛野朝臣



安麻呂。爲陸奥守。令諸國。運送兵器於出羽。爲征戢狀也。

和銅元年より元龜二年に亘る約八百年、陸奥國に足跡を印せる國司及び將軍の官職氏名を年次に表示し列記する下の如し。

皇紀一三六八	元明天皇	和銅元年三月 陸奥守下毛野朝臣小足。
皇紀一三六九	同	同 二年七月 陸奥守上毛野朝臣安麻呂(老志。按當國守權輿)
皇紀一三九九	聖武天皇	天平十一年四月 陸奥國按察使兼鎮守府將軍犬養德守。
皇紀一四〇九	同	同 十八年四月 陸奥守石川朝臣年足。
同	同	同 九年九月 陸奥守百濟王敬福。
皇紀一四〇九	孝謙天皇	同 二十一年五月 陸奥介佐伯全成翌年陸奥守。
皇紀一四一七	同	天平寶字元年六月 陸奥守兼陸奥鎮守將軍按察使大伴宿禰古麻呂。
同	同	同 七年七月 陸奥守按察使兼鎮守將軍藤原惠美朝臣朝瀨陸奥介兼副將軍百濟朝臣足人。
皇紀一四二二	淳仁天皇	天平寶字六年十二月 陸奥守兼鎮守副將軍田中朝臣多太麻呂。
皇紀一四二三	同	同 七年七月 陸奥出羽按察使藤原田麻呂。
皇紀一四二四	同	同 八年四月 陸奥守兼鎮守將軍多太麻呂。
皇紀一四二七	稱徳天皇	神護景雲元年十二月 陸奥大國造道島宿禰島足。國造(又陸奥小掾)道島宿禰三山。
皇紀一四二八	同	同 二年九月 陸奥鎮守將軍石川名足(三年八月陸奥守)
皇紀一四三〇	光仁天皇	寶龜元年九月 陸奥鎮守將軍坂上田麻呂。
皇紀一四三一	同	同 二年 陸奥守兼鎮守將軍佐伯美濃。
皇紀一四三三	同	同 三年七月 陸奥介笠朝臣道引。
同	同	同 年 陸奥按察使(四月七月)鎮守將軍大伴宿禰駿河麻呂
皇紀一四三四	同	同 五年正月 陸奥介上毛野朝臣。

皇紀一四三六	同	同 年五月 陸奥鎮守副將軍、六年九月陸奥介。八年陸奥守兼按察使紀朝臣廣純。
皇紀一四三七	同	同 七年五月 陸奥鎮守權副將軍佐伯宿禰久良麻呂。
皇紀一四四一	同	同 八年正月 陸奥守大伴宿禰真綱。
皇紀一四四二	桓武天皇	天應元年正月 兼陸奥按察使藤原朝臣黑麻呂陸奥守。十二月兼鎮守副將軍内藏忌寸全成。
皇紀一四四五	同	延暦元年六月 陸奥按察使鎮守將軍大伴宿禰家持。
皇紀一四五〇	同	同 四年 陸奥守又陸奥按察使兼副將軍。七年鎮守將軍多治比真人宇美。
皇紀一四五一	同	同 九年三月 陸奥守兼按察使多治比濱成。
同	同	同 十年八月 陸奥鎮守將軍百濟王俊哲。
皇紀一四六八	平城天皇	同 年 陸奥出羽按察使兼陸奥守十月鎮守將軍。十六年征夷大將軍坂上田村麻呂。
皇紀一四六九	同	大同三年五月 陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣。六月陸奥介百濟王教俊。
皇紀一四七〇	嵯峨天皇	同 四年 陸奥鎮守將軍佐伯耳麻呂。
皇紀一四七二	同	弘仁元年 陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂。
皇紀一四七五	同	同 三年二月 鎮守將軍物部臣連足繼。
皇紀一四七七	同	同 六年正月 陸奥守小野朝臣峯(又岑)守。陸奥介甘南備真人高繼。
皇紀一四八一	同	同 八年正月 陸奥出羽按察使藤原冬嗣。
皇紀一四八九	仁明天皇	同 十二年二月 兼陸奥按察使良峯安世。
皇紀一五〇〇	同	承和六年正月 陸奥出羽按察使藤原良房。
皇紀一五〇一	同	同 七年正月 鎮守將軍御春朝臣濱主。
皇紀一五〇二	同	同 八年正月 陸奥守良岑高行。
皇紀一五〇六	同	同 九年六月 陸奥守小野篁。
同	同	同 年七月 陸奥守藤原朝臣大津。
同	同	同 十三年正月 陸奥守小野朝臣信道。

第二篇 郡治沿革



皇紀一五〇八	同	嘉祥元年	陸奥介兼鎮守將軍坂上大宿禰尙宗。
皇紀一五一一	文德天皇	仁壽元年	鎮守將軍伴宿禰三宗。
皇紀一五一四	同	齋衡元年	鎮守將軍文屋朝臣道世。陸奥出羽按察使藤原良相。
皇紀一五一五	同	同	二年 陸羽禰察使安倍安仁。
皇紀一五一六	同	同	三年 陸奥守紀朝臣永直。陸奥守文屋朝臣有真。鎮守將軍小野朝臣春枝。
皇紀一五一八	同	同	三年 陸奥守文屋朝臣有真。鎮守將軍小野朝臣春枝。
皇紀一五二〇	清和天皇	天安二年正月	陸奥介坂上大宿禰高道。三月陸奥權介藤原大瀧。
皇紀一五二四	同	貞觀元年	奥羽按察使平高棟。陸奥守坂上大宿禰當道。
皇紀一五二五	同	同	二年二月 鎮守府將軍小野春枝。
皇紀一五二七	同	同	六年二月 奥羽按察使源融。
皇紀一五二九	同	同	七年正月 陸奥介鎮守府將軍文屋朝臣甘樂麻呂。
皇紀一五三八	陽成天皇	同	九年正月 陸奥守良峯經世。
皇紀一五四四	同	同	十一年正月 奥羽按察使藤原基經。
皇紀一五四五	光孝天皇	元慶二年六月	鎮守府將軍小野春風。
皇紀一五四六	同	同	八年正月 鎮守府將軍安信三寅。
皇紀一六五五	一條天皇	同	二年正月 陸奥出羽按察使在原行平。
皇紀一七〇九	後冷泉天皇	長徳元年	陸奥守藤原實方。
皇紀一七二二	同	永承四年	(別本五)鎮守府將軍源賴義。
皇紀一七二三	同	康平五年	陸奥國守高階經重。
皇紀一七四三	白河天皇	同	六年二月 鎮守府將軍清原武則。
皇紀一八三〇	高倉天皇	永保三年	陸奥守兼鎮守府將軍源義家。
		嘉應二年五月	鎮守府將軍藤原秀衡。

皇紀一八四一	安徳天皇	養和元年八月	陸奥守藤原秀衡。
皇紀一八七七	順徳天皇	建保五年十二月	陸奥守北條義時。
皇紀一九九三	後醍醐天皇	元弘三年	陸奥守源顯家。
皇紀一九九四	同	建武元年	鎮守府將軍足利尊氏。
皇紀一九九五	同	同	二年十一月 兼鎮守府將軍源顯家。
皇紀一九九六	同	同	三年 探題職源兼家。
皇紀一九九八	同	延元元年	陸奥大守義良親王。
皇紀一九九九	同	延元三年	鎮守府將軍兼陸奥介源顯信。
皇紀二〇〇〇	同	曆應二年	奥州官領足利伊豫守源家景。
皇紀二〇〇三	後土御門天皇	文明十五年十月	奥州守護職(奥州探題なりき)伊達藤原成宗。
皇紀二〇〇四	同	同	同
皇紀二〇〇六	後柏原天皇	元龜二年七月	奥州探題職伊達植宗。

### 第四節 多賀城府

#### 第一項 多賀城

##### 一、東奥の拓殖

東奥の拓殖は、武内宿禰の日高見國の巡察に始り、應神天皇の御宇、蝦夷始めて朝貢す、後ち日本武尊の竹の水門(多賀の湊、今の七ヶ濱村湊)に上陸、北上流域版圖皇化に歸す。神后攝政兵を韓土に構ふ。爲めに東奥經營の制令弛むに伴ひ、仁徳天皇五十五年田道の敗軍、敏達天皇十年蝦夷反して邊境に寇し、舒明天皇九年上毛野形名の東征となる。孝徳天皇四年(皇紀一三〇八)淳足柵(新潟縣の沼垂)を造りて柵戸を配置したるは、蓋し柵戍の權輿なるが如し。



爾來十六年の歳月を経て、天智天皇三年水城を起し烽を壹岐・對馬・筑紫に置き、四年八月歸化の百濟人を役して城を築き、九年長門・筑紫に城きて外寇に備ふは、蓋し築城の嚆矢なるべし。夫より天武天皇白鳳二年始めて不破關を置き五年兵政司の官を置く。十二年諸國に令して陣法を習はしめ以て東夷北狄征討の軍備とす。

## 二、多賀鎮守の建置

聖武天皇即位の元年、即ち神龜元年（皇紀一三八四距昭和二年一二〇五）按察使大野東人をして鎮守將軍を兼ねしめ多賀城に駐屯せしむ。蓋し東奥拓殖の策源地にして、軍事行動の統監司なり。

大日本史職官志。初朝廷屢出師征蝦夷。將帥之職、如鎮東。征蝦夷。鎮狄等將軍。皆臨時所命。未至建府設官也。聖武帝時。按察使大野朝臣東人兼鎮守將軍。駐多賀城。

先是。元明天皇和銅二年（皇紀一三六九）出羽の柵戍に兵器を輸送せしめしことあり、柵戍建置の歲月史官之を闕く、故に史書「古」又「初朝廷」と記するのみ、惟ふに始め淳足に柵戍を建置し、日本海沿岸の夷狄を討伐して良民を保護し、後ち軍旅を太平洋沿岸に轉旋したるに在り、去れば陸奥の鎮所は淳足の後なるべし。（參照第六篇第二章）

續日本紀。（元明天皇和銅二年）秋七月乙卯朔。令諸國。運送器於出羽柵。爲征蝦夷也。

同書。（聖武天皇天平五年）十二月己未（廿六日）出羽柵。遷還秋田村高水清岡。又於雄勝村建郡居民焉。

孝謙天皇天平寶字六年秋田城と稱し、出羽守介を以て專當するがため、號して秋田城介と云ふ。又由理柵あり（今の由利郡）秋田に通ずる要道なり。然れども土地墾墾にして五穀登らず、加之、北隅に孤居して隣保相援くものなく、屢ば廢れて屢ば興れり。後ち秋田城介、出羽介あり。出羽介をして兼ねしめたることあり。

秋田城記。昔築秋田雄勝二城。以爲東北之管轄。其後廢之。寬龜十一年復城于秋田。知羽州者爲城介。或時兼鎮守府將軍。或兼奥

羽按察使。昌泰二年罷之。永承五年九月以平繁盛爲城介。厥後又廢焉。

北狄掃攘の籌策として先きには武力に憑りて暴夷を威壓し、後ち又三年にして新たに出羽國を建置し、國司を配置し文德に藉りて先住民族を鎮撫し、且つ皇化の民を移住せしめて德化を布き、以て裏日本海岸に對する統御の經營を定む。

鎮守の建置に貫聯せる兵制の沿革を略述すれば、持統天皇六年（皇紀一三五二）八月國司に勅して、「兵士は一國毎に四分して其一を點じて武事を習はしむべし」と即ち兵制の創始なるべし。後ち文武天皇太寶二年（皇紀一三六二）軍防令を發布し、衛士・防人の二種とし、衛士は京に在り防人は邊を守る。而して弓馬に便するものを騎兵隊とし、其餘は擧げて歩兵隊に編入し、當時未だ兵員の定めなかりき。元正天皇養老三年（皇紀一三七九）及び淳仁天皇天平寶字二年（皇紀一四二二）の改革により兵員の數を定め、且つ兵種を分ちて、軍團・衛士・防人・兵衛・近衛・王臣武備と爲し、養老六年二月十三日常陸國那賀郡の大領治部直荒山は三千石の私穀を丹取の軍團に寄與し、同年八月廿九日柵戸一千人を丹取の軍團に配置し、以て東奥に對する防備を嚴にす。

續日本紀。（元正天皇養老六年）二月戊申（十三日）常陸國那賀郡大領外正七位治部直荒山。以私穀三千斛。獻陸奥國鎮。授外從六位下。又八月丁卯（廿九日）令諸國司。簡點柵戸一千人。配陸奥鎮所焉。

多賀城を築き東奥鎮撫の策源地に定むるや、築城五年の後ち神龜五年四月十一日軍團の配置を變更し、南に白河軍團を新置し、丹取（名取）の軍團を北に移して玉造軍團と稱し、（色麻の軍團も此時なるべし）以て奥羽兩國に跨る分水嶺を脊梁に東西左右の羽翼として、拓殖の武歩を伸展せられたり。

續日本紀。（聖武天皇神龜五年）四月十五（十一日）陸奥國請新置白河軍團。又改丹取軍團。爲玉作軍團。並許之。



於是。聖武天皇天平九年（皇紀一三九七）四月持節大使藤原朝臣麻呂兵三百餘人を率ゐて多賀城に來り大野鎮守將軍に會して軍議を凝らし奥羽兩國に連亘せる脊梁山骨を横斷し、一は今の加美郡小野田村を経て由利柵に、一は今の玉造郡鬼首村を経て雄勝柵に通ずる道路を開通す、軍旅に便ならしむるにあるべし。

新撰陸奥風土記。丹取軍團舊地、軍團とは昔不慮の變ある時の爲に、あらかじめ兵士を要害の地に集め置けるをいふ。軍防令に、凡軍團大殺領一千人、少殺副領校尉二百人、旅師一百人。隊正五十人を見え、又註に團は聚也とあり。近年（安政）栗原郡北宮澤なる御民津名姫、陸奥國軍團舊地考を著す、其書に曰く、續紀神龜五年陸奥國請新置白河軍團、又改丹取軍團。爲玉造團。（團字上脫軍字乎）並許之。こ見えたるを云々。其舊地と覺しきは玉造郡なる下目村まる山といふ所より、山續き東の方へ數丁の所、北は岸高く南は原野に續きたる所、其舊跡ならん云々。志田郡の内に齊下村といふは伏見村へ續きたる所なれば、寒下「さ、け」といふ事のあらぬ文字となり來れるならん。又齊下村の西南に當りて、耳取村といふ所は、名生村へも田所の續きたる所にて、其昔は齊下も耳取も名生伏見も、皆見え渡る所は耳取にてありつらんを、玉造といふ大名の出で彼、和名抄の頃より村の名も俯見と改り來にけん、然はあれど丹取といふ名は、片端の方に殘りて、其文字さへ耳取、「にこり」と書きて有つらん、其後いかなる故のありてか、みこり唱ふる事にはなりけん。

又。白河軍團跡（又云神龜五年四月云々、置白河軍團、云々、所在可考據なし。和名抄に、黒川郡の内に白河といふ所あり、此城おかれし舊地ならん、されど今白川といふ地名絶えてなし、只一關二關三關といふ村あり、此城の爲におかれし里のみ残りしにやと思はる、又下草村といふ所に黒川館といふ城墟のあるは、此柵の舊地に黒川氏なる人、城を構へて天正の末迄住まれたるにやとおぼしきなり。或人云白河の柵は白河郡ならんを、黒川郡の白川郷ならんといふは、いさひがみたる説にはあらざやといふに、予答へけらく、宮城なる多賀柵より白河郡迄は、中間八郡をへだてたり、なにぞ此郡に軍團をおかるべき、いにしへの軍團おきし趣を自得して試の省圖を一見せば、疑は解けぬべきなり。

續日本記曰。聖武帝天平九年四月戊午。陸奥持節大使藤原朝臣麻呂等言。以去二月十九日。與鎮守府將軍大野朝臣東人。到陸奥國多賀柵。又曰。麻呂等帥三百四十。五人鎮多賀柵。

又曰。四月一日。東人到出羽國大室驛。入賊地。且開道而行。但賊地雪深。馬竊難得。故同月十一日。東人廻至多賀柵。自導新開通道。總一百六十里。或刻石伐樹。或填溪疏亭。從賀美郡。至出羽國最上玉野。八十里。雖總是田野形勢險阻。而人馬往還。無大艱難。從玉野至賊地。

又孝謙帝。天平寶字四年春二月丙寅。陸奥國調庸者。多賀以北郡令輸黃金。其法正丁四人一兩以南諸郡。依舊輸。又光仁帝寶龜十一年三月丁亥。上治郡伊治公岩麻呂反。卒徒殺按察使紀朝臣廣純於伊治城。獨唯介大伴宿禰眞綱開圍一角而出。獲送多賀城。

同年七月甲申。勅曰。爲討逆虜調發坂東軍士限來九月五日。並赴集陸奥國多賀城。其所領軍糧宜申官送兵。

同年九月己未。勅將軍爲賊被欺。致此逗留。以今月。不入賊地。宜居多賀玉造等城。能助防禦益鍊術。

又曰。桓武帝延曆四年四月辛未。陸奥按察使鎮守府將軍大伴家持等言。權置多賀階上二郡。同七年三月庚戌。軍糧三萬五千餘斛。仰下陸奥國。運收多賀城。又繡二萬三千餘斛。並仰東海東北陸奥國。限七月以前轉運陸奥國。並爲來年征蝦夷也。

同月辛亥下勅曰。調發東海東北陸奥國步騎五萬二千八百餘人。限來三月會於陸奥國多賀。其點兵者。先盡前般入軍。經戰叙勳者。及常陸國神賊然後簡點餘人堪弓馬者。同月乙丑。以多治比濱成。紀真人。佐伯葛城。入間廣成。並爲征東副使。以紀古佐美。爲征東大使。是乃欲攻膽澤地也。同八年三月辛亥。諸國之軍令於陸奥多賀城。分道入賊地。

多賀城を築き奥羽兩國の交通を開き鎮撫の功を奏し、更に北進して北上以北の夷族を皇化し、稱徳天皇神護景雲元年伊治城を築き、按察使紀廣純をして治せしむ。伊治城は上治郡（栗原郡）に在り、郡の大領伊治公岩麻呂之に任ず、艶怨重り按察使等を殺戮し、南進して多賀城を破る。（參照第五篇第一章）此役眞綱。淨足潛かに多賀城の後門より纔かに遁る、賊徒叢り來りて財物を奪ひ府庫空乏となる。

大日本地名辭書。名取鎮所址。名取の鎮所、軍團の遺址、今考定する所なしと雖も、假に此に係けて、武隈館の前に置く。（名取の郷驛並に名取川の遺名に據れば、郡の北邊かとも疑はる）又舒明帝の時（養老以前八十年）上毛野形名の據守せる壘は、やがて當時の邊城なるが、亦名取の地歟と疑はる。何となれば、名取朝臣てふ皇朝の名家は、上毛野氏の分家なること上の郡名の條に附記するが如くなれば也。是れ臆斷の嫌なきにあらざるも、緊切の關鍵にして以て古史の闕遺を補ふべき端緒たるや必せり。



舒明紀九年。蝦夷叛。以不朝。即大仁上毛野君形名。爲將軍令討、還爲蝦夷敗。而走入壘。遂爲賊所圍。軍衆悉漏。城空之。將軍迷不知所如。時日暮踰垣欲逃。爰形名君妻歎曰。懺哉爲蝦夷將見殺。謂夫曰。汝祖等涉蒼海跨萬里。平水表政。以威武傳於後葉。今汝頓屈先祖之名。必爲後世見嗤。乃酌酒強之飲夫。而親佩夫之劍。張十弓。令女人數十婢鳴絃。既而夫更起之。取伏仗而進。蝦夷以爲軍衆猶多。而稍引退。於是散卒更聚。亦振旅焉。擊蝦夷大敗。以悉虜。

武家名目抄云。職原抄曰。陸奥者。上古以來爲邊要。其國境廣。元明天皇和銅五年九月。分置出羽國。元正天皇養老二年。置按察使。令監察兩國事。聖武天皇元年。陸奥國內又置鎮守府。府國相並。分行國事。云々。

按。聖武天皇元年是神龜元年なり。この年鎮守將軍大野東人、始めて多賀柵を築す、故に本書に此の文あるなり。然れども續日本紀を考ふるに、養老六年八月「令諸國簡點柵戸一千人。配陸奥鎮守府焉。神龜元年四月。運練帛二百疋。綿一千匹。布一萬端。於陸奥鎮所」云々の文あり。これによれば、多賀柵を築かれざりし以前に、すでに鎮守の柵ありし事明なり。

大槻氏曰。五十四郡考補遺に「類聚國史錄神龜五年丹取軍團事、丹取作名取。爲是。所謂改丹取爲玉造者。言改徒所置軍團處。非改更郡名之謂也」と云ひ、享祿三代格の弘仁六辨官符に、新に名取團に兵士一千人を加へられし事見ゆれば、愈證すべし。名取には後までも軍團ありしなり。此の郡は海道山道の相會する要衝にて、軍團を置れずばならず。之れよりさき、養老六年八月に、陸奥鎮所、神龜元年二月に鎮守軍卒など見ゆ。皆此の軍團なり。此年（神龜元）多賀城を築きて鎮所北進せしならむ。斯くて、天平神護二年に、「陸奥國人、名取公龍麻呂」神護景雲三年に、「陸奥國名取郡人。吉彌候部老人。賜姓上毛野名取朝臣」など見え、是より先に丹取を名取に改められしを知る。然して後の宮城郡の地は、初め名取郡内にて、後に割きて多賀城にて管知せしは天平勝寶四年二月に「陸奥國調庸者。多賀以北令輸黃金」とありて、多賀を云ひて、宮城郡を云はざるにて知らる、之を以て延暦四年に見ゆる權置の多賀を見る説もあれど、三十四年間權置の郡さういふさあるべき。（多賀郡は、實龜十一年の、蝦夷伊治公麻呂の亂後に權置せられしものと思はる）斯くて後、多賀城管下の地を宮城郡に建てられ、天平神護二年十一月に至つて「陸奥國磐城宮城二郡稍設。賑給貧民」とありて、宮城の郡名初めて見えたり。

奥州鎮成選置の沿革を惟ふに、養老の分國に當り、邊隈渡、駕借山以南に、石城、石背の二國を建てらる。其の以北は、關外の地最防備を要す。而して名取郡は實に其衝に居る。鎮所の此に在りて軍政の府たりしこと、形勢の上より打算せば殆ど疑を容れず。其の郡中の地山海の兩道を控へて、且舊府の墟と稱するものは、即ち竹隈（岩沼）に外ならず、又名取鎮所は、多賀城の後に

其の城を傳せし、軍團は城塞鎮守の番上兵士を、點檢徵募する營所なり。玉造に新塞を起されしに似たり。是れ弘仁六年官符に名取軍團、玉造軍團を並び擧げ、其の從來の毎年點檢の兵數各一千と注す以て徵すべし。天平十八年官奏に云ふ所の、陸奥國團六院は其の名を詳かにせざるも、名取・玉造はまさしく其の中に屬す。元慶中の官符の七軍團も推して知るべし。されば名取の鎮所、軍團の遺跡、今仔細に之を擬定する能はざるも、其名目を此の間に係けて、後の考慮に供ふと云ふのみ。武隈館の外に、植松館、高館（吉田）並びに合考すべし。

地理志料。鎮守府瞻澤郡。按鎮守府は、初宮城郡多賀郷にあり、延暦中今の地に徙す、遺址八幡河にあり。鎮守府に將軍副將軍監軍曹あり、陰陽師醫師督師府掌儀仗之に屬す。蒲生氏曰。蝦夷、俗叛服常なし、在古其邊に寇す、將に命じ之を征す、未だ將軍を建てず。和銅二年に及び左大辨巨勢麻呂に命じ、陸奥鎮東將軍となす、民部大輔佐伯石、征越後蝦夷將軍となす、將軍號蓋此より起る。養老神龜相尋て、持節征夷將軍、持節鎮狄將軍、持節大將軍副將軍征夷大將軍副將軍あり、並に臨時に拜す所にて正官にあらず、然に史官其置年を失ふ。

多賀城碑に據り曰、神龜元年按察使兼鎮守將軍大野東人置く所なり。東人當時已に此官たり、之を史に考ふ、其年二月陸奥鎮守軍卒の語あり。蓋鎮守府將軍所領さういふ。然るに其多賀城未だ府さういはず、但號して鎮所となす、或は柵さういふ。即ち玉造・牡鹿・桃生・新田・色麻等城と同類なり、多賀城は特に是將軍の親鎮する所、故に天平九年正月持節大使兵部卿藤原麻呂に詔し陸奥に行き二月鎮守將軍大野東人に多賀城に會す。四月東人進で比羅保許山に屯し、出羽守田邊難波ために其狀を奏す。今春大雪方に常歲に倍す、故に早く賊地を取り耕を獲す、天時已に圖る所に違ふ、唯城郭を造り一朝成へし、城を守り人を以てす、人を存し食を以てす、耕は候を失ふ何を以て給せん、且兵利則ち進み、不利は止み、今兵を引き旋り城を守り年を待たん。東人深く賊地に入り奏し其多賀城を鎮せんを請ふ。多賀城は古より將軍鎮所たる疑ふなし。

延暦二十一年鎮守將軍坂上田村麻呂已に鎮地を定め、乃ち田村麻呂に敕し瞻澤に城く。蓋是に由て將軍多賀城より徙て鎮す、鎮守府瞻澤郡にある是なり。已にして多賀城を以て國司治所となす、國守宮城郡にある是なり。

然るに初瞻澤城を置き、府さういふべからず、其府さういふは弘仁官員を定む時より始る、是により官鎮守府將軍と稱す。國司と相比し軍政をなす、或は國守將軍を兼ね、職原抄深く考へず、鎮守府を置を以て聖武二年となす、故に其始末をあげて之を明かにす。新撰陸奥風土記。鎮守府跡。瞻澤郡鎮守八幡の所、其跡なりと云ふ。類聚國史三代格云。嵯峨天皇弘仁三年陸奥國。置鎮守府。又建



武舊記源顯家卿の奏狀にも、弘仁三年殊下勅符。建鎮守府。云々。職原抄大全に。聖武天皇時。有鎮守名。未有置府之名。其後及仁明天皇。承和十年九月始置鎮守府。見續日本記、云ふ。故に多賀城碑に鎮守將軍とありて。府の字なしと、府土萬葉に云へり。されど職原抄には、聖武天皇神龜二年陸奥國內又置鎮守府。府國相並行國事。とあり。拾芥抄には鎮守府天平五年置當府と見ゆ。如此說異同ありて、其初はいつの時とも慥に定め難し。さて鎮守府も國府も本は一つなりけんを、後に鎮守府をば膽澤に移されしなるべし。陸奥郡郷考云。日本總風土記曰。陸奥國宮城郡坪碑。在鴻之池。爲故鎮守門碑。云々。延曆八年三月諸國之軍。會於陸奥多賀城。分道入賊地。ともあれば、風土記に云へる如く、多賀城は故の鎮守にて、後紀延曆二十一年、遣田村麻呂。造膽澤城とあるより、膽澤に移されたるにや。

聞老志。鎮守府。將軍。副將軍。軍監。軍曹。

陸奥者上古以來爲邊要。爲其國境廣。元明天皇和銅五年九月。分置出羽國。元正天皇養老二年置按察使。令監察兩國事。聖武天皇二年。陸奥國內。又鎮守府。府國相並行國事。云々。

又鎮守府部。將軍一人。相當從五位上。唐名鎮東將軍。

古來尤爲重寄。非武略之器者。不當其任。仍代々稱將軍者。鎮守府將也。中古以來爲陸奥守者。多兼鎮守。不可必然事歟。守者宜擇吏幹之才。將者須用藩鎮之器故也。

又。昔並置府國。依恐干地廣而在邊要也。以信夫郡以南租稅。充國府之公廩。以苅田以北稻穀。充鎮守府之兵糧。云々。又邊要之中。以陸奥爲最。仍此國昔。置五千人兵也。

是皆可屬鎮守乎。建武三年勅三位已上。爲當府將軍者。可加大字者。云々。是依國請奏。被下宣旨也。將軍相當五位也。三位已上依高職。下依之申加大字而已。

副將軍二人。中古以來不任之。

軍監。相當正七位下。唐名兵曹參軍事。

軍曹。相當從八位上。唐名上鎮錄事。

惟武勇之士可補此職歟。近代於軍曹者。公卿給之時聞申。之無其謂事也。

唐名二人。擇軍代武士補之。將軍別授之官也。凡唐使者。陸奥守給二人。按察使給四人。云々。

職原私抄。本朝置鎮守府。人王四十五代聖武天皇御宇。陸奥國。難治。依之置此府治之。鎮守彼國也。

地理志料。大同五年東山道觀察使兼陸奥出羽按察使藤原緒嗣言。國は民を以て本とす。民は食を命とす。今鎮兵三千八百人、其糧を費す毎年五十餘萬束なり、是により民戸靡弊し倉廩空置なり、もし蓄積なければ何ぞ非常に應せん、加ふるに往年征伐あり、其食を坂東に仰き、請ふ今より定めて坂東官稻を陸奥公廩に充ん。陸奥公廩は官庫に貯ふ、公私に便ならしむ。

弘仁三年陸奥國奏。屯田從來は二百町あり、請ふ其一百を割き鎮守の儲となさん之を許す。後貞觀二年に至り鎮守府公廩の外復た資糧なし。太宰府公廩に準し未納ある毎に正税を以て之に充んを請ふ。邦の地利人功をあげ、豪吏夷酋の私に入り時の變なり。職原抄いふ。源賴朝征夷大使に拜せしより、殊に其職を重し、鎮守に並任せず、元弘以後になり則ち復た之を並任す。護良親王征夷に拜す、源顯家鎮守府に拜す。南北一統の後府官竟に廢す。

### 三、多賀鎮守の廢止

神龜元年多賀城を築き、奥羽二州の軍政を統管し、拓殖地帯の北進するに伴ひ、神護景雲元年今の栗原郡に伊治城を築き、更らに北進して、桓武天皇延曆二十一年（皇紀一四六二）膽澤郡に膽澤城を築く、城就り多賀城の軍府を膽澤城に移す。多賀城に於て奥羽二州の軍政を司る曆數を算ふること實に七十九年なりき。多賀城鎮守の軍政司を膽澤に移して以還十年にして官職制度を改革し、嵯峨天皇弘仁三年陸奥鎮守府と公稱するに至りぬ。惟ふに聖武天皇天平十五年（皇紀一四〇三）筑紫に鎮守府を建て將軍を配置したるも、幾くなくして太宰府を再興せしことあり、蓋し陸奥鎮守府は筑紫鎮守府に對照する冠稱ならん歟。（參照六篇第一章）

大日本史職官志。桓武帝大用兵蝦夷。大伴宿禰弟麻呂。坂上大宿禰田村麻呂。相繼爲將軍。東北大定。徒鎮膽澤郡。嵯峨帝弘仁三年。始置府。定將軍以下官員。又有副將軍。始見于實龜五年。延曆中亦屢任之。而後世無所見。蓋弘仁時已省之也。至源賴朝爲征夷大將軍。朝廷殊重其任。遂廢鎮府官而不置。建武中興復置府。以參議源顯家爲將軍。顯家奏。以爲。參議之與鎮府。位高官卑。爲不相當。請三位以上任鎮府者。殊加大字。以爲格。廼拜爲大將軍。及足利氏得志。府官復廢矣。



## 第二項 多賀國府

### 一、國府の興廢

上古の制、府國相並びて國事を行ふ。始めて陸奥の國府を今の名取郡に置き、神龜五年四月十一日丹取の軍團を廢して玉造の軍團に改む。此以前既に陸奥國府の政所も多賀城に移管せられて軍事行政兩ながら執行せられしならん。去れば多賀國府の開始は神龜元年（皇紀一三八四）にして、昭和二年を距る一二〇二年なり。

職原抄。聖武天皇元年。陸奥國內。又置鎮守府。府。國相並行國事。

多賀國府の開始以來、延元元年（皇紀一九九六）足利尊氏志を得るに及びて諸國の國府は終に廢止するに至れり。其の間建久三年源賴朝征夷大將軍に任じ幕府を鎌倉に開き、兵馬の大權を獲得し守護地頭の制を設定すると雖も、國司國府は依然として渝ることなく朝廷之れを統治す。

東鑑。後鳥羽天皇文治元年八月十三日院廳下文。謀叛の輩追討の後、諸國諸莊は舊國司領家に任せ知行せしむべし。然るに太宰府管内武士押領制す可らざるの聞あり、早く此濫行を停止すべし。國衛は舊の如く國司に委付せしむ可し。又。四年九月三日令。若狹國松永並に宮川保地頭、事を諸職に寄せ國を押妨する事は院より仰せ下さる、早く地頭に付する事の外、國衛の課役に於ては非法の妨を停止し先例に任せ其勤を致す可し。

御成敗式目。後堀河天皇貞永元年（皇紀一八九二）七月、鎌倉府式目。國衛は本所の進止たれば、關東の干渉する所にあらず。若し申す所の旨ありと雖も、聊か叙用すべからず。

御成敗式目追加。順德天皇建曆二年三月二十二日宣。諸國の吏恣に國領公田を以て、神社佛寺に寄進し、永代免許の字を載す。新司之を停めんと欲れば、即ち本所頼りに愁緒を結ぶの源となり、之を允んば後代定て立錫の地を殘さざらん、吏途の法循良術を失ふ、聖斷の煩ある職として斯に由る。自今以後勅免を帯びざるの地は、永く其寄進を停止すべし。

上記に見える國衛は、古昔より國司の管領する統治の府廳なり、また國領を總稱して國衛の名を冠することもあり、左れば多賀城國府の存置は、神龜元年より延元元年に至るまで實に六十餘年の年月を累ねたと謂ふを得べし。文治五年の役源賴朝將士に軍勞を慰するがため、論功行賞の式を舉行せる場所は即ち、多賀の國府にして今の大字市川なるべし。（參照第六篇第一章）

後鳥羽帝。文治五年秋八月十二日。賴朝自柴田郡船迫。至多賀國府。居三日。同年十月朔。賴朝從平泉到多賀國府。因賞吏稿民。

同六年正月。泰衡家臣大河。次郎兼任。欲踰出羽大關山。而赴多賀國府。到于鎌倉。

### 二、建武の國府

前記の如く「國衛は舊の如く國司に委付せしむ可し」とあり。去れば鎮守府將軍北畠顯家卿が、義良親王を奉じて奥羽の兩國を鎮撫せられし時の府廳は、今の多賀城、市川の地たりしことは疑ひなかるべし。此の時に方り伊達左近衛將監行朝卿を初めとし、各々其の官職に就き國政を行はせられたり。行朝卿は伊達家七世の孫にして、南朝に忠勤すること終始一貫、死して尙ほ南朝の正朔を神祇に錄せるもの單行朝卿御一人のみなり。「正平三年五月九日卒」即ち是れなり。正平は南朝の曆號にして北朝の貞和二年に丁れり。

藩祖成蹟卷之一。第七世行宗君初め名は行朝、從五位下左近衛將監宮内少輔たり、元弘の役後醍醐帝の詔を奉じ、源顯家に從ひて戰功あり、依て從四位下に敘せられ評定衆となり訴訟を聽く。才文武を兼ねて頗る威望あり。（中略）正平三年五月九日卒。延命院殿念海圓如大居士と法諡す。

大日本史料。元弘一統の頃、藏人左近衛將監にて奥州式評定衆となり引付職を兼ね、南朝無二の官軍なり。

奥陽軍秘錄。元弘の役後醍醐天皇の詔を奉じ、國司顯家に從ひ細川定禪と三井寺に戰て大に之を破る。

義良親王を陸奥の太守に任ず、鎮守府將軍（後ち大將軍）源顯家等奉じて多賀國府に王政を布き、軍事民政並び行は



る國衛に奉仕する官職並に氏名左に。

評定衆。伊達左近將監藏人行朝。冷泉少將源家房。式部少輔英房。信濃入道二階堂行珍。内藤權頭入道元覺。三河前司親朝。結城上野入道宗廣。山城左衛門。太夫二階堂顯行。

引付衆。長井左衛門太夫貞宗。信濃入道近江次郎左衛門入道(名逸)。安威左衛門入道。

奉行 五大院兵衛太郎 安威彌太郎。

一番 杉原七郎入道。

二番 三河前司 常陸前司小田行朝 伊賀左衛門次郎 薩摩掃部太夫入道 肥前法橋 丹後四郎 豊前椽五郎。

三番 山城左衛門入道 伊達左近藏人 安威左衛門入道 武石二郎左衛門尉 下山修理亮 飯尾次郎 齋藤五郎。

諸奉行 政所執事 山城左衛門太夫 評定奉行 信濃入道。寺社奉行 安威左衛門入道 薩摩掃部太夫入道。安堵奉行。肥前法橋 飯尾右衛門次郎。侍所 薩摩州部左衛門入道。

新撰陸奥風土記。後醍醐天皇、元弘三年源顯家を中納言に叙し、陸奥守に任じたまふ。建武二年十一月兼鎮守府將軍、延元元年三月鎮守府大將軍となし、結城宗廣と陸奥太守義良親王を奉じて鎮に歸らしめ給へり。同二年八月義良親王を奉じて京に登りたまひき。義良親王。延元元年義良親王を陸奥太守に任じたまふ。(陸奥太守此の親王のみなり)源顯信。同三年源顯家の弟、顯信を鎮守府將軍兼陸奥介となし、結城宗廣と義良親王を奉じて出て、陸奥を鎮め東北の諸軍事を節度せしめ給へり。

宮城郡地誌。古來國府を本郡に置き、國守の交々赴任管治する所なり。中世以降藤原清衡陸奥押領使となり。江刺郡豊田より岩井郡平泉に移り卒するに及び、子基衡尋て陸奥出羽押領使となる、基衡世々豪強吏民奔附勢ひ國衛に過ぐ。子秀衡沈毅度量あり、嘉應二年鎮守將軍に任ず、秀衡卒するに及び、子泰衡尋て押領使たり。清衡伊澤左近將監藤原家景を本郡に封して、奥州留守に至て四世九十九年、文治五年泰衡、右府源賴朝の亡す所なる。是に於て賴朝伊澤左近將監藤原家景を本郡に封して、奥州留守職となし、爾來奕世伊澤氏の領する所なる。十四代の孫上野介政景に至り、天正十八年小田原の役起るに當り、豊臣秀吉の徵しに應ぜず、之に依て秀吉其の廢地を沒收す。天正十九年秀吉葛西大崎兩氏の舊領及、本郡外數郡を併せて伊達政宗を封じ、子孫相繼て之を領し、慶邦に至る、爰に十三代、明治元年故有て慶邦領地を沒收せられ、更に本郡外數郡を併せて、乃ち嗣子宗基に下賜せらる。明治二年伊達氏版籍を奉還するの後、仙臺藩に屬し明治四年更に宮城縣に屬す。

地理志料。國府。宮城郡。延暦四年大伴家持奏す、當時國府名取郡にあり、郡郷考舊志を引き云、武隈館址名取郡岩沼村にあり、聖武帝時百濟敬福建つ、國司相嗣き此に治す、後鎮守府を宮城郡に遷す國府も從て移り、府址今岩切村高森にあり。養老中磐城石背二國を置き、其二府址は何地詳ならず。永承中州人安倍賴時贈澤和賀江刺神貫紫波岩手六郡を劫略す衣川に據り、源賴義州守を以て鎮守府將軍を兼ね、詔を奉じ之を討つ數年始て平く、清原武則之に從て功あり、因て鎮守府將軍に拜し、六郡を領し子武貞に傳ふ、寛治中子家衡其叔父武衡を亂を作す、賴義子義家父の任をつき伐て平らき、家衡異父兄藤原清衡に州守たらしむ。清衡六郡を領し鎮守府將軍に任ず、陸奥出羽押領使を兼ね磐井郡平泉に居り、遂に二州を取り磐城郡を女婿平成衡にあたふ岩城氏祖す。清衡の孫秀衡州守に任ず、子泰衡嗣文治五年源賴朝泰衡を誅し、葛西清重を以て留守とし二州を綏撫せしめ、其地を分ち其將南部光行、中村朝宗、佐原義連、相馬師常、結城朝光等を封す。岩城田村二氏故地を領す、南部光行、糠部岩手閉伊鹿角津輕五郡を鎮し糠部郡手加埵に居り、今の三戸部なり。相傳ふ二十餘世慶長初め徒て岩手郡盛岡に治す。中村朝宗伊達信夫二郡を領し、伊達郡高子岡に居り後西山城に移り伊達氏はなり(中略)建武中興源顯家州守兼鎮守府大將軍に任じ、義良親王を奉じ本州出羽の事を攝す。親王尋て太守に任ず國府に治す、後靈山城に移り、足利尊氏反し族兼家を以て探題となし、賀美大崎城に居り、子孫志田玉造栗原賀美黒川五郡を領す。家兼の從子斯波家長州守たり、紫波郡高木城に居り、二人官軍に抗し敗死す。俄に顯家西上して戰死す州族多く尊氏に應ず。獨伊達行朝南部信長結城親朝田村輝顯官軍に屬す。興元元年顯家弟顯信州介に任じ白河に鎮す、四年尊氏島山高國を探題とす安達郡二本松に居り靈山諸壘を陷る。正平中尊氏又吉良貞家を探題とす同郡に居り、高國と俱に州内を略定す。親朝等叛て之に降り。顯信西に歸り本州大半尊氏に歸す。既にして伊達氏漸く強大、行朝子宗遠、刈田伊具柴田三郡を併せ、其子政宗、宇多日理宮城名取黒川及羽州置賜六郡を取る。元中八年將軍義滿本州出羽を、鎌倉管領足利氏滿に隸す、應永中氏滿子滿兼弟滿貞を本州管領となす篠川を鎮す。十八年滿兼子持氏南部守行を守護とす。天文中伊達政宗六世孫晴宗、出羽米澤に移り兵勢熾なり、將軍義晴探題とす、天正末晴宗孫政宗は二本松二階堂氏を平け、声名を滅し、石川大内を降し、悉く其地を有す、徒て會津郡黒川に城く。十八年豊臣氏東征し、政宗會津仙道を收め蒲生氏郷に賜ふ。(中略)又政宗米澤伊達信夫刈田四郡を削り氏郷に加封す、秀俊の地を奪ひ之を政宗に賜ふ。政宗終に治を仙臺に定む。是に於て政宗二十一郡を領す。

郷土誌。陸奥は安倍氏清原氏の亂を歴て、藤原清衡基衡に至り磐井郡平泉に居て、奕世豪強にして勢國衛に過ぎたり。然れども崇徳帝の頃、尙剛毅なる陸奥守藤原師綱の如きありて、多賀國府に居て信夫郡司季春を斬り、傲慢なる基衡を憎伏せしめたる事、古



事談十訓抄に見え。基衡の子秀衡與羽二州を横領し、鎮守府將軍にて陸奥守を兼ねたれば、鎮守府の軍政を國府の民政も座して平泉にて執行したるものなるべく、膽澤郡の鎮守府も此頃より廢領に歸したりと思はる。源賴朝の征夷大將軍に拜せらるるに及びて鎮守府全く廢せられたり。吾妻鏡文治五年五月の條に「源賴朝兵を率ゐて秀衡の子泰衡を伐ち、泰衡平泉を燒きて逃れし時、奥州羽州兩國の省帳田文已下文書燒けたる」由見れば、國府の圖書を平泉に移したること知らる、然れども國府は尙國府の目代など居たるにて、同書同年十月の條に「賴朝歸路に多賀府に入り、郡郷莊國所務の事を地頭に含め、一紙の張文を府廳に置き國事の事に於ては、秀衡泰衡の先例に任せ沙汰すべしと申渡したる」由見れば、國府の建物も存じ屬僚も居たるなり。

王政意弛してより、諸國の守多くは任に赴かず、京都に留りて目代をして代りて國務を行はしむ、之を留守職と云ひ、下僚を在廳人、又單に在廳とも稱しき、文治六年（建久改元）賴朝伊澤左近將監家景を奥州留守職とせしこと吾鏡に見ゆ。家景多賀國府の西一里許なる岩切村高森館に居て、多賀國府の在廳人と共に國政を執ることとなり、又秀衡の先例をだに改めぬ、又賴朝なれば朝家國府の制を存じたること論なし。かくて武家の留守職と共に國司の屬僚は多賀國に付て朝廷の稅務など掌りて、鎌倉の世の末までありしなり。

元弘三年鎌倉亡びて後、前大納言北畠親房卿子息鎮守府將軍北畠顯家卿と、義良親王を奉じて奥羽の鎮撫として下向せられ、多賀國府に入られたり。保曆間記に「建武四年（延元二年）賊國中に峰起して、顯家卿は親王を奉じ加賀國府を落ち、當國伊達郡の靈山に籠られたる」由いへる。加賀は多賀の誤なり。此後賊將石塔義房入道秀慶、吉良右京大夫貞家等、多賀國府に據れり見えたり。正平六年に至り官軍伊達氏田村氏起て、多賀國府を收復せしが、明年復た賊の府となる（白河文書相馬文章等）後延文中足利氏の族大崎家兼奥州探題となりて加美郡に居たれば、多賀國府は永く荒廢することとなり。

觀應年中筑紫の宗久法師の奥州紀行なる『都のつこ』に、宮城野の下露云々「さてそれより、たかのこふにもなりぬ、それよりおくのほそ道といふかたを、南さまに末の松山に尋ねぬきて」云々と言ゆ。延寶年中の『仙臺古城書立之覺』に「多賀城奥州國司館と申傳候」とあり、延寶の頃までは斯く稱せしなり、伊達郡靈山なる北畠顯家卿の遺蹟も國司館といへり。されば同じく國司館の稱ある舊趾は元弘延元間の多賀國府なる可き證なり。  
多賀の『賀』の字は、清濁兩用なり、賀茂社・賀陽社・加美郡など皆清音なり。多賀城、多賀國府も、古は清音たりしが如し。松本本多則伯所藏の白河文書正月廿二日（興國元年）白河の結城大藏大輔（親朝）宛、越後權守秀仲（常陸の關城中なる北畠親房卿の

從者）の書狀に「高國府並兩國靜謐事如何にも御下向候て有沙汰べく候」とあり。陸中膽澤郡水澤町餘目泰太郎所藏の『奥州餘目

記錄』永正十一年の記に「宮城郡高府」なごある證とすべし。  
或は奥州留守職伊澤家景下向以後、多賀國府は岩切村高森館に移れり云ふ説あれど、更に據なき事なり。延元正平年間の古文書に。國府云々、岩切城云々書き分けたるもの多し。前に云へる觀應年中の『都のつこ』にも「多賀の國府より南さまに、末の松山に至る」とあり、末の松山は今も八幡の地に在りて、多賀國府よりは南に當れり。岩切よりならば「東さまに」となくてはかなはぬ所なり、或は多賀國府の趾より北二十町許に利府驛あり、是れ國府の趾なりと云ふ説あれど、府の字に附會して云ふにて、此の地の舊名は、「村岡」にて留守上野介政景、「利府」と改稱せしめたるにて、留守系譜に「元龜元年家臣村岡兵衛、依逆心令退治之、改村岡號利府、而後政景移住彼城」とあり。

### 第五節 職官

#### 第一項 按察使

元正天皇養老三年（皇紀一三三九）七月十三日、始て按察使を置き國司の非爲を探究せしめ、且黜陟の權を附與す。伊勢國守に伊賀志摩、遠江國守に駿河伊豆甲斐、常陸國守に安房上總下總、美濃國守に尾張參河信濃、武藏國守に相模上野下野、越前國守に能登越中越後、丹波國守に丹後但馬因幡、出雲國守に伯耆石見、播磨國守に備前美作備中淡路、伊豫國守に阿波讚岐土佐、備後國守に安藝周防を監察せしむ。按察使は固と正官にあらずして、國守鎮府にて兼任せしむるを例とし、遂に公卿の兼任となる。明治二年七月按察使を置き、八月三陸兩羽磐城の按察府を刈田郡の白石に設置し、十月越後に移し、三年九月廢止するに至れり。



續日本紀卷八。(元正天皇養老三年)七月庚子(十三日)始置按察使。伊勢國守門部王管伊賀志摩。遠江國守大伴山守管駿河伊豆甲斐。常陸國守藤原宇合管安房上總下總。美濃國守笠麻呂尾張參河信濃。武藏國守多治比縣守管相摸上野下野。越前國守多治比廣成管能登越中越後。丹波國守小野長館管丹後但馬因幡。出雲國守息長臣足管伯耆石見。播磨國守鴨吉備麻呂管備前美作備中淡路。伊豫國守高安王管阿波讚岐土佐。備後國守大伴奈麻呂管安藝周防。其所管國司若有非違及侵淫百姓。則按察使親自巡者量狀黜陟。其徒罪以下斷決。流罪以上錄狀奏上。若有聲教條修。部內肅清具記善最。言上。

養老五年八月癸巳。置長門按察使管周防石見。又以諫方飛驒隸美濃。出羽隸陸奥。佐渡隸越前。隱岐隸出雲。備中隸備後。紀伊隸大和國守。

聞老志。陸奥出羽按察使府。按察使。相當從四位下。唐名。都護。近代納言已上兼之。記事。唐名。都護錄事。

養老三年七月十三日始めて按察使を置き、統轄の區域を定め任命ありしも、此の史乘中未だ陸奥出羽兩國の按察使任命見えず、去れど任命せられたる歲月定かならざるも、その翌四年九月二十八日、夷賊のために按察使上毛野廣人が殺害せられたることあれば、奥羽兩國按察使の始は上毛野廣人なりと推知し得らる。

續日本紀八。(元正天皇養老四年)九月丁丑。陸奥國奏言。蝦夷反亂。殺按察使正五位上上毛野朝臣廣人。

第二項 押領使

押領使。「あふりやうし」右の官名。國司郡司の中より、才幹武藝のすぐれたるものを撰びて、畿内は勅宣を以て補し外國は國解を以て官に申して補任す。その職掌は、部内の奸惡の徒を逮捕鎮靜するものなり。

大日本史。陽成帝元慶二年蝦夷之亂。上野權大塚南朝臣秋郷。爲押領使率兵至出羽。押領使始見于此。朱雀帝天慶以後下總下野出雲淡路出羽陸奥諸國並置之。以國守兼之。給國兵三十人。その後源賴朝平氏を亡し、天下を定め、諸國に守護地頭を置ける頃まで

では、此職國司と共に存在して、補佐も朝廷に於いて行はれしが、幾ばくもなくして、その取扱を賴朝の手に任せられ、即ち漸く廢れたり見ゆ。

第三項 郡司

郡とは、周以後宋以前までの行政區劃の名稱なり。周の世に在りては縣の下に屬したりしも、秦の世に至りて縣を包括したることあり。吾邦始めて此の制度を布きたりしは、前節二項に叙述せし孝德天皇大化革新の時なり。當時國の下に屬し國司の命を受けて政務を掌るものにして、賦役・租税、戶籍・學事・僧尼・勸業其他の事に關せざるものなし。大領・少領・主政・主張の官職あり、復た大郡・上郡・中郡・下郡・小郡五階級に分類し、國造の職を解きしもの、又は有名なる豪族を以て任用し、郡領又は郡司と稱す。郡治編成の概を掲ぐる左に。

- 大郡。二十里以下十六里以上。大領一人 小領一人 主政三人。
- 上郡。十六里以下十二里以上。大領一人 小領一人 主政三人。
- 中郡。十二里以下八里以上。大領一人 小領一人 主政一人。
- 下郡。八里以下四里以上。大領一人 小領一人 主帳一人。
- 小郡。四里以下二里以上。大領一人 主帳一人。

古制を案ずるに、凡そ五十戸を以て一の村里を編成して長を置く、若し六十戸に達するときは、十戸を劃して一村里と爲し長を置くの制あり。

令義解。若滿六十戸者。割十戸立一里。置長一人。

是れに由りて此を觀れば、大郡は八百戸以上一千戸(六ヶ村以上二十ヶ村以下)上郡は六百戸(十二ヶ村)中郡は



四百戸（八ヶ村）下郡は二百戸（四ヶ村）小郡は百戸（二ヶ村）なりとす。

日本史職官志。郡司。本於國造。大化中廢國造。置郡領。郡領。又曰郡司。主政主張郡領。多取國造子孫（中略）少領以上。謂之郡司。

王政の末葉より古制漸く廢れて、莊園滋く興り、領家各莊園司を置く、郡司にして莊園司を兼ねるものを大莊司といふ。その他名主郷主等の職興り郡司郡領の名遂に亡ぶ。鎌倉地頭を置くに至りて莊園莊司衰へ、後ち郡代又は名代となり、地頭代の別稱となりて、専ら所領の地を預り、年貢收納の事を司る。藩制時代に大庄屋又は大肝入と稱し、明治維新の當時司税となり、明治十一年郡長と稱し、大正十五年六月末日を限り郡長の官職を廢停す。回顧すれば皇紀一三〇五年郡司（郡領）に始り皇紀二五八六年郡長に終る。其間名號に異動を生ぜしも、職務權限の大綱は一なり。

【任用】郡司の任用に就いては、銓擬例あり考選法を設け以て風化を導揚し黎民を撫字するを要とす。文武天皇即位二年（皇紀一三五八）三月十日、郡司擬選の詔を國司に下せり。

續日本紀一。三月庚寅。任諸國郡。因詔。諸國司等。銓擬郡司。勿有偏黨。郡司居任。必須如法。自今以後。不違越。

十五年の後、元明天皇和銅五年四月十五日、郡司主政主張推薦に就ての詔あり。

續日本紀五。四月丁巳。詔。先是。郡司主政主張者。國司便任。申送名帳。隨而處分。事有率法。自今以後。宜見其正身。准式試練。然後補任。應請官裁。

翌六年國郡の富豪を諭して、米穀を出だして驛路に貯藏して、米穀を賣買して貢物輸送の困難を解除せんとす。爰に於て資産階級の程度を定めて、郡司の無資産を禁制したり。

續日本紀六。三月壬子（十九日）詔曰。任郡司少領以上者。性識清廉。雖堪時務。而蓄錢乏少。不滿六貫。自今以後。不得選任。又詔。諸國之地。江山遐阻。貢輸之難。久苦行役。具備資糧。關納貢之恒數。或損重貢。恐難路不少。宜各持一囊錢。作當慮給。

永倉券費。往還得便。宜國郡司等。募豪富家。置米路側。任其買。一年之内。賣米一百斛以上者。以名奏聞。又賣買田。以錢爲價。若以他物爲價。田並其物共爲沒官。或有亂告者。則給告人。賣及買人並科違勅罪。郡司不加檢校。違十事以上。即解其任。九事以下量降考第。國司者式部監察。計違附考。或雖非用錢。而情願通商者聽之。

【任期】郡司は終身官を原則とす。然れども國司の愛憎によりて推薦せられたるもの、又は意識精神の疾病者にありては罷免して、後任者を選定すべきの制を布かる。實に元明天皇和銅六年五月七日なり。

續日本紀六。五月己巳。制。夫郡司大少領。以終身爲限。非遷代之任。而不善國司。情有愛憎。以非爲是。強云致仕。集理解却。自今以後。不得更然。若齒及縱心。氣力庭弱。筋骨衰耗。神識迷亂。又久沉重病。起居不漸。發狂言。無益時務。如此之類。披訴心素。歸田養命。於理合聽。宜具得手書陳牒所司。待報處分撰擇替補。

聖武天皇、天平十九年（皇紀一四〇七）十一月七日。國分寺及び國分尼寺の塔堂伽藍の造營をして、所定の期間に完了せしめたる郡司には、子孫孫に至るまで、郡司に任用すべきもの勅を下せり。

【陸奥の特別任用】平城天皇（皇紀一四六八）陸奥國は中國の如くならず、故に勇敢の士を擇ひて、防備の任に勝ふるの輩を郡司に任用せられんことを乞請せり、官之を容れたり。

平城天皇大同三年十月。征夷大將軍陸奥出羽按察使。陸奥守坂上田村麻呂。奏言。郡司之任。職員有限。邊要之事。異中國。望請。任幹了勇敢之人。宜爲防守警備之儲。制可。

令曰。凡邊遠國。有夷人雜類。之所應輪調役者。隨事量。不如華夏。蓋中外之制。其政頗異矣。若夫東陸之州。土壤曠濶。毛人雜居。其俗勇悍。叛服靡常。延曆已降。邊疆鎮靜。及弘仁初。制置和我禪羅斯波等郡。尋廢仍舊。蓋是之時。以衣河關。界中外之域。而關外之地。不役作其人。不賦其田事。乃如虜夏荒服之制矣。史文闕略其詳莫考已。陸奥話記。六郡郡司安倍良忠。及其祖忠賴。東夷酋長。部落皆服。橫行六郡。漸出衣河外。不輸貢賦出猶言入。是謂其侵略內地也。以今地里考之。古之所謂與六郡者。瞻澤江刺並在內地。和我禪羅斯波岩手。皆在關外。前史所載而在式外者關外地耳。及皇政不綱邊備不戒。北部豪族安氏父祖屢侵塞關。遂併內地。自領六郡事。而官不敢問焉。永承寬治之間。戎馬即動。迄無寧歲。



初安氏之亂。清武則以其戰功。爲鎮守將軍。六郡軍事。以是。傳之藤清衡。藤氏三世最稱富強。邊烽無警九十余年。田野日闢。編戶歲增。制里置郡。蓋有如世之所稱。當是之時。史官失職。其他文獻亦不足徵也。

【郡代】 武家職官考。郡奉行。又有郡代大代官等之稱。總管租稅及郡諸務。以指揮衆代官。即守官即守護代之流也。此職亦起於大諸家。唯室町氏之季。三好松永等專政。置郡奉行。以掌租稅之事。蓋此職之類也。

官制沿革史。關東郡代、關東なる幕府の領地を管す。勘定奉行の下吟味役の上に班す、伊奈氏の世職にして、家臣の中に、奉行・手代・下手代等の員あり、寛政四年伊奈氏罪を以て職を奪はれて後、勘定奉行をして兼ねしめ、又代官をして分治せしむ、西國郡代は、豊後國日田に駐在し、豊前・豊後・日向・肥前・肥後・筑前の中にて、高十萬石の地方を管し、收稅其他の事を掌る。又美濃郡代あり美濃笠松に駐在し、美濃・尾張の公領を管す。共に寶曆九年二月始めて置く、在職手當金九百五十兩、米百二十人口を給す。飛騨國高山に駐在し、飛騨・越前・加賀白山麓等にて、高十萬石の地方を管し、收稅其他の事を掌る。安永六年五月始めて置く。西國・美濃・飛騨の郡代は、共に四百俵高の職なり。寛永十二年十一月、國奉行二人を置き、小出三尹は參河以東、市橋長政は參河以西の公領の事を管せしむ。後東西の郡奉行とも云へり。此他の諸國の郡代は、大津（大和）・近江（河内）武藏・相模・下總等（支配の地十萬石以上を郡代とす、以下を代官とす）各地の本邸に居住し、幕府領の内なる要地を治め、租稅の徵納を知る率れ世襲也。諸領代官は各領に星布せる幕府の領地を治め、租稅の徵納を知る、率れ世襲なり。又鳥見、勘定、儒者、同朋などより補せらるゝ。こゝもあり、員定まらず大凡四十人。關八州の代官は府下に居る。其他は各地の本陣屋、出張陣屋に在住す、百五十俵高にして、各手代若干員を附す、又手附出役等あり（目見以下の小普請役、輿力、同心等より、代官に屬する者を手附といふ）書に堪へたるは拔擢せられて、代官に歴昇するものあり、郡代、代官兼に勘定奉行の所管なり。

按ずるに、郡代は足利氏の世に守護代といへる別稱なりしを、戰國の諸家に及びて、一郡にもあれ、其の所を預る者の稱となれり。常の代官よりも權勢強く、事として預らざるこゝなし。郡奉行、大代官など云ふも此流なり。代官の稱は、其原何事にもあれ人に代りて職務を攝するものを云へる號にして、今世に名代と云へる類なりしが、中ごろより地頭代の別稱となりて、専ら所領の地を預り、年貢收納の事を掌るもの、稱となれり。故に古來は諸家に郡代、代官並び置きて、互に郡邑の事を沙汰したりしが、後には職務相混ぜしま、に、郡代ありて代官なき國あり、又代官ありて、郡代、郡奉行の職を置かざる國もありしなり。因に云ふ手代はもと代官の下司を下代官又下代とも稱せしに起れり、但其始は代官一人を附與せしを、下代、手代と稱するに至りては、數人を屬する事となれり（武家各目抄）とあり。

#### 第四項 庄 司

庄司は莊園の司長なり。長者又は豪士の如きものなり。時代の推徙により其の名を異にするも其の實略同じかりき。租稅志。莊は田舎なり、莊園とは猶別業の田園と言ふが如し。右は山野閑地を大臣巨室に賜て、別業を營ましむ、爾來勢家多く閑地を占め、墾闢縱橫。素封充滿。驕奢豪俠自ら結束せざるに至る。

神皇正統記。中古以來多く莊園を立て、不輸の地多し、遂に亂國と成れり。退私録。國司不入の地なりと、夫れ不入とは、政規範圍の外に置き、百事其の自由に任すの謂なり。故に和訓栞に以て私領とす。聖學自在。莊園停廢の宣言を載せたり、又後三條帝嚴禁の勅あり。凡そ莊園の地たる、郡に非ず、郷に非ず、國法の度外にあり。聖主賢臣と雖も之を如何ともする無きに至り。

天平二十年弘福寺所務所注言。水田三十五町二段九十三歩、墾田三段一百九十六歩、墾陸田一町、莊家一所と、此時未だ莊園の名稱を見ず、然ども莊家は權門勢家の置く所、之を管する者即ち莊長なり、後世變じて莊司となり、其勢國司と相抗す、遂に資て以て割據封權の勢を成す所なり。又云。莊園は本と別莊の田園を謂ふ。

以來概ね國家社寺の専有する所となり、殆ど國郡の膏腴を盡し、深根固蒂復收むべからず、遂に以て莊園海内に充滿し、輸租田幾もなく、國の凋弊を致すに至る、朝廷數々宣言を下して、之を廢せん欲す。而して能はず。賴朝亦地頭を置き、之を管掌せしむと雖も、之に主たる者尙國家とす、爾後地頭相闘き、莊園遂に其實を失ひ、所領知行の基を爲すに至れり。降りて足利氏に及び、莊園徒に空名を存し、其實は全く武族の所領たるに至る、莊園是に於て亡ぶ。徳川氏の世、尙某莊の地あるは、蓋し其遺稱なり。農政座右。孝徳天皇紀。詔罷昔在天皇等所立子之民。處々屯倉及別臣連伴造。國造村首所有。曲部之民處々田莊。仍賜食封太夫以



土各有差降と見え。又白雉元年白雀見千一寺莊とあり。古へよりありしものなるべし。其後次第に國々の莊園多くなりしよしは、神皇正統記に見えたり。これはすべて故ある私領の地にて、貢賦あることなく、今の下やしきなど云もの、大なるものなり。後に至りては、公田を郡と稱し、私領を莊と號して、勝手にまかせ開墾の地など云ひ立て、これをも莊と唱へしほどに、終には公田よりは多かりしかば、新立莊園停止すべき旨など、屢々詔ありしなり。このこと古人の説もありて、こゝに云はんも煩しければ悉さず。其地を守るものを、莊司など稱して、終に大名と號し、其地を私することになり、亂れし世に城を構へ、人に奪はれまじと據りしほどに、自ら封侯の如くなり、勢あるものは近隣をも併せたり。故に京官及寺社の領主などは、皆これを失なひ莊園の名も廢したるなりとあり莊園の始めは、何時にありしか詳かならねど、水戸家の食貨志に「班田制環。莊園漸盛。始桓武嵯峨朝。親王及王臣莊。頗遍滿郡國。」といへる如く桓武天皇延暦十六年八月、諸家の莊長、多く私佃を營み、勢威を假りて民を蠶害するを禁せらる。嵯峨天皇弘仁十三年十二月。河内國諸家の莊園あり、土人數少きより、東戸土人を論せず、田一町を營する者は、正税三十束を出舉することせらる。

第五項 守護地頭

王政の末葉より莊園滋く諸國に興り、領家は各自に莊園司を置き、郡司郡領にして國司の職を兼ねるもあり、是より大莊司又は大莊屋の稱號起る、其の配下に名主又郷主と稱するものあり。後鳥羽天皇文治元年（皇紀一八四五）大江廣元守護地頭の制を案じて之れを源頼朝に呈す、後ち五年を経て、建久元年頼朝十六國の總追捕使となり、後ち征夷大將軍となるに及びて鎮守府將軍の常任官職を廢停す、又諸國に守護を置き、莊園に地頭を置くに至りて、總追捕使並に國司・郡領・莊司の稱號自から亡ぶ。

大日本史職官志。追捕使。又稱總追捕使。掌追捕部内奸宄。朱雀帝天慶中。以右近衛少將小野好古。爲山陽南海二道追捕使。村上帝天曆中。近江越前等國亦並置之。及源頼朝討平民。奏請每國置追捕使。自任六十六國總追捕使。及後置守護地頭。而追捕使之名。蓋廢矣。

第六項 留守職

元明天皇和銅三年（皇紀一三七〇）三月四日、都を奈良に遷す。時人稱して新京と云ひ、藤原の宮を舊京と云ふ。此時正二位石上の朝臣麻呂を以て舊京の留守となす。蓋し留守職の官名これより起る。

續日本紀五。三月辛酉。始遷都于平城。以左大臣正二位石上朝臣麻呂。爲留守。

歷世天皇の行幸には必ず留守官を置く、而して鈴印を給ふを例とす。天平十二年九月三十日、聖武天皇宇治及び山科行幸には、藤原豊成をして奈良の留守とし、又十四年八月二十七日近江の紫香樂宮行幸には、巨勢奈氏麻呂・紀飯麻呂・藤原仲麻呂を留守官と爲せしことあり。

留守職の制度は永く傳ひて江戸時代に及びたり、幕府及び諸侯の要職にして城代と云ふものと同じ、故に此の職に任ずるものは、從四位に叙し侍從に任じたること慶長・元祿の間にあり。

明良帶錄。按するに、留守は、もこ漢土の名稱にして、王朝の制にもあり。鎌倉の時、將軍出行の留守を護る者、及び六波羅亭に在りて、京都の守護を掌る人も留守と稱し、もこ正しき職名にはあらざりし也。

後鳥羽天皇文治五年（皇紀一八四九）八月二十日、源頼朝奥羽を平定し、論功行賞あり、功臣を封じて領主と爲し、奥羽兩國に限り守護、地頭の職を置かず、蓋し諸國の莊園に守護地頭を配置するは、義經・行家及び平家の殘黨を戡滅するにあり、行家は文治二年五月戮殺せられ、義經亦同五年泰衡に殺さる、平家の殘黨所在に潜伏するも敢て兵を擧げ頼朝に抗するの力なかりし時なればなり。爰に於て戦後の軍政事務を平泉に置き、留守職を多賀國府の邊に置き、奥羽平定の要訣とせられたるもの、如し、先づ主なるものを列舉すれば。

葛西壹岐守清重を、氣仙・膽澤・磐井・牡鹿・江刺・五郡に封じて、平泉に檢非違使所の事を管領せしめ、伊澤左近將監家景を宮城郡に封じて、奥州留守職に任じ、其他、千葉五郎胤道を、宮城郡國分莊に、武石左兵衛尉胤盛を、伊具・宇多・亘理の三郡に、泉田・澁谷・上形・狩野の四人を、志田・遠田・玉造・加美・栗原の五郡に、長江太郎義景



を、桃生深谷の莊に、熊谷平三直宗を、桃生・本吉二郡に、畠山重忠を、葛岡郡に、封じて統治機關と爲せり。

餘目記録。かまくら殿、文治五年に御發向有て、泰衡たいらし、平泉まで御下向にて、御歸に三迫おつゝ、み（今の栗原郡澤邊村小堤）松山と申所に御陣をめされ、兩國を日本の諸侍に御分配。云々。

新撰陸奥風土記。伊達藤原成宗君、後土御門院文治五年十月、奥洲守護職に補せられたまふ。或書に奥洲探題となり給ふとあり。

### 第六節 仙臺藩制

#### 第一項 治 府

##### 一、岩 出 山 城

後陽成天皇天正十九年（皇紀二二五一）三月二日伊達政宗從四位下に叙し侍從に任ぜられ、葛西大崎十二郡並に膽澤郡を領し羽州置賜郡を致し、大崎の亂を夷らぐ。十月十四日、別本に九月二十三日米澤より岩出澤城に徙り、名を改めて岩出山城と稱し、翌十五日家臣に邸宅を分賜す。此の時留守政景の子宗俊（別本に宗利）利府の領主となる。

藩祖成蹟。十月十四日（編註天正十九年）公岩出澤城に徙り名を岩出山と改めて之に居る。關白龔きに（三月二日）公に葛西大崎の地を賜ふや、諸賊之に據るを以て、公をして之を平けしめ尋て米澤を收む。是に於て米澤田村鹽松より諸將士の族を岩出澤に移し之れに居らしむ、尋て名を岩出山と改む。

十月十五日、諸將に城地を賜ふ。公岩出山に徙り諸將に城地を領つ。角田を伊達成實に、亘理を石川昭光に、涌谷を亘理重宗に、利府を伊達宗俊（別本利）に、登米を白石宗實に、佐沼を片倉景綱に、宮野を原田宗時に、國分を國分盛重に、駒ヶ嶽を富塚宗綱に、築館を遠藤宗信に、阿生津を鬼庭綱元に、坂元を大條宗綱に、薄衣を泉田重光に、金山を中島宗求に、高清水を桑折定重に、岩沼を小栗川宗景に、前澤を大内定綱に、江別を猪苗代盛國に賜ふ。

政宗記。關白公は二本松より出羽の最上へ移し給ふ。家康も岩手山に御座して、一揆の跡を再び直し給ふ。關白公へ付参らせし勢

と、澤野彈正朝は南部迄下り奥洲平均に納め給ふ。北は南部境、南は大崎葛西・宮城國分。名取・伊具・亘理・宇田の新地駒ヶ峯、其外金山・丸森・金津・柴田を切に政宗拜領し給ふ、直に岩手山へ移し給ふ。其跡會津・仙臺・米澤・伊達・刈田迄は蒲生飛彈守氏郷拜領にて、關白公と家康はより給ふ。是に依て政宗家來は、國替なれば米澤・伊達・信夫・仙臺より何れも妻子を以て引移す。政宗の在城をば岩出山と定め、今度拜領の分領中、夫々に知行を分し給ひ、諸侍爰彼處へ着給へり。

東藩史稿。二十三日（天正十九年九月）治を岩手澤に移す、岩出山と改む尋いて諸將歸京す。太閤改めて我長井・信夫・二本松・田村・鹽松・刈田の地を收め氏郷に賜ひ、公へ黒川・宮城・名取・柴田・伊具・宇田の内並に志田郡松山分、桃生深谷に、葛西・大崎十二郡を副へて賜ふ。依て邑を頒賜する差あり。

伊達鑑。陸奥平らぐ。東照公政宗の功あるを以て秀吉を勧め、封を伊具・亘理・名取・宮城・宇多・桃生等の地に封じ、舊領出羽置賜及び伊達・信夫等の五郡に易ふ。

文祿四年二月七日蒲生氏郷大阪に頓死し、白石城は遂に上杉景勝の所領となる。白石城は信夫口を扼し東北の要塞なり。景勝徒封の初より城代を精選し、甘糟景繼をして、守らしめ暗に政宗に備ふ、政宗亦之を含む。皇紀二二六〇年後陽成天皇慶長五年、景勝叛族家康に抗す、政宗急遽攻めて白石城を拔く。

日本戰史。伊達の上杉に於ける宿怨あるにあらず、然れども當時景勝の領する刈田・信夫・伊達の諸郡は、概ね數年前政宗の略有したる所にして、其人民も亦舊恩を思ふ者尠からず、故に機會に乗じ之を復さんと欲するは、蓋し政宗の宿志にしたる所にして、白石城恰も其進路の衝に當れり是れ第一に攻撃せられたる所以ならん。

仙臺郡村古事考。刈田郡元正天皇養老二年、柴田郡を分けて本郡（東鑑に葛田郡）を置く。八世宗遠君よりの治下、一時上杉景勝の領となり、慶長五年より伊達氏の有さなる。一萬九千九百九十一石五斗六升。

會津陣物語。甘糟清良・豊野又兵衛をして牙營を守り、登坂忠廣をして羅城を守らしむ。城中貳を懐く者あり、窃に政宗に告ぐ、二十四日政宗軍を發し急に襲ふ、火を城下に縱つ堡障に薄る事不意に發す、又兵衛忠廣急遽を馳せ清長に報ず、敵軍羅郭を攻む。忠廣出で降る、又兵衛勢竭き戦死す、城遂に陥る。



二、仙臺城

慶長七年（皇紀二二六二）五月十八日、仙臺城府の造營全く竣る。城府の區域は、宮城郡國分莊荒卷、小田原・南ノ目・小泉及び名取郡根岸の五ヶ村に跨る。詳述する左に。

宮城郡荒牧村（七北田村字荒卷）萬日堂前（東六番丁東照宮傍）より、宮町西裏旅宮（東六番丁小學校敷地）前通り、清水小路を下り、荒町橋元より田町通り鹿子清水へ見通し、夫より米ヶ袋預り人屋敷共河へ下り、川通りは龍の口澤下まで片瀨片側、本丸西林（本丸・二の丸・龜岡）沼底道・葛岡石山・龍寶寺山・寂光寺より、北山（北山通）杉山を経て、萬日堂脇に至る一帯の地。宮城郡小田原村（原町字小田原）萬日堂東、宮町西側より旅宮脇通（花京院通）原町の西材木藏（榴ヶ岡）迄見通し一帯の地。宮城郡南ノ目村（原町字南ノ目）原町の西材木藏より、旅宮脇通（南側）清水小路東裏、南は連坊小路北裏より、藥師堂木ノ下北裏まで一帯の地。

宮城郡小泉村（七郷村字南小泉）藥師堂より連坊小路上り、清水小路東裏通り荒町頭に至り、田町南側通り米ヶ袋預り人屋敷東より、段々土樋・若林米藏・河原町通り長町橋迄川添一帯。北は染師町（南染師町）下通り、足輕町・保春院・藥師堂・連坊小路まで東は若林一帯の地。

名取郡根岸村（長町字根岸）澤口澤より評定所東向ひ、小人町・鹿落坂・御靈屋・瑞鳳寺境内及松山寺・鹿落觀音・大藏寺・山守屋敷より東、越路町通より虚空藏・愛宕・宮澤宗禪寺迄一帯の地、川通り宮城・名取兩郡の境は片瀨片用なり（米ヶ袋の地、始め名取郡に屬せしが、後ち宮城郡に組替せらる、年次不詳）

先是、岩出山城は領内の西隅に僻在し、城廓とし又治府に適せざるが故に治府を中央地帯に撰み、築城の工を起さんと欲し、築城候補地として、牡鹿郡石巻日和山、宮城國分莊宮城野榴ヶ岡及び千代城の三ヶ所を豫定せられたり。概要を抄録する下記の如し。

【牡鹿郡石巻門脇日和山】第一船着繁昌の地に御座候云々述べ、深谷・石巻・濱市・鹿又・和潤等の關係を叙し、交通の難易を説き、遠島の爲めに萬一の場合には、船船の出入自由ならしめざる等を擧げて、且つ曰く南は大海、東北に大河通り、北は別して谷

地足入多く、西の方廣野にて御屋敷割被成候も支え有之間敷候。廣野の先は又大谷地にて道一筋に御座候間、堅固繁昌もに調へ申候地に御座候。

【宮城野榴ヶ岡】四面開け東南を受申候地形にて、而かも海邊からず候故、舟入も續き可申哉、左候は、一入繁昌の地と相見申候扱又西方に類も無御座候、此裏は大沼にて西より南の方へ押廻して、見切り難き程の沼谷地に御座候、總て此の山際残らず深田にて、又東の方苦竹の向ひ小鶴沼有り、大沼にて東は谷地深田無限に續き申候、西大川前迄蘆原の野谷地にて、堅固繁昌の地形に候【國分の内千代城】大林の中の陸地に御座候て、諸の城に被爲然るべき地形にて御座候とて其要害を詳述し、最後に右三ヶ所共に堅固の名地にて御座候。乍去。

石巻は街道に遠く隔り地に御座候、殊に江戸表には御手遣遠く、其上御領内南北西へ手遠く御座候間、亂世の刻は治り兼可申哉、其上四方表にて御普請方大方に御座候。

榴ヶ岡は四方堅固に御座候得共、四面に敵請の地に御座候、殊に西山の手へ敵働入候へは、危き地形に御座候、此地は猶四方城にて大分の普請方に御座候。

千代城は山の手につき高山にて、守城堅固に御座候、尤普請方も少く、殊に堅固にて守城防戦共に堅固の地に御座候、街道を受け山林海邊へも近く、堅固繁昌共に相調申候地形に御座候云々。

慶長五年（皇紀二二六〇）十二月二十四日甲午の吉辰を卜して、宮城郡國分梅ヶ森青葉ヶ崎に、城府の經營を始む。繩張始の式を擧げらる、政宗親ら築城池を巡見せらる。此の時千代を仙臺に改む。蓋し「仙臺初見五城樓」の章句を出典とせるものならん。その夜祝宴を張られ、高砂・田村・野々宮・養老・狸々の御能を催ふせらる。

治家記録。一右志摩（家臣山岡志摩重長）爲指登候節、奥州宮城郡國分の内、千代之城再興、政宗居城に仕度由、本多佐渡守を以て、權現様（家康）へ言上仕候處、普請可仕旨被仰付、十二月二十四日繩張始、仙臺と改號仕候、翌年より致普請、同七年に成就仕候。云々。

翌慶長六年正月十一日蹴立の式を行ふ。普請總奉行には後藤肥前信康・川島豊前景泰・金森内膳・眞柳十助・原次右



衛門・普請奉行渡邊進内・油井善助・大工棟梁梅村日向・書工佐久間左京・石工辻本七郎兵衛・鹿野清左衛門・黒田八兵衛・能島與右衛門にして、茂庭石見延元亦奉行として専ら監督の任に當れり。又川島景泰・金森内膳等をして城下の地形により繪圖を作製せしめて、諸士屋割及び市街の割付等を爲さしめ、又川島景泰監造となり、其年十二月、大橋先づ落成す。幅五間長五十間なり。

此年二月朔日より五月節旬迄の間に、十民一同岩出山の城邑より、仙臺の城下に引移るべきを命ぜり、翌七年五月十八日仙臺城府の營築全く竣り、八年八月政宗江戸邸より歸りて、始めて仙臺城府に入り、移徙の賀儀を行はせられたり。城は後ち本丸と稱す、今の忠魂碑及招魂社所在地なり。城門は北に面し、石疊高く左右を圍み、菊桐章燦然として門頭に耀く、其の形式現存する二ノ丸御門に同じ、今の師團司令部の門此れなり。門を入りて左りに又一門あり、車寄御門と云ふ、又日暮御門とも稱ふ、朝陽・鳳鳴の圖を刻み櫓を構ふ。櫓外佛狼機砲を据へ、砲身菊章を刻さむ、門内に千疊敷の本殿あり、正面の破風には鍍金の菊章二個、桐章一個を附し、徑各九尺。本殿の正面左方に車寄あり、昇りて殿内に入れば、左に紅楓之間・檜之間・孔雀之間・公卿之間・鳳凰之間の五室あり、鳳凰の間に向つて、一段幔面(のめ敷居の溝なきもの)を高くし、南面するものを上々段と稱す、即ち帝座の間之れなり。附書院あり、床及び棚を設け、金張りの襖には、芳草麗華を畫き、鳳凰の間と共に金具多くは菊桐章を用ゐ、藩主と雖も曾て入ることなし。別に九室あり、芙蓉之間・柳之間・上段・御帳内・鹿之間・虎之間・鷹之間・鶴之間・諸鳥之間、之を上段の間と云ふ。結構壯麗、金碧燦爛たり、用ゐる所の菊桐の御章は、後水尾天皇の恩賜なり。二ノ丸は、伊達忠宗義山公、寛永十五年八月經始、翌十六年六月落成、今の師團司令部・軍法會議所所在の敷地一帯之れなり。藩祖成蹟卷之四。正月十一日(編註慶長六年)仙臺城を經始す。後藤信康川島宗泰金森隱岐眞柳十助原次右衛門を以て更になす。公會て岩出山に在るや地勢全からざるを以て、茂庭綱元を徳川氏に遣はし、千代或は石巻に城を移さんことを請ふ、徳川氏即ち千代に城くことを聽す、是に於て公後藤信康等を更になして經始せしむ。此地は原々梅ヶ森青葉崎と云ふ、往昔島津陸奥守之に居て千疊と云ふ、後薩摩に移る、羣で大森陸奥守之に居り千疊を改めて千代と爲す。源頼朝秀衡を征するや、下野結城の城守結城七郎某戰功あるを以て國分の莊を賜ひ、因て國分七郎能登守と稱し世々國分城に居る、天正四年國分盛重千代に移りて之に居る、同十六年正月十二日復た小泉城に移る。今歳、公、城を經始し名を改めて仙臺城と云ふ。

仙臺城府の街衢凡三百、市店凡二十四、社寺塔頭三百有餘、規模の雄大江戸以北に其比を見ざるの城府を築き、六十萬の邦土の基礎をして鞏固ならしむるに至れり。

### 第七節 版 籍

#### 第一項 領 土

天正十九年治府を岩出山城に開始するに方り、刈田郡は蒲生氏郷の所領に歸し、後ち上杉氏の有となる。慶長五年刈田郡は伊達氏の所領となる。翌六年岩出山城より南に進みて、仙臺城を經始し、翌七年治府を仙臺城に徙せし後ち、寛永十一年近江國蒲生郡を所領、更らに増賜せられたるにより、六十二萬五千七百三十一石一斗八升を算するに至れり。その券書を抄録する左の如し。

陸奥國にて千二十ヶ村。常陸國にて三十四ヶ村。近江國にて十九ヶ村。合千七十三ヶ村。  
此高六十二萬五千七百三十一石一斗八升。如前々全可領知之狀如件。

寛永十一年八月四日

仙臺中納言殿

家 光 判

徳川二代將軍家光券證を伊達政宗に與ふ、爾來増減加除の繁なかるべし。政宗九世の孫周宗(紹山公)文化九年四月廿四日薨す歳十七、將軍家治(家齊)祖先の勳勞を案じ特に命じて、其の弟齊宗(英山公)をして、封土を襲がしむ。券證記載の祿高、寛永十一年の朱判に同じ、即ち六十二萬五千七百三十一石一斗八升なり、略して六十二萬五千七百三十石と銘記す。券證の寫は、根白石村鷺尾營吉の所藏に係れり抄録左に。

親陸奥守領する通其子陸奥守江六拾貳萬五千七百三十石之所奥州に而無相違被相宛行者也、仍而今日より鎮守府兼陸奥守隨分



天子之御百姓御町人を始其方譜代之一家中町人に至迄情を掛靜謐可相守右に付而者松平之二字御名乗之一字を被下置之間右之通相心得是迄之通年々參勤可仕旨被

仰渡趣主人陸奥守江可届旨老中を以被仰渡由右之通可相心知行無相違領所如件。

文化九年 四月

徳川家齊 判

齊宗代 片倉小十郎江

東藩史稿(作並清亮括註)此時我封額未だ六十二萬石に至らず。此より後寛永十一年大猷公(家光)賜ふ所の印證に、六十一萬五千石を爲す、且つ郡名の如き、牡鹿を小鹿、登米を流、本吉を東山、加美を寒郡に作るが如き、檢地未だ定かならざるに似たり。寛文四年嚴有公(家綱)賜ふ所に至り初て正整す。其印信に「陸奥國桃生・牡鹿・登米・磐井・本吉・氣仙・膽澤・加美・玉造・栗原・志田・遠田・刈田・柴田・伊具・亘理・名取・宮城・黒川・江刺・宇多並に、常陸・近江合せて六十二萬石餘を爲す。文昭公(家宣)に至り、常陸三千四百餘石を收め下總一邑に換ふ。乃ち全封陸奥常陸近江下總二十七郡、一千八村、凡て六十二萬五千六百五斗四升四合をなす。爾來幕府繼世毎に賜ふ所の證券増損なし。其實賦の如き、或は百二十萬石と云ひ、或は百五十萬石と云ふ。天保九年幕府に出す領地郡村高辻帳に依れば、開墾地を合せて一萬四千九百九十九石七斗六升二合六勺六才あり。然れども是其の表面にして實數に非ざるに似たり。嘗て出入司たりし萱場氏章が、寶曆中の調査によれば、陸奥のみにて、米百五十八萬八千四百三十石二斗八升八合四勺、雜石五十二萬九千七百七十六石七斗六升二合、計二百一十一萬七千六百七十七石五升一合四勺餘あり。仙臺城沿革。慶長十一年常陸三郡を加増せられ、六十二萬八千石となる。

藩翰譜。大に有功諸將を封す。而して政宗命に違ひ戦ひ數々敗るを以て前約(刈田・伊達・信夫・二本松・鹽松・田村・長井凡そ四十九萬五千石餘を加賜し、以て老臣の俸を爲す云家康の墨付なり)を停め地を益さず。政宗罪を得ざるを幸と爲し、敢て増地を請はず。

伊達略記。關原亂平き、二十一郡六十萬石を賜ふ、後ち近江常陸一萬石、近江五千石。

仙臺封内券書。六十二萬八千石餘、實賦九十八萬三千三百石餘。

伊達家譜東遷基業。常陸龍崎二萬石、總て六十四萬石。

逸史。近江及び下野田萬石を興へ、以て入京の馬儀と爲す。

讀書餘滴。仙臺封境六十四萬石。實收二百萬石に至る、侯國の富、其右に出る者なし。

東藩史論。本邦諸侯は仙臺尤も大なり、二百五十萬石にも過ぐべし。加賀長門此に次ぐ、各百餘萬石。

木村宇右衛門覺書。此より先き石田三成屢々誓書を以て、公(政宗)の大阪の爲めにせんを請ふ、若し従はれば關東より奥州は心の儘なるべし。其五回の書に、徳川を助くるは本國の恩を忘るなり。公此數書を家康に呈す、家康大に喜び、徳川の有ん限りは、此忠義忘るべからず、急ぎ國に歸り、景勝を押ゆべしと。翌日本多正信をして族費金千兩を賜ふ。

### 第二項 分 領

治府を岩出山城に置き、屋代勅解由兵衛景頼に奉行を命じて岩出山城に居らしむ、蓋し奉行職の濫觴なり。初め功臣將士に城池を分與し、後ち之れを改む。伊達秀宗を村田に、石川昭光を松山に、伊達成實を角田に、留守政景を黃海に亘理宗重を涌谷に、桑折政長を岩谷堂に、白石宗實を水澤に、鬼庭綱元を沼邊に、富塚近江を眞坂に、湯目景康を佐沼に、片倉景綱を亘理に、遠藤宗信を加美郡築館城に居らしむ。後ち寛永十一年八月四日印證下賜により、所領の地所を變更し大異動行はる、假令へば茂庭の愛子に、留守の水澤、片倉の白石に徒封せる類屢々行はる。殊に寛文の騷擾は更に移徒をして頻繁ならしむ。而して功臣將士を封するに階級あり。要害拜領・所拜領・野場拜領・在所拜領の四等に分區し、要害拜領には○印、所拜領には●印、野場拜領には▲印、所拜領には□印の符標を掲げて、領土保有の權限を闡明ならしむ。左に寛文内証以來の領主所領を抄録する下記。

【御一門衆】 伊具郡角田石川大和昭光二萬三千三百石、亘理郡小堤伊達藤五郎成實二萬四千石、岩手縣水澤伊達將監留主政景一萬四千石、遠田郡涌谷伊達安藝重宗二萬二千六百石、登米郡寺池(登米町)伊達式部二萬石、岩手縣岩谷堂伊達右近五千石、黒川郡宮床伊達六郎八千石、玉造郡岩出山伊達彈正康永一萬五千石、柴田郡川崎伊達伊織三千石、栗原郡眞坂白河上野千石、岩手縣前澤三澤信濃三千石。



【御一家衆】 水吉郡鉾川沼館貝主千石、名取郡長袋秋保外記千石、柴田郡舟岡柴田九郎治五千石、岩手縣江刺小梁川典膳、栗原郡若柳藤森佐渡、亘理郡坂本大條監物、岩手縣瀧衣泉田大隅千四百石、桃生郡長井村田陽之助六百八十七石、栗原郡照越黒木熊松八百石、栗原郡高清水石母田長門七千石、桃生郡鹿股瀨上小膳二千石、栗原郡若々崎中村日向四千五百石、志田郡長尾石川筑前、岩手縣江刺中目内匠四百九十七石、登米郡北方亘理伯耆、栗原郡鶯澤梁川大藏三百石、刈田郡白石片倉小十郎一萬八千石。

【准御一家衆】 岩手縣齋澤猪苗代平五郎三百六十石、宮城郡八幡天童内記千三百四十七石、伊具郡藤田松前近江千七百石、栗原郡石城葦名豊前千五百石、登米郡米谷高泉主計三千石、宮城郡高城本郷福原帶刀千石。

【御一族】 桃生郡相野谷大立目頼母千石、岩手縣膽澤大町監物六百三十七石、岩手縣西長井大塚久馬百八十七石、登米郡西郡大内藤殿千二百九十七石、桃生郡前谷地西大條駿河五百六十九石、宮城郡松森小原勘解由五百二十六石、岩手縣江刺中島監物千六百八十石、福島縣駒ヶ峯宮内大藏、志田郡松山茂庭周防良元一萬三千石、伊具郡金山中島眞之進二千石、岩手縣衣川遠藤石見六百石、伊具郡小齊佐藤伊賀千石、宮城郡國分中野畑中要人、加美郡谷地森片倉頼貞千石餘、黒川郡成田下郡山隼人、宮城郡國分中野大町源十郎、岩手縣江刺人首沼邊長門千石、黒川郡大松澤大松澤伊勢六百一十一石、栗原郡櫻目石母田備中千石、岩手縣黃海坂英力五百石、栗原郡川口遠藤帶刀千八百三十石、黒川郡今村但木土佐、遠田郡不動堂後藤孫兵衛元康二千七百石。

【代々着座】 加美郡中新田只野圖書義方千二百石、伊具郡金澤大條木工六百石、岩手縣東山奥山内膳千八百石、加美郡小野田奥山勘解由良風千六百石、名取郡岩沼古内要人七千石、加美郡宮崎古内伊賀義長三千三百石、刈田郡平澤高野隼人千六百石、名取郡下増田伊東主膳七百石、伊具郡丸森佐々伊織三千石、桃生郡小野富田壹岐二千石、栗原郡宮澤長沼五郎左衛門千五百石、本吉郡柳津布施文之助千七百石、桃生郡寺崎黒澤伸三千石、柴田郡村田芝田主稅常弘二千石、松岡主水、黒川郡大松澤石田豊前千五百石、遠田郡休塚松本出雲千三百石、宮城郡蒲生和田主馬之助千六百石、志田郡下中野目氏家兵衛之助二千石、黒川郡大衛戸田典膳六百石、栗原郡沼倉和久半左衛門七十七石、登米郡石森登原外記登米郡佐沼大町保、岩手縣大原平賀千代松。

上記は單に一門を連枝と稱し、三席を大家と唱へ、着座を家柄と呼びたる、門閥及び將士の家臣を擧げて、領内を統治せしむるがため、各所の要害に配し、或は之を居館に、或は在所を給して支配地と爲さしむ、又更に仙臺屋敷を賜ひて參府登城の用に供せしめたり。外に大番士を上士、番外士を下士、足輕を卒と云ふ。食祿は二萬石以上四人。一萬石

以上四人、千石以上六十六人、百石以上八百七十八人、其以下二千六百余人、之れが給與を分ちて知行支給のもの千六百余人、藏米支給のもの百余人、扶持方切米のもの約二千人、外組士以下あり爰に略す。

仙臺郡村古事考。宮城郡、建久元年三月、水澤の祖膽澤左近將監家景に、國分の郷は、國分彦九郎盛重の先祖、第九世政宗應永の頃其の領となり、天正十八年八月全領す。八十九ヶ村、四萬七千五百七十八石六斗三升也。在所拜領。八幡村准御一家千三百四十七石、天童右近介、高城本郷准御一家千石、福原主稅、松森村在所屋敷御一族五百二十六石、小原雅樂、中野村在所屋敷御一族、中伊賀、同御一族、大町源十郎、蒲生村在所着座千六百十四石和田豐五郎、利府本郷在所大番組千石、木村雍之進、松森村在所大番組矢野丙吉。

封内風土記。公族天童備後頼根家僕居其邑者。男女凡(下皆同)二百九十七口馬二十七。同島中雅樂安亮家僕三十口馬四。和田左太郎爲利家僕二百七十七口馬十九。大町平治頼泰家僕七十四口。木村藤馬信堅家僕六十二馬一。山本三郎兵衛實盛家僕百三口馬十一。森田司馬清元家僕百八十九口馬二十一。古内鐵右衛門真永家僕三百六十八口馬四十七。成田丹宮友房家僕五十六口馬二。矢野善三郎定教家僕四十五口。

第三項 士分階級

仙臺藩士の身分を分つこと數等、然れども身分の高下により食祿封土の多寡を定むるものに非らず。伊達家の一門にして食祿八千七十一石の伊達六郎あり、又一族にして一萬三千石の茂庭周防のあるあり。而して等級第五位の着座以上にあらずれば、階前盈尺之地に藩主に相見するを得ざるの制度なり。故に藩王親から神社佛閣に參拜し、縁起由緒を社僧に質さんとするも、口述答申の途なきが故に、此等の場合に限り着座の資格を與ふる特例を設けたり。藩王先代の菩提院又は祝福の祈願寺に限り、家柄以上の資格を有たしむ、松島瑞巖寺の一門格の如きは是れなり。一門は最高の身分なり詳述すれば。